

搬入スル者ノ組織スル團體ニ對シ鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第五條乃至第七條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第九條 指定消費地域内ニ當該地域外ヨリ鮮魚介ヲ搬入スル者ハ當該指定消費地域ニ付農林大臣ノ指定シタル市場（以下指定消費市場ト稱ス）ノ賣買取引ニ依ルニ非ザレバ其ノ搬入シタル鮮魚介ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 指定消費地域ノ當該地方長官ノ許可ヲ受ケタル者ガ當該地方長官ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲ス場合

二 一日正味十貫ヲ超エザル數量ノ鮮魚介ヲ販賣スル場合

三 特別ノ事由ニ因リ指定消費地域ノ當該地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

第十條 鮮魚介ノ小賣ヲ爲ス者又ハ業務上鮮魚介ノ消費ヲ爲ス者ニシテ指定消費地域内ニ住所、居所、營業所、事業場又ハ事務所ヲ有スルモノハ農林大臣ノ指定シタル場合ヲ除ク外農林大臣ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ販賣ノ目的ヲ以テ内地以外ノ地域ニ農林大臣ノ指定シタル鮮魚介ヲ搬出スルコトヲ得ズ

農林大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ搬出ヲ爲スコトヲ得ル者ヲ指定スルコトアルベシ

第十五條 前條第一項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

一 種類及數量

二 仕向地及仕向港又ハ仕向群

三 積出港又ハ積出群

四 搬出時期

前條第一項ノ許可ヲ受ケタル者前項各號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ之ヲ農林大臣ニ届出ツベシ

第十六條 農林大臣又ハ地方長官鮮魚介ノ

事務所有スルモノハ當該指定消費地域内ニ所在スル指定消費市場其ノ他鮮魚介ノ販賣ヲ爲ス者ノ販賣場以外ヨリ當該指定消費地域内ニ於テ販賣シ又ハ消費スル鮮魚介ヲ買受ケ（買入ノ委託ヲ爲ス場合ヲ含ム以下同ジ）又ハ販賣ノ委託ヲ受ケルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 正味五貫ヲ超エザル數量ノ鮮魚介ヲ買受ケル場合

二 特別ノ事由ニ因リ指定消費地域ノ當該地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

第十一條 農林大臣鮮魚介ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ指定消費市場ニ於テ賣買取引ヲ爲ス者又ハ其ノ組織スル團體ニ對シ當該指定消費市場ニ於テ賣買取引セラルル鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第五條乃至第七條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第十二條 地方長官當該道府縣ニ於ケル鮮魚介ノ需給調整上特ニ必要アリト認ムル

トキハ左ニ掲グル者又ハ團體ニ對シ鮮魚介ノ出荷先、出荷ノ割合又ハ數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトヲ得

一 集荷場ノ開設者

二 鮮魚介ヲ漁獲シ之ヲ集荷場ニ搬入スル者又ハ其ノ組織スル團體

三 鮮魚介ヲ買受ケ若ハ販賣ノ委託ヲ受ケ之ヲ集荷場ニ搬入スル者又ハ其ノ組織スル團體

四 集荷場ニ於テ賣買取引ヲ爲ス者又ハ其ノ組織スル團體

五 前各號ニ掲グルモノノ組織スル團體

第五條乃至第七條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス但シ第五條及第七條第二項中農林大臣トアルハ地方長官トス

第十三條 總噸數五噸以上ノ船舶ヲ以テ鮮魚介ノ陸揚ヲ爲ス者ハ農林大臣ノ指定シタル場合ヲ除ク外當該船舶ニ付其ノ陸揚地ヲ定メ陸揚地ノ地方長官ニ届出ツベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前

項ノ者ニ對シ同項ノ船舶ニ付其ノ陸揚地ヲ指定スルコトアルベシ

第十四條 鮮魚介ノ漁獲ヲ爲ス者又ハ鮮魚介ノ販賣若ハ販賣ノ委託ヲ爲ス者ニシテ内地ニ住所、居所、營業所、事業場又ハ事務所ヲ有スルモノハ農林大臣ノ指定シタル場合ヲ除ク外農林大臣ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ販賣ノ目的ヲ以テ内地以外ノ地域ニ農林大臣ノ指定シタル鮮魚介ヲ搬出スルコトヲ得ズ

農林大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ搬出ヲ爲スコトヲ得ル者ヲ指定スルコトアルベシ

第十五條 前條第一項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

一 種類及數量

二 仕向地及仕向港又ハ仕向群

三 積出港又ハ積出群

四 搬出時期

前條第一項ノ許可ヲ受ケタル者前項各號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ之ヲ農林大臣ニ届出ツベシ

第十六條 農林大臣又ハ地方長官鮮魚介ノ

配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ左ニ掲グル者又ハ團體ニ對シ鮮魚介ノ運渡、運受又ハ移動ニ關シ一般ニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

一 集荷場ノ開設者

二 鮮魚介ノ漁獲ヲ爲ス者又ハ其ノ組織スル團體

三 鮮魚介ノ販賣若ハ販賣ノ委託ヲ爲ス者又ハ其ノ組織スル團體

四 業務上鮮魚介ノ消費ヲ爲ス者又ハ其ノ組織スル團體

第十七條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前條各號ニ掲グル者又ハ團體ニ付鮮魚介ノ配給統制上必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

生活必需品統制令第十四條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十三條第一項ノ規定ハ昭和十六年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

（別記様式省略）

鮮魚介ノ陸揚地ノ届出ヲ爲スコトヲ要セザル場合指定

（昭和十六年四月二十八日）
（農林省告示第二百三十八號）

鮮魚介配給統制規則第十三條第一項ノ規定ニ依リ鮮魚介ノ陸揚地ノ届出ヲ爲スコトヲ要セザル場合左ノ通指定シ昭和十六年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 汽船「トロール」漁業者、機船「トロール」漁業者又ハ母船式漁業者ガ汽船「トロール」漁業取捕規則、機船式漁業取捕規則又ハ母船式漁業取捕規則ノ定ムル所ニ依リ漁獲物タル鮮魚介ヲ陸揚スル場合

二 専ラ漁業ニ關スル試験、調査、指導若ハ講習ニ從事スル船舶又ハ漁業ノ取締ニ從事スル船舶ヲ以テ鮮魚介ヲ陸揚スル場合

三 天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ地方長官ニ届出デタル陸揚地ニ陸揚スルコト能ハザル爲其ノ陸揚地ヲ變更セントスル場合

醫藥品及衛生材料生產配給統制規則

(昭和十六年五月七日) (厚生省令第十五號)

改正 昭一六、一〇、一四、厚令四八

生活必需物資統制令ニ基キ醫藥品及衛生材料生產配給統制規則左ノ通定ム

第一條 生活必需物資統制令ニ依ル醫藥品及衛生材料ノ生產配給ノ統制ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 厚生大臣ノ指定シタル醫藥品(以下第一種醫藥品ト稱ス)ノ生產(自製ノ醫藥品ノ原料ニ供スル目的ヲ以テ爲ス生產ヲ含ム以下同ジ)ヲ業トセントスル者ハ厚生大臣ノ許可ヲ受ケテベシ

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ各號ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

一 住所(法人ニ在リテハ主たる事務所所在地)及氏名(法人ニ在リテハ名稱)

二 藥劑師、製藥者、賣藥營業者ノ別

三 品名

四 生産ノ目的

五 工場所在地

六 生産能力及生産工程

七 原材料取得ノ方法

第三條 前條第一項ノ許可ヲ受ケタル者第一種醫藥品ニ付テハ生産ヲ廢止シ又ハ生産能力若ハ生産工程ヲ變更セントスルトキハ厚生大臣ノ許可ヲ受ケテベシ

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由ヲ具シタル許可申請書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

前條第一項ノ許可ヲ受ケタル者前條第二項第一號、第二號、第四號、第五號又ハ第七號ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ直ニ厚生大臣ニ届出ツベシ

前條第一項ノ許可ヲ受ケタル者第一種醫藥品ニ付テハ生産ヲ一月以上休止セントスルトキハ豫メ其ノ事由及休止ノ期間ヲ厚生大臣ニ届出ツベシ

第四條 厚生大臣ハ第一種醫藥品若ハ第六條ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定シタル衛生材料ノ生産ヲ業トスル者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ生産ノ數量、時期其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ當該醫藥品又ハ衛生材料ノ生産ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 厚生大臣ノ指定シタル醫藥品(以下第二種醫藥品ト稱ス)ノ生産ヲ業トスル者輸入業者、移入業者又ハ此等ノ者ノ團體ハ厚生大臣ノ指定シタル者(以下生産統制機關ト稱ス)以外ノ者ニ對シ當該

醫藥品ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 生産ヲ業トスル者輸入業者又ハ移入業者ガ此等ノ者ノ團體ニ讓渡スルトキ

二 陸軍各廳又ハ海軍各廳ニ讓渡スルトキ

醫藥品ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 生産ヲ業トスル者輸入業者又ハ移入業者ガ此等ノ者ノ團體ニ讓渡スルトキ

二 陸軍各廳又ハ海軍各廳ニ讓渡スルトキ

三 特別ノ事情ニ依リ厚生大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ

第六條 厚生大臣ノ指定シタル醫藥品又ハ衛生材料(以下第三種醫藥品衛生材料ト稱ス)ノ生産ヲ業トスル者輸入業者、移入業者又ハ此等ノ者ノ團體ハ厚生大臣ノ指定シタル者(以下配給統制機關ト稱ス)以外ノ者ニ對シ當該醫藥品又ハ衛生材料ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 第二種醫藥品ニ該當スルモノニ付生産統制機關ニ讓渡スルトキ

二 生産ヲ業トスル者輸入業者又ハ移入業者ガ此等ノ者ノ團體又ハ第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定シタル者ニ讓渡スルトキ

三 陸軍各廳又ハ海軍各廳ニ讓渡スルトキ

四 特別ノ事情ニ依リ厚生大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ

前項ノ規定ハ厚生大臣ノ指定シタル者第三種醫藥品衛生材料ヲ讓渡スル場合ニ付

之ヲ準用ス

第七條 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ノ指定シタル者又ハ其ノ團體(以下仲買人ト稱ス)ニ非ザレバ厚生大臣ノ指定シタル醫藥品(以下指定生藥品ト稱ス)ノ生産者又ハ其ノ團體ヨリ醫藥品ノ製造又ハ販賣ノ業務ニ關シ當該指定生藥品ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 生産者ノ團體ガ生産者ヨリ讓渡スルトキ

二 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

第八條 仲買人ハ厚生大臣ノ指定シタル者以外ノ者ニ對シ生産者又ハ其ノ團體ヨリ讓渡セタル指定生藥品ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ仲買人間ニ於テ讓渡スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ規定ニ依リ仲買人間ニ讓渡アリタル場合ニ於テ最終ニ指定生藥品ヲ讓渡セタル仲買人ハ前項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定シタル者以外ノ者ニ對シ當該指定生藥品ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 輸入業者又ハ移入業者ガ此等ノ者ノ團體ニ讓渡スルトキ

第九條 指定生藥品ノ輸入業者、移入業者又ハ此等ノ者ノ團體ハ厚生大臣ノ指定シタル者以外ノ者ニ對シ當該指定生藥品ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 輸入業者又ハ移入業者ガ此等ノ者ノ團體ニ讓渡スルトキ

國家總動員法——生活必需物資統制令

團體ニ讓渡スルトキ

二 特別ノ事情ニ依リ厚生大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ

第十條 生産統制機關、配給統制機關又ハ第八條若ハ前條ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定シタル者ハ夫レ夫レ第二種醫藥品、第三種醫藥品衛生材料又ハ指定生藥品ニ付讓メ厚生大臣ノ承認ヲ受ケタル配給計畫ニ依ルニ非ザレバ當該醫藥品、衛生材料又ハ指定生藥品ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 陸軍各廳又ハ海軍各廳ニ讓渡スルトキ

二 特別ノ事情ニ依リ厚生大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ

第十一條 地方長官ノ指定シタル者(以下卸賣機關ト稱ス)ハ第三種醫藥品衛生材料ニ付豫メ地方長官ノ承認ヲ受ケタル配給計畫ニ依ルニ非ザレバ當該醫藥品又ハ衛生材料ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ第十條又ハ前條ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケタル配給計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十三條 卸賣機關ハ當該道府縣ニ於ケル醫藥品又ハ衛生材料ノ販賣ヲ業トスル者(生産統制機關、配給統制機關、第六條第

二項、第八條又ハ第九條ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定シタル者及卸賣機關ヲ除ク以下小賣業者ト稱ス)及地方長官ノ指定シタル者以外ノ者ニ對シ第三種醫藥品衛生材料ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 厚生大臣又ハ地方長官第三種醫藥品衛生材料ニ付配給ノ圓滑ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ地域、品目及用途又ハ品目ノミヲ指定シ其ノ讓渡又ハ讓受ニ付購入券ヲ使用セシムルコトアルベシ

第十五條 購入券ノ發行者ハ市町村長(之ニ準ズベキモノヲ含ム)以下同ジ)其ノ他ノ者ニ付厚生大臣又ハ地方長官之ヲ定ム

前項ノ外購入券ノ様式其ノ他其ノ交付ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

第十六條 購入券ノ發行ニ關シ市町村長ノ行フ事務ニ關スル費用ハ市町村(之ニ準ズベキモノヲ含ム)ノ負擔トス

第十七條 購入券ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受タルコトヲ得ズ

第十八條 地方長官ハ購入券ノ發行者ニ對シ其ノ發行スベキ購入券ニ相當スル醫藥品又ハ衛生材料ノ品目別數量ヲ決定シ之ヲ通知スベシ

購入券ノ發行者ハ前項ノ通知ヲ受ケタル醫藥品又ハ衛生材料ノ品目別數量ノ限度内ニ於テ購入券ヲ發行スベシ

第十九條 地方長官ハ卸賣機關ニ對シ前條第一項ノ品目別數量ヲ通知スベシ
卸賣機關ハ購入券ト引換フルニ非ザレバ前項ノ通知ヲ受ケタル品目別數量ニ該當スル醫藥品又ハ衛生材料ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第二十條 第十四條ノ規定ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官ノ指定シタル地域ニ於ケル小賣業者ハ購入券ト引換フルニ非ザレバ前條第二項ノ規定ニ依リ購入券ト引換ヘニ卸賣機關ヨリ讓渡ケタル醫藥品又ハ衛生材料ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
前條第二項但書ノ規定ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケ卸賣機關ガ讓渡スル場合ニ於テ讓渡ケタル醫藥品又ハ衛生材料ニ付亦前項ニ同ジ
第十四條ノ規定ニ依リ品目ノミヲ指定シテ購入券ヲ使用セシムル場合ニ於テ當該醫藥品又ハ衛生材料ノ小賣業者當該醫藥品又ハ衛生材料ヲ讓渡スル場合ニ付亦第一項ニ同ジ
第二十一條 卸賣機關又ハ前條ノ小賣業者ハ第十四條ノ規定ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官ノ指定シタル醫藥品又ハ衛生材料ニ付購入券ト引換ヘニ讓渡ケタル醫藥品又ハ衛生材料ニ付亦前項ニ同ジ

拒ムコトヲ得ズ
第二十二條 卸賣機關又ハ小賣業者ハ前條ノ醫藥品又ハ衛生材料ヲ讓渡スル爲引換ヘタル購入券ニ引換後遲滞ナク自己ノ氏名又ハ名稱及引換ノ年月日ヲ記入シ消印ヲ押捺スベシ但シ卸賣機關ガ小賣業者ニ讓渡スル爲引換ヘタル購入券ニ付テハ之ニ消印ヲ押捺スルヲ以テ足ルモノトス
第二十三條 卸賣機關又ハ小賣業者ハ第九條第二項又ハ第二十條ノ規定ニ依リ購入券ト引換フルニ非ザレバ讓渡スルコトヲ得ザル醫藥品又ハ衛生材料ヲ使用セントスルトキハ自己ノ用ニ供スル爲交付ヲ受ケタル購入券ニ自己ノ氏名又ハ名稱及使用ノ年月日ヲ記入シ消印ヲ押捺スベシ
第二十四條 卸賣機關又ハ小賣業者ハ第十二條又ハ前條ノ規定ニ依リ消印ヲ押捺シタル購入券ヲ一月毎ニ取替メ翌月十五日迄ニ其ノ發行者ニ送附スベシ
第二十五條 厚生大臣ハ第二種醫藥品又ハ第三種醫藥品衛生材料ノ生産ヲ業トスル者輸入業者移入業者又ハ此等ノ者ノ團體ノ生産統制機關、配給統制機關、第六條ノ厚生大臣ノ指定シタル者又ハ仲買人ニ對シ讓渡ノ時期、相手方共ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ第二種醫藥品、第三種醫藥品衛生材料又ハ指定生藥ノ讓渡ヲ命ズルコトヲ得

コトアルベシ
第二十六條 地方長官本令ノ施行ニ關シ特ニ必要アリト認ムルトキハ卸賣機關又ハ小賣業者ニ對シ讓渡ノ時期、相手方共ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ第三種醫藥品衛生材料ノ讓渡ヲ命ジ又ハ其ノ讓渡者ハ讓受ニ關シ一般的ニ數量、時期、方法、相手方若ハ配給區域ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
第二十七條 生活必需物資統制令第十二條第一項ノ規定ニ依リ損失補償ノ請求ヲ爲サントスル者ハ處分事項ノ實施終了後之ヲ請求スベシ但シ厚生大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコトヲ得
第二十八條 厚生大臣ノ指定シタル醫藥品又ハ衛生材料ハ之ヲ厚生大臣ノ指定シタルモノノ原料又ハ材料ニ使用スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第二十九條 生産統制機關、配給統制機關又ハ第八條若ハ第九條ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定シタル者ハ事業計畫書ヲ年度開始前二月迄ニ厚生大臣ニ提出シ其ノ承認ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
第三十條 第二條第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ第一種醫藥品ニ付毎年四月ヨリ翌年三月ニ至ル一年ノ品目別生産豫定計畫書ヲ前年十一月末日迄ニ厚生大臣ニ提出ス

出スベシ
前項ノ規定ニ依リ提出シタル生産豫定計畫書ヲ變更シタルトキハ直ニ厚生大臣ニ報告スベシ
第三十一條 生産統制機關、配給統制機關又ハ第八條若ハ第九條ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定シタル者ハ夫レ夫レ第二種醫藥品、第三種醫藥品衛生材料又ハ指定生藥ニ付左ノ各號ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ毎月十五日迄ニ厚生大臣ニ提出スベシ
一 前月中ニ於ケル品目別讓受先別讓受數量
二 前月中ニ於ケル品目別讓渡先別讓渡數量
三 前月末ニ於ケル品目別在庫數量
第三十二條 生産統制機關、配給統制機關、卸賣機關又ハ第八條若ハ第九條ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定シタル者ハ帳簿ヲ備ヘ夫レ夫レ第二種醫藥品、第三種醫藥品衛生材料又ハ指定生藥ニ付左ノ各號ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
一 品目別讓受先別讓受數量、讓受價格及讓受年月日
二 品目別讓渡先別讓渡數量、讓渡價格及讓渡年月日
三 毎月末ニ於ケル品目別在庫數量
第三十三條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ第一種醫藥品、第二種醫藥品、第三種醫藥品衛生材料又ハ指定生藥ノ生産ヲ業トスル者、輸入業者、移入業者又ハ此等ノ者ノ團體、生産統制機關、配給統制機關、第六條ノ厚生大臣ノ指定シタル者又ハ仲買人ニ對シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、店舗、事務所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ第一種醫藥品、第二種醫藥品、第三種醫藥品衛生材料若ハ指定生藥、書類、帳簿其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ臨檢檢査ヲ爲ス當該官吏ハ其ノ身分ヲ示ス別記様式ノ證票ヲ携帯スベシ
第三十四條 第二條第一項ノ許可ヲ受ケタル者本令ノ規定ニ違反シタルトキハ厚生大臣ハ其ノ許可ヲ取消スルコトアルベシ
第三十五條 本令ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ提出スベキ書類ハ主タル事務所所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ但シ生産統制機關、配給統制機關又ハ第八條若ハ第九條ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定シタル者ノ提出スベキモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附則
第三十六條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第七條、第八條及第十三條乃至第二十四條ハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
第三十七條 第二條第一項ノ規定ニ依ル

附則(昭二六、一〇、一四、以令四八)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
麥類配給統制規則
(昭和十六年六月九日)
(農林省令第五十一號)
生活必需物資統制令ニ基キ麥類配給統制規則左ノ通定ム

第一條 生活必需物資統制令ニ依ル麥類ノ配給統制ニ付テハ本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本則ニ於テ麥類トハ大麥、稗麥、小麥及燕麥(精麥ヲ含ム)ヲ謂フ

第三條 麥類生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル麥類ノ出荷ハ其ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ統制ニ從ヒ之ヲ爲スモノトス

第四條 販賣組合及農業者以外ノ者ガ麥類生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ヨリ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル麥類ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル場合ヲ除ク外當該麥類生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ統制ニ依ルベシ

一 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ
二 其ノ他農林大臣ノ指定シタル場合販賣組合又ハ農業者以外ノ者ガ麥類生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ヨリ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル麥類ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケントスルトキハ當該麥類生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ出荷統制ニ依ルベシ

ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者ハ農林大臣ノ指定シタル場合ヲ除ク外其ノ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル麥類ヲ販賣以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

第六條 販賣組合又ハ農業者以外ノ者ハ當該道府縣ヲ區域トスル販賣組合聯合會(聯合農業者以外ノ者タル場合ヲ含ム以下同ジ)以外ノ者ニ委託ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條第一項ノ規定ニ依リ市農會若ハ町村農會ノ統制ニ依リ麥類ヲ買受ケ若ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者又ハ同條第一項第一號若ハ第二號ノ場合ニ於テ麥類ヲ買受ケ若ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者ハ地方長官ノ指定スル麥類取扱業者ノ團體以外ノ者ニ其ノ麥類ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條ニ規定スル場合及小作料トシテ麥類ヲ受ケタル場合ヲ除ク外麥類生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ヨリ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル麥類ヲ買受ケタル者其ノ麥類ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトスルトキ亦前項ニ同ジ

全國購買販賣組合聯合會ハ政府以外ノ者ニ前項ノ規定ニ依リ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル麥類ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前條第二項ノ地方長官ノ指定スル麥類取扱業者ノ團體ハ政府以外ノ者ニ前條ノ規定ニ依リ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル麥類ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ燕麥ニ付テハ之ヲ適用セズ
第八條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第四條乃至第七條ノ規定ニ依リ制限又ハ禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第九條 農林大臣又ハ地方長官麥類ノ配給ヲ統制スル爲テ必要アリト認ムルトキハ麥類生産者、土地ニ付權利ヲ有スル者ニシテ小作料トシテ麥類ヲ受ケタル者第六條第三項ノ麥類ヲ收受シタル者又ハ販賣ノ目的ヲ以テ麥類ヲ占有スル者ニ對シ一般ノ倉庫、時期其ノ他必要ナル事項ヲ定メ其ノ所有シ又ハ占有スル麥類ヲ寄託スベキコトヲ命ズルコトヲ得

ハ其ノ所有シ又ハ占有スル麥類ニ付農林大臣ヨリ價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ定ムル最高販賣價格ニ依リ買入ノ申込アリタルトキハ其ノ申込ニ應ジ之ヲ賣渡スベシ

第十一條 農林大臣又ハ地方長官麥類ノ配給ヲ統制スル爲テ必要アリト認ムルトキハ麥類ヲ所有シ若ハ占有スル者市農會、町村農會、販賣組合、農業者以外ノ者ハ他麥類ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代理若ハ媒介ヲ爲ス者又ハ其ノ團體ニ對シ麥類ノ配給ニ關シ一般的ニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 精麥ノ製造設備ノ新設、増設又ハ改設ヲ爲サントスル者ハ農林大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十三條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ第十一條ニ掲グル者ヨリ麥類ノ配給ニ關シ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

生活必需物資統制令第十四條第二項ノ規定ニ依リ證票ハ別記様式ニ依ル

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

精麥ノ製造ヲ爲ス者ハ精麥ノ製造設備ノ所在場所、莖數、型式及製造能力ヲ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ農林大臣ニ届出ツベシ

麥類配給統制規則第四條第一項第二號ノ場合指定

(昭和十六年六月九日 農林省告示第三百六十七號)

昭和十五年農林省令第四十六號麥類配給統制規則及昭和十五年農林省令第五十八號小麥配給統制規則ハ之ヲ廢止ス

麥類配給統制規則第五條ニ依ル指定

(昭和十六年六月九日 農林省告示第三百六十八號)

地方長官ノ指定スル市町村內ニ於テ生産セラレタル麥類ニ付當該市町村ノ承認ヲ受ケタルトキ

一 第四條第一項第一號ノ許可ヲ受ケタルトキ
二 販賣組合ガ其ノ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル麥類ヲ原料トシ自己ノ設備ニ依リ加工ヲ爲スニ付地方長官ノ承認ヲ受ケタルトキ
三 當該麥類生産者ト同一ノ市町村內ニ居住スル者ガ自己ノ栽培ノ爲ニ種子トシテ用フルトキ

小麥粉等製造配給統制規則

(昭和十六年七月十一日 農林省令第五十八號)

生活必需物資統制令ニ基キ小麥粉等製造配給統制規則左ノ通定ム

第一條 生活必需物資統制令ニ依ル小麥粉ノ製造及配給並ニ小麥粉ヲ原料トスル物品ノ製造ノ統制ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除ク外本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 小麥粉ノ製造ヲ業トスル者ニシテ農林大臣ノ指定スルモノ(以下指定小麥粉製造業者ト稱ス)ハ其ノ製造シタル小麥粉ヲ農林大臣ノ指定スル者(以下中央小麥粉配給機關ト稱ス)以外ノ者ニ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ

中央小麥粉配給機關ハ其ノ取扱フ小麥粉ノ配給計畫ヲ定メ農林大臣ノ認可ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキハ前項ノ農林大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ配給計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第三條 中央小麥粉配給機關ハ地方長官ノ指定スル者(以下地方小麥粉配給機關ト稱ス)以外ノ者ニ小麥粉ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 指定小麥粉製造業者以外ノ者ニシテ小麥粉ノ製造ヲ爲スモノハ其ノ製造シタル小麥粉ヲ當該道府縣ノ地方小麥粉配給機關以外ノ者ニ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 地方小麥粉配給機關ハ其ノ取扱フ小麥粉ノ配給計畫ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキハ前項ノ地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ配給計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第六條 小麥生産者 土地ニ付權利ヲ有スル者又ハ麥類配給統制規則第六條第三項

ノ麥類ヲ收受シタル者ハ其ノ生産シ、小作料トシテ受ケ又ハ收受シタル小麥原料トシテ販賣ノ目的ヲ以テ小麥粉ノ製造ヲ爲シ又ハ其ノ小麥粉原料トスル物品ノ製造ヲ爲スコトヲ得ズ

麥類配給統制規則第六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ小麥ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者ハ農林大臣ノ指定シタル場合ヲ除クノ外其ノ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル小麥原料トシテ小麥粉ノ製造ヲ爲シ又ハ其ノ小麥粉原料トスル物品ノ製造ヲ爲スコトヲ得ズ

第七條 小麥粉ノ製造ヲ業トスル者ハ農林大臣ノ指定シタル場合ヲ除クノ外其ノ製造シタル小麥粉原料トシテ物品ノ製造ヲ爲スコトヲ得ズ

第八條 小麥粉ヲ所有シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ占有スル者ハ其ノ所有シ又ハ占有スル小麥粉ニ付農林大臣ヨリ價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ定ムル最高販賣價格ニ依リ買入ノ申込アリタルトキハ其ノ申込ニ應ジ之ヲ賣渡スベシ

第九條 小麥粉原料トスル物品ノ製造ヲ業トスル者ハ小麥粉原料トシテ農林大臣又ハ地方長官ノ指定スル物品ノ製造ヲ爲スコトヲ得ズ

小麥粉原料トスル物品ノ製造ヲ業トスル者小麥粉原料トシテ農林大臣又ハ地方長官ノ指定スル物品ノ製造ヲ爲サントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受ケベシ

第十條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第二條乃至第四條第六條第七條及第九條ノ規定ニ依リ制限又ハ禁止ヲ免ルル行為ヲ爲スコトヲ得ズ

第十一條 農林大臣又ハ地方長官特ニ必要アリト認ムルトキハ小麥粉又ハ小麥粉原料トスル物品ノ製造ヲ爲ス者 當該物品ノ賣買其ノ代理者ハ媒介ヲ爲ス者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ當該物品ノ製造又ハ配給ニ關シ一般的ニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 小麥粉ノ製造設備ノ新設、増設又ハ改設ヲ爲サントスル者ハ農林大臣ノ許可ヲ受ケベシ

第十三條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ第十一條ニ掲グル者ヨリ小麥粉又ハ小麥粉原料トスル物品ノ製造又ハ配給ニ關シ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ帳簿其ノ他ノ物件ノ檢

查ヲ爲サシムルコトヲ得

生活必需物資統制令第十四條第二項ノ規定ニ依リ證票ハ別記様式ニ依ル

附則

本令ハ昭和十六年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年農林省令第六十五號小麥粉等配給統制規則ハ之ヲ廢止ス

(別記様式省略)

小麥粉等製造配給統制規則 第六條第二項ノ場合

(昭和十六年七月十一日 農林省告示第四百八十四號)

販賣組合聯合會ガ小麥粉ノ製造ヲ爲シ又ハ其ノ小麥粉原料トスル物品ノ製造ヲ爲スニ付第二條第一項ノ規定ニ依リ指定小麥粉製造業者トシテ農林大臣ノ指定シタル者ニ在リテハ農林大臣、其ノ他ノ者ニ在リテハ地方長官ノ承認ヲ受ケタルトキ

小麥粉等製造配給統制規則 第七條ノ場合

(昭和十六年七月十一日 農林省告示第四百八十五號)

一、販賣組合又ハ販賣組合聯合會ガ其ノ製造シタル小麥粉原料トシテ物品ノ製造ヲ爲スニ付第二條第一項ノ規定ニ依リ指定小麥粉製造業者トシテ農林大臣ノ指定シタル者ニ在リテハ農林大臣、其ノ他ノ者ニ在リテハ地方長官ノ承認ヲ受ケタルトキ

二、販賣組合又ハ販賣組合聯合會以外ノ者ガ其ノ製造シタル小麥粉賣渡シタル後之ヲ買受ケテ物品ノ製造ヲ爲ストキ

三、第四條但書ノ許可ヲ受ケタルトキ

四、試験研究又ハ自家消費ノ用ニ供スルニ付第二條第一項ノ規定ニ依リ指定小麥粉製造業者トシテ農林大臣ノ指定シタル者ニ在リテハ農林大臣、其ノ他ノ者ニ在リテハ地方長官ノ承認ヲ受ケタルトキ

青果物配給統制規則

(昭和十六年八月八日 農林省令第六十號)

生活必需物資統制令ニ基キ青果物配給統制規則左ノ通定ム

第一條 生活必需物資統制令ニ依リ青果物ノ配給統制ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本則ニ於テ青果物トハ蔬菜類及果實ニシテ生鮮ナルモノヲ謂フ

第三條 農林大臣青果物ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ青果物ノ種類ヲ定メ帝國農會ニ對シ當該青果物ノ出荷先、出荷數量、出荷時期、出荷方法其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

帝國農會前項ノ規定ニ依リ命令ヲ受ケタルトキハ同項ノ計畫ニ付農林大臣ノ承認ヲ受ケベシ

第四條 帝國農會前條第二項ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該計畫ニ基キ關係道府縣農會ニ對シ必要ナル指示ヲ爲スベシ

道府縣農會前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ其ノ指示ニ基キ當該青果物ノ出荷先、出

荷數量、出荷時期、出荷方法其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定メ地方長官ノ承認ヲ受ケベシ

地方長官前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ公示ス

第五條 道府縣農會前條第二項ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該計畫ニ基キ關係出荷團體ニ對シ必要ナル指圖ヲ爲スベシ

出荷團體前項ノ指圖ヲ受ケタルトキハ之ニ從フベシ

第六條 地方長官當該道府縣ニ於ケル青果物ノ供給調整上特ニ必要アリト認ムルトキハ青果物ノ種類ヲ定メ道府縣農會ニ對シ當該青果物ノ出荷先、出荷數量、出荷時期、出荷方法其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三條第二項、第四條第三項及第五條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス但シ第三條第二項中農林大臣トアルハ地方長官トス

第七條 農林大臣ノ指定シタル青果物ハ左ニ掲グル場合ヲ除ク外青果物ノ種類毎ニ地方長官ノ指定シタル地區ニ付地方長官ノ指定シタル出荷團體ニ非ザレバ之ヲ當該地區ヨリ出荷スルコトヲ得ズ

一 地方長官ノ許可ヲ受ケタル者ガ其ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ出荷スル場合

二 一日正味八貫ヲ超エザル數量ノ青果物ヲ出荷スル場合

物ヲ出荷スル場合

三 第九條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ガ同條第二項ノ規定ニ依リ買受ケタル青果物ヲ出荷スル場合

四 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

第八條 地方長官第四條第二項又ハ第六條第一項ノ計畫ノ實施上必要アリト認ムルトキハ市農會又ハ町村農會ニ對シ其ノ會員ノ關係出荷團體ニ對スル當該青果物ノ供出ニ關シ必要ナル統制ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第九條 農林大臣青果物ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル資格ヲ有スル者ニ對シ買入ヲ爲スベキ青果物ノ種類、數量、買入期間其ノ他買入ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

青果物ノ生産者若ハ販賣ノ目的ヲ以テ青果物ヲ占有スル者又ハ此等ノ者ノ團體ハ其ノ所有シ又ハ占有スル當該青果物ニ付前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ヨリ價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ定ムル最高販賣價格ニ依リ買入ノ申込アリタルトキハ其ノ申込ニ應ジ之ヲ買渡スベシ

第十條 農林大臣ノ指定シタル地域(以下指定消費地域ト稱ス)内ニ青果物ヲ搬入スル者又ハ指定消費地域内ニ於テ生産セラレタル青果物ヲ販賣スル者ハ左ニ掲グル場合ヲ除ク外其ノ搬入シ又ハ販賣スル青果物ヲ當該指定消費地域ニ付農林大臣

臣ノ指定シタル荷受機關(以下指定荷受機關ト稱ス)以外ノ者ニ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ

一 第七條第一號ノ許可ヲ受ケタル者ガ當該地方長官ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ搬入シタル青果物ヲ販賣スル場合

二 當該指定消費地域ノ地方長官ノ許可ヲ受ケタル者ガ其ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ販賣スル場合

三 青果物ノ生産者ガ出荷團體ニ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲ス場合

四 當該指定消費地域ノ指定荷受機關ヨリ買受ケタル青果物ヲ販賣スル場合

五 一日正味五貫ヲ超エザル數量ノ青果物ヲ販賣スル場合

六 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

七 其ノ他農林大臣ノ指定シタル場合

第十一條 指定荷受機關ハ其ノ取扱フ青果物ノ配給計畫ヲ定メ農林大臣ノ承認ヲ受ケタルベシ

農林大臣青果物ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ指定荷受機關ニ對シ青果物ノ配給先、配給數量、配給時期、配給方法其ノ他配給ニ關シ一般ノ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ一般ノ數量、時期其ノ他必要ナル事項ヲ定メ青果物ノ寄託若ハ保有ヲ命ズルコトアルベシ

第十二條 指定荷受機關ハ左ニ掲グル場合ヲ除ク外當該指定消費地域ニ付農林大臣ノ指定シタル市場(以下指定市場ト稱ス)外ニ於テ其ノ取扱フ青果物ヲ販賣スルコトヲ得ズ

一 前條第一項ノ承認ヲ受ケタル配給計畫又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ當該指定消費地域外ニ出荷スル場合

二 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

第十三條 業務上青果物ノ使用若ハ消費ヲ爲ス者又ハ其ノ團體ニシテ指定消費地域内ニ住所、居所、營業所、事業場又ハ事務所ヲ有スルモノハ左ニ掲グル場合ヲ除ク外當該指定消費地域内ニ所在スル青果物ノ販賣ヲ爲ス者ノ販賣場以外ヨリ當該指定消費地域内ニ於テ使用シ又ハ消費スル青果物ヲ買受ケル(買入ノ委託ヲ爲ス場合ヲ含ム以下同ジ)コトヲ得ズ

一 一日正味三貫ヲ超エザル數量ノ青果物ヲ買受ケル場合

二 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

三 其ノ他農林大臣ノ指定シタル場合

第十四條 地方長官青果物ノ配給統制上必要アリト認ムルトキハ指定荷受機關ノ指

定市場ヨリ青果物ノ買受ヲ爲スコトヲ得ル者ヲ指定シ又ハ當該指定消費地域ニ於テ青果物ノ小賣ヲ爲ス者ニ對シ青果物ノ配給先、配給數量若ハ配給方法ニ關シ一般ノ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十五條 農林大臣ノ指定シタル青果物ハ船用品、郵便物又ハ正味一貫ヲ超エザルモノヲ除ク外農林大臣ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ内地以外ノ地域ニ搬出スルコトヲ得ズ

農林大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ搬出ヲ爲スコトヲ得ル者ヲ指定スルコトアルベシ

第十六條 前條第一項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

一 種類及數量

二 仕向地及仕向港又ハ仕向埠

三 積出港又ハ積出埠

四 搬出時期

前條第一項ノ許可ヲ受ケタル者前項第二號乃至第四號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ之ヲ農林大臣ニ届出ツベシ

第十七條 農林大臣又ハ地方長官青果物ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ

左ニ掲グル者又ハ其ノ團體ニ對シ青果物ノ運渡、運受、寄託、保有、移動、保管、運出又ハ消費ニ關シ一般ノ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

一 青果物ノ生産ヲ爲ス者

二 青果物ノ販賣又ハ販賣ノ委託ヲ爲ス者

三 業務上青果物ノ使用又ハ消費ヲ爲ス者

四 青果物ノ保管ヲ爲ス者

第十八條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前條各號ニ掲グル者又ハ其ノ團體ニ付必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ市場、事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

生活必需品統制令第十四條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年農林省令第五十六號青果物配給統制規則ハ之ヲ廢止ス

(別記様式省略)

青果物配給統制規則第十條 第七號ノ規定ニ依ル指定

(昭和十六年九月二十九日
農林省告示第七百二十八號)

青果物配給統制規則第十條第七號ノ規定ニ依リ左ノ通指定シ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
一、昭和十六年臺灣總督府令第三百二十九號青果物配給統制規則第十條ノ規定ニ依リ臺灣總督ノ指定シタル者ガ指定消費地域内ニ搬入シタル臺灣產青果物ヲ當該指定消費地域外へ出荷スル場合
一、指定消費地域内ニ搬入セラレタル朝鮮產及支那產果ヲ日本甘果卸商業組合又ハ其ノ組合員ガ販賣スル場合

諸類配給統制規則

(昭和十六年八月二十日
農林省令第六十七號)

生活必需品統制令ニ基キ諸類配給統制規則

則左ノ通定ム

- 第一條 生活必需品統制令ニ依ル諸類ノ配給統制ニ付テハ本則ノ定ムル所ニ依リテカウサバ、アロール、ト及此等ヲ乾燥シタルモノ(蒸シ又ハ切リテ乾燥シタルモノ)ヲ含ムヲ謂フ
- 第二條 諸類ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外農林大臣ノ指定スル者(以下統制機關ト稱ス)ニ非ザレバ諸類生産者ヨリ之ヲ買受ケル(販賣)委託ヲ受ケル場合ヲ含ム以下同ジ)コトヲ得ズ
- 一、統制機關ヨリ買入ノ委託ヲ受ケル者又ハ販賣組合ガ買受ケル場合
二、當該諸類生産者ト同一市町村内ニ居住スル者ガ自家用ニ充ツル爲買受ケル場合
三、地方長官ノ許可ヲ受ケタル者ガ當該地方長官ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ買受ケル場合
四、特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合
前項第一號又ハ第三號ニ該當スル場合ニ於テ諸類生産者ヨリ其ノ生産ニ係ル諸類ヲ買受ケントスルトキハ當該諸類生産者ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ出納統制ニ依ルベシ
- 第四條 販賣組合ハ其ノ所屬スル販賣組合聯合會又ハ統制機關以外ノ者ニ諸類ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ販賣組合聯合會ハ統制機關以外ノ者ニ諸類ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ

類ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ

- 第五條 前二條ノ規定ハ農林大臣ノ指定スル道府縣又ハ地方長官ガ農林大臣ノ認可ヲ受ケ指定スル地域内ニ於テ生産セラレタル諸類ニ付テハ之ヲ適用セズ
- 第六條 地方長官諸類ノ出納ノ調整上必要アリト認ムルトキハ道府縣農會ニ對シ諸類ノ出納數量、出納時期及出納方法ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトヲ得
- 道府縣農會前項ノ規定ニ依リ命令ヲ受ケタルトキハ同項ノ計畫ニ付地方長官ノ承認ヲ受ケベシ
- 第七條 道府縣農會前項第二項ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該計畫ニ基キ關係市農會又ハ町村農會ニ對シ必要ナル指示ヲ爲スベシ
- 市農會又ハ町村農會前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ其ノ指示ニ基キ所屬市農會又ハ町村農會ニ對シ必要ナル指示ヲ爲スベシ
- 市農會又ハ町村農會ノ會員前項ノ指圖書受ケタルトキハ之ニ從フベシ
- 第八條 諸類ノ輸入又ハ移入ヲ爲ス者ハ統制機關以外ノ者ニ其ノ輸入又ハ移入ニ係ル諸類ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第九條 諸類ノ生産者若ハ販賣ノ業トスル者、轉賣ノ目的ヲ以テ諸類ヲ所有スル者又ハ此等ノ者ノ團體ハ其ノ生産又ハ取扱ニ係ル諸類ニ付統制機關ヨリ價格等統制

令第七條ノ規定ニ依リ定メタル最高販賣價格ニ依リ買入ノ申込アリタルトキハ其ノ申込ニ應ジ之ヲ渡渡スベシ
統制機關前項ノ規定ニ依リ買入ノ申込ヲ爲サントスルトキハ豫メ農林大臣ノ承認ヲ受ケベシ

第十條 農林大臣ノ指定スル物品ノ製造(加工ヲ含ム以下同ジ)ヲ業トスル者ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外統制機關ヨリ買受ケタルモノニ非ザレバ諸類ヲ當該物品ノ原料又ハ材料トシテ使用スルコトヲ得ズ

- 一、第三條第一項第三號又ハ第四號ノ規定ニ依リ買受ケタル諸類ヲ使用スル場合
- 二、農林大臣ノ許可ヲ受ケタル者ガ農林大臣ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ使用スル場合
- 三、特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合
- 四、其ノ他農林大臣ノ指定シタル場合

第十一條 前條ノ農林大臣ノ指定スル物品ノ製造ヲ業トスル者ヲ除クノ外業務上諸類ノ消費ヲ爲ス者又ハ其ノ團體ニシテ農林大臣ノ指定スル地域内ニ住所、居所、營業所、事業場又ハ事務所ヲ有スルモノハ農林大臣(農林大臣特ニ定メタルトキハ地方長官)ノ指定スル配給機關(以下指定配給機關ト稱ス)以外ノ者ヨリ當該地域内ニ於テ消費スル諸類ヲ買受ケル(買入)委託ヲ爲ス場合ヲ含ム以下同ジ)コトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 一、第三條第一項第三號又ハ第四號ノ規定ニ依リ買受ケル場合
- 二、特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合
- 第十二條 地方長官諸類ノ配給統制上必要アリト認ムルトキハ一般ニ指定配給機關ヨリ諸類ノ買受ヲ爲スコトヲ得ル者及、其ノ買受ヲ爲スベキ場所若ハ相手方ヲ指定シ又ハ諸類ノ小賣ヲ爲ス者ニ對シ其ノ配給先、配給數量若ハ配給方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
- 第十三條 農林大臣諸類ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ指定配給機關ニ對シ一般ニ配給先、配給場所、配給數量、配給時期、配給方法其ノ他配給ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ數量、時期其ノ他必要ナル事項ヲ定メ諸類ノ寄託若ハ保有ヲ命ズルコトアルベシ
- 第十四條 統制機關ハ其ノ取扱フ諸類ノ配給計畫ヲ定メ農林大臣ノ承認ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
- 農林大臣諸類ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ統制機關ニ對シ諸類ノ配給先、配給數量、配給時期、配給方法其ノ他配給ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ數量、時期其ノ他必要ナル事項ヲ定メ諸類ノ寄託若ハ保有ヲ命ズルコトアルベシ
- 第十五條 農林大臣又ハ地方長官諸類ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ左ニ掲グル者又ハ其ノ團體ニ對シ諸類ノ加工、讓渡、讓受、寄託、保有、移動、保管、使

- 用又ハ消費ニ關シ一般ニ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得
- 一、諸類ノ生産ヲ爲ス者
- 二、第三條第一項第一號ノ規定ニ依リ諸類ノ買受ヲ爲ス者
- 三、諸類ノ販賣又ハ販賣ノ委託ヲ爲ス者
- 四、業務上諸類ノ消費ヲ爲ス者
- 五、諸類ノ輸入又ハ移入ヲ爲ス者
- 六、諸類ノ保管ヲ爲ス者
- 第十六條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前條各號ニ掲グル者又ハ其ノ團體ニ付諸類ノ配給統制上必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得
- 生活必需品統制令第十四條第二項ノ規定ニ依リ證票ハ別記様式ニ依ル

附則
本令ハ昭和十六年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス
原料甘諸配給統制規則ハ之ヲ廢止ス
(別記様式省略)

畜類配給統制規則第三條第五條及第十條ノ規定ニ依ル指定

(昭和十六年九月九日 農林省告示第六百六十六號)

- 第三條ノ農林大臣ノ指定スル者
 - 日本甘藷馬鈴薯株式會社
- 第五條ノ農林大臣ノ指定スル道府縣ニ於テ生産セラレタル畜類
 - 一 左ニ掲グル道及縣ニ於テ生産セラレタル畜類
 - 北海道 青森縣 岩手縣 宮城縣 秋田縣 山形縣 福島縣 富山縣 石川縣 山梨縣 長野縣 滋賀縣 奈良縣
 - 二 左ニ掲グル縣ニ於テ生産セラレタル馬鈴薯
 - 石川縣 福井縣 岐阜縣 三重縣 滋賀縣 鳥取縣 島根縣 香川縣 高知縣 佐賀縣 大分縣 宮崎縣 鹿兒島縣 沖縄縣
- 第十條ノ農林大臣ノ指定スル物品
 - アルコール プタノール イソオクタノール (酒精其ノ他ノ蒸餾酒、再製酒、合成酒及酒精含有飲料) 澱粉 甘藷粉 馬鈴薯粉 餡料 カカオ粉 コーヒー代用品 清酒類 啤酒培養液類
- 第十條第四號ノ農林大臣ノ指定シタル場合

- 一 畜類生産者ガ其ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ其ノ生産ニ係ル 畜類ヲ澱粉、甘藷粉、馬鈴薯粉又ハ餡料、材料トシテ使用スル場合
- 二 政府ヨリ譲受ケタル畜類ヲ使用スル場合
- 三 關稅定率法第七條又ハ第九條第二項ノ規定ニ依リ關稅ノ全部又ハ一部ノ免除ヲ受ケタル畜類ヲ使用スル場合

食肉配給統制規則

(昭和十六年九月二十日 農林省令第七十六號)

- 生活必需物資統制令ニ基キ食肉配給統制規則左ノ通定ム
- 第一條 生活必需物資統制令ニ依ル牛(水牛ヲ含ム以下同ジ)、豚、馬、山羊及綿羊ニシテ食用ニ供セラレルモノ及農林大臣ノ指定シタル食用鳥類(以下食鳥ト稱ス)並ニ此等ヨリ生産セラレル食肉ノ配給統制ニ付テハ本則ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 本則ニ於テ畜肉トハ牛、豚、馬、山羊又ハ綿羊ヨリ生産セラレル食肉ヲ謂ヒ鳥肉トハ食鳥ヨリ生産セラレル食肉(内臟其ノ他食用ニ供セラレル部分ヲ含ム)ヲ謂フ

第三條 食用ニ供セラレル牛又ハ豚ノ出荷(其ノ所在地ノ地方長官ノ指定シタル集荷機關(以下肉畜集荷機關ト稱ス)ノ統制ニ從ヒ之ヲ爲スモノトス)

第四條 牛又ハ豚ハ肉畜集荷機關ニ非ザレバ食用ニ供スルモノナルコトヲ知リテ之ガ讓渡ノ委託ヲ受ケ又ハ讓渡ノ斡旋ヲ爲スコトヲ得ズ但シ農林大臣ノ指定シタル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

牛又ハ豚ハ農林大臣ノ指定シタル統制機關(以下畜肉統制機關ト稱ス)ニ非ザレバ食用ニ供スル目的ヲ以テ之ヲ讓受ケタルコトヲ得ズ但シ農林大臣ノ指定シタル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 農林大臣畜肉ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ肉畜集荷機關ノ團體又ハ肉畜集荷機關ニ對シ食用ニ供セラレル牛又ハ豚ノ出荷先、出荷數量、出荷時期、出荷方法其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

肉畜集荷機關ノ團體又ハ肉畜集荷機關前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタルトキハ同項ノ計畫ニ付農林大臣ノ承認ヲ受ケベシ

第六條 前條第一項ノ團體同條第二項ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該計畫ニ基キ關係肉畜集荷機關ニ對シ必要ナル指示ヲ爲スベシ

肉畜集荷機關前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ其ノ指示ニ基キ食用ニ供セラレル牛又ハ豚ノ出荷先、出荷數量、出荷時期、出荷方法其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定メ地方長官ノ承認ヲ受ケベシ

第七條 業務ニ關シ畜肉ヲ輸入又ハ移入シタル者ハ畜肉統制機關以外ノ者ニ之ヲ讓渡スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 牛、豚、馬、山羊又ハ綿羊ハ畜肉統制機關ノ所有スルモノニ非ザレバ食用ニ供スル目的ヲ以テ之ヲ屠殺スルコトヲ得ズ但シ農林大臣ノ指定シタル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テハ屠殺セラレタル牛、豚、馬、山羊及綿羊ノ所有者ハ之ヲ畜肉統制機關ニ賣渡スベシ但シ地方長官ノ指定シタル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 畜肉統制機關ハ農林大臣ノ指定シタル配給機關(以下地方畜肉配給機關ト稱ス)其ノ他ノ配給先ニ對シ畜肉ノ配給計畫ヲ定メ農林大臣ノ承認ヲ受ケベシ

第十條 地方畜肉配給機關ハ畜肉ノ配給ニ

付配給先、配給數量其ノ他配給ニ關シ地方長官ノ指示ニ從フベシ

地方畜肉配給機關ハ毎月ノ畜肉ノ購入數量及配給先別配給數量ヲ地方長官ニ報告スベシ

第十一條 農林大臣ノ指定シタル道府縣(以下生産道府縣ト稱ス)ニ於テ飼養セラレタル食鳥ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外當該生産道府縣ノ地方長官ノ指定シタル集荷機關(以下食鳥集荷機關ト稱ス)ニ非ザレバ食鳥ノ飼養者又ハ其ノ團體ヨリ之ヲ讓受ケ又ハ讓渡ノ委託ヲ受ケタルコトヲ得ズ

一 業務ニ關シ食鳥若ハ鳥肉ノ販賣、使用又ハ消費ヲ爲ス者以外ノ者ガ一羽以内ノ食鳥ヲ讓受ケタル場合

二 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

第十二條 生産道府縣ニ於テ食鳥ヲ飼養スル者又ハ其ノ團體其ノ生産シタル鳥肉ヲ讓渡サントスルトキハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外食鳥集荷機關ニ讓渡シ又ハ讓渡ノ委託ヲ爲スベシ

一 業務ニ關シ食鳥又ハ鳥肉ノ販賣、使

用又ハ消費ヲ爲ス者以外ノ者ニ四百匁以内ノ鳥肉ヲ讓渡ス場合

二 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

第十三條 食鳥集荷機關ハ其ノ取扱フ食鳥及鳥肉ヲ第十五條ノ農林大臣ノ指定シタル配給機關又ハ當該食鳥集荷機關ノ所在地ノ地方長官ノ指定シタル配給先以外ノ者ニ讓渡スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 生産道府縣ニ於テ飼養シ又ハ生産セラレタル食鳥又ハ鳥肉ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外食鳥集荷機關又ハ食鳥集荷機關ノ委託ヲ受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ當該道府縣外ニ出荷スルコトヲ得ズ

一 販賣以外ノ目的ヲ以テ一羽以内ノ食鳥又ハ四百匁以内ノ鳥肉ヲ出荷スル場合

二 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

第十五條 食鳥集荷機關以外ノ者ガ農林大臣ノ指定シタル地域(以下指定消費地域ト稱ス)ニ食鳥又ハ鳥肉ヲ搬入シタルト

キハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外其ノ搬入シタル食鳥又ハ鳥肉ヲ當該指定消費地域ニ付農林大臣ノ指定シタル配給機關(以下鳥肉配給機關ト稱ス)ニ賣渡スベシ

一 當該指定消費地域ノ鳥肉配給機關ヨリ買受ケタル食鳥又ハ鳥肉ヲ搬入シタル場合

二 販賣以外ノ目的ヲ以テ一羽以内ノ食鳥又ハ四百匁以内ノ鳥肉ヲ搬入シタル場合

三 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

第十六條 鳥肉配給機關ハ食鳥又ハ鳥肉ノ配給ニ付配給先、配給數量其ノ他配給ニ關シ農林大臣ノ指示ニ從フベシ

鳥肉配給機關ハ毎月ノ食鳥及鳥肉ノ購入先別購入數量及配給先別配給數量ヲ農林大臣及當該指定消費地域ノ地方長官ニ報告スベシ

第十七條 農林大臣ガ生産道府縣ヨリノ食鳥又ハ鳥肉ノ出荷ニ付仕向地別ニ其ノ數量又ハ割合ヲ指定シタルトキハ地方長官ハ當該生産道府縣ノ食鳥集荷機關ニ對シ其ノ出荷スベキ數量ヲ指示スベシ

前項ノ指示アリタルトキハ食鳥集荷機關ハ其ノ指示アリタル數量ニ付月別仕向地別出荷計畫ヲ定メ地方長官ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第一項ノ指示ヲ受ケタル食鳥集荷機關ハ前項ノ承認ヲ受ケタル出荷計畫ニ基ク毎月ノ出荷ノ狀況ヲ地方長官ニ報告スベシ

第十八條 地方長官業務上畜肉又ハ鳥肉ノ使用若ハ消費ヲ爲ス者ニ對シ一般ノ畜肉、食鳥又ハ鳥肉ノ購入先若ハ購入ノ場所ヲ指定シタルトキハ其ノ者ハ指定セラレタル購入先以外ノ者ヨリ又ハ指定セラレタル場所以外ノ場所ニ於テ之ヲ買受ケルコトヲ得ズ

第十九條 地方長官畜肉又ハ鳥肉ノ配給統制上必要アリト認ムルトキハ地方畜肉配給機關若ハ鳥肉配給機關ヨリ畜肉、食鳥若ハ鳥肉ヲ買受ケルコトヲ得ル者ヲ指定シ又ハ畜肉、食鳥若ハ鳥肉ノ小賣ヲ爲ス者ニ對シ畜肉、食鳥若ハ鳥肉ノ配給先、配給數量若ハ配給方法ニ關シ一般ノ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 農林大臣又ハ地方長官畜肉又ハ

鳥肉ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ左ニ掲グル者又ハ其ノ團體ニ對シ食用ニ供セラルル牛、豚、馬、山羊若ハ綿羊又ハ食鳥、畜肉若ハ鳥肉ノ屠殺、護渡、護受、寄託、保有、移動、保管使用又ハ消費ニ關シ一般ノ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

一 業務上牛、豚、馬、山羊、綿羊又ハ食鳥ヲ所有スル者

二 畜肉、食鳥又ハ鳥肉ノ販賣ヲ爲ス者

三 業務上畜肉又ハ鳥肉ノ使用若ハ消費ヲ爲ス者

四 牛、豚、馬、山羊、綿羊、食鳥、畜肉又ハ鳥肉ノ保管ヲ爲ス者

第二十一條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前條各號ニ掲グル者又ハ其ノ團體ニ付必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ事業場、店舗其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

生活必需品統制令第十四條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル

附則

本令ハ昭和十六年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

行ス

畜肉統制機關ハ家畜市場ノ開催日又ハ家畜市場法第七條ノ規定ニ依リ地方長官ノ指定シタル期間中ト雖モ同條ノ規定ニ依リ地方長官ノ指定シタル區域内ニ於テ其ノ市場ノ取扱フ家畜ヲ食用ニ供スル目的ヲ以テ買受ケルコトヲ得

(別記様式省略)

食肉配給統制規則第四條及第八條ノ規定ニ依ル指定

(昭和十六年十月二十日)
(農林省告示第七百八十一號)

一 第四條ノ統制機關 日本食肉統制株式會社

二 第四條第一項但書及第二項但書ノ場合 左ニ掲グル地域内ニ所在スル牛又ハ豚ヲ當該地域内ニ於テ食用ニ供スルモノナルコトヲ知りテ運渡ノ委託ヲ受ケ若ハ運渡ノ輸送ヲ爲シ又ハ當該地域内ニ於テ食用ニ供スル爲買受ケタル場合

北海道 根室支庁管内網走郡、色丹郡、標津郡、紗那郡、釧路郡、得志郡、新十津川郡、占守郡

東京府 大島支庁管内、八丈支庁管内、小笠原

國家總動員法—生活必需品統制令

支庁管内

沖繩縣 島尻郡伊平屋村、伊是名村、粟國村、渡名喜村、渡嘉敷村、座間味村、宮古郡伊良部村、多良間村、八重山郡竹富村、與那國村、大東島

三 第八條第一項但書ノ場合

イ 業務上畜肉ノ販賣使用又ハ消費ヲ爲ス者以外ノ者ガ獲(一年未滿)、豚、山羊又ハ綿羊ヲ自家用ニ供スル場合

ロ 不慮ノ災害ニ因リ負擔シ若ハ救フベカラザル状態ニ陥リ又ハ難産、產褥熱等若ハ急性敗血症ニ因リ切迫緊救ヲ必要トスル場合

ハ 遠洋航路ヲ航行スル船舶内ニ於テ船員、乘客ノ食用ニ供スル爲買受ケタル場合

ニ 軍官衛ニ於テ買受ケタル場合

ホ 二ニ掲グル地域内ニ於テ食用ニ供スル爲買受ケタル場合又ハ第四條第一項但書又ハ第二項但書ノ規定ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル者ガ許可ヲ受ケタル牛又ハ豚ヲ買受ケタル場合

ハ 其ノ他地方長官ガ買受ケタル場所ニ於テ買受ケタルコトヲ認許シタル場合

雜穀配給統制規則

(昭和十六年十月四日)
(農林省令第八十一號)

生活必需品統制令ニ基キ雜穀配給統制規則左ノ通定ム

第一條 生活必需品統制令ニ依ル雜穀ノ配給統制ニ付テハ本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本則ニ於テ雜穀トハ大豆、小豆、豌豆、菜豆、蠶豆、豇豆、綠豆及蕎麥(以上生鮮ニシテ蔬菜タルモノヲ除ク)ヲ謂フ

第三條 雜穀生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル雜穀ノ出荷ハ其ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ統制ニ從ヒ之ヲ爲スモノトス

第四條 販賣組合又ハ農業者農業者ガ雜穀生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ヨリ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル雜穀ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタルストキハ當該雜穀生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ出荷統制ニ依ルベシ但シ農林大臣ノ指定シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

販賣組合及農業者農業者以外ノ者ガ雜穀生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ヨリ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル雜穀ヲ買受ケ(代物辨濟又ハ交換)ニ依リテ取得スル場合ヲ含ム)又ハ販賣ノ委託ヲ受ケントスルトキハ當該雜穀生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ統制ニ依ルベシ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合其ノ他農林大臣ノ指定シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 販賣組合又ハ農業者農業者ハ當該道府縣ヲ區域トスル販賣組合聯合會(聯合農業者農業者タル場合ヲ含ム)以下同

ジ)以外ノ者ニ雜穀ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ
 前條第二項ノ規定ニ依リ市農會又ハ町村農會ノ幹事ニ依リ雜穀ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者ハ地方長官ノ指定スル雜穀取扱業者ノ團體以外ノ者ニ其ノ雜穀ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合其ノ他農林大臣ノ指定シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 前條ニ規定スル場合及小作料トシテ雜穀ヲ受ケタル場合ヲ除ク外雜穀生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ヨリ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル雜穀ヲ收受シタル者其ノ雜穀ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲サントスルキ亦前項ニ同ジ
 第六條 販賣組合聯合會又ハ前條第二項ノ地方長官ノ指定スル雜穀取扱業者ノ團體ハ農林大臣ノ指定シタル者(以下統制機關ト稱ス)以外ノ者ニ雜穀ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ農林大臣(農林大臣特ニ定メタルトキハ地方長官)ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 第七條 雜穀生産者土地ニ付權利ヲ有スル者、第四條第一項ノ代物辨濟若ハ交換ニ依リ雜穀ヲ取得シタル者又ハ第五條第三項ノ雜穀ヲ收受シタル者其ノ生産シ、小作料トシテ受ケ又ハ收受シタル雜穀ヲ原料トシテ販賣ノ目的ヲ以テ物品ノ製造ヲ爲スコトヲ得ズ
 第四條又ハ第五條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依リ雜穀ヲ買受ケ(代物辨濟又ハ交換

ニ依リテ取得スル場合ヲ除ク)又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者其ノ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル雜穀ヲ販賣以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合其ノ他農林大臣ノ指定シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 第八條 大豆ハ統制機關ニ非ザレバ之ヲ内地ニ搬入スルコトヲ得ズ但シ百斤ヲ超ヰザルモノヲ内地ニ搬入スル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 第九條 雜穀(大豆ヲ除ク)ノ輸入又ハ移入ヲ爲ス者ハ其ノ輸入又ハ移入ニ係ル雜穀(大豆ヲ除ク)ノ全部ヲ統制機關ニ賣渡スベシ但シ百斤ヲ超ヰザルモノヲ輸入若ハ移入スル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 第十條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第四條乃至前條ノ規定ニ依リ制限又ハ禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ
 第十一條 統制機關ハ其ノ取扱フ雜穀ノ配給計畫ヲ定メ農林大臣ノ承認ヲ受ケベシ
 第十二條 農林大臣ニ報告スベシ
 第十三條 農林大臣又ハ地方長官雜穀ノ配給ヲ統制スル爲メ必要アリト認ムルトキハ雜穀ノ生産者ハ販賣ヲ棄トスル者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ一般ノ保管場所時期其ノ他必要ナル事項ヲ定メ其

ノ生産又ハ取扱ニ係ル雜穀ヲ寄託スベキコトヲ命ズルコトヲ得
 第十三條 雜穀ノ生産者ハ販賣ヲ棄トスル者、轉賣ノ目的ヲ以テ雜穀ヲ所有スル者又ハ此等ノ者ノ團體ハ其ノ生産又ハ取扱ニ係ル雜穀ニ付農林大臣又ハ統制機關ヨリ價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ定ムル最高價格ニ依リ買入ノ申込アリタルトキハ其ノ申込ニ應ジ之ヲ賣渡スベシ
 第十四條 前項ノ規定ニ依リ買入ノ申込ヲ爲サントスルトキハ農林大臣ノ承認ヲ受ケベシ
 第十五條 農林大臣又ハ地方長官雜穀ノ配給ヲ統制スル爲メ必要アリト認ムルトキハ雜穀ノ生産者ハ販賣ヲ棄トスル者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ雜穀ノ配給ニ關シ一般ノ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
 農林大臣ハ統制機關ニ對シ雜穀ノ配給統制上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
 第十六條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前條第一項ノ掲グル者ヨリ雜穀ノ配給ニ關シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得
 生活必需品統制令第十四條第二項ノ規定ニ依リ證票ハ別記様式ニ依ル
 附則
 本令ハ昭和十六年十月十日ヨリ之ヲ施行

昭和十五年農林省令第百三號雜穀配給統制規則ハ之ヲ廢止ス
 (別記様式省略)

雜穀配給統制規則第四條第一項但書、同條第二項但書、第五條第二項但書、第六條及第七條第二項但書ノ規定ニ依ル指定

(昭和十六年十月十日)
 (農林省告示第七百五十九號)

雜穀配給統制規則第四條第一項但書、同條第二項但書、第五條第二項但書、第六條及第七條第二項但書ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス
 昭和十五年十一月農林省告示第五百八十九號(雜穀配給統制規則第一條及第二條ノ規定ニ依ル指定ノ件)ハ之ヲ廢止ス
 第四條第一項但書及第二項但書ノ農林大臣ノ指定シタル場合
 一 地方長官ノ指定スル市町村内ニ於テ生産セラレタル雜穀ニ付當該市町村長ノ承認ヲ受ケタルトキ

國家總動員法——生活必需品統制令

第五條第二項但書ノ農林大臣ノ指定シタル場合
 一 自己ノ栽培ノ爲メ種子トシテ用フル者ニ販賣スルトキ
 第六條ノ農林大臣ノ指定シタル者
 大豆ニ付 日本大豆統制株式會社
 小豆、豌豆、菜豆、
 蠶豆、紅豆、綠豆 日本輸出農產物株式會社
 及蕎麥ニ付
 第七條第二項但書ノ農林大臣ノ指定シタル場合
 一 第四條第二項但書ノ規定ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ
 二 買受ケタル雜穀ヲ自己ノ栽培ノ爲メ種子トシテ用フルトキ

生活必需品指定規則

(昭和十六年七月二十五日)
 (臺灣總督府令第百三十八號)

生活必需品統制令第二條ノ規定ニ依リ同令ヲ適用スベキ生活必需品ノ種類ヲ定ルコト左ノ如シ
 一 別ニ定ムル青果物(生蔬菜及生果實)
 附則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

青果物配給統制規則

(昭和十六年七月二十五日)
 (臺灣總督府令第百三十九號)

生活必需品統制令及貿易統制令ニ基キ青果物配給統制規則左ノ通定ム
 第一條 生活必需品統制令ニ依ル青果物ノ配給ニ關スル命令及貿易統制令第四條ノ規定ニ依ル青果物輸出又ハ輸入ノ制限又ハ禁止ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル
 第二條 本令ニ於テ青果物トハ別ニ指定スルモノヲ謂フ
 第三條 臺灣總督青果物ノ供給調整上必要アリト認ムルトキハ臺灣青果物同業組合聯合會ニ對シ青果物ノ種類ヲ定メ其ノ出荷先、出荷數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ノ設定又ハ其ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ
 第四條 臺灣青果物同業組合聯合會前條ノ命令ヲ受ケタルトキハ其ノ命令ニ基キ速ニ必要ナル計畫ヲ定メ臺灣總督ノ承認ヲ受クベシ
 第五條 臺灣青果物同業組合聯合會前條ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該計畫ニ基キ州廳青果物同業組合ニ對シ必要ナル指示ヲ爲ス

州廳青果同業組合前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ其ノ指示ニ基キ速ニ必要ナル計畫ヲ定メ州知事又ハ廳長ノ承認ヲ受ケベシ

第六條 臨時緊急ノ必要アルトキハ州知事又ハ廳長ハ州廳青果同業組合ニ對シ前條第二項ノ計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

州廳青果同業組合前項ノ命令ヲ受ケタルトキハ其ノ變更シタル計畫ニ付州知事又ハ廳長ノ承認ヲ受ケベシ

州知事又ハ廳長前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ速ニ臺灣總督ニ之ヲ報告スベシ

第七條 州廳青果同業組合第五條第二項又ハ第六條第二項ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該計畫ニ基キ所屬組合員又ハ其ノ團體ニ對シ青果物ノ出荷ニ關シ必要ナル指圖ヲ爲スベシ

所屬組合員又ハ其ノ團體前項ノ指圖ヲ受ケタルトキハ之ヲ遵守スルコトヲ旨トスベシ

第八條 州知事又ハ廳長第五條第二項又ハ第六條第二項ノ計畫ノ實施上特ニ必要アリト認ムルトキハ青果物ノ生産ヲ業トスル者、販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ當該青果物ノ出荷先、出荷數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ一般ノ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第九條 青果物ニシテ各州廳管内ニ於テ生

産セラレタルモノハ當該州廳青果同業組合又ハ其ノ委託ヲ受ケタル者ニ非ザレバ販賣ヲ目的トシテ之ヲ州廳區域外ニ搬出スルコトヲ得ズ

第十條 青果物ハ臺灣總督ノ指定シタル者ニ非ザレバ販賣ヲ目的トシテ之ヲ輸出、輸入、移出又ハ移入スルコトヲ得ズ

第十一條 臺灣總督特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依リ指定シタル者ニ對シ青果物ノ種類ヲ定メ其ノ輸出、輸入、移出、移入又ハ配給ニ關シ需給調整上必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

第十二條 臺灣總督又ハ州知事若ハ廳長必要アリト認ムルトキハ州廳青果同業組合若ハ其ノ聯合會又ハ第十條ノ規定ニ基キ臺灣總督ノ指定シタル者ニ付配給統制上必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ青果物、書類、帳簿等ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ臨檢査者ヲ爲ス當該官吏ハ其ノ身分ヲ示ス別記様式ノ證票ヲ携帯スベシ

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十條ノ規定ハ昭和十六年八月四日ヨリ之ヲ施行ス
(別記様式省略)

貿易統制令

(昭和十六年五月十四日、勅令第五百八十一號)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第九條ノ規定ニ基キ輸出若ハ輸入ノ命令又ハ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止及當該命令ニ係ル物品ノ讓渡其ノ他ノ處分、所持又ハ移動ニ關スル國家總動員法第八條ノ規定ニ基ク命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 輸出又ハ輸入ノ命令ハ主務大臣命令ノ定ムル所ニ依リ輸出令書又ハ輸入令書ヲ發シ輸出業者又ハ輸入業者ニ交付シテ之ヲ爲ス

第三條 主務大臣ハ前條ノ規定ニ依リ輸出又ハ輸入ノ命令ヲ爲シタル場合ニ於テ當該命令ヲ受ケタル者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第八條ノ規定ニ基キ當該物品ノ讓渡其ノ他ノ處分、所持又ハ移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第四條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ

品目ヲ指定シテ輸出又ハ輸入ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該物品ノ讓渡其ノ他ノ處分、所持又ハ移動ニ關スル條件ヲ附スルコトヲ得

第五條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ基キ補償スベキ損失ハ第二條ノ規定ニ依リ輸出又ハ輸入ノ命令ヲ爲シタル場合及當該命令ヲ受ケタル者ニ對シ第三條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲シタル場合ニ於テ當該命令ニ依リ損失ニシテ通常生ズベキモノ其ノ他主務大臣ノ定ムルモノトス

前項ノ損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ主務大臣ノ指定シタル期間内ニ之ヲ請求スベシ

第六條 主務大臣必要ト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ輸出若ハ輸入又ハ輸出品若ハ輸入品ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第七條 本令中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮

貿易統制令施行規則

(昭和十六年六月十二日、商工農林省令第九號)

改正
昭一六、一〇、一六、商、農令一三
昭一六、一〇、一六、商、農令一三

總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス

附則
本令ハ昭和十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年五月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 貿易統制令(以下令ト稱ス)ノ施行ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 輸出令書及輸入令書(以下令書ト稱ス)ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載ス
一 輸出品若ハ輸入業者ノ氏名又ハ名稱及住所
二 品名
三 數量

四 單價及價額
 五 輸出又ハ輸入ノ時期
 六 輸出港又ハ輸入港
 七 仕向港又ハ積出港
 八 仕向地又ハ仕入地
 九 令第五條ノ規定ニ依ル損失ノ補償ニ關スル事項
 十 其ノ他必要ナル事項

第三條 商工大臣又ハ農林大臣必要ト認ムルトキハ輸出又ハ輸入ノ命令ノ變更又ハ取消ヲ爲スコトアルベシ
 輸出又ハ輸入ノ命令ノ變更又ハ取消ハ商工大臣又ハ農林大臣變更命令書又ハ取消命令書ヲ發シ輸出又ハ輸入ノ命令ヲ受ケタル輸出業者又ハ輸入業者(以下受命者ト總稱ス)ニ交付シテ之ヲ爲ス

第四條 受命者當該命令ニ依ル輸出又ハ輸入ノ約定ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク別記様式第一號ニ依ル輸出約定報告書又ハ輸入約定報告書ヲ商工大臣又ハ農林大臣ニ提出スベシ
 前項ノ輸出約定報告書又ハ輸入約定報告書ニ記載シタル事項ニ變更アリタルトキハ受命者ハ遲滞ナク之ヲ商工大臣又ハ農林大臣ニ届出ツベシ

第五條 受命者當該命令ニ依ル輸出又ハ輸入ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク別記様式第二號ニ依ル輸出報告書又ハ輸入報告書ニ輸出又ハ輸入ノ爲シタルコトヲ證明スル書面ヲ添附シ之ヲ商工大臣又ハ農林大臣ニ提出スベシ

第六條 受命者當該命令ニ依ル輸出又ハ輸入ヲ爲スコト能ハズ又ハ著シク困難ナリト認ムルニ至リタルトキハ遲滞ナク其ノ事由ヲ具シ之ヲ商工大臣又ハ農林大臣ニ届出ツベシ

第七條 令第三條ノ規定ニ依ル命令ハ商工大臣又ハ農林大臣輸出ノ命令ヲ爲シタル場合ニ於テハ當該物品ノ輸出ヲ確保スル爲ニ必要ト認ムルトキ當該物品ニ付、輸入ノ命令ヲ爲シタル場合ニ於テハ當該命令ニ依リ輸入シタル物品ニ付之ヲ爲ス

第八條 受命者損失ノ補償ヲ請求セントスルトキハ損失ノ生ジタル日ヨリ六月以内ニ損失補償請求書ヲ商工大臣又ハ農林大臣ニ提出スベシ
 商工大臣又ハ農林大臣正當ノ事由アリト認ムルトキハ前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトアルベシ

第九條 損失補償請求書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 一 令書又ハ令第三條ノ規定ニ依ル命令書ノ番號
 二 補償請求ノ事由
 三 補償請求額
 四 其ノ他必要ト認ムル事項
 前項ノ損失補償請求書ニハ損失補償額算出明細書ヲ添付スベシ
 前項ノ添附書類ノ外商工大臣又ハ農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ

第十條 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノハ商工大臣ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 一 關東州、滿洲及支那ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件第一條ノ規定ニ依ル指定輸出品ヲ同條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル地域ニ輸出スルトキ
 二 第十條ノ二ノ規定ニ依ル指定物品ヲ關東州、滿洲及支那以外ノ地域ニ輸出スルトキ
 三 南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件第一條ノ規定ニ依ル指定輸出品ヲ同條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル地域ニ輸出スルトキ

四 國家總動員法第九條ノ規定ニ基ク命令ニ依リ輸出スルトキ
 第十條ノ二 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ(以下指定物品ト稱ス)ハ商工大臣ノ指定シタル者(以下調整機關ト稱ス)ヨリ買受ケ若ハ輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ輸出ノ承認ヲ受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ關東州、滿洲及支那以外ノ地域ニ輸出スルコトヲ得ズ但シ前條第三號又ハ第四號ニ掲グル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 調整機關ヨリ指定物品ヲ買受ケ若ハ輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ輸出ノ承認ヲ受ケタル者ハ當該指定物品ノ輸出ニ關シ調整機關ノ指示アリタルトキハ之ニ從フベシ

第十一條 前二條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ノ輸出ニ付テハ之ヲ適用セズ
 一 御料品
 二 本邦ニ來遊スル外國ノ元首及其ノ一族並ニ其ノ從者ニ屬スル物品
 三 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使其ノ他之ニ準ズベキ使節、大使館若ハ公使館ノ館員又ハ領事ニ屬スル自用品及在本邦外國大使館、公使館又ハ

價額等ニ屬スル公用品
 四 官廳ノ輸出ニ係ル物品
 五 手荷物、引越荷物又ハ船用品
 六 博覽會ニ出品スル爲ニ輸出スル物品
 七 關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又ハ第八號ノ規定ノ適用ヲ受ケタル物品
 八 販賣以外ノ目的ヲ以テ輸出シ且其ノ原價五十圓ヲ超エザル物品

第十一條ノ二 調整機關ハ指定物品ニ付商工大臣ノ定ムル數量又ハ金額ノ限度ヲ超エテ賣渡シ若ハ輸出ノ委託ヲ爲シ又ハ輸出ノ承認ヲ爲スコトヲ得ズ

第十一條ノ三 調整機關ハ指定物品ノ買受、販賣、輸出ノ委託及輸出ノ承認ニ關スル規程ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
 調整機關ハ前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル規程ニ依ルニ非ザレバ指定物品ノ買受、販賣、輸出ノ委託又ハ輸出ノ承認ヲ爲スコトヲ得ズ
 商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十一條ノ四 前條第一項ノ規程ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 一 買受手續、販賣手續、輸出委託手續及輸出承認手續ニ關スル事項

第十二條 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノハ商工大臣ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ之ヲ輸入スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 一 關東州、滿洲及支那ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件第六條ノ規定ニ依ル指定輸入品ヲ關東州、滿洲又ハ支那ヨリ輸入スルトキ
 二 南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件第八條ノ規定ニ依ル指定輸入品ヲ同條

ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル地域ヨリ輸入スルトキ

三 國家總動員法第九條ノ規定ニ基ク命令ニ依リ輸入スルトキ

第十三條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ノ輸入ニ付テハ之ヲ適用セス

一 第十一條第一號乃至第三號及第五號ニ規定スル物品

二 官廳ノ輸入ニ係ル物品

三 博覽會ニ出品スル爲輸入スル物品

四 關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又ハ第八號ノ規定ノ適用ヲ受ケ輸入スル物品

五 販賣以外ノ目的ヲ以テ輸入シ且其ノ原價五十圓ヲ超エザル物品

第十四條 第十條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル輸出許可申請書ニ註文アリタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ之ヲ輸出地ヲ管轄スル稅關ヲ經由シテ商工大臣ニ提出スベシ

一 品名

二 數量(種類別ニ記載スベシ)

三 單價及價額(種類別ニ記載スベシ)

四 賣渡先ノ氏名又ハ名稱及住所

五 仕向地

六 仕向港

七 輸出港(郵便物ニ在リテハ發送郵便局)

八 輸出時期(郵便物ニ在リテハ郵便局ニ差出スベキ時期)

第十五條 第十二條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル輸入許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 品名

二 數量(種類別ニ記載スベシ)

三 豫想單價及豫想價額(種類別ニ記載スベシ)

四 産出地又ハ製造地

五 積出港

六 輸入港(郵便物ニ在リテハ到着郵便局)

七 輸入時期(郵便物ニ在リテハ郵便局ニ到着スベキ時期)

八 前項ノ場合ニ於テ許可ヲ受ケントスル者他人ヨリ委託ヲ受ケ輸入セントスルモノナルトキハ輸入許可申請書ニ前項各號ニ掲グル事項ノ外委託者ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ記載シ且委託アリタルコトヲ證スル書面ヲ添附スベシ

第十六條 第十二條ノ許可ヲ受ケタル者ハ

商工大臣ノ指定シタル期間内ニ其ノ物品ヲ輸入スベシ

商工大臣ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトアルベシ

第十二條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ期間内ニ其ノ物品ヲ輸入セザルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第十七條 第十條ノ許可ヲ受ケタル者第十四條第六號乃至第八號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ第十二條ノ許可ヲ受ケタル者第十五條第一項第五號乃至第七號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十八條 第十二條ノ許可ヲ受ケタル者他人ヨリ委託ヲ受ケ輸入セントスルモノナル場合ニ於テ其ノ委託契約消滅シ又ハ委託數量減少シタルトキハ委託者ト連署ノ上七日以内ニ之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

第十九條 第十條又ハ第十二條ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ物品ノ輸出又ハ輸入ヲ爲ス場合ニ於テ商工大臣ノ交付スル輸出許可書又ハ輸入許可書ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第十九條ノ二 第十條ノ二ニ掲グル者當該

指定物品ヲ輸出セントスルトキハ調整機關ヨリ買受ケ若ハ輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ輸出ノ承認ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第十條ノ二但書ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケタル者當該指定物品ヲ輸出セントスルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第二十條 第十條又ハ第十二條ノ許可ヲ受ケタル者輸出又ハ輸入ヲ爲シタルトキハ七日以内ニ左ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

一 輸出又ハ輸入ノ許可ヲ受ケタル物品ノ品名及數量並ニ許可ノ年月日

二 輸出又ハ輸入ヲ爲シタル物品ノ品名、數量並ニ單價及價額

三 輸入ヲ爲シタル物品ノ産出地又ハ製造地及積出港

四 輸出港又ハ輸入港(郵便物ニ在リテハ發送郵便局又ハ到着郵便局)

五 輸出又ハ輸入ノ年月日(郵便物ニ在リテハ差出又ハ到着ノ年月日)

第二十條ノ二 第十條ノ二ニ掲グル者當該指定物品ヲ輸出シタルトキハ七日以内ニ其ノ品名、數量、單價及價額並ニ輸出ノ年月日ヲ記載シタル報告書ニ輸出シタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ之ヲ調整機關ニ提出スベシ

調整機關(毎月二十日迄ニ前項ノ規定ニ依リ前月中ニ提出アリタル報告書ノ概要ヲ商工大臣ニ報告スベシ)

第二十一條 令第六條第二項ノ證票ハ別記様式第三號ニ依ル

附則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時輸出入許可規則ハ之ヲ廢止ス但シ本則施行前從前ノ規則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

臨時輸出入許可規則第一條又ハ第三條ノ規定ニ依リ爲シタル許可ハ之ヲ第十條又ハ第十二條ノ規定ニ依リ爲シタルモノト看做ス

臨時輸出入許可規則第五條又ハ第七條ノ規定ニ依リ提出シタル書類ハ之ヲ第十四條又ハ第十五條ノ規定ニ依リ提出シタルモノト看做ス

臨時輸出入許可規則第六條第一項ノ規定ニ依リ爲シタル期間ノ指定又ハ同條第二項ノ規定ニ依リ爲シタル許可ハ之ヲ第十六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ爲シタルモノト看做ス

指定物品ノ買受、販賣、輸出ノ委託又ハ輸出ノ承認ヲ爲スコトヲ得

附則(昭二六、八、七、商、農令二二) 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則(昭二六、一〇、一六、商、農令三三) 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別記

様式第一號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4トス)

輸出(輸入)令書番號 第 號
輸出(輸入)令書發行年月日 年月日

輸出(輸入)約定報告書
年 月 日

商工大臣又ハ農林大臣 殿
住所
氏名又ハ名稱

今般左ノ通輸出(輸入)約定ヲ了シ候間貿易統制令施行規則第四條ノ規定ニ依リ此段及御報告也

- 一 買渡先(買入先)ノ氏名又ハ名稱及住所
- 二 品名
- 三 数量
- 四 單價及價額
- 五 輸出(輸入)ノ決定時期
- 六 輸出港(輸入港)
- 七 仕向港(輸出港)
- 八 仕向地(仕入地)
- 九 積載船隻及其ノ開港
- 十 決済方法
- 十一 買渡先(買入先)ト爲シタル特約及之ヲ爲シタル事由
- 十二 其ノ他必要ナル事項

記載注意
一 品名ニハ關稅定率法別表輸入稅率番號ヲ附記スルコト
二 單價及價額ニハC.I.F.又ハF.O.B.ノ區別ヲ記載スルコト

様式第二號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4トス)

輸出(輸入)令書番號 第 號
輸出(輸入)令書發行年月日 年月日

輸出(輸入)報告書
年 月 日

商工大臣又ハ農林大臣 殿
住所
氏名又ハ名稱

今般左ノ通輸出(輸入)了シ候間貿易統制令施行規則第五條ノ規定ニ依リ此段及御報告也

- 一 買渡先(買入先)ノ氏名又ハ名稱及住所
- 二 品名
- 三 数量
- 四 單價及價額
- 五 輸出(輸入)ノ年月日
- 六 輸出港(輸入港)
- 七 仕向港(輸出港)
- 八 仕向地(仕入地)
- 九 積載船隻及其ノ開港
- 十 決済方法
- 十一 輸出(輸入)ヲ爲シタルコトヲ證スル書類
- 十二 其ノ他必要ナル事項

記載注意
一 品名ニハ關稅定率法別表輸入稅率番號ヲ附記スルコト
二 單價及價額ニハC.I.F.又ハF.O.B.ノ區別ヲ記載スルコト
三 輸入報告書ニハ報告期日ニ於テ該品ヲ保管セル場所ヲ其ノ他必要ナル事項ノ欄ニ記載スルコト

貿易統制令施行規則第十條ノ規定ニ依ル物品指定

(昭和十六年六月十二日 商工省告示第五百九號)

改正 表輸入 稅番入 號	品名	品名	品名
一	植物ノ枝葉及根(栽培用又ハ 接木用ノモノ)(球根ヲ除ク)	三三	鹿麻子
二	栽培用菌類	三三	桐子
三	パールパール	二七ノ二	別號ニ掲ゲザル採油用種子
四	麥芽	二八ノ二	甜菜ノ種子
五	オート	二九	クローヴァー其ノ他牧草ノ種子
六	粟及種	三〇	別號ニ掲ゲザル穀物及種子(藥 用ノモノヲ除ク)
七	高粱	三〇	蔬菜及果實(馬鈴薯、玉蔥、柑、橘、 海欖類及雜豆、蜜柑、蜜柑又ハ雜 豆ノモノヲ除ク)
八	玉蜀黍	三〇	マリーチ其ノ他ノ茶代用物
九	蕎麥	三三	珈琲
一〇	大豆(青大豆及黑豆ヲ除ク)	三三	チコリー其ノ他ノ珈琲代用物
一一	胡麻子	三三	ココロ(砂糖ヲ加ヘザルモノ)
一二	荳蔻子	三三	胡椒
一三	荳蔻子	三三	カリ
一四	荳蔻子	三三	マスタード
一五	荳蔻子	三三	糖蜜
一六	荳蔻子	三三	葡萄糖、麥芽糖及飴
一七	荳蔻子	三三	菓子
一八	荳蔻子	三三	ビスケット(砂糖ヲ加ヘザルモノ)
一九	荳蔻子	三三	マカロニ、ゾアミセリー其ノ 他各種ノ麵類
二〇	荳蔻子	三三	食酢
二一	荳蔻子	三三	鳥獸肉類(罐詰、罐詰、蜜餞ノモノ ヲ除ク)
二二	荳蔻子	三三	肉類、魚類
二三	荳蔻子	三三	ペプトン、ソマトーゼ、ヘモグロ ビン其ノ他類似ノ滋養食料
二四	荳蔻子	三三	
二五	荳蔻子	三三	
二六	荳蔻子	三三	
二六ノ二	大蠟子	三三	
		五九	鳥卵(生鮮ナルモノ)
		五九ノ二	鳥卵液及鳥卵粉
		六〇	礦水、鹽水其ノ他砂糖又ハ酒精 ヲ含マザル飲料
		六一	清酒
		六二	麥酒(醸造シタルモノ)
		六三	葡萄酒(ポート、シニリー、ヴェル モット、マデーラ、マルサラ、サン ラフェル等ヲ含ム)
		六四	シャンパン 其ノ他ノスパークリ ングワイン
		六五	別號ニ掲ゲザル酒類
		六六	味噌、醬油其ノ他ノ調味料(罐詰、 蜜餞、蜜餞又ハ糖漬ノモノヲ除 ク)
		六七ノ内	兔毛皮
		六八	皮類(別號ニ掲ゲザルモノ)
		六九ノ内	羊毛
		七〇	蠶毛(別號ニ掲ゲザルモノ)(蠶毛ヲ 除ク)
		七一	一機織用ノ帶及管
		七二	織毛(別號ニ掲ゲザルモノ)
		七三	草製品
		七四	草製品
		七五	草製品
		七六	草製品
		七七	草製品
		七八	草製品
		七九	草製品
		八〇	草製品
		八一	草製品
		八二	草製品
		八三	草製品
		八四	草製品
		八五	草製品
		八六	草製品
		八七	草製品
		八八	草製品
		八九	草製品
		九〇	草製品
		九一	草製品
		九二	草製品
		九三	草製品
		九四	草製品
		九五	草製品
		九六	草製品
		九七	草製品
		九八	草製品
		九九	草製品
		一〇〇	草製品
		一〇一	草製品
		一〇二	草製品
		一〇三	草製品
		一〇四	草製品
		一〇五	草製品
		一〇六	草製品
		一〇七	草製品
		一〇八	草製品
		一〇九	草製品
		一一〇	草製品
		一一一	草製品
		一一二	草製品
		一一三	草製品
		一一四	草製品
		一一五	草製品
		一一六	草製品
		一一七	草製品
		一一八	草製品
		一一九	草製品
		一二〇	草製品
		一二一	草製品
		一二二	草製品
		一二三	草製品
		一二四	草製品
		一二五	草製品
		一二六	草製品
		一二七	草製品
		一二八	草製品
		一二九	草製品
		一三〇	草製品

一四二ノ内	樹皮ミモサ樹皮補皮クエプラチョー 木片其ノ他類似ノタンニン材料 其ノ他ノタンニン糖類	一九七	酒類	二四四	酸化コバルト(臭須ヲ含ム)
一四三	生インディアラバ、生ガタバ チヤ及其ノ代用物	一九七ノ二	變性酒精	二四二	銀液及白金液
一四四	アラビヤゴム、セルラック、松脂其 ノ他別號ニ掲ゲザル樹脂及樹脂醫 藥用ノモノヲ除ク)	二〇四	ナフトリン	二四一	青銅粉、アルミニウム粉其ノ他別號 ニ掲ゲザル類似ノ金屬粉
一四五	阿膠	二〇七	龍腦、琥珀、アムモニオン、 ベンゾール、トリニール、オイロ ル、ソルベントナフサ、アンスラセ ン、カーバゾール、クレオソート油 其ノ他別號ニ掲ゲザルコールド ル分體物(キシレノールヲ除ク)	二四七	鉛白、鉛丹及リヤージ
一四六	ゼラチン	二〇八	コールドル分體物ヨリ誘導シタ ル化學的生成品(ベンザルデハイ ド、ナイトロベンゾール及ナイトロ トリニール以外ノ香料、石炭酸サ リチール酸、ベータライト及醫藥ヲ 除ク)安息香酸、クロラミン、デオキ シアントラキノン、フェノールフタ レイン、オキシナフトエ酸及其ノ誘 導體並ニ不溶性アゾ染料ヲ除ク)	二四九	亞鉛白(酸化亜鉛及硫化亜鉛)
一四七	魚肝油		イオノン	二五〇	硫酸バリウム
一四八	硫黃		人造麝香	二五〇ノ二	リソボン
一五〇	五硫化二砒		カトリン	二五〇ノ三	酸化チタニウム
一五二	五硫化二碲		硝酸、硝化マグネシウム、苦汁及 カーバイド	二五一	白堊及ホワイチング
一五四	酒石酸		カーバイド	二五二	朱及辰砂
一五七	無水アモニア		カートリリヂ(裝藥シタルモノ)	二五五	カーボンブラック
一六四	苛性曹達及苛性加里		鉄砲彈(裝藥シタルモノ)	二五八ノ二	コールドル
一六五	曹達及天然曹達		煙火	二五九	ビラチ及アスファルト
一六八	硝酸曹達(智利硝石)		天然藍	二五九ノ内	顔料
一七三	青化曹達及青化加里		天然藍	二六九ノ内	實錫及錫粉(カード又ハコームシ タルモノヲ含ム)
一七四	硝酸加里(硝石)		天然藍	二七〇	亞麻、苧麻、ラミー、大麻、黃麻其ノ他 別號ニ掲ゲザル植物纖維
一七五	生酒石		天然藍	二七一	黃麻纖維
一七六	鹽化加里及硫酸加里		天然藍		羊毛、山羊毛及駱駝毛
一七七	タロール酸加里		天然藍		蠶繭及ベニ
一七七	東タロール酸加里及重タロール酸 曹達				
一七七ノ二	過錳酸加里				
一九〇ノ二	硫酸ニラケル及硫酸ニラケルアム モニウム				
一九四	アセトン				
一九五ノ二	ウロトリン				

二八七	生絲(捲リタルモノヲ含ム)	四〇七	メタルポリシユ(別號ニ掲ゲザルモ ノ)	四六一	銀
二九五ノ内	屑ノ絹織物、屑ノ綿織物(長二分ノ 一吋以上ノ綿織物、電氣用絹織物 ノ重量ノ百分ノ五十ヲ超エザルモノ 及油ノ附着シタル綿織物ニシテ 油ノ重量全重量ノ百分ノ六ヲ超エ タルモノヲ除ク)及屑若ハ故ノ織物 屑織物又ハ屑絲ニシテ毛入又ハ 麻ノモノ	四〇八	砥石	四六二	鐵(別號ニ掲ゲザル特殊鋼ヲ除ク)
二九七	故ノ線、細索、組紐及組繩(トリムミ ングニ屬スルモノヲ除ク)ノ内麻 製ノモノ	四一一	ボルト、カーボナード其ノ他ノ黑色 ダイヤモンド	四六二ノ二	特殊鋼
二九九ノ内	黃麻ノ織物及其ノ交織物	四二二	貴石	四六三	アルミニウム及アルミニウム合金 (電氣用ヒニエズヲ除ク)
三〇〇	鳳梨葛、マニラ(ムブ、アゲージ其 ノ他ノ植物纖維(綿、亞麻、苧麻、ラ ミー、大麻及黃麻ヲ除ク)ノ織物及 其ノ交織物(マニラ(ムブ)ノ織物及 及其ノ交織物ヲ除ク)	四二二	寶石及別號ニ掲ゲザル石鏡製品 滑石及ソーブストーン(磨狀ノモノ ヲ含ム)	四六四	銅
三三三	ホース及機械用ベルチング(機械 ノモノ)(護膜ヲ用ヒタルモノヲ除 ク)	四二二	炭素石	四六五	鉛(電氣用ヒニエズヲ除ク)
三四〇	故ガソリン	四二二	粘土	四六六	錫
三四一ノ内	毛入又ハ麻ノ織物	四二二	粘土	四六七	亞鉛
三六一	纖維素バルブ	四二二	石炭	四六八	ニラケル
四〇二	シリカサンド、タールワサンド其ノ 他別號ニ掲ゲザル砂及泥	四二二	コークス	四六九	水銀及膏鉛
四〇五	金剛砂、コランダムサンド、トリボ リ其ノ他類似ノ研磨用礦物材料	四二二	磚炭	四七〇	安知母尼及硫化安知母尼
四〇五ノ二	カーボランダム、アランダム其ノ他 類似ノ研磨用人造礦物材料	四二二	ドロマイト及マグネサイト(燒キタ ルト否ト別タズ)	四七一	眞鍮及青銅
		四二二	別號ニ掲ゲザル礦物及礦物製品但 シ電氣絶緣用コンパウンド及ボル トランドセメントトリンカー(白色 セメントトリンカーヲ除ク)ヲ除ク	四七二	日耳曼銀
		四二二	硝子板	四七三	鐵
		四二二	金屬ノ線又ハ鋼ヲ入レル硝子板	四七三	パビツメタル其ノ他ノアンチフ リクシヨンメタル
		四二二	電氣用硝子(兼ナキモノ)	四七四	鍍金銀シタル金屬
		四二二	スカイライトガラス	四七五	前記ノ金屬ニシテ別號ニ掲ゲザル 形狀ノモノ及別號ニ掲ゲザル金屬 (ニタローム線及同リボン並ニ電氣 用ヒニエズヲ除ク)
		四二二	鍍金シタルモノヲ含ム、マフットボツ トム及鍍銀	四七六	釘、ワッド、スクリュー、ボルト、ナツ ト、リグレット類(貴金屬ヲ用ヒタル モノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノヲ 除ク)但シ硝子用ボルト(ナットヲ 有スルモノヲ含ム)及インシュレー チングスタイプヲ除ク
		四二二	白金、イリヂウム、オスミウム、パラ ヂウム、ロヂウム、インヂウム及ル セニウム	四七九	金屬網

四八〇	リグニラッドチェーン(鐵製ノモノ)	五二二	製茶用及荷性製造用鐵鋼	五六一	鋼空ヲ用フルモノ、齒
四八一	フレキシブルチェーン	五二一ノ内	ストロップ及同部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)	五六〇	科用ハ一及同部分品
四八二	鐵道運送用材料(別號ニ掲ゲザルモノ)	二 其ノ他(陶磁製ノモノヲ除ク)	貴金屬ヲ用ヒ又ハ貴金屬ヲ鍍シタル金屬製品ニシテ安知母ニ用ヒタルモノ(安知母ニ用ヒタルモノノ百分ノ二十五ヲ超エザルモノヲ除ク)	五六〇	電信機、電話機及同部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)
四八三	電線支柱及電線支用材料(別號ニ掲ゲザルモノ)	五二五ノ内	別號ニ掲ゲザル金屬製品ニシテ安知母ニ用ヒタルモノ(安知母ニ用ヒタルモノノ百分ノ二十五ヲ超エザルモノヲ除ク)	五六二	鐵道車輛(別號ニ掲ゲザルモノ)
四八四	家庭、商業、船舶、船渠等ノ絶縁材料(別號ニ掲ゲザルモノ)	知母ニ用ヒタルモノ(安知母ニ用ヒタルモノノ百分ノ二十五ヲ超エザルモノヲ除ク)	五三三	自動車	自動車部分品(原動力機ヲ除ク)
四八四ノ二	天井、壁等ニ用ヒル金屬板(珪藻土、石膏、セメント、又はハエナメルペイント、グアニシニ、漆等ヲ塗リタルモノ)(珪藻土施シタル鐵板ヲ除ク)	五三三	鋼製鐵及鐵鋼	五六三	自動車(サイドカーニ付テハ分限シテ第五百六十六號ヲ適用ス)
四八五	瓦斯ホイルター、液體タンク及同部分品(鐵製ノモノ)	五三三	鋼製鐵及鐵鋼	五六四	自動車
四八五ノ二	電燈用瓦斯燈用鐵製シリシター	五三三	鋼製鐵及鐵鋼	五六五	自動車部分品(原動力機ヲ除ク)
四八六	電燈用鐵	五三三	鋼製鐵及鐵鋼	五六六	自動車部分品(原動力機及鐵ヲ除ク)
四八七	鐵(鐵製ノモノ)	五三三	鋼製鐵及鐵鋼	五六七	自動車部分品(原動力機及鐵ヲ除ク)
四八八	鐵(別號ニ掲ゲザルモノ)(自轉車用ノモノヲ除ク)	五三三	鋼製鐵及鐵鋼	五六七	自動車部分品(原動力機及鐵ヲ除ク)
四八九	鐵(別號ニ掲ゲザルモノ)(自轉車用ノモノヲ除ク)	五三三	鋼製鐵及鐵鋼	五六九	自動車部分品及同部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)(サイドカーニ付テハ分限シテ第五百七十一號ヲ適用ス)
四九〇	鐵(別號ニ掲ゲザルモノ)	五三三	鋼製鐵及鐵鋼	五七〇	自動車部分品及同部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)(サイドカーニ付テハ分限シテ第五百七十一號ヲ適用ス)
四九五	白金製ノ増幅及皿	五三三	鋼製鐵及鐵鋼	五七一	自動車部分品(原動力機ヲ除ク)
四九七	ドリル、ビット、リーマー及スタ	五三三	鋼製鐵及鐵鋼	五七二	自動車部分品(原動力機ヲ除ク)
四九八	スタリニュージャック	五三三	鋼製鐵及鐵鋼	五七三	自動車部分品(原動力機ヲ除ク)

五七四ノ二	及ボータブルスチームエンジン	五九七	ニウマチクワール及ニウマチクマシ	六二七	骨炭
五七四ノ三	コンクリートミキサー	五九六	別號ニ掲ゲザル金屬工及木工機械(ローリングマシン、ドローイングマシン、ネールメーカー、マシ、モールドングマシン、フランジングマシン、ベンチングマシン、リグニラッドマシン等ヲ含ム)	六一七ノ二	骨炭
五七五	蒸気機関(別號ニ掲ゲザルモノ)	五九八	織布機	六一九	電氣用カーボン(別號ニ掲ゲザルモノ)
五七七	ウオータータービン及ベルトン	五九九	織布整理機	六二〇	白金、ワナヂウム、鐵又ハ其ノ化合物ヲ含ム鹽類
五七八	ウオータータービン及ベルトン	六〇〇	織布整理機	六三〇	附及故ノインディアアラバリー及ガタパーチャ(改造用ノミニ適スルモノ)
五七九	電機機、電動機、電機機、電機機	六〇〇	織布整理機	六四一ノ内	安知母ニ用ヒタル電具安知母ニ用ヒタル電具安知母ニ用ヒタル電具
五七九ノ二	變換機(一ヲ除ク)	六〇一	織布整理機	六四六ノ内	魚粉
五八〇	原動力機ト結合シタル發電機	六〇二	織布整理機		
五八一	別號ニ掲ゲザル原動力機	六〇三	織布整理機		
五八一	プロック及チェーンプロック	六〇四	織布整理機		
五八三	クレーン	六〇五	織布整理機		
五八四	キャブスタン、ウィンチ、ウィンドラス其ノ他別號ニ掲ゲザルワインディングマシン	六〇六	織布整理機		
五八五	パワーマシン	六〇七	織布整理機		
五八六	氣機壓縮機	六〇八	織布整理機		
五八七	織衣機	六〇九	織布整理機		
五八八	織衣機部分品及附屬品(針ヲ除ク)	六一〇	織布整理機		
五八九	潜水器及同部分品(硝子製部分品ヲ除ク)	六一一	織布整理機		
五九〇	潜水器及同部分品(硝子製部分品ヲ除ク)	六一二	織布整理機		
五九一	哨筒(別號ニ掲ゲザルモノ)(ガソリン計器用ノモノヲ除ク)				
五九二	インゼクター及エゼクター				
五九三	送風機				
五九四	水壓機				

貿易統制令施行規則第十條ノ二條ノ規定ニ依ル
物品及調整機關指定

(昭和十六年七月七日
商工省告示第五百九十五號)

改正 昭、一六、八、七、商告六八七	輸入品	調整機關
一ノ内	球根	日本球根輸出組合
九ノ内	魚介類(種牡蠣ヲ除ク)	日本海陸産物輸出組合
二ノ内	種牡蠣	日本輸出種牡蠣養殖業水産組合
二ノ内	青豌豆及菜豆	北海道豆類輸出組合
二ノ内	穀粉及澱粉類(小麦粉ヲ除ク)	日本穀粉輸出組合
三ノ内	罐詰、罐詰又ハ樽詰ノモノ	日本罐詰輸出組合
三ノ内	菓子、乾菜類及海藻類(罐詰、罐詰又ハ樽詰ノモノヲ除ク)	日本海陸産物輸出組合
三ノ内	馬鈴薯及玉葱(罐詰、罐詰、罐詰又ハ樽詰ノモノヲ除ク)	日本馬鈴薯玉葱輸出組合
三ノ内	柑橘(罐詰、罐詰、罐詰又ハ樽詰ノモノヲ除ク)	日本柑橘北米輸出組合
三ノ内	茶	日本茶輸出組合
四〇	砂糖	日本砂糖輸出組合
四一	水砂糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他	日本砂糖輸出組合

四六ノ内	類似ノモノ	同右
四九	罐詰、罐詰又ハ壺詰ノモノ	日本罐詰輸出組合
五〇	果汁及糖水	日本罐詰輸出組合
五二	鳥獸肉類	同右
五二ノ二	魚介類	同右
一ノ内	一 生鮮ナルモノ(冷凍セラルモノヲ除ク)	日本海陸産物輸出組合
二ノ内	二 罐詰、罐詰又ハ壺詰ノモノ	日本輸出冷凍魚介水産組合
三ノ内	三 罐詰、罐詰又ハ壺詰ノモノ	日本罐詰輸出組合
三ノ内	三 其ノ他	日本海陸産物輸出組合
四ノ内	バター、人造バター及ギー	日本酪農製品輸出組合
五ノ内	チーズ	同右
五ノ内	コンデンスドミルク	同右
五ノ内	インフアントフード	同右
六ノ内	麥酒	帝國麥酒輸出組合
六ノ内	寒天	日本寒天輸出組合
六ノ内	罐詰、罐詰、罐詰又ハ樽詰ノモノ(牛乳ヲ除ク)	日本罐詰輸出組合
六ノ内	牛乳	日本酪農製品輸出組合
六ノ内	毛皮(兔毛皮ヲ除ク)	日本毛皮輸出組合
六ノ内	毛皮製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	同右
七ノ内	革製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	日本皮革製品輸出組合
七ノ内	ニシテ帽子用革(模造革ヲ含ム)及自轉車用ツールバツグ以外ノモノ	同右
七ノ内	帽子用革(模造革ヲ含ム)	日本皮革製品輸出組合

七三ノ内	自轉車用ツールバツグ	日本輸出自轉車販賣株式會社
八一	獸牙製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	日本貿易振興株式會社
八四ノ二	ガット(ラニスラクト用モノ)	同右
八八	藍甲製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	同右
九〇	珊瑚製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	同右
九一	眞珠	日本眞珠輸出組合
九二	海綿	日本貿易振興株式會社
九四	皮毛骨角齒牙甲殼類製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	同右
九五	植物性揮發油	同右
九六	一 芳香性ノモノ(薄荷油、茴香油、カヤアブ油、チミアン油、白檀油及合成冬線油ヲ除ク)	日本植物油油精輸出組合
九七	二 其ノ他(ヘノボテ油ヲ除ク)	同右
九五ノ内	薄荷油	日本薄荷輸出組合
九六	亞麻子油	日本植物油油精輸出組合
九七	ヒマシ油	同右
九八	阿列布油	同右
九九	椰子油	同右
一〇〇	落花生油	同右
一〇一	大豆油	同右
一〇二	桐子油	同右
一〇三	桐油	同右

一〇四	カメリヤ油	同右
一〇六	肝油	日本油肥輸出業水産組合
一〇七ノ内	魚油	同右
一一五ノ内	蠟燭	同右
一一五ノ二	柏油	日本貿易振興株式會社
一二〇ノ内	任胡麻子油、菜種油、米糠油、胡麻油、小麻子油及カボツク油	同右
一二三	線香	日本除蟲菊輸出組合
一二三	殺蟲粉	同右
一二四	蠟取紙	同右
一二四ノ二	ガーゼ、脱脂綿、綿帶、カッタガット其ノ他ノ類似ノ外科用材料(ガーゼ及脱脂綿ヲ除ク)	纖維製品輸出振興株式會社
一二九ノ内	薄荷腦(薄荷玉ヲ含ム)及樟腦	日本薄荷輸出組合
一二九ノ内	除蟲菊	日本除蟲菊輸出組合
一三〇ノ内	除蟲菊製劑	同右
一三五	燐寸	日本燐寸輸出組合
一六〇	鉛筆	日本貿易振興株式會社
一六一	インキ	同右
一六二	墨及朱墨	同右
一六三	聖筆及テラーストヨーク	同右
一六四	アーチストカラー及アーチストペン	同右
一六五	封蠟	同右
二六八	綿織絲(別號ニ掲ゲタル特殊綿織絲ヲ除ク)	日本綿糸布輸出組合
二七二	綿織絲	同右
二七二	特殊綿織絲	同右
二七三	綿織絲及長メートルノ重量三	纖維製品輸出振興株式會社

二七五	二七六	二七七	二七八	二七九	二八一	二八三	二八四	二八四	二八八	二八八	二八九	二九〇	二九〇	二九〇
グラム超エザル綿線	亞麻線及英式番手七番超エ	ニシラ長十メートルノ重量十	ニシラ長十メートルノ重量十	ニシラ長十メートルノ重量十	ニシラ長十メートルノ重量十	ニシラ長十メートルノ重量十	ニシラ長十メートルノ重量十	ニシラ長十メートルノ重量十	ニシラ長十メートルノ重量十	ニシラ長十メートルノ重量十	ニシラ長十メートルノ重量十	ニシラ長十メートルノ重量十	ニシラ長十メートルノ重量十	ニシラ長十メートルノ重量十
日本毛麻糸布輸出組合	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右

二九〇	二九一	二九一	二九一	二九一	二九一	二九一	二九一	二九一	二九一	二九一	二九一	二九一	二九一	二九一
イバー線(織線ヲ除ク)	ニシラ長十メートルノ重量十	ニシラ長十メートルノ重量十	ニシラ長十メートルノ重量十	ニシラ長十メートルノ重量十	ニシラ長十メートルノ重量十	ニシラ長十メートルノ重量十	ニシラ長十メートルノ重量十	ニシラ長十メートルノ重量十	ニシラ長十メートルノ重量十	ニシラ長十メートルノ重量十	ニシラ長十メートルノ重量十	ニシラ長十メートルノ重量十	ニシラ長十メートルノ重量十	ニシラ長十メートルノ重量十
日本毛麻糸布輸出組合	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右

二九九	三〇一	三〇一	三〇一	三〇一	三〇一	三〇一	三〇一	三〇一	三〇一	三〇一	三〇一	三〇一	三〇一	三〇一
織物、其ノ交織物及此等ノ織	織物、其ノ交織物及此等ノ織	織物、其ノ交織物及此等ノ織	織物、其ノ交織物及此等ノ織	織物、其ノ交織物及此等ノ織	織物、其ノ交織物及此等ノ織	織物、其ノ交織物及此等ノ織	織物、其ノ交織物及此等ノ織	織物、其ノ交織物及此等ノ織	織物、其ノ交織物及此等ノ織	織物、其ノ交織物及此等ノ織	織物、其ノ交織物及此等ノ織	織物、其ノ交織物及此等ノ織	織物、其ノ交織物及此等ノ織	織物、其ノ交織物及此等ノ織
日本毛麻糸布輸出組合	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右

三〇六	三〇七	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八	三〇八
タル布帛(起毛シタルト否ト	刺繍布(幅十吋以上ノ綿織物、	刺繍布(幅十吋以上ノ綿織物、	刺繍布(幅十吋以上ノ綿織物、	刺繍布(幅十吋以上ノ綿織物、	刺繍布(幅十吋以上ノ綿織物、	刺繍布(幅十吋以上ノ綿織物、	刺繍布(幅十吋以上ノ綿織物、	刺繍布(幅十吋以上ノ綿織物、	刺繍布(幅十吋以上ノ綿織物、	刺繍布(幅十吋以上ノ綿織物、	刺繍布(幅十吋以上ノ綿織物、	刺繍布(幅十吋以上ノ綿織物、	刺繍布(幅十吋以上ノ綿織物、	刺繍布(幅十吋以上ノ綿織物、
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	

三五八ノ内	似可運物製ノモノヲ除ク)	日本貿易振興株式會社
三五九	セリユロイド製又ハ類似可運物製ノモノ	セルロイド輸出振興株式會社
三五九ノ内	似可運物製ノモノヲ除ク)	日本貿易振興株式會社
三五九ノ内	硝子製ノモノ	硝子製品輸出振興株式會社
三五九ノ内	セリユロイド製又ハ類似可運物製ノモノ	セルロイド輸出振興株式會社
三六〇ノ内	布帛製、フェルト製、メリヤス製又ハ絲製ノモノ並ニ帽子附屬品及 同部分品(故ノモノヲ除ク)	纖維製品輸出振興株式會社
三六〇ノ内	皮革製ノモノ	皮革製品輸出振興株式會社
三六二	印刷料紙	日本皮革製品輸出組合
三六三	筆記用紙	日本貿易振興株式會社
三六四	圖書用紙	同右
三六五	プロット用紙	同右
三六六	包裝用紙及構寸用紙(チツシユーパーヲ除ク)	同右
三六八	硝子用紙	同右
三六九	硝子用紙	同右
三七〇	硝子用紙	同右
三七二	唐紙(各種)	同右
	模造日本紙及チヂシユーパー	同右

三七三	模造羊皮紙、アラフィンペーパー及ワタクスペーパー	同右
三七四	トレンシングペーパー	同右
三七五	リントラシス、フアーペーパー	同右
三七六	油紙	同右
三七七	硝子用ガラスペーパー	同右
三七八	別號ニ掲グザル紙	同右
三七九	ペーパー、レース及ペーパー、イダー	同右
三八〇	白紙帳簿	同右
三八一	書式類	同右
三八二	封筒	同右
三八三	アラバム	同右
三八四	アラバム	同右
三八五	寫真用、ライタペーパー、寫真用、ライタペーパー、寫真用、ライタペーパー	同右
三八六	卵紙及感光紙	同右
三八七	カーボンペーパー	同右
三八八	金剛砂紙(硝子粉ヲ除ク)	同右
三八九	モノ、ワラシ	同右
三九〇	クォールボード	同右
三九一	レーベル	同右
三九二	骨牌	同右
三九三	カード、カレンダー、プロット、カレンダー	同右
三九四	繪葉書	同右
三九五	クリスマスカード類(セリユロイド製又ハ類似可運物製ノモノヲ除ク)	同右
三九五ノ内	セリユロイド製又ハ類似可運物製ノモノ	同右
四〇一	別號ニ掲グザル紙製品及バル	セルロイド輸出振興株式會社

四〇一ノ内	ア製品(自轉車用轉寫マーカーヲ除ク)	日本貿易振興株式會社
四〇八ノ内	自轉車用轉寫マーカー	日本輸出自轉車販賣株式會社
四一三	陶磁製ノモノ	陶磁器輸出振興株式會社
四一五	半貴石及別號ニ掲グザル半貴石製品	日本貿易振興株式會社
四一六	琥珀及琥珀製品(別號ニ掲グザルモノ)	同右
四一八	屑琥珀	同右
四一八ノ内	石絨及別號ニ掲グザル石絨製品(廉價入ノモノヲ除ク)	日本貿易振興株式會社
四一九	廉價入ノモノ	同右
四二四	雲母及別號ニ掲グザル雲母製品	日本貿易振興株式會社
四二四	石膏製品	同右
四三三	ボートランドセメント、ローマンセメント、プゾラセメント	日本セメント輸出組合
同	其ノ他類似ノ水硬セメントセメント製品	同右
四三五ノ内	一層背用又ハ壁用ノ板(瓦ヲ含ム)	同右
四三六	電氣絶縁用コムバンド、電氣抵抗體、發熱體並ニ灼熱板及同種	日本貿易振興株式會社
四三七	煉瓦(セメント製ノモノヲ除ク)	陶磁器輸出振興株式會社
四三七ノ内	瓦(粘土製ノモノ)	同右
	アラシタイル其ノ他類似ノモノ	同右

四三八	耐火性粘土製品(別號ニ掲グザルモノ)	同右
四三九	別號ニ掲グザル陶磁器	同右
四四一	硝子塊	硝子製品輸出振興株式會社
四四二	硝子粉	同右
四四三	硝子棒及硝子管	同右
四四四	眼鏡用硝子(錫タルモノ又ハ切リタルモノ)	同右
四四九	光學用、レンズ及プリズム(綠又ハ柄ナキモノ)	同右
四五〇	顯微鏡用、グツキガラス	同右
四五一	顯微鏡用、オプセクトガラス	同右
四五二	寫真用乾板	同右
四五三	眼鏡	同右
四五四	硝子鏡	同右
四五五	硝子珠玉及硝子珠(模造貴石、模造金屬、模造真珠、模造珊瑚等ノ硝子珠玉ヲ含ム)(人造真珠及和泉玉ヲ除ク)	硝子製品輸出振興株式會社
四五五ノ内	人造真珠及和泉玉	同右
四五六	屑硝子	同右
四五七	別號ニ掲グザル硝子製品(廉價法及自轉車用リフレクターヲ除ク)	同右
四五七ノ内	廉價法	同右
四五七ノ内	自轉車用リフレクター	日本貿易振興株式會社
四六二ノ内	線索及捻合線(卑金屬ヲ鍍シタルト否ト別タズ)並ニニエルボー及ジョイント	日本輸出自轉車販賣株式會社
		日本機械輸出振興株式會社

四六三ノ内	アルミニウム及アルミニウム合金ニシテブスパー(管状ノモノヲ含ム)平角線及線(電氣用ヒューズヲ除ク)以外ノモノ	日本貿易振興株式會社	四七九	金屬網	同右
四六四ノ内	ブスパー(管状ノモノヲ含ム)平角線、線及燃合線	日本機械輸出振興株式會社	四八一	鐵道建設用材料(別號ニ掲グザルモノ)	同右
四六五	鉛(塊、錠、粒)ニ改造用ノミニ適スル層及故ヲ除ク)	同右	四八二	電線支柱及電線支用材料(別號ニ掲グザルモノ)	日本機械輸出振興株式會社
四六六	錫(塊、錠、粒)ニ改造用ノミニ適スル層及故ヲ除ク)	日本貿易振興株式會社	四八三	電線支柱及電線支用材料(別號ニ掲グザルモノ)	同右
四六七	亜鉛(塊、錠、粒)ニ改造用ノミニ適スル層及故ヲ除ク)	同右	四八三ノ内	陶磁製懸垂碼子	同右
四七一ノ内	青銅線	同右	四八四	陶磁製懸垂碼子	同右
四七二	日耳曼銀(塊、錠)ニ改造用ノミニ適スル層及故ヲ除ク)	日本機械輸出振興株式會社	四八四ノ二	家屋、橋梁、船舶、船渠等ノ建設材料(別號ニ掲グザルモノ)	日本機械輸出振興株式會社
四七六ノ内	電氣用ヒューズ、ニクロム線及同リボン、ニ電熱用合金線及同リボン	日本貿易振興株式會社	四八五	天井、壁等ニ用ヒル金屬板(珪瑯ヲ施シタルモノ又ハエナメルペイント、グアニツシユ、漆等ヲ除キタルモノ)	日本貿易振興株式會社
四七六ノ内	線、線索及燃合線	同右	四八六	瓦斯ホルダー、液體タンク及同部分品(鐵製ノモノ)	日本貿易振興株式會社
四七七	釘、ウツド、スタクリュー、ボールト、ナット、ワグ、ネット類(貴金屬ヲ用ヒタルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノヲ除ク)	日本機械輸出振興株式會社	四八九	絕緣電線	同右
四七八	ベルト、フアツス、ナイ(別號ニ掲グザルモノ)	日本貿易振興株式會社	四八九ノ内	鍵(別號ニ掲グザルモノ)(ギヤ、アタリ、グチエーン)	日本貿易振興株式會社

四九三	鐵、鋼、ハット、フツク及戸窓、家具等ニ用ヒル金具	同右	五〇六	用ノモノヲ除ク)	同右
四九四	鎖及鎖(自轉車用ノモノヲ除ク)	同右	五〇七	筆嘴	同右
四九四ノ内	自轉車用ツモノ	日本輸出自轉車販賣株式會社	五〇八	コソビープレツス	同右
四九六	工匠具、農具及同部分品(別號ニ掲グザルモノ)(電線接續用自動式壓縮機、電線用アイマロツト締付器、同カムアロン、電線用ケーブルクリツプ、同ボンド取付用壓縮器、ボータブルハイドロリックシヤツク及ダイス)	日本貿易振興株式會社	五〇八ノ内	自動車ベル、同ラツパ、同タイヤ、同サイレン、同クラクシヨ	日本輸出自轉車販賣株式會社
四九六ノ内	電線接續用自動式壓縮機、電線用アイマロツト締付器	日本機械輸出振興株式會社	五〇九	同クラクシヨ、同サイレン、同クラクシヨ	同右
四九七	ドリル、ビット、リマー、ハブ、ク、リユータツプ(柄又ハ梓ヲ有セザルモノ)	同右	五〇九ノ二	自轉車用唧筒	同右
四九八	スクリュー、シャツク	同右	五一〇	消火器	同右
四九九	双物(別號ニ掲グザルモノ)	同右	五一〇	珈琲粉砕器	同右
五〇〇	ナール、フオートク及スプリン	日本貿易振興株式會社	五一一	アイスクリームフリーザー	同右
五〇一	コルクスタリユ	同右	五一二	ストーグ及同部分品(別號ニ掲グザルモノ)(陶磁製ノモノヲ除ク)	同右
五〇二	鑄口用キヤブシユール	同右	五一四	陶磁製ノモノ	同右
五〇三	クラウンコルク	同右	五一四ノ内	電氣ストーブ、電氣鏡其ノ他類似ノ電熱器	同右
五〇四	カートリツヂケース(金屬製ノモノ)	同右	五一五	他類似ノ電熱器	同右
五〇五	縫針、留針類(身邊裝飾)	同右	五一六	金庫及貨幣匣	日本貿易振興株式會社

五二一ノ内	又ハ貴金屬ヲ鍍シタル金屬製品(別號ニ掲グザルモノ)(自轉車用マーケヲ除ク)	同右 日本輸出自轉車販賣株式會社
五二二	銅製品、真鍮製品及青銅製品(別號ニ掲グザルモノ)(自轉車用マーケ、自轉車用配線ターミナル、電機用ストッブボックスイント及同ボックスイントボックスクラ除ク)	同右 日本貿易振興株式會社 日本自轉車輸出販賣株式會社
五二二ノ内	自轉車用配線ターミナル、電機用ストッブボックスイント及同ボックスイントボックスクラ除ク)	日本貿易振興株式會社
五二三	アルミニウム製品(別號ニ掲グザルモノ)(自轉車用マーケヲ除ク)	日本貿易振興株式會社
五二三ノ内	自轉車用マーケ	日本貿易振興株式會社
五二四ノ内	タイヤチェーン、グリスガン、電機用ボックスイントボックスクラ、同エンドボックスクラ及同油槽ヲ除ク)	日本貿易振興株式會社
五二五	別號ニ掲グザル金屬製品(自轉車用マーケ)	日本貿易振興株式會社

五二五ノ内	自轉車用マーケ	同右 日本貿易振興株式會社
五二六	電機用ボックスイントボックスクラ、同エンドボックスクラ、同ストッブボックスイント及同ボックスイントボックスクラ	同右 日本貿易振興株式會社
五二七	懐中時計	同右
五二七ノ内	懐中時計部分品(ウオッチングラ、ウオッチングラス)	同右
五二八	電氣時計(親時計及子時計ヲ含ム)	同右
五二八ノ内	ウオッチングラ、ウオッチングラス	同右
五二九	他時刻ヲ記録スル時計	同右
五三〇	他時刻ヲ記録スル時計、タワークロック及ウオッチングラ、タワークロック其ノ他時刻ヲ記録スル時計部分品(陶磁製ノ置時計、クォーツ時計)	同右
五三〇ノ内	陶磁製ノ置時計クォーツ	同右
五三一	クロノメーター及同部分品(懐中用ノモノヲ除ク)	同右
五三二	錶盤及同部分品	同右

五三三ノ内	對物レンズ及對眼レンズ	同右
五三六	直尺、曲尺、巻尺、ワイヤークリ、スクリーン、ビッチゲージ、シツクネスゲージ、ミクロメーター、プロトラクター、キャリパー、ダイヤライナー、レグニル其ノ他類似ノモノ(セリユロイド製又ハ類似可置物製ノ直尺、曲尺、巻尺ヲ除ク)	同右
五三六ノ内	直尺、曲尺及巻尺(セリユロイド製又ハ類似可置物製ノモノ)	同右
五三七	衡器(秤ノ有無ヲ別ク)	同右
五三八	衡器部分品及錘(硝子製ノ錘、秤桿及錘ヲ除ク)	同右
五三八ノ内	錘、秤桿及錘(硝子製ノモノ)	同右
五三九	瓦斯計	同右
五四〇	水時計	同右
五四一	寒暑計	同右
五四二	晴雨計	同右
五四三	アマベアメーター、ヴォルトメーター及ヴォルトアマベアメーター	同右
五四四	ワットメーター	同右
五四六	タコメーター、シフトプロダク、ステアリングインジカター、アネモメーター、ダイナモメーター、サイクロメーター、ペドメーター其ノ他類似ノモノ	同右

五四七ノ内	電池(蓄電池ヲ除ク)	同右
五四八	電池部分品(電氣用カーボン、並ニ蓄電池部分品ヲ除ク)	同右
五四八ノ内	蓄電池部分品	同右
五四九	蓄電池、オゾンベツタインストレーメント及同部分品(別號ニ掲グザルモノ)(硝子製、陶磁製又ハ陶磁製ノモノ、並ニ齒科用ユニット、齒科用治療器、配電盤ヲ有スル齒槽漏治療器、壓縮空氣ヲ用フル齒槽漏治療器、齒科用バー及同部分品ヲ除ク)	同右
五四九ノ内	硝子製ノモノ	同右
五四九ノ内	陶磁製ノモノ	同右
五四九ノ内	齒科用ユニット、齒科用治療器、配電盤ヲ有スル齒槽漏治療器、壓縮空氣ヲ用フル齒槽漏治療器、齒科用バー及同部分品	同右
五五〇	製鋼器、測量器及同部分品(別號ニ掲グザルモノ)(セリユロイド製又ハ類似可置物製ノモノヲ除ク)	同右
五五〇ノ内	セリユロイド製又ハ類似可置物製ノモノ	同右

五五〇ノ二	金錢登錄機、計算機其ノ他類 似ノモノ及同部分品	日本機械輸出振興株式 會社
五五〇ノ三	タイプライター及同部分品 理化學器及同部分品(別號ニ 掲ゲザルモノ)(陶磁製又ハ 硝子製ノモノ及エツクス線裝 置ヲ除ク)	同右
五五一ノ内	陶磁製ノモノ	日本貿易振興株式會社
五五一ノ内	硝子製ノモノ	硝子製品輸出振興株式 會社
五五一ノ内	エツクス線裝置	日本機械輸出振興株式 會社
五五二	幻燈器、活動寫真映寫器及同 部分品	日本貿易振興株式會社
五五三	寫真器	同右
五五四ノ内	寫真器部分品(レンズヲ除ク)	硝子製品輸出振興株式 會社
五五五	蓄音器	同右
五五六	蓄音器部分品及附屬品	日本貿易振興株式會社
五五七	樂器	同右
五五八	樂器部分品及附屬品	同右
五五九	電信機、電話機及同部分品(別 號ニ掲ゲザルモノ)	日本機械輸出振興株式 會社
五六一	鐵道車輛(別號ニ掲ゲザルモノ)	日本機械輸出振興株式 會社
五六二	鐵道機關車部分品、鐵道機關 車用炭水車部分品其ノ他ノ鐵 道車輛部分品(別號ニ掲ゲザ ルモノ)	同右
五六三	自動車	同右

五六四	自動車部分品(原動力機ヲ除 ク)(タイヤー及チユープヲ 除ク)	同右
五六四ノ内	自動車用タイヤー及チユープ	同右
五六五	自轉車(サイドカーニ付テハ 分離シテ第五百六十六號ヲ適 用ス)	同右
五六五ノ内	二 其ノ他 モーターサイタル	日本輸出自轉車販賣株 式會社
五六六	自轉車部分品(原動力機及鏈 ヲ除ク)(タイヤー、チユ ー、モーターサイタル用部分 品並ニサイドカー及同部分品 ヲ除ク)	日本輸出自轉車販賣株 式會社
五六六ノ内	モーターサイタル用部分品並 ニサイドカー及同部分品	同右
五六七	別號ニ掲ゲザル車輛及同部分 品(護膜製ノモノヲ除ク)	同右
五六七ノ内	護膜製ノモノ	同右
五六八	船舶	同右
五六九	汽罐(メカニカルストーカー ニ付テハ分離シテ第五百七十 一號ヲ適用ス)	同右
五七〇	汽罐部分品及同附屬品(別號 ニ掲ゲザルモノ)	同右

五七一ノ二	メカニカルストーカー	同右
五七一ノ二	フューエルエコノマイザー	同右
五七二	フィードウオーターヒーター	同右
五七三	鐵道機關車及鐵道機關車用炭 水車	同右
五七四	蒸汽機關車(軌條ヲ要セザル モノ)及ボータブルスチーム エンジン	同右
五七四ノ二	ロードローラー	同右
五七四ノ三	コンクリートミキサー	同右
五七五	スチームタービン	同右
五七六	蒸汽機關(別號ニ掲ゲザルモノ)	同右
五七七	内燃機關	同右
五七七	ウオータータービン及ベルト ンウイール	同右
五七九	發電機、電動機、廻轉變流機、 周波數變換機、廻轉變相機及 發電機	同右
五七九ノ二	變壓機	同右
五八〇	原動力機ト結合シタル發電機	同右
五八一	別號ニ掲ゲザル原動力機	同右
五八二	プロッタ及チエンプロッタ	同右
五八三	クレーン	同右
五八四	キャブスタン、ウインチ、ウイ ンドラス其ノ他別號ニ掲ゲザ ルウインディングマシン	同右
五八五	浚渫機	同右
五八六	パワーハムマー	同右
五八七	氣體壓縮機	同右
五八八	縫衣機	同右
五八九	縫衣機部分品及附屬品(針ヲ 除ク)	同右

五九〇	除ク)	同右
五九〇ノ内	潜水器及同部分品(硝子製ノ 部分品ヲ除ク)	同右
五九一	硝子製ノ部分品	硝子製品輸出振興株式 會社
五九二	唧筒(別號ニ掲ゲザルモノ)	日本機械輸出振興株式 會社
五九三	インゼクター及エゼクター	同右
五九四	送風機	同右
五九五	水壓機	同右
五九六	ニウマチツクツール及ニウマ チツクマシン	同右
五九七	別號ニ掲ゲザル金屬工及木工 機械(ローリングマシン、トロ ーイングマシン、ネールメイ キングマシン、モートルデング マシン、フランデングマシン、 ペンデングマシン、リグエツ テングマシン等ヲ含ム)	同右
五九八	紡績機械、紡績準備機械、紡績 絲整理機械、織布準備機械及 燃絲製造機械(ジニングマ シン、スコアリングマシン、 バンドリニングマシン等ヲ含ム)	同右
五九九	織布機	同右
六〇〇	織布製理機械	同右
六〇一	メリヤス機械	同右
六〇二	絲布染色機械(捺染機械ヲ含 ム)、絲布漂白機械及マーセラ イジニングマシン	同右
六〇三	製紙機械及製紙準備機械	同右
六〇三	印刷機械	同右

第七條 令第三條ノ規定ニ依ル命令ハ朝鮮總督輸出ノ命令ヲ爲シタル場合ニ於テハ當該物品ノ輸出ヲ確保スル爲ニ必要ト認ムルトキ當該物品ニ付、輸入ノ命令ヲ爲シタル場合ニ於テハ當該命令ニ依リ輸入シタル物品ニ付之ヲ爲ス

第八條 受命者損失ノ補償ヲ請求セントスルトキハ損失ノ生ジタル日ヨリ六月以内ニ損失補償請求書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

朝鮮總督正當ノ事由アリト認ムルトキハ前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトアルベシ

第九條 損失補償請求書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 令書又ハ令第三條ノ規定ニ依ル命令書ノ番號
- 二 補償請求ノ事由
- 三 補償請求額
- 四 其ノ他必要ト認ムル事項

前項ノ損失補償請求書ニハ損失補償額算出明細書ヲ添付スベシ

前項ノ添付書類ノ外朝鮮總督ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ

第十條 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ朝鮮總督ノ指定シタルモノハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ關東州、滿洲國又ハ中華民國ノ地域ヲ除ク地域ニ輸出スルコトヲ得ズ但シ左ノ各

號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 第十一條ノ規定ニ依リ指定輸出品ヲ同條ノ規定ニ依リ輸出スルトキ
- 二 國家總動員法第九條ノ規定ニ基ク命令ニ依リ輸出スルトキ

第十一條 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ朝鮮總督ノ指定シタルモノ(以下指定輸出品ト稱ス)ハ朝鮮總督ノ指定シタル者(以下輸出調整機關ト稱ス)又ハ輸出調整機關ヨリ輸出ノ委託ヲ受ケ若ハ買受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ關東州、滿洲國及中華民國ノ地域ヲ除ク地域ニシテ朝鮮總督ノ指定シタル地域ニ輸出スルコトヲ得ズ但シ前條第二號ニ掲グル場合及特別ノ事情ニ依リ朝鮮總督ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 前二條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ノ輸出ニ付テハ之ヲ適用セズ

- 一 御料品
- 二 本邦ニ來遊スル外國ノ元首及其ノ一族並ニ其ノ從者ニ屬スル物品
- 三 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使其ノ他之ニ準ズベキ使節、大使館若ハ公使館ノ職員又ハ領事ニ屬スル自用品及在本邦外國大使館、公使館又ハ領事館ニ屬スル公用品
- 四 官廳ノ輸出ニ係ル物品
- 五 手荷物、引越荷物又ハ船用品

- 六 博覽會、展覽會、共進會、品評會等ニ出品スル爲ニ輸出スル物品
- 七 關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又ハ第八號ノ規定ノ適用ヲ受ケタル物品
- 八 販賣以外ノ目的ヲ以テ輸出シ且其ノ原價五十圓ヲ超エザル物品

第十三條 第十條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケシタル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル輸出許可申請書ニ註文アリタルコトヲ證スル書面ヲ添付シ之ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

- 一 品名及規格
- 二 箇數及數量(種類別ニ記載スベシ)
- 三 輸出港本船渡單價及價格(種類別ニ記載スベシ)
- 四 賣渡先ノ氏名又ハ名稱及住所
- 五 仕向地
- 六 仕向港
- 七 輸出地(郵便物ニ在リテハ發送郵便局)
- 八 輸出時期(郵便物ニ在リテハ郵便局ニ差出スベキ時期)

第十四條 輸出調整機關ヨリ指定輸出品ノ輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ指定輸出品ノ買受ケタル者ハ之ヲ輸出(自ラ輸出スル場合ニ限ル)以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ朝鮮總督ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

輸出調整機關ヨリ指定輸出品ノ輸出ノ委

託ヲ受ケ又ハ指定輸出品ヲ買受ケタル者ハ其ノ輸出ニ關シ輸出調整機關ノ指示アリタルトキハ之ニ從ヒ指定輸出品ヲ輸出スベシ

第十五條 輸出調整機關ハ指定輸出品ニ付朝鮮總督ノ定ムル數量又ハ金額ノ限度ヲ超エ輸出ノ委託ヲ爲シ又ハ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

第十六條 輸出調整機關ハ指定輸出品ノ買受、輸出、輸出ノ委託及販賣ニ關スル規程ヲ定メ朝鮮總督ノ承認ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

輸出調整機關ハ前項ノ規定ニ依リ朝鮮總督ノ承認ヲ受ケタル規定ニ依リ非ザレバ指定輸出品ノ買受、輸出、輸出ノ委託又ハ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十七條 前條第一項ノ規程ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 買受手續、輸出手續、輸出委託手續及販賣手續ニ關スル事項
- 二 買受價格、輸出價格、委託輸出價格及販賣價格ニ關スル事項
- 三 輸出代金及委託輸出代金ノ決済ニ關スル事項
- 四 委託手数料ニ關スル事項
- 五 第十四條第二項ノ規定ニ依リ指示ニ關スル事項

六 買受、輸出ノ委託及販賣ノ條件ニ關スル事項

七 其ノ他必要ナル事項

第十八條 朝鮮總督緊急ノ必要アリト認ムルトキハ第十條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者又ハ第十一條ニ掲グル者若ハ同條但書ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケタル者ニ對シ當該物品ニ付其ノ輸出ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトアルベシ

朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ前項ノ物品ノ輸出地ヲ管轄スル稅關長ヲシテ前項ノ輸出ノ制限又ハ禁止ヲ爲サシムルコトアルベシ

第十九條 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ朝鮮總督ノ指定シタルモノハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ關東州、滿洲國又ハ中華民國ノ地域ヲ除ク地域ヨリ輸入スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 第二十條ノ規定ニ依リ指定輸入品ヲ同條ノ規定ニ依リ輸入スルトキ
- 二 國家總動員法第九條ノ規定ニ基ク命令ニ依リ輸入スルトキ

第二十條 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ朝鮮總督ノ指定シタルモノ(以下指定輸入品ト稱ス)ハ朝鮮總督ノ指定シタル者(以下輸入調整機關ト稱ス)又ハ輸入調整機關ヨリ輸入ノ委託ヲ受ケタ

ル者ニ非ザレバ之ヲ關東州、滿洲國及中華民國ノ地域ヲ除ク地域ニシテ朝鮮總督ノ指定シタル地域ヨリ輸入スルコトヲ得ズ但シ前條第二號ニ掲グル場合及特別ノ事情ニ依リ朝鮮總督ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條 前二條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ノ輸入ニ付テハ之ヲ適用セズ

- 一 第十二條第一號乃至第三號及第五號ニ規定スル物品
- 二 官廳ノ輸入ニ係ル物品
- 三 博覽會、展覽會、共進會、品評會等ニ出品スル爲ニ輸入スル物品
- 四 關稅定率法第八條第一號、第三號又ハ第七號ノ規定ノ適用ヲ受ケ輸入スル物品
- 五 販賣以外ノ目的ヲ以テ輸入シ且其ノ原價五十圓ヲ超エザル物品

第二十二條 第十九條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケシタル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル輸入許可申請書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

- 一 品名及規格
- 二 箇數及數量(種類別ニ記載スベシ)
- 三 輸入地到着單價及價格(種類別ニ記載スベシ)
- 四 產出地又ハ製造地
- 五 積出港

六 輸入地(郵便物)ニ在リテハ到着郵便局
 七 輸入時期(郵便物)ニ在リテハ到着郵便局ニ到着スベキ時期)
 前項ノ場合ニ於テ許可ヲ受ケントスル者他人ヨリ委託ヲ受ケ輸入セントスルモノナルトキハ輸入許可申請書ニ前項各號ニ掲グル事項ノ外委託者ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ記載シ且委託アリタルコトヲ證明スル書面ヲ添付スベシ

第二十三條 輸入調整機關ハ指定輸入品ノ輸入ノ委託、買受及販賣ニ關スル規程ヲ定メ朝鮮總督ノ承認ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

輸入調整機關ハ前項ノ規定ニ依リ朝鮮總督ノ承認ヲ受ケタル規程ニ依リニ非ザレバ指定輸入品ノ輸入、輸入ノ委託、買受又ハ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第二十四條 前條第一項ノ規程ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 輸入手續、輸入委託手續、買受手續及販賣手續ニ關スル事項
- 二 輸入價格、委託輸入價格、買受價格及販賣價格ニ關スル事項
- 三 輸入代金及委託輸入代金ノ決済ニ關スル事項
- 四 委託手数料ニ關スル事項
- 五 委託輸入、買受及販賣ノ條件ニ關スル事項

六 其ノ他必要ナル事項

第二十五條 第十條又ハ第十九條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ハ朝鮮總督ノ指定シタル期間内ニ當該物品ヲ輸出シ又ハ輸入スベシ

朝鮮總督ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトアルベシ

第十條又ハ第十九條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者前二項ノ期間内ニ當該物品ヲ輸出シ又ハ輸入セザルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第二十六條 第十條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者第十三條第六號乃至第八號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ朝鮮總督ノ承認ヲ受ケタル者第二十條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者第二十條第一項第五號乃至第七號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十七條 第十九條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者他人ヨリ委託ヲ受ケ輸入セントスルモノナル場合ニ於テ其ノ委託契約消滅シ又ハ委託數量減少シタルトキハ委託者ト速署ノ上七日以内ニ之ヲ朝鮮總督ニ届出ツベシ

第二十八條 第十條又ハ第十九條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ハ當該物品ノ輸出又ハ輸入ヲ爲ス場合ニ於テ朝鮮總督ノ交

付スル輸出許可書又ハ輸入許可書ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ揭示スベシ

第二十九條 第十一條ニ掲グル者當該指定輸出品ヲ輸出セントスルトキハ輸出調整機關ヨリ輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ買受ケタルコトヲ證明スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第十一條但書ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケタル者當該指定輸出品ヲ輸出セントスルトキハ朝鮮總督ノ承認ヲ受ケタルコトヲ證明スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第三十條 第十條又ハ第十九條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者輸出又ハ輸入ヲ爲シタルトキハ七日以内ニ左ニ掲グル事項ヲ朝鮮總督ニ届出ツベシ

- 一 輸出又ハ輸入ノ許可ヲ受ケタル物品ノ品名、數量及數量並ニ許可ノ年月日
- 二 輸出又ハ輸入ヲ爲シタル物品ノ品名、數量、數量、單價及價額
- 三 輸入ヲ爲シタル物品ノ産出地又ハ製造地及積出港
- 四 輸出地又ハ輸入地(郵便物)ニ在リテハ發送郵便局又ハ到着郵便局)
- 五 輸出又ハ輸入ノ年月日(郵便物)ニ在リテハ差出又ハ到着ノ年月日)

第三十一條 第十一條ニ掲グル者當該指定輸出品ヲ輸出シタルトキハ七日以内ニ其ノ品名、價格、數量、價額及輸出地並ニ輸

出ノ年月日ヲ記載シタル報告書ニ輸出シタルコトヲ證明スル書面ヲ添付シ之ヲ輸出調整機關ニ提出スベシ

輸出調整機關ハ毎月二十日迄ニ前項ノ規定ニ依リ前月中ニ提出アリタル報告書ノ概要ヲ朝鮮總督ニ報告スベシ

第三十二條 輸出調整機關ハ毎月二十日迄ニ前月中ニ買受、輸出、輸入ノ委託又ハ販賣ヲ爲シタル指定輸出品ノ種類別ノ數量及價額ヲ朝鮮總督ニ報告スベシ

第三十三條 第二十條ニ掲グル者當該指定輸入品ヲ輸入セントスルトキハ輸入調整機關ヨリ輸入ノ委託ヲ受ケタルコトヲ證明スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第二十條但書ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケタル者當該指定輸入品ヲ輸入セントスルトキハ朝鮮總督ノ承認ヲ受ケタルコトヲ證明スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第三十四條 第二十條ニ掲グル者當該指定輸入品ヲ輸入シタルトキハ七日以内ニ其ノ品名、價格、數量、價額及輸入地並ニ輸入ノ年月日ヲ記載シタル報告書ニ輸入シタルコトヲ證明スル書面ヲ添付シ之ヲ輸入調整機關ニ提出スベシ

輸入調整機關ハ毎月二十日迄ニ前項ノ規定ニ依リ前月中ニ提出アリタル報告書ノ概要ヲ朝鮮總督ニ報告スベシ

第三十五條 輸入調整機關ハ毎月二十日迄ニ前月中ニ輸入、輸入ノ委託、買受又ハ販賣ヲ爲シタル指定輸入品ノ種類別ノ數量及價額ヲ朝鮮總督ニ報告スベシ

第三十六條 第二十條、第二十三條、第三十三條及第三十四條ノ規定ハ第二十二條ノ規定ニ依リ物品ノ指定アリタル際現ニ輸入契約済ノ當該指定物品ニ付テハ之ヲ適用セズ

第三十七條 令第六條第二項ノ證票ハ別記様式第三號ニ依リ

第三十八條 本令ノ規定ニ依リ朝鮮總督府令第五號ノ規定ニ拘ラズ直接朝鮮總督府ニ差出スベシ

附則

第三十九條 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十條 昭和十六年朝鮮總督府令第六號ハ之ヲ廢止ス

第四十一條 本令施行前從前ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ令ニ依ル

第四十二條 本令施行前昭和十六年朝鮮總督府令第六號第一條ノ規定ニ依リ爲シタル輸出ノ委託若ハ買受又ハ同條但書ノ規定ニ依リ爲シタル承認ハ之ヲ第十一條ノ規定ニ依リ爲シタルモノト看做ス

第四十三條 本令施行前昭和十六年朝鮮總

督府令第六號第二號第一項ノ規定ニ依リ爲シタル承認ハ之ヲ第十六條第一項ノ規定ニ依リ爲シタルモノト看做ス

第四十四條 本令施行前昭和十六年朝鮮總督府令第六號第一條ノ規定ニ依リ輸出ノ委託ヲ受ケ若ハ買受ケタル者當該物品ヲ輸出シタル場合ニ於ケル同令第七條又ハ同令第七條ノ二ノ規定ニ依リ報告ニ付テハ第三十一條又ハ第三十二條ノ規定ニ準ジ報告スベシ

(別記様式省略)

貿易統制令施行規則第十條ノ規定ニ依ル物品指定

(昭和十六年八月一日 朝鮮總督府告示第千五百五十八號)

品名	備考
一 植物ノ枝、幹、莖及根(栽培用又ハ薪木用ノモノ)	
二 培植用菌類	
九 魚介類	
一三 大麻	

改正 昭一六、九、一二 朝告一四五三

五六八	汽機(メカニカルストーカール付テ)	五九三	送風機
五六九	(分機シテ第五百七十二號ヲ適用ス)	五九四	水原機
五七一	メカニカルストーカール	五九六	ニウマチツクツール及ニウマチツクマシ
五七二	フニールエコーノマイダー		別設ニ掲ケサル金屈工及木工機械
五七三	フイードウオーターヒーター		(ローリングマシン、ドロウイングマシ
五七四	鐵道機關車及鐵道機關車用炭水車		シン、ネールメーキングマシン、モ
五七五	高汽機(別設ニ掲ケサルモノ)		ールディングマシン、フランジングマ
五七六	内燃機		シン、ペンディングマシン、リヴエラチ
五七七	ウオータータービン及ペルトンウイ		ングマシン等ヲ含ム)
五七八	ール		紡績機、紡績準備機、紡績整理
五七九	發電機、電動機、變壓機、周波		機、織布準備機及捲絲製織機
五八〇	數變換機、迴轉變相機及發電機		(ジニングマシン、スコアリングマ
五八一	原動力機ト結合シタル發電機		シン、バンドリングマシン等ヲ含ム)
五八二	別設ニ掲ケサル原動力機		織布機
五八三	ブロック及チェーンブロック		織布整理機
五八四	クレーン		メリヤス機
五八五	キヤブスタン、ウインチ、ウインドラ		絲布染色機(捲染機ヲ含ム)、絲
五八六	ス共ノ他別設ニ掲ケサルワイヤン		布漂白機及マーセイジングマシン
五八七	マシン		製紙機及製紙準備機
五八八	波濺機		印刷機
五八九	パワールーム		コブラ
五九〇	氣體壓縮機		木材(合板ヲ除ク)
五九一	織衣機		骨炭
五九二	織衣機部分品及附屬品(針ヲ除ク)		骨灰
	織衣機(別設ニ掲ケサルモノ)		電氣用カーボン(別設ニ掲ケサルモノ)
	織衣機(別設ニ掲ケサルモノ)		白金、ワナヂウム、鐵又ハ其ノ化合
	インゼクタール及ニゼクタール		物ヲ含ム機
			屏及故ノインディアラッパード及ガタ
			パーチヤ(改造用ノミニニ適スルモノ)

貿易統制令施行規則第十一條ノ規定ニ依ル輸出調整、地域及物品指定

改正 一六、九、一二、朝告一四五四

(昭和十六年八月一日 朝鮮總督府告示第千五百五十九號)

輸出調整地域	輸出品名	指定輸出品名	大洋洲
亞細亞	青豌豆及菜豆	六三	六三ノ内
亞細亞	穀粉及澱粉類(小麦粉ヲ除ク)	六八	六八ノ内
亞細亞		七〇	七〇ノ内
亞細亞		七三	七三ノ内
亞細亞		七四	七四ノ内
亞細亞		八一	八一ノ内
亞細亞		八四	八四ノ内
亞細亞		八八	八八ノ内
亞細亞		九二	九二ノ内
亞細亞		九五	九五ノ内
亞細亞		一〇六	一〇六ノ内
亞細亞		一〇七	一〇七ノ内

一一五ノ内	鑛鐵
一一七	石鹼
一二〇ノ内	住胡麻子油、菜種油、米糖油、胡麻油、小麻子油、カボツタ油、玉蜀黍油及硬化油
一一一	人參
一一三	線香
一一四	殺蟲粉
一二四ノ二	蠟取紙
一二七	ガーゼ、脱脂綿、綿帶、カソトガソト
一二九ノ内	其ノ他類似ノ外科用材料(ガーゼ及脱脂綿ヲ除ク)
一二九ノ内	薄荷腦(薄荷玉ヲ含ム)、除蟲菊及カイロイド
二二〇ノ内	除蟲菊製劑
二二五	燐寸
二六〇	鉛筆
二六一	インキ
二六二	墨及朱墨
二六三	墨筆及ライラーストヨーク
二六四	望遠鏡
二六五	アーチストカラー及アーチストペーパー
二六八	封蝋
二七二	綿織絲(別號ニ掲ケタル特殊綿織絲ヲ除ク)
二七二ノ二	特殊綿織絲
二七三	綿織絲及長十メートルノ重量三グラムヲ超エタル綿織絲
二七五	亞麻織絲
二七六	亞麻織絲及英式番手七番ヲ超エタル單燃絲ヲ燃合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二グラムヲ超エタル

二七七	亞麻織絲及ラミー織絲
二七八	苧麻織絲、ラミー織絲及英式番手七番ヲ超エタル單燃絲ヲ燃合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二グラムヲ超エタル苧麻織絲及ラミー織絲
二七九	大麻織絲
二八〇ノ内	大麻織絲及英式番手七番ヲ超エタル單燃絲ヲ燃合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二グラムヲ超エタル大麻織絲
二八三	毛織絲
二八四	毛織絲
二八八	紡績綿織絲
二八九	絹織絲
二九〇ノ内	人造絹織絲、人造絹織絲、スラープル、フアイバー、スラープル、フアイバー、スラープル、フアイバー
二九一ノ内	絹、人造絹、スラープル、フアイバー、毛又ハ麻ヲ交ヘタル織絲
二九二	別號ニ掲ケタル織絲
二九三	別號ニ掲ケタル織絲
二九六	別號ニ掲ケタル織絲、繩索、組紐及組繩(真田紐以外ノモノニシテ紙、セロファン、藁、棕櫚、椰葉、蘭其ノ他類似ノモノヲ以テ製シタルモノヲ除ク)
二九八	綿織絲
二九九ノ内	亞麻、苧麻、ラミー又ハ大麻ノ織物、其ノ交織物及此等ノ織維ト綿トノ交織物、毛織交織物及毛又ハ毛織ト綿トノ交織物
三〇一	

三〇三	絹織物及別號ニ掲ケタル絹入ノ織物
三〇四ノ内	絹ト他ノ織維トノ交織布、毛ト綿及絹以外ノ織維トノ交織布及麻ト綿以外ノ織維トノ交織布
三〇五	メリヤス地其ノ他類似ノ編ミタル布帛(起毛シタルト否ト別タス)
三〇六	レース地及網地
三〇七	フェルト地
三〇八	刺繡布
三〇九	ブツクバインダースタロース
三一〇	トレーシングタロース
三一一	アーチストカンガース
三一二	クインディーホルランド
三一二	エムバイアタロース
三一二	革布
三一二	林用油布及リノリウム
三一二	ルーフイングカンガース
三一二	タードカンガース
三一二	金剛砂布(硝子粉ヲ散リタルモノヲ含ム)
三一二	防水布(透濕ヲ防リ又ハ挿入シタルモノ)
三一二	織入布及織維織類
三一二	インシュレートンダテープ(布帛ヲ用ヒタルモノ)
三一二	ラムプ心
三一二	タイプライターリボン
三一二	手巾(單製ノモノ)
三一二	浴巾(單製ノモノ)
三一二	ブランケット(單製ノモノ)
三一二	旅氈(單製ノモノ)
三二八	地氈(單製連製ヲ別タス)

三二九	ケーブルタロース(單製ノモノ)
三三〇	意掛
三三一	トリムミンク
三三二	蚊帳
三三三	ハムモツク
三三四	漁網及獵網
三三五	エアクッション
三三六	ベッドクイルト及クッション
三三七	ホース及機械用ベルチング(織製ノモノ)
三三八	濾過機
三三九	別號ニ掲ケタル布帛
三四〇	別號ニ掲ケタル布帛製品(故ノモノヲ除ク)
三四一	雨衣
三四二	雨衣
三四三	シャーツ、フロント、カラー及カフス
三四四	肌衣(上下ヲ別タス)(故ノモノヲ除ク)
三四五	手袋
三四六	足袋
三四七	肩掛及襟巻(羽毛製又ハ羽毛入ノモノヲ除ク)
三四八	襟巻
三四九	袴
三五〇	袴
三五一	袴
三五二	袴
三五三	袴
三五四	スリーヴスベンダー及ストッキング
三五五	グアスベンダー類
三五六	帽子及帽體
三五七	靴其ノ他ノ履物
三五八	靴紐
三五九	鈕釦(貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、寶石、半寶石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ電

三五八	甲ヲ用ヒタルモノヲ除ク)
三五九	バフタル、フツク及アイ類(貴金屬、
三六〇ノ内	貴金屬ヲ鍍シタル金屬、寶石、半寶石、
	真珠、珊瑚、象牙又ハ象牙ヲ用ヒタル
	モノヲ除ク)
	身邊粧飾用細貨類
	布帛類、フェルト類、メリヤス類、絲
	織、織物類又ハ皮革類ノモノ及帽子
	附屬品並ニ同部分品(故ノモノヲ除
	ク)
三六二	印刷料紙
三六三	筆記用紙
三六四	圖書用紙
三六五	フロッピングペーパー
三六六	包裝用紙及構寸用紙(チツシユーベ
三六七	ーパーヲ除ク)
三六八	煙草用紙
三六九	襪紙
三七〇	板紙
三七一	唐紙(各種)
三七二	模造日本紙及チツシユーペーパー
三七三	模造羊皮紙、バラフィンペーパー及
三七四	ワフタスベーパー
三七五	トレーシングペーパー
三七六	リソトランスフーパー
三七七	油紙
三七八	寫字用ガラスペーパー
三七九	別號ニ掲ケタル紙
三八〇	ペーパー、レース及ペーパー、ボーダー
三八一	白紙、襪紙

三八二	書狀用紙(箱入ノモノ)
三八三	封筒
三八四	アルバム
三八五	タヌトペーパー
三八六	寫真用、ライタペーパー、寫真紙及
三八七	感光紙
三八八	カーボンペーパー
三八八ノ二	金剛砂紙(硝子粉ヲ除リタルモノヲ
三八九	含ム)
三九〇	ウオールボード
三九三	骨牌
三九五	カードカレンダー及プロフタカレン
三九四	ダー
三九五	繪葉書
四〇一	クリスマスカード類
四〇一	別號ニ掲ケタル紙製品及バルブ製品
四〇一	半寶石及別號ニ掲ケタル半寶石製品
四一五	琥珀及琥珀製品(別號ニ掲ケタルモ
四一六	ノ)
四一八	屑琥珀
四一八	石鏡及別號ニ掲ケタル石鏡製品
四一九	蠟母及別號ニ掲ケタル蠟母製品
四二四	石膏製品
四二四	ホートランドセメント、ローマンセ
四二四	メント、ブンラナセメント其ノ他類
四三三	似ノ水硬セメント
四三三	セメント製品
四三五ノ内	一 屋背用又ハ壁用ノ瓦ヲ含ム)
四三六	電氣絶縁用ゴムバンド
四三七	煉瓦(セメント製ノモノヲ除ク)
四三七	瓦(粘土製ノモノ)

四三七ノ二	ノランダムスタイル其ノ他類似ノモノ
四三八	耐火性粘土製品(別號ニ掲ケタルモ
四三九	ノ)
四四〇	石膏製品
四四一	別號ニ掲ケタル陶磁器
四四二	硝子塊
四四三	硝子粉
四四三	硝子棒及硝子管
四四四	眼鏡用硝子(鏡タルモノ又ハ切りタ
四四四	ルモノ)
四四九	光學用レンズ及プリズム(線又ハ
四五〇	柄ナキモノ)
四五〇	顯微鏡用デフキガラス
四五二	顯微鏡用オブゼクトグラス
四五三	寫真用乾板
四五四	眼鏡
四五五	硝子鏡
四五五	硝子球玉及硝子球(模造寶石、模造金
四五五	屬、模造真珠、模造珊瑚等ノ硝子球玉
四五五	ヲ含ム)
四五六	屑硝子
四五七	別號ニ掲ケタル硝子製品
四六三ノ内	電氣用ヒューズ
四六五	鉛
四六六	二 板
四六六	三 茶鉛
四六六	四 線、紐及帶
四六六	五 管
四六六	六 二 板、紐及管
四六七	三 箔
四六七	四 鉛

四七二	二 板
四七三	三 線、管
四七三	三 線、管
四七四	三 線、管
四七六ノ内	電氣用ヒューズ、エタローム線及同リ
四七七	ボン其ノ他電熱用合金線及同リボン
四七七	釘、ワッドスタリユー、ホルト、メ
四七七	ット、リグゼット類(貴金屬ヲ用ヒ
四七七	タルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノ
四七七	ヲ除ク)
四七九	金屬網
四八三	電線支柱及電線支架用材料(別號ニ
四八三	掲ケタルモノ)
四八四ノ二	天井、壁等ニ用ヒル金屬板(珪瑯ヲ施
四八四	シタルモノ又ハエナメルペイント、
四八四	グアムシユ、漆等ヲ除リタルモノ)
四八九	鏡(別號ニ掲ケタルモノ)
四九一	鏡中時計用鏡、眼鏡用鏡其ノ他身邊
四九三	粧飾用鏡
四九三	鏡、ハットフツク及戸、窓、家具等
四九三	ニ用ヒル金具
四九四	鏡及鏡
四九六	工匠具、器具及同部分品(別號ニ掲ケ
四九九	タルモノ)
五〇〇	双物(別號ニ掲ケタルモノ)
五〇〇	ナイフ、フォーク及スプーン
五〇二	鋸口用キヤブシユー
五〇三	クラウンコルク

五〇四 カートリッジケース(金屬製ノモノ)
 五〇五 縫針、留針類(身邊粧飾用ノモノヲ除ク)
 五〇六 筆嘴
 五〇八 呼鈴及車用警鈴
 五〇九 自轉車用喇叭
 五一四 ストロープ及同部分品(別號ニ掲ケタルモノ)
 五一五 電氣ストロープ、電氣鐘其ノ他類似ノ電熱器
 五二一 貴金屬ヲ用ヒ又ハ貴金屬ヲ鍍シタル金屬製品(別號ニ掲ケタルモノ)
 五二二 鋼製品、眞鍮製品及青銅製品(別號ニ掲ケタルモノ)
 五二三 アルミニウム製品(別號ニ掲ケタルモノ)
 五二四 鐵製品(別號ニ掲ケタルモノ)
 五二五 別號ニ掲ケタル金屬製品
 五二六 懷中時計
 五二七 懷中時計部分品
 五二八 腕時計及掛時計
 五二九 電氣時計(表時計及子時計ヲ含ム)
 五三〇 ウォッチマンズクロック其ノ他時期ヲ記録スル時計
 五三一 置時計、掛時計、電氣時計タワークロック及ウォッチマンズクロック其ノ他時期ヲ記録スル時計ノ部分品
 五三二 クロノメーター及同部分品(懷中用ノモノヲ除ク)
 五三三 對物レンズ及對眼レンズ
 五三五ノ内 直尺、曲尺、巻尺、ワイヤゲージ、スクリユーピッチゲージ、シツクネスゲ

五三七 ーシ、ミクロメーター、プロトラクタ
 五三八 ー、キャリパー、ダイヤアイダー、レ
 五三九 グニル其ノ他類似ノモノ
 五四〇 衡器(錘ノ有無ヲ別タス)
 五四一 衡器部分品及錘
 五四二 瓦斯計
 五四三 水量計
 五四四 蒸發計
 五四五 晴雨計
 五四六 電池
 五四七 電池部分品(電氣用カーボンヲ除ク)
 五四八 醫療器、オーソペダックインストル
 五四九 ーメント及同部分品(別號ニ掲ケタルモノ)
 五五〇 製圖器、測量器及同部分品(別號ニ掲ケタルモノ)
 五五〇ノ二 金銀登錄機、計算機其ノ他類似ノモノ及同部分品
 五五〇ノ三 タイプライター及同部分品
 五五一 理化學器及同部分品(別號ニ掲ケタルモノ)
 五五二 幻燈器、活動寫真映寫器及同部分品
 五五三 寫真器
 五五四 寫真器部分品
 五五五 蓄音器
 五五六 蓄音器部分品及附屬品
 五五七 樂器
 五五八 樂器部分品及附屬品
 五五九 自動車部分品(原動力機ヲ除ク)
 五六〇 自轉車(サイドカーニ付ラハ分離シテ第五百六十六號ヲ適用ス)
 五六六 自轉車部分品(原動力機及繩ヲ除ク)

五六七 別號ニ掲ケタル車輛及同部分品
 五七〇 汽缸部分品及同附屬品(別號ニ掲ケタルモノ)
 五九〇 潜水器及同部分品
 六〇四 別號ニ掲ケタル機械
 六〇五 機械部分品(別號ニ掲ケタルモノ)
 六〇七 フノリ、石花菜アイリッシュユモスコルク及コルク製品
 六一一 合板
 六一二ノ内 包装用ノ箱、樽等ニ仕組ミタル板
 六一二ノ二 一 合板製ノモノ
 二ノ内 包装用ノ箱ニ仕組ミタル板
 六一八 白熱電燈球用フィラメント
 六一九 製帽用真田
 六二〇 花冠、曼表、野草冠、圓産及角マツト
 六二一 麥稈、葉、バナマストロー、椰葉、蘭、莞、葦、竹、籐、蔓、楊條其ノ他類似ノモノノ製品(別號ニ掲ケタルモノ)
 六二四 傘柄、杖、鞭及其ノ手
 六二五 傘
 六二六 木製品(別號ニ掲ケタルモノ)
 六二九 インディアラッパ、製品及ガタバ
 六三一 チヤ製品(別號ニ掲ケタルモノ)
 六三一 グアルカナイズドファイバー(竿、板及管ノ類)
 六三二 セリユロイド及同製品(別號ニ掲ケタルモノ)
 六三二ノ二 層及故ノセリユロイド(改造用ノミニ適スルモノ)
 六三三 ガラリス及同製品(別號ニ掲ケタルモノ)

朝 亞細亞
 ス 亞細亞
 ・ 亞細亞
 フ 亞細亞
 ア 亞細亞
 ナ 亞細亞
 輸出 亞細亞
 振興 亞細亞
 株式 亞細亞
 會社 亞細亞

六三四 プラッシュユ及箒
 六三五 ラムブ、提燈及同部分品
 六三七 ゼラチンペーパー
 六三八 造花(模造ノ葉、果實等ヲ含ム)及同部分品
 六三九 化粧具匣
 六四〇 ビリヤード、テニス、クリケット、象棋其ノ他ノ遊戯具及同附屬品
 六四一 骰具
 六四二 グルーパーンフィード
 六四三 魚粉
 六四四 表示器、雜音防止器、スキツチ、ブラ
 六四六 グ、ローゼット、コンセント、コンネ
 六四七 クター、カッターアウト、ホルダー、其
 六四七ノ内 ノ他配線用ノモノ、ベークライト製
 又ハ合成樹脂製電氣器具、同部分品、
 セロファン、萬年筆、ペン軸、貴金屬
 製眼鏡線ニシテセリユロイドヲ卷キ
 タルモノ、擬餌針、七寶、魚類肝臟、
 チンソロイド又ハセリユロイド類似
 可塑物生地(塊、條、帶、板、管類及粉
 末ヲ含ム)及同製品
 スライド・フアスナー

朝日貿易株式會社

佛領 印度 支那

豆類	二二
穀粉類(小麦粉ヲ除ク)	二二
別號ニ掲ケタル穀物及種子(醫藥用ノモノヲ除ク)	三〇
蔬菜、果實及菓子	三一
菓子	三三
ジャム、フルーツゼリー類	三四
ビスケット(砂糖ヲ加ヘタルモノ)	四四
マカロー、グアミゼリー其ノ他各種ノ菓子類	四六
果汁及糖水	四五
ソーダ	四七
鳥獸肉類	四八
二、罐頭、罐詰又ハ煮詰ノモノ	五〇
三、其ノ他	五二
魚介類	五三
バター、人造バター及マーガリン	五四
コンデンズドミルク	五五
インフアントフード	五六
鳥卵(生鮮ナルモノ)	五九
鳥卵液及鳥卵粉	六〇
礦水、曹達水、其ノ他砂糖又ハ酒精ヲ含マタル諸飲料	六三
啤酒	六六
別號ニ掲ケタル飲料物	六七

煙草	六八
毛皮(兔毛皮ヲ除ク)	六九
毛皮製品(別號ニ掲ケタルモノ)	七〇
革製品(別號ニ掲ケタルモノ)	七三
豚毛	七四
象牙製品(別號ニ掲ケタルモノ)	八一
ガット(テニスラケット用ノモノ)	八四
藍甲製品(別號ニ掲ケタルモノ)	八八
真珠	九一
海綿	九二
植物性揮發油	九五
肝油	一〇六
魚油及鯨油	一〇七
蠟	一〇八
燭	一〇八
石鹼	一一五
香料付シタル油、脂、蠟及其ノ製品	一二八
荳蔻子油、菜種油、米糠油、胡麻油、小麻子油、カボツク油、玉蜀黍油及硬油	一三〇
化油	一三〇
人參	一三〇
ゼラチン	一三〇
硫黃	一三〇
黃燐、赤燐及硫化燐	一三〇
ブローム	一三〇
亞鉛粉	一三〇
硼酸	一三〇
乳酸	一三〇
酒精	一三〇
石鹼	一三〇
ナリテール酸	一三〇

アスピリン	五八
石炭酸	五九
枸橼酸	六〇
焦性炭酸	六一
炭酸ナトリウム	六一
炭酸アンモニウム	六三
苛性曹達及苛性加里	六四
曹達灰及天然曹達	六五
重炭酸曹達	六六
過酸化曹達	六七
硫酸曹達	六九
硼酸曹達(硼砂)	七〇
硫酸曹達	七一
クロール酸曹達	七二
硝酸加里(硝石)	七三
青化曹達及青化加里	七四
生酒石	七四
クロール酸加里	七六
重クロール酸加里及重クロール酸曹達	七七
過沸騰酸加里	七七
炭酸マグネシウム	七七
鹽化バリウム	八一
過酸化バリウム	八一
過酸化水素	八二
明礬	八二
フエロ青化曹達	八三
フエロ青化曹達	八四
フエロ青化加里(黄色血油鹽)	八五
フエロ青化加里(赤色血油鹽)	八六
鹽化アンモニウム	八八
炭酸アンモニウム及重炭酸アンモニウム	九〇

硫酸ニッケル及硫酸ニッケルアンモニウム	一九〇
硝酸トリウム	一九一
硝酸セリウム	一九二
ラヂウム及ラヂウム鹽類	一九二
コダクム鹽類	一九三
硝酸石炭	一九四
アセトン	一九五
フォルマリン	一九六
酒精	一九七
變性酒精	一九七
グリセリン	一九八
ナフトリン	一九八
龍腦 艾片及人造龍腦	一九八
ナリテール酸曹達	二〇五
ペンゾール、トリニール、ザイロー、ソルベントナフタ、アンスラセン、カーバゾール、クレオソール油其ノ他別號ニ掲ケタルコールターール分留物(キシレノールヲ除ク)	二〇六
コールターール分留物ヨリ誘導シタル化學的生成品(ペンザルヂハイド、ナイトロペンゾール及ナイトロトリニール以外ノ香料、石炭酸、ナリテール酸、ペークライト及醫藥ヲ除ク)	二〇八
(安息香酸、クロラミン、デオキシアシナトクアミン及フエノールフタレイシナ除ク)	二〇八
グアニリン、クマリシン、ヘリオトロピン其ノ他別號ニ掲ケタル蒸着性化學藥	二二二

二二二	齒磨粉、齒洗藥、化粧粉其ノ他別號ニ
二三三	掲ケタル調製香料類
二三三	線香
二三三	殺蟲粉
二二四ノ二	組取紙
二二九ノ内	ガ―ゼ、脱脂綿、繻帶、カットガット
	其ノ他類似ノ外科用材料(ガ―ゼ及
	脱脂綿ヲ除ク)
	液體鹽素、鹽酸、硫酸、硝酸、蟻酸、カ
	―バイド、鹽化石灰、炭酸石灰、炭酸
	ソーダ、硫化ソーダ、水化亞硫酸ソー
	ダ、亞硫酸ソーダ、重亞硫酸ソーダ、
	硅化カルシウム、硫酸アルミニウム、
	鹽化マグネシウム、鹽化亜鉛、砒酸鉛、
	硫酸銅、硫酸鐵、クロム明礬、アム
	モニア明礬、晒粉、除蟲菊、苦汁及薄
	荷腦(薄荷玉ヲ含ム)
	藥材 化學藥及製藥ノ調合品(別號
	ニ掲ケタルモノ)
二三〇	燻殺藥
二二五	燻殺藥
二四二	燻殺藥
二四三	燻殺藥
二四九	燻殺藥
二五〇	燻殺藥
二五〇ノ二	燻殺藥
二五〇ノ三	燻殺藥
二五〇ノ四	燻殺藥
二五七	燻殺藥
二五八ノ二	燻殺藥
二五九	燻殺藥
二五九ノ二	燻殺藥

二六〇	ルトノ製品ニシテ道路修築用ノモノ
二六一	靴履
二六二	鉛筆
二六二	インキ
二六三	墨及朱墨
二六四	墨筆及ラーラスチョコーク
二六五	アーチストカラー及アーチストペー
	ント
	封蠟
	別號ニ掲ケタル染料及顔料
	別號ニ掲ケタル塗料
	綿織絲(別號ニ掲ケタル特殊綿織絲
	ヲ除ク)
	特殊綿織絲
	綿織及長十メートルノ重量三グラム
	ヲ超エタル綿織
	亞麻織絲
	亞麻織及英式番手七番ヲ超エタル單
	織絲ヲ燃合セタルモノニシテ長十メ
	ートルノ重量十二グラムヲ超エタル
	亞麻織
	亞麻織絲及ラミー織絲
	苧麻織、ラミー織及英式番手七番ヲ
	超エタル單織絲ヲ燃合セタルモノニ
	シテ長十メートルノ重量十二グラム
	ヲ超エタル苧麻織及ラミー織
	大麻織絲
	大麻織及英式番手七番ヲ超エタル單
	織絲ヲ燃合セタルモノニシテ長十メ
	ートルノ重量十二グラムヲ超エタル
	大麻織
	毛織絲

二八四	毛織絲
二八七	生絲(蠶リタルモノヲ含ム)
二八八	紡績綿織絲
二九〇ノ内	絹織
二九一ノ内	人造絹絲、人造絹織絲、ステープル・
	ファイバー、ステープル・ファイバー
	―絲及ステープル・ファイバー織絲
	綿、人造絹、ステープル・ファイバー、
	毛又ハ麻ヲ混ヘタル織絲
	別號ニ掲ケタル絲
	ヲダス
	別號ニ掲ケタル線、繩索、組紐及組繩
	織物
	亞麻、苧麻、ラミー、大麻又ハ黃麻ノ
	織物、其ノ交織物及此等ノ織維ト綿
	トノ交織物
	毛織物、毛織交織物及毛又ハ毛織ト
	綿トノ交織物
	絹織物及別號ニ掲ケタル絹入ノ織物
	綿ト他ノ織維トノ交織布、毛ト綿及
	絹以外ノ織維トノ交織布及麻ト綿以
	外ノ織維トノ交織布
	メリヤス地其ノ他類似ノ編ミタル布
	角(起毛シタルト否トヲ別タス)
	レース地及網地
	フェルト地
	刺繡布
	ブクバインダースタクロス
	トレーシングクロス
	アーチストカンダス
	ウインドーホルランド
	エムバイアタクロス

三二四	革布
三二五	牀用油布及リノリウム
三二六	ルーフイングカンダス
三二七	タードカンダス
三一八	金剛砂布(硝子粉ヲ散リタルモノヲ
	含ム)
三一九	防水布(膜ヲ散リ又ハ挿入シタル
	モノ)
	膜入布及膜織絲
	インシュレーターンダテープ(布帛ヲ
	用ヒタルモノ)
	ラムブ心
	タイプタイターリボン
	手巾(單製ノモノ)
	浴巾(單製ノモノ)
	フランクット(單製ノモノ)
	旅氈(單製ノモノ)
	地氈(單製連製ヲ別タス)
	テーブルクロス(單製ノモノ)
	意掛
	トルムミンダ
	蚊帳
	ハムモツタ
	魚網及蠟網
	エアクツション
	ベツトタイルト及クツション
	ホ―ス及機械用ベルチング(織製ノ
	モノ)
	濾過機
	別號ニ掲ケタル布帛
	別號ニ掲ケタル布帛製品(故ノモノ
	ヲ除ク)

三四四	雨衣
三四五	シャツ、フロント、カラー及カフス
三四六	肌衣(上下別タス)(故ノモノヲ除ク)
三四七	手袋
三四八	足袋
三四九	襪掛及襪卷
三五〇	襪掛
三五一	袴
三五二	袴掛
三五三	袴掛用ベルト
三五四	ストリープスベンダー及ストッキング
三五五	グナスベンダー類
三五六	帽子及帽體
三五七	靴
三五八	靴紐
三五九	鈕釦(貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、真珠、珊瑚、象牙又ハ電甲ヲ用ヒタルモノヲ除ク)
三六〇	甲ヲ用ヒタルモノヲ除ク)
三六一	貴金屬、フック及アイ類(貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、真珠、珊瑚、象牙又ハ電甲ヲ用ヒタルモノヲ除ク)
三六二	身邊粧飾用細貨類
三六三	布製、フェルト製、メリヤス製、絲製、縲製又ハ皮革製ノモノ及帽子
三六四	附屬品並ニ同部分品(故ノモノヲ除ク)
三六五	印刷料紙
三六六	筆記用紙
三六七	圖書用紙
三六八	プロフテングペーパー
三六九	濾紙

三六七	包裝用紙及構寸用紙(チツシューペーパーヲ除ク)
三六八	襪車用紙
三六九	襪紙
三七〇	襪紙(各種)
三七一	襪紙(各種)
三七二	襪紙(各種)
三七三	襪紙(各種)
三七四	襪紙(各種)
三七五	襪紙(各種)
三七六	襪紙(各種)
三七七	襪紙(各種)
三七八	襪紙(各種)
三七九	襪紙(各種)
三八〇	襪紙(各種)
三八一	襪紙(各種)
三八二	襪紙(各種)
三八三	襪紙(各種)
三八四	襪紙(各種)
三八五	襪紙(各種)
三八六	襪紙(各種)
三八七	襪紙(各種)
三八八	襪紙(各種)
三八九	襪紙(各種)
三九〇	襪紙(各種)
三九一	襪紙(各種)
三九二	襪紙(各種)
三九三	襪紙(各種)
三九四	襪紙(各種)

三九五	クリスマスカード類
四〇一	別號ニ掲ケタル紙製品及バルブ製品
四〇八	陶磁製ノモノ
四一三	半貴石及別號ニ掲ケタル半貴石製品
四一五	琥珀及琥珀製品(別號ニ掲ケタルモノ)
四一六	屑琥珀
四一八	石統及別號ニ掲ケタル石統製品
四一九	雲母及別號ニ掲ケタル雲母製品
四二四	石膏製品
四二九	石炭
四三二	ホートランドセメント、ローマンセメント、ブンラナセメント其ノ他類
四三三	似ノ水硬セメント
四三三	セメント製品
四三三	電氣絶縁用ゴムバンド
四三三	煉瓦(セメント製ノモノヲ除ク)
四三六	瓦(粘土製ノモノヲ除ク)
四三七	アラシムタイル其ノ他類似ノモノ
四三八	耐火性粘土製品(別號ニ掲ケタルモノ)
四三九	別號ニ掲ケタル陶磁器
四四一	硝子塊
四四二	硝子粉
四四三	硝子棒及硝子管
四四四	硝子板
四四五	金屬ノ線又ハ網ヲ入レタル硝子板
四四八	眼鏡用硝子(鏡タルモノ又ハ切りタ
四四九	ルモノ)
四五〇	光學用レンズ及プリズム(線又ハ柄ナキモノ)
四五〇	顯微鏡用デツキガラス

四五二	顯微鏡用オプゼクトガラス
四五三	寫真用乾板
四五四	眼鏡
四五五	硝子鏡
四五五	硝子珠玉及硝子珠(模造貴石、模造金屬、模造真珠、模造珊瑚等ノ硝子珠玉ヲ含ム)
四五六	屑硝子
四五七	別號ニ掲ケタル硝子製品
四六二	鐵(別號ニ掲ケタル特殊鋼ヲ除ク)
四六二	特殊鋼
四六三	鐵ノ筒及管
四六三	アルミニウム及アルミニウム合金
四六三	塊、錠及粒
四六三	條、竿及板
四六三	線及管
四六三	四 箔
四六三	マグネシウム及マグネシウム合金
四六三	鉛
四六三	銅
四六三	塊及錠
四六三	板
四六三	茶鉛
四六三	線、紐及帶
四六三	管
四六三	塊及錠
四六三	板、線及管
四六三	箔
四六三	塊、錠及粒
四六三	板

- 四七一 三 線及管
- 四七二 具飾及青銅
- 四七三 日耳曼銀
- 四七四 二 簪、筆及板
- 四七五 三 線及管
- 四七六 鐵(金銀鍍ヲ除ク)
- 四七七 パビツメタル其ノ他ノアンチフリク
- 四七八 ショーンメタル
- 四七九 前記ノ金屬ニシテ別號ニ掲ケサル形
- 四八〇 狀ノモノ及別號ニ掲ケサル金屬
- 四八一 釘、ワンドスクリュー、ボールド、ナ
- 四八二 ット、リヴエツト類(貴金屬ヲ用ヒタ
- 四八三 ルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノヲ
- 四八四 除ク)
- 四八五 金屬網
- 四八六 リヴエツトワッドチユーブ(鐵製ノモ
- 四八七 ノ)
- 四八八 フレキシブルチユーブ
- 四八九 鐵道建設用材料(別號ニ掲ケサルモ
- 四九〇 ノ)(レーンポンドヲ除ク)
- 四九一 電線支柱及電線支架用材料(別號ニ
- 四九二 掲ケサルモノ)
- 四九三 家庭、橋梁、船舶、砲臺等ノ建設材料
- 四九四 (別號ニ掲ケサルモノ)
- 四九五 天井、壁等ニ用ヒル金屬板(珐瑯ヲ施
- 四九六 シタルモノ又ハエナメルベント、
- 四九七 ゴアニシユ、漆等ヲ塗リタルモノ)
- 四九八 壓搾瓦斯填充用鐵製シリリンダー
- 四九九 絶縁電線
- 五〇〇 鐵(別號ニ掲ケサルモノ)
- 五〇一 機械用チエーンベルテング
- 五〇二 懷中時計用鐵、眼鏡用鐵其ノ他身邊

- 四九二 粧飾用鍍
- 四九三 コツク及ヴアルグ類(貴金屬ヲ用キ
- 四九四 タルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノ
- 四九五 ヲ除ク)
- 四九六 蝶鉄、ハットフツク及戸、窓、家具等
- 四九七 ニ用キル金具
- 四九八 鍍及鍍
- 四九九 工匠具、器具及同部分品(別號ニ掲ケ
- 五〇〇 サルモノ)
- 五〇一 ドリル、ピット、リーマー及スクリユ
- 五〇二 ータツプ(柄又ハ棒ヲ有セサルモノ)
- 五〇三 スクリュージャック
- 五〇四 双物(別號ニ掲ケサルモノ)
- 五〇五 テーパーフオーク及スプーン
- 五〇六 コルクスクリュー
- 五〇七 磁口用キャブシニール
- 五〇八 クラウンコルク
- 五〇九 カートリッジケース(金屬製ノモノ)
- 五一〇 縫針、留針類(身邊粧飾用ノモ
- 五一〇 ノヲ除ク)
- 五一〇 鐘噴
- 五一〇 呼鈴及車用警鈴
- 五一〇 自轉車用唧筒
- 五一〇 消火器
- 五一〇 アイスクリームフリーザー
- 五一〇 ストージ及同部分品(別號ニ掲ケサ
- 五一〇 ルモノ)
- 五一〇 電氣ストージ、電氣鏡、其ノ他類似ノ
- 五一〇 電熱器
- 五一〇 ナムベリリングマシン、データーング
- 五一〇 マシン、チエックバードオレーター、
- 五一〇 ベンシルシャープナー其ノ他類似ノ

- 五二一 モノ及同部分品
- 五二二 貴金屬製品及貴金屬ヲ用ヒ又ハ貴金
- 五二三 屬ヲ鍍シタル金屬製品(別號ニ掲ケ
- 五二四 ナルモノ)
- 五二五 銅製品、真鍮製品及青銅製品(別號
- 五二六 ニ掲ケサルモノ)
- 五二七 アルミニウム製品(別號ニ掲ケサル
- 五二八 モノ)
- 五二九 鐵製品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 五三〇 別號ニ掲ケサル金屬製品
- 五三一 懷中時計
- 五三二 懷中時計部分品
- 五三三 電氣時計及掛時計
- 五三四 電氣時計(親時計及子時計ヲ含ム)
- 五三五 ショウチマンシクロック其ノ他時期
- 五三六 ヲ記録スル時計
- 五三七 置時計、掛時計、電氣時計、タワーク
- 五三八 ロック及ウォッチマンシクロック其
- 五三九 ノ他時期ヲ記録スル時計ノ部分品
- 五四〇 クロノメーター及同部分品(懷中用
- 五四一 ノモノヲ除ク)
- 五四二 動物レンズ及對眼レンズ
- 五四三 直尺、曲尺、巻尺、ワイヤゲージ、ス
- 五四四 クリニューピッチゲージ、シツクネス
- 五四五 ゲージ、マイクロメーター、プロトラ
- 五四六 ター、キャリパー、ディグアイダー、
- 五四七 レグネル其ノ他類似ノモノ
- 五四八 衡器(秤ノ有無ヲ別タス)
- 五四九 衡器部分品及錘
- 五五〇 瓦新計
- 五五一 水量計
- 五五二 差壓計

- 五四二 晴雨計
- 五四三 壓力計(ゾアキニウムゲージヲ含ム)
- 五四四 電池
- 五四五 電池部分品(電氣用カーボンヲ除ク)
- 五四六 蓄電池、オーン(デプタインストル
- 五四七 ーメント)及同部分品(別號ニ掲ケサ
- 五四八 ルモノ)
- 五四九 製圖器、測量器及同部分品(別號ニ掲
- 五五〇 ケサルモノ)
- 五五〇 金錢登錄器、計算器其ノ他類似ノモ
- 五五〇 ノ及同部分品
- 五五〇 タイプライター及同部分品
- 五五〇 理化學器及同部分品(別號ニ掲ケサ
- 五五〇 ルモノ)
- 五五〇 幻燈器、活動寫真映寫器及同部分品
- 五五〇 寫真器
- 五五〇 寫真器部分品
- 五五〇 蓄音器
- 五五〇 蓄音器部分品及附屬品
- 五五〇 樂器
- 五五〇 樂器部分品及附屬品
- 五五〇 電信機、電話器及同部分品(別號ニ掲
- 五五〇 ケサルモノ)
- 五五〇 自動車
- 五五〇 自動車部分品(原動力機ヲ除ク)
- 五五〇 自轉車(サイドカーニ付テハ分離シテ
- 五五〇 ナ第五百六十六號ヲ適用ス)
- 五五〇 自轉車部分品(原動力機及鍍ヲ除ク)
- 五五〇 別號ニ掲ケサル車輛及同部分品
- 五五〇 汽罐部分品及同附屬品(別號ニ掲ケ
- 五五〇 サルモノ)
- 五五〇 發電機、電動機、變換機、周波數

五七九ノ二	變換機、過轉變相機及發電機	六二二	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
五八〇	原動力機ト結合シタル發電機	六二三	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
五八八	縫衣機	六二四	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
五八九	縫衣機部分品及附屬品(針ヲ除ク)	六二五	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
五九〇	潜水器及同部分品	六二六	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
五九三	送風機	六二七	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
五九六	送風機	六二八	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
五九七	送風機	六二九	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
五九八	送風機	六三〇	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
五九九	送風機	六三一	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
六〇〇	送風機	六三二	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
六〇一	送風機	六三三	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
六〇二	送風機	六三四	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
六〇三	送風機	六三五	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
六〇四	送風機	六三六	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
六〇五	送風機	六三七	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
六〇六	送風機	六三八	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
六〇七	送風機	六三九	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
六〇八	送風機	六四〇	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
六一一	送風機	六四一	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
六一二	送風機	六四二	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
六一三	送風機	六四三	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
六一四	送風機	六四四	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
六一五	送風機	六四五	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
六一六	送風機	六四六	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
六一七	送風機	六四七	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
六一八	送風機	六四八	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
六一九	送風機	六四九	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
六二〇	送風機	六五〇	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)
六二一	送風機	六五一	蓆(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)

貿易統制令施行規則第十九條ノ規定ニ依ル物品指定

一	植物、枝、幹、葉及根(纖維用又ハ製木用ノモノ)	四四	菓子	七八	サルモノ)
一	別號ニ掲ケタル動物	四四	ビスケット(砂糖ヲ加ヘタルモノ)	八一	パールモノ)
一	パールベレー	四四	マカロー、グラーミー、セリー、其ノ他各種ノ餡類	八二	パールモノ)
二	穀類及穀類類	四五	果汁及糖水	八三	パールモノ)
二	二 オートミール	四五	食酢	八四	パールモノ)
三	三 コーンミール	四五	鳥獸肉類(一甲、一丙及二ヲ除ク)	八五	パールモノ)
三	三 コーンスターチ	四五	コンデンスドミルク	八六	パールモノ)
三	三 椰子	四五	肉乾類	八七	パールモノ)
三	三 マー茶	四五	ペプトン、ソマトーゼ、ヘモグロビン、其ノ他類似ノ滋養食料	八八	パールモノ)
三	三 マー茶其ノ他ノ茶代用物	四五	鳥卵液及鳥卵粉	八九	パールモノ)
三	三 マー茶其ノ他ノ咖啡代用物	四五	鳥卵(生鮮ナルモノ)	九〇	パールモノ)
三	三 胡椒(菓子ヲ除ク)	四五	鳥卵液及鳥卵粉	九一	パールモノ)
三	三 カリ	四五	水、曹達水其ノ他砂糖又ハ酒精ヲ含マサル諸飲料	九二	パールモノ)
三	三 マスタード	四五	支那酒(醸造シタルモノ)	九三	パールモノ)
三	三 水砂糖、角砂糖、綿砂糖其ノ他類似ノモノ	四五	蜜酒	九四	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル飲食物	九五	パールモノ)
三	三 糖蜜、麦芽糖及餡類	四五	毛皮(大毛皮、猫毛皮、兎毛皮、細羊皮及山羊皮ヲ除ク)	九六	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	毛皮類(別號ニ掲ケタルモノ)	九七	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	牛皮(別號ニ掲ケタルモノ)(牛皮、水牛皮、馬皮、細羊皮、山羊皮及膠皮ヲ除ク)	九八	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	草類(一及六ヲ除ク)	九九	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	草類(別號ニ掲ケタルモノ)	一〇〇	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	二 帽子用蓋草(纖維草ヲ含ム)	一〇一	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	三 其ノ他	一〇二	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一〇三	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一〇四	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一〇五	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一〇六	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一〇七	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一〇八	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一〇九	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一一〇	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一一一	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一一二	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一一三	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一一四	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一一五	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一一六	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一一七	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一一八	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一一九	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一二〇	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一二一	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一二二	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一二三	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一二四	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一二五	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一二六	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一二七	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一二八	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一二九	パールモノ)
三	三 糖蜜	四五	別號ニ掲ケタル物品(別號ニ掲ケタルモノ)	一三〇	パールモノ)

四八九	備(別號ニ掲ケタルモノ)(總號ヤ一アリンダチニシテ)	五二二	黄金製品及貴金屬ヲ用ヒ又ハ黄金屬ヲ鍍シタル金銀製品(別號ニ掲ケタルモノ)	五六七	別號ニ掲ケタル車輛及同部分品
四九一	備中時計用鐘、腕錶用鐘其ノ他身邊裝飾用鐘	五二六	備中時計	五九三	送風機
四九三	備中時計用針、腕錶用針其ノ他身邊裝飾用針	五二七	備中時計部分品	六〇九	一 扇風機
四九六	備中時計用針、腕錶用針其ノ他身邊裝飾用針	五二八	備中時計部分品	六一〇	二 扇風機
四九九	備中時計用針、腕錶用針其ノ他身邊裝飾用針	五二八ノ二	備中時計部分品	六一一	三 扇風機
五〇〇	備中時計用針、腕錶用針其ノ他身邊裝飾用針	五三三	備中時計部分品	六二二	四 扇風機
五〇一	備中時計用針、腕錶用針其ノ他身邊裝飾用針	五三三	備中時計部分品	六二二	五 扇風機
五〇二	備中時計用針、腕錶用針其ノ他身邊裝飾用針	五三三	備中時計部分品	六二二	六 扇風機
五〇三	備中時計用針、腕錶用針其ノ他身邊裝飾用針	五三三	備中時計部分品	六二二	七 扇風機
五〇四	備中時計用針、腕錶用針其ノ他身邊裝飾用針	五三三	備中時計部分品	六二二	八 扇風機
五〇五	備中時計用針、腕錶用針其ノ他身邊裝飾用針	五三三	備中時計部分品	六二二	九 扇風機
五〇六	備中時計用針、腕錶用針其ノ他身邊裝飾用針	五三三	備中時計部分品	六二二	一〇 扇風機
五〇七	備中時計用針、腕錶用針其ノ他身邊裝飾用針	五三三	備中時計部分品	六二二	一一 扇風機
五〇九	備中時計用針、腕錶用針其ノ他身邊裝飾用針	五三三	備中時計部分品	六二二	一二 扇風機
五一〇	備中時計用針、腕錶用針其ノ他身邊裝飾用針	五三三	備中時計部分品	六二二	一三 扇風機
五一一	備中時計用針、腕錶用針其ノ他身邊裝飾用針	五三三	備中時計部分品	六二二	一四 扇風機
五一二	備中時計用針、腕錶用針其ノ他身邊裝飾用針	五三三	備中時計部分品	六二二	一五 扇風機
五一三	備中時計用針、腕錶用針其ノ他身邊裝飾用針	五三三	備中時計部分品	六二二	一六 扇風機
五一四	備中時計用針、腕錶用針其ノ他身邊裝飾用針	五三三	備中時計部分品	六二二	一七 扇風機
五一五	備中時計用針、腕錶用針其ノ他身邊裝飾用針	五三三	備中時計部分品	六二二	一八 扇風機
五一六	備中時計用針、腕錶用針其ノ他身邊裝飾用針	五三三	備中時計部分品	六二二	一九 扇風機
五一七	備中時計用針、腕錶用針其ノ他身邊裝飾用針	五三三	備中時計部分品	六二二	二〇 扇風機
五一九	備中時計用針、腕錶用針其ノ他身邊裝飾用針	五三三	備中時計部分品	六二二	二一 扇風機

貿易統制令施行規則第二十條ノ規定ニ依ル輸入調整機關、地域及物品指定

昭和十六年九月十二日 朝鮮總督府告示第千四百五十五號

六三八	進花(模造ノ葉、果實等ヲ含ム)及同部分品	六四〇	ビリヤード、テニス、クリケット、象棋其ノ他ノ遊戯具及同附屬品	二二七	番木鱈
六三九	化粧品	六四一	眼鏡	二二八ノ内	大茴香及小茴香
		六四七	別號ニ掲ケタル物品	二七二	桂皮
				二七六	安息香
				二七九	マンダリンオレンジ皮
				二八〇	生インディゴアトツパー、生ガタバ
				二八二	チヤ及其ノ代用物
				二八三	アラビアゴム、セルラツク、松脂其ノ他別號ニ掲ケタル樹脂及樹脂(醫藥用ノモノヲ除ク)
				二八四	漆
				二八五	實綿及織綿(カード又ハホームシタ
				二八六	ルモノヲ含ム)
				二八七	植物纖維(亞麻、苧麻、ラミー、大麻
				二八八	及黃麻ヲ除ク)
				二八九	砂
				二九〇	金剛砂、コランダムサンド、トリボリ
				二九一	其ノ他類似ノ研磨用礦物材料
				二九二	鑽石
				二九三	錳、錳、亞鉛、安知母、鉛及諸
				二九四	層及故(改造用ノミニ適スル
				二九五	錫
				二九六	錫
				二九七	錫
				二九八	錫
				二九九	錫
				三〇〇	錫
				三〇一	錫
				三〇二	錫
				三〇三	錫
				三〇四	錫
				三〇五	錫
				三〇六	錫
				三〇七	錫
				三〇八	錫
				三〇九	錫
				三一〇	錫
				三一〇ノ内	木炭

關東州貿易統制令

(昭和十六年十月十五日
勅令第九百二十二號)

第一條 關東州國家總動員令ニ於テ依ルコトヲ定メタル國家總動員法(以下國家總動員法ト稱ス)第九條ノ規定ニ基ク輸出若ハ輸入ノ命令又ハ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止及輸出又ハ輸入ニ係ル物品ノ讓渡其ノ他ノ處分、所持又ハ移動ニ關スル國家總動員法第八條ノ規定ニ基ク命令ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 滿洲國駐劄特命全權大使ノ指定スル物品(以下指定物品ト稱ス)ハ當該物品ニ付大使ノ指定スル者(以下指定業者ト稱ス)又ハ指定業者ノ委託若ハ承認ヲ受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ輸出シ又ハ輸入スルコトヲ得ズ但シ大使ノ許可ヲ受ケタル場合其ノ他大使ノ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

大使ノ指定スル物品以外ノ物品ハ大使ノ

定ムル場合ヲ除クノ外大使ノ許可ヲ受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ輸出シ又ハ輸入スルコトヲ得ズ

第三條 指定業者ハ大使ノ定ムル所ニ依ルニ非ザレバ輸出若ハ輸入ヲ爲シ又ハ輸出若ハ輸入ノ委託若ハ承認ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條 大儀必要アリト認ムルトキハ指定業者ニ對シ當該指定物品ノ輸出又ハ輸入ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル輸出又ハ輸入ノ命令ハ大使輸出令書又ハ輸入令書ヲ發シ指定業者ニ交付シテ之ヲ爲ス

第五條 大使ハ國家總動員法第八條ノ規定ニ基キ指定業者ニ對シ當該指定業者ノ輸出又ハ輸入ニ係ル指定物品ノ讓渡其ノ他ノ處分、所持又ハ移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第六條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ基キ補償スベキ損失ハ左ノ各號ニ掲グル損失トス

一 第四條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲シタル場合ニ於テハ當該命令ニ因リ損失ニシテ通常生ズベキモノ其ノ他大使ノ定ム

ルモノ

二 前條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲シタル場合ニ於テハ當該命令ニ因リ通常生ズベキ損失

前項ノ損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ大使ノ指定シタル期間内ニ之ヲ請求スベシ

第七條 大使又ハ關東州廳長官必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ輸出若ハ輸入又ハ輸出品若ハ輸入品ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ營業所、事務所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第八條 大使ハ本令ニ規定シタル其ノ職權ノ一部ヲ關東州廳長官ニ委任スルコトヲ得

附則

本令施行ノ期日ハ大使之ヲ定ム

配電統制令

(昭和十六年八月三十日
勅令第八百三十二號)

第一條 國家總動員法第十六條ノ二ノ規定ニ基ク電氣供給事業設備ノ出資等ニ關スル命令、同法第十六條ノ三ノ規定ニ基ク電氣供給事業ノ讓渡又ハ電氣供給事業ヲ營ム會社ノ合併若ハ解散ニ關スル命令、同法第十八條ノ規定ニ基ク配電事業ノ統制ノ爲ニスル經營目的トスル株式會社(以下配電株式會社ト稱ス)ノ設立ニ關スル命令及配電株式會社ニ關スル事項、同法第十八條ノ二ノ規定ニ基ク電氣供給事業ヲ讓渡シ又ハ電氣供給事業設備ヲ出資シタル者ノ負擔スル債務ノ承継及其ノ擔保ノ處理ニ關スル事項、同法第十八條ノ三ノ規定ニ基ク電氣供給事業ノ讓渡、電氣供給事業設備ノ出資又ハ配電株式會社ニ付テノ課税標準ノ計算ニ關スル特例ノ規定又ハ租税ノ減免並ニ同法第十九條ノ規定ニ基ク配電株式會社ノ電氣料金ニ關スル命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依

ル

第二條 逕信大臣ハ電氣供給事業ヲ營ム者ニ對シ配電株式會社ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ニ於テハ配電株式會社ト爲ルベキコト又ハ電氣供給事業設備ヲ出資スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三條 逕信大臣前條ノ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ當該事業者ニ對シ左ノ事項ヲ記載シタル命令書ヲ交付スベシ

一 設立スベキ配電株式會社ノ商號及配電區域

二 配電株式會社ト爲ルベキ株式會社ノ商號

三 電氣供給事業設備ヲ出資スベキ者ノ名稱

四 出資スベキ電氣供給事業設備ノ範圍

五 配電株式會社ヲ設立スベキ期限

六 其ノ他必要ト認ムル事項

逕信大臣前條ノ命令ヲ爲シタルトキハ前項第一號乃至第五號ニ掲グル事項ヲ公告スベシ

第四條 第二條ノ命令ヲ受ケタル者(以下受命者ト稱ス)ニシテ配電株式會社ト爲ルベキコトヲ命ゼラレタル株式會社(以下指定株式會社ト稱ス)ハ本令ニ依リ配電株式

會社ト爲ルコトヲ得

指定株式會社以外ノ受命者ハ配電株式會社設立ノ爲他ノ法令ニ拘ラズ當該事業ニ屬スル電氣供給事業設備ノ出資ヲ爲スコトヲ得

第五條 受命者ハ設立委員ヲ選任シ逕信大臣ノ認可ヲ受ケベシ

設立委員ハ配電株式會社ノ設立ニ關スル事務ヲ處理スベシ

逕信大臣ハ前項ノ事務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第六條 設立委員ハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ作り、命者ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

一 配電株式會社ノ商號、資本ノ總額、一株ノ金額及本店ノ所在地

二 配電株式會社ト爲ルベキ株式會社ノ商號

三 配電株式會社ノ發行スベキ株式ノ種類、數及拂込金額並ニ指定株式會社ノ株主ニ對スル株式ノ割當ニ關スル事項

四 指定株式會社ノ株主ニ支拂フ爲スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定

五 第二條ノ命令ニ基キ出資ヲ爲ス者ノ名稱、出資ノ財源、其ノ價格及之ニ對シテ負擔スル株式ノ種類及數

六 配電株式會社ノ成立後ニ讓受クルコトヲ約シタル財産、其ノ價格及讓渡人ノ名稱

七 配電株式會社ヲ設立スベキ時期

八 各受命者ニ於テ承認ヲ爲スベキ期日

九 其ノ他必要ト認ムル事項

前項ノ承認ハ受命者ガ株式會社ナル場合ニ於テハ商法第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ前項ノ書面ノ要領ハ同法第二百三十二條ニ定ムル通知及公告ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

設立委員第一項ノ承認ヲ得タルトキハ逕信大臣ノ認可ヲ受クベシ

逕信大臣前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ第一項第三號乃至第五號ニ掲グル事項ニ付テハ電力評價審査委員會ノ議ヲ經ベシ

設立委員ハ第三項ノ認可アリタルトキハ逕信ナク其ノ旨ヲ受命者ニ通知スベシ

第七條 商法第四百十六條第三項及第四項ノ規定ハ配電株式會社設立ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ同條第三項ニ於テ準用スル同法第三百七十七條第一項但書及第三百七十八條第一項但書(同法第三百七十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)中三

月トアルハ一月トス

第八條 設立委員ハ第六條第三項ノ認可アリタルトキハ定款ヲ作成シ逕信大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ定款ニハ商法ニ規定スル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スベシ

一 指定會社ノ株主ニ對スル株式ノ割當ニ關スル事項

二 指定會社ノ株主ニ支拂ヲ爲スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定

三 指定會社ノ財産ノ概況

第九條 前條第一項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ總株式ヨリ指定會社ノ株主及第二條ノ命令ニ基キ出資ヲ爲ス者ニ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第十條 株式申込證ニハ商法第七十五條第二項第二號及第四號乃至第七號ニ規定スル事項ノ外第八條第二項各號ニ掲グル事項及定款認可ノ年月日ヲ記載スベシ

第十一條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ逕信大臣ニ提出シ其ノ檢査ヲ受クベシ

第十二條 設立委員ハ前條ノ檢査ヲ受ケタル後逕信ナク第一回ノ拂込及出資ノ目的タル財産ノ全部ノ給付ヲ爲サシムベシ

第十三條 第七條ニ規定スル手續ヲ終了シ

前條ノ拂込及遺物出資ノ給付アリタルトキハ設立委員ハ逕信ナク創立總會ヲ召集スベシ

創立總會ノ決議ハ配電株式會社ノ株式ノ引受人及配電株式會社ノ株式ノ引受ヲ爲サザル指定會社ノ株主ノ合計ノ半數以上ニシテ資本ノ半數以上ニ當ル者出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第十四條 創立總會ニ於テハ第二十八條ニ規定スル役員ヲ選任シ逕信大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十五條 設立委員ハ創立總會終結シタルトキハ其ノ事務ヲ配電株式會社社長ニ引渡スベシ

第十六條 指定會社ハ配電株式會社ノ成立ニ因リ之ニ吸收セララルモノトシ指定會社ノ權利義務(指定會社ガ其ノ電氣供給事業設備ニ付電氣事業法ニ依ル許可又ハ認可ニ基キ有スル權利義務及河川、湖若ハ沼ノ使用又ハ道路路其ノ他土地ノ占用若ハ使用ニ關シ行政廳ノ許可、承認其ノ他ノ處分ニ基キ有スル權利義務ヲ含ム)ハ配電株式會社ニ於テ之ヲ承繼ス

第十七條 命令ニ基キ配電株式會社ニ出資セララル電氣供給事業設備ニ付當該受命者ガ電氣事業法ニ依ル許可又ハ認可ニ基

キ有スル權利義務、河川、湖若ハ沼ノ使用又ハ道路路其ノ他土地ノ占用若ハ使用ニ關シ有スル權利義務及電氣供給契約ニ基キ有スル權利義務ハ配電株式會社成立シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ配電株式會社ニ承繼ス

第十七條 第二條ノ命令ニ基キ設備ノ出資アリタル場合及前條ノ場合ニ於ケル登記ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 受命者第三條第一項ノ命令書ノ交付ヲ受ケタル後出資ノ目的タル事業設備若ハ指定會社ノ事業設備ノ現狀ヲ變更シ又ハ之ヲ讓渡シ若ハ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第十九條 第十六條第一項ノ場合ニ於ケル指定會社ヨリ配電株式會社ヘノ有價證券ノ移轉ニ付テハ有價證券移轉稅ヲ免除ス

第二十條 會社ガ第二條ノ命令ニ基キ配電株式會社ニ出資ヲ爲シタルトキハ其ノ出資ニ對シ與ヘラレタル株式ノ價額ニ關シ出資ヲ爲シタル營業年度ニ於ケル法人稅法ニ依ル所得、營業稅法ニ依ル純益及臨時利得稅法ニ依ル利益ノ計算ニ付命令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

第二十一條 商法第六十七條、第六十八條及第六十九條ノ規定ハ配電株式會社ノ設立ニハ之ヲ適用セズ

第二十二條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外配電株式會社ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 第二條ノ命令ニ基キ出資ヲ爲シタル爲解散シタル會社ノ清算ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 配電株式會社ハ一定區域内ニ於ケル電氣事業ノ統制ノ爲配電事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社トス

配電株式會社ハ逕信大臣ノ命令ニ依リ又ハ其ノ認可ヲ受ケ前項ニ定ムルモノノ外附帶事業ヲ營ムコトヲ得

第二十五條 配電株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半數以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第二十六條 逕信大臣ハ電氣供給事業ヲ營ム者ニ對シ配電株式會社ヘノ合併、事業ノ讓渡又ハ電氣供給事業設備ノ出資ヲ命ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テ逕信大臣ハ

當該合併、讓渡又ハ出資ノ相手方タル配電株式會社ニ對シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル合併條件又ハ讓渡價格、出資價格其ノ他ノ事項ハ當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハザルトキハ逕信大臣ノ之ヲ裁定ス

前項ノ協議ハ逕信大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

逕信大臣前二項ノ裁定又ハ認可ヲ爲サントスルトキハ電力評價審査委員會ノ議ヲ經ベシ

第四條第二項、第十六條第二項、第十七條、第十八條、第二十條及第二十三條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

前五項ニ定ムルモノノ外裁定並ニ之ニ依ル合併、讓渡及出資ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 商法第三百五十三條及第三百五十五條第二項ノ規定ハ前條第一項後段ノ命令ニ基キ配電株式會社ノ資本増加ニハ之ヲ適用セズ

第二十八條 配電株式會社ニ役員トシテ社長、副社長、理事及監事ヲ置ク

第二十九條 社長ハ配電株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副社長及理事ハ社長ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ配電株式會社ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス

監事ハ配電株式會社ノ業務ヲ監査ス

第三十條 配電株式會社ノ社長、副社長、理事及監事ハ第十四條ニ規定スル場合ヲ除クノ外株主總會ニ於テ之ヲ選任シ選任大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

社長及副社長ノ任期ハ四年、理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第三十一條 電氣事業ヲ監督スル官廳ノ官吏アリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間配電株式會社ノ役員ト爲リ又ハ其ノ給與ヲ受クル事務ニ從事スルコトヲ得ズ但シ選任大臣ニ於テ特ニ必要アリト認めタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二條 配電株式會社ノ社長、副社長及業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ選任大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十三條 配電株式會社左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録稅ノ額ハ左ノ額トス但シ登録稅法ニ依リ算出シタル登録稅ノ額ガ左ノ額ヨリ少キトキハ

其ノ額ニ依ル

一 設立

金錢出資ニ依ル拂込株金額ノ千分ノ五ト金錢以外ノ財産ノ出資ニ依ル拂込株金額ノ千分ノ一トノ合計額

二 第二十六條第一項ノ規定ニ依ル出資ニ因ル資本ノ増加

増資拂込株金額ノ千分ノ一

三 第二條第二項、第六條第一項第六號又ハ第二十六條第一項ノ規定ニ依ル出資、讓受又ハ讓渡ニ基ク不動產ニ關スル權利ノ取得

不動產ノ價格ノ千分ノ三

配電株式會社ガ設立ノ登記ヲ受クルトキハ其ノ拂込株金額中指定會社ノ拂込株金額ニ相當スル部分ニ付テハ登録稅ヲ免除ス

配電株式會社ガ第十六條第一項ノ規定ニ依リ指定會社ヨリ不動產ニ關スル權利ヲ承継スル場合ニ於ケル其ノ取得ニ付登記ヲ受クルトキ亦前項ニ同ジ

第三十四條 配電株式會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ成立ノ日ヨリ十年ヲ超エザル期間第二條第二項又ハ第二十六條第一

項ノ規定ニ依ル出資又ハ讓渡ヲ爲シタル者ニ對シ一定金額ヲ支拂フベシ

配電株式會社ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ成立ノ日ヨリ十年ヲ超エザル期間其ノ所得ニ對スル法人稅ヲ輕減ス

第三十五條 配電株式會社ハ商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ三倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十六條 選任大臣ハ配電株式會社ノ業務ヲ監督ス

第三十七條 選任大臣ハ配電株式會社ノ電氣料金其ノ他電氣ノ供給ニ關スル重要事項ヲ決定ス

第三十八條 配電株式會社社債ヲ募集セントスルトキハ選任大臣ノ認可ヲ受ケベシ

第三十九條 配電株式會社ノ定款ノ變更、利益金ノ處分、合併及解散ノ決議ハ選任大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第四十條 配電株式會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ選任大臣ノ認可ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第四十一條 配電株式會社ハ命令ノ定ムル

所ニ依リ選任大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ事業設備ヲ讓渡シ又ハ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得ズ事業設備ノ取得ニ付亦同ジ

第四十二條 選任大臣ハ配電株式會社ノ業務ニ關シ監督上又ハ公益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第四十三條 選任大臣ハ配電株式會社ノ決議ガ法令、法令ニ基キテ爲ルコト若ハ定款ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アルトキハ其ノ決議ヲ取消スコトヲ得

選任大臣ハ配電株式會社ノ役員ノ行爲ヲ法令、法令ニ基キテ爲ス處分又ハ定款ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他役員ヲ不適宜ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第四十四條 選任大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ配電株式會社ノ業務、第二條ノ規定ニ依ル設立若ハ出資又ハ第二十六條第一項ノ規定ニ依ル合併、讓渡若ハ出資ニ關シ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第四十五條 工場財團、鐵道財團又ハ軌道財團ニ屬スルモノハ第二條第二項若ハ第二十六條第一項ノ規定ニ依ル出資若ハ讓渡又ハ第十六條第二項ノ規定ニ依ル承継ニ因リ配電株式會社ニ移轉シタル後ト雖モ仍原財團ニ屬スルモノトス

前項ノ場合ニ於ケル登記又ハ登録ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 第二條又ハ第二十六條第一項ノ命令ニ基キ抵當權ノ目的タル設備ヲ出資シ又ハ其ノ設備ノ屬スル事業ヲ讓渡シタル者ハ第四十七條第一項ノ規定ニ依リ債務ノ承継アリタル場合ヲ除クノ外配電株式會社ガ抵當權ノ實行ニ因リ受クルコトアルベキ損失ノ補償ニ充ツル爲命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ擔保ヲ供託スベシ

配電株式會社ハ前項ノ規定ニ依リ供託セラルタルモノノ上ニ質權ヲ有ス

第四十七條 選任大臣ハ第二條又ハ第二十六條第一項ノ規定ニ依リ設備ノ出資又ハ事業ノ讓渡ヲ命ジタル場合ニ於テ當該出

資者又ハ讓渡者ヲシテ其ノ現ニ負擔スル債務ヲ引續キ負擔セシメ置クコトヲ適當ナラズト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ配電株式會社ヲシテ當該債務ノ全部又ハ一部ヲ承継セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル承継價格其ノ他ノ承継ニ關スル條件ハ配電株式會社及當該出資者又ハ讓渡者ノ協議ニ依ル協議調ハザルトキハ選任大臣之ヲ裁定ス

前項ノ協議ハ選任大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十六條第四項ノ規定ハ前二項ノ裁定又ハ認可ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

配電株式會社ガ其ノ成立又ハ増資ノ日ニ第一項ノ規定ニ依リ出資者ノ債務ヲ承継スル場合ニ於テハ當該出資者ニ對シテ營ス株式ノ割當ハ出資設備ノ價格ヨリ債務ノ承継價格ヲ控除シタル金額ニ依ル

第四十八條 配電株式會社ハ命令ノ定ムルモノヲ除クノ外第二條又ハ第二十六條第一項ノ命令ニ基キ移轉シタル設備ヲ擔保トスル債務又ハ前條第一項ノ規定ニ依リ承継シタル債務ニ關シ原契約上課セラレタル負擔及制限ヲ承継ス

第四十九條 第二條又ハ第二十六條第一項

ノ命令ニ基キ設備ヲ出資シ又ハ事業ヲ讓渡シタル者ハ本令ニ依ル資産ニ關シテノ變動ヲ理由トシテ其ノ負擔スル債務ノ期限前ノ元利支拂其ノ他ノ請求ヲ爲ス者アリタル場合ニ於テ之ニ應ズルコトヲ得

配電統制令施行規則

(昭和十六年八月三十日 逓信司法省令第一號)

第一章 配電株式會社ノ設立及増資
第一條 配電統制令(以下令ト稱ス)第三條第二項ノ公告ハ官報ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第三條 受命者令第三條第一項ノ命令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ逓信大臣ニ其ノ指示スル所ニ從ヒ電氣供給事業現狀調査ヲ提出スベシ
第四條 令第六條第三項ノ規定ニ依ル認可ノ申請書ニハ同條第一項第三號乃至第六號ニ掲グル事項ニ關スル説明書ヲ添付スベシ

使用ニ關シ有スル權利義務
三 電氣供給契約ニ基キ有スル權利義務
四 出資ノ目的タル設備ヲ施設シタル土地ノ使用ノ契約ニ基キ有スル權利義務
第八條 配電株式會社令第十六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ前條第二號ニ掲グル權利義務ヲ承継シタルトキハ當該行政廳ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ

二 令第五條第一項ノ規定ニ依ル認可ノ申請書及其ノ認可書ノ原本
三 令第六條第一項ノ書面及其ノ認可書ノ原本
四 指定會社ノ登記簿ノ原本但シ指定會社ノ本店ノ所在地ノ登記所ニ於テ配電株式會社ノ設立登記ノ申請ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

場合ニ之ヲ準用ス
第十五條 配電株式會社ノ設立登記終了シタルトキハ配電株式會社社長ハ創立總會ノ議事録ヲ添へ其ノ旨ヲ逓信大臣ニ届出ツベシ
第十六條 令第二條、第十六條又ハ第二十六條ノ規定ニ基キ登記シタル不動産ニ關スル權利ガ配電株式會社ニ移轉シタルトキハ受命者又ハ令第二十六條第一項前段ノ命令ヲ受ケタル者及配電株式會社ハ逓信大臣ニ届出ツベシ但シ受命者中指定會社及令第二十六條第一項前段ノ規定ニ基キ配電株式會社ヘノ合併ヲ命ゼラレタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

配電株式會社ニ移轉シタルニ因リ第十六條第二項ノ規定ニ依ル登記ノ囑託ヲ爲ス場合ニ於テハ囑託書ニ其ノ副本ノ外工場財團目錄ヲ添付スベシ
前項ノ工場財團目錄ニハ工場財團ニ屬スルモノノ全部ヲ配電株式會社、出資者若ハ讓渡者又ハ日本發送電株式會社ニ屬スルモノニ区分シテ表示シ且配電株式會社、出資者若ハ讓渡者及日本發送電株式會社ノ代表者署名捺印スベシ

セズ

一 電氣事業法ニ基キ届出ヲ爲スベキ事項ナルトキ

二 供給区域内ニ於ケル高壓又ハ低壓ノ配電設備(需用者屋内設備ヲ含ム)ノ變更ナルトキ

前項第一號ノ場合ニ於テハ當該届書ニ令第十八條ニ規定スル變更ニ該當スル旨ヲ附記スベシ

第一項第二號ノ場合ニ於テハ一月毎ニ之ヲ取極メ所轄通信局長ニ届出ツベシ

第二十一條 受命者令第十八條ノ規定ニ依リ事業設備ノ現狀變更ノ認可ヲ受ケントスルトキハ變更ヲ必要トスル事由及變更ノ概要ヲ記載シタル申請書ヲ通信大臣ニ提出スベシ

事業設備ノ現狀變更ガ電氣事業法ニ基キ認可ヲ申請スベキ事項ニ該當スルトキハ別ニ前項ノ規定ニ依リ申請書ヲ提出スベシ此ノ場合ニ於テハ電氣事業法ニ基キ認可ノ申請書ニ令第十八條ノ規定スル現狀變更ニ該當スル旨ヲ附記スベシ

第二十二條 受命者令第十八條ノ規定ニ依リ讓渡又ハ權利設定ノ認可ヲ受ケントスルトキハ當該設備ヲ讓渡シ又ハ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲サントスル事由及當該設備ノ範圍及價額ヲ記載シタル申請書ニ當該事業ノ上讓渡又ハ權利設定ニ關スル契約書ノ原本ヲ添ヘ之ヲ通信大臣

ニ提出スベシ

第二十三條 通信大臣令第二十六條第一項ノ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ當該事業ニ對シ左ノ事項ヲ記載シタル命令書ヲ交付スベシ

一 合併、讓渡又ハ出資ノ當該事業ノ名稱ニ讓渡スベキ事業又ハ出資スベキ設備ノ範圍

二 讓渡又ハ出資ヲ爲スベキ期限

三 合併、讓渡又ハ出資ノ爲スベキ期限

四 其ノ他必要ト認ムル事項

通信大臣令第二十六條第一項ノ命令ヲ爲シタルトキハ前項第一號乃至第三號ニ掲グル事項ヲ公告スベシ

第二十四條 令第二十六條第二項ノ規定ニ依リ裁定ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル正副二通ノ申請書ヲ通信大臣ニ提出スベシ

一 申請者及相手方ノ名稱

二 申請ノ目的及理由

通信大臣前項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ副本ヲ相手方ニ送付シ其ノ指定スル期間内ニ答辯書ヲ差出サシムベシ

前項ノ期間内ニ答辯書ヲ差出サザルトキハ通信大臣ハ申請書ノミニ依リテ裁定ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 通信大臣令第二十六條第二項ノ規定ニ依リ裁定ヲ爲シタルトキハ裁定書ニ理由ヲ附シ之ヲ當該事業方ニ送付スベシ

第二十六條 令第二十六條第三項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ合併條件又ハ讓渡價格、出資資格其ノ他ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ當該事業ノ上讓渡ノ額未書及合併條件決定ノ基礎ニ關スル説明書又ハ讓渡價格若ハ出資價格ノ算出説明書ヲ添ヘ之ヲ通信大臣ニ提出スベシ

第二十七條 令第二十六條第一項ノ命令ニ基キ合併、讓渡又ハ出資終了シタルトキハ當該事業ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ通信大臣ニ届出ツベシ

第二十八條 第一條、第七條乃至第十條及第二十二條乃至第二十三條ノ規定ハ令第二十六條第一項ノ命令ニ基キ合併、讓渡又ハ出資ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十九條 本章ノ規定ニ依リ通信大臣ニ申請書又ハ届書ヲ提出スル場合ニ於テハ同時ニ其ノ副本ヲ所轄通信局長ニ提出スベシ

第三十條 令第四十四條第二項ノ規定ニ依リ股票ハ別記様式ニ依リ

第二章 債務ノ處理

第三十一條 令第四十六條第一項ノ出資者又ハ讓渡者ハ出資設備若ハ讓渡事業設備ノ屬スル工場財團、鐵道財團又ハ軌道財團ヲ擔保トスル社債ニ付テハ信託證書、發行契約證書其ノ他信託契約ト同一ノ效力ヲ有スル契約證書ノ寫ヲ、當該工場財團、鐵道財團、軌道財團又ハ財團ニ屬セザ

ル設備ヲ擔保トスル一般債務ニ付テハ契約證書ノ寫ヲ出資又ハ讓渡ノ後遲滞ナク配電株式會社ニ交付スベシ

第三十二條 令第四十六條第一項ノ規定ニ依リ擔保トシテ供託スベキモノハ國債又ハ配電株式會社若ハ日本發送電株式會社ノ株式若ハ社債トス

前項ニ掲ゲザル有價證券ト雖モ配電株式會社ノ同意アリタル場合ハ之ヲ以テ供託ノ目的ト爲スコトヲ得

第三十三條 令第四十六條第一項及前條ノ規定ニ依リ供託スベキ有價證券ノ數量及擔保價格ハ當該事業ノ協議ニ依リ協議調ハザルトキハ通信大臣ノ認可ヲ受ケタルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第三十四條 前條第二項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ當該事業ノ上之ヲ通信大臣ニ提出スベシ

一 供託スベキ有價證券ノ種類及名稱並ニ數量

二 擔保ノ額及有價證券ノ擔保價格ニ關スル説明

三 協議ノ額未

第三十五條 第二十四條及第二十五條ノ規定ハ第三十三條第一項ノ規定ニ依リ裁定ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十六條 第三十三條第一項又ハ第二項

ノ規定ニ依リ裁定又ハ認可アリタルトキハ令第四十六條第一項ノ出資者又ハ讓渡者ハ遲滞ナク供託ヲ爲シ供託物受入ノ記載アル供託書ノ寫ヲ配電株式會社ニ交付スベシ

第三十七條 令第四十六條第一項ノ規定ニ依リ擔保ヲ供託シタル者ハ左ノ場合ニ於テハ供託物ノ一部ノ取戻ヲ爲スコトヲ得

一 出資設備若ハ讓渡事業設備ノ屬スル工場財團、鐵道財團若ハ軌道財團又ハ財團ニ屬セザル設備ヲ擔保トスル債務ノ額ガ減少シタルトキ

二 出資設備又ハ讓渡事業設備ノ一部ガ抵當權者ノ同意ヲ得テ工場財團、鐵道財團若ハ軌道財團又ハ其ノ他ノ抵當物件ヨリ分離セラレタルトキ

前項ノ規定ニ依リ供託物ノ取戻ヲ爲シタル者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ配電株式會社ニ通知スベシ

第三十八條 第三十三條乃至第三十五條ノ規定ハ前條ノ規定ニ依リ取戻シ得ベキ有價證券ニ之ヲ準用ス

第三十九條 第三十六條ノ規定ニ依リ擔保ノ供託アリタルトキハ配電株式會社ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ通信大臣ニ届出ツベシ供託物ノ變更アリタルトキ、還付ヲ受ケタルトキ又ハ第三十七條第二項ノ通知ヲ受

ケタルトキ亦同ジ

第四十條 令第四十六條第一項ノ出資者又ハ讓渡者ガ出資設備若ハ讓渡事業設備ノ屬スル工場財團、鐵道財團若ハ軌道財團又ハ財團ニ屬セザル設備ヲ擔保トスル債務ニ關シテ元金若ハ利息ノ支拂又ハ元利拂基金ノ交付ヲ爲シタルトキハ其ノ年月日及金額ヲ遲滞ナク配電株式會社ニ通知スベシ

第四十一條 司法大臣ハ令第四十六條第一項ノ供託ニ付テハ特別ノ事由アル場合ニ於テ適當ト認ムル銀行又ハ信託會社ヲシテ供託法第一條ノ規定ニ依リ供託事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

前項ノ供託事務ノ取扱手續ニ付テハ大正十一年司法省令第四號ヲ準用ス

第四十二條 通信大臣令第四十七條第一項ノ規定ニ依リ社債ヲ承継セシメントスルトキハ當該社債ノ種類及名稱並ニ承継ノ期日ヲ公告スベシ

通信大臣令第四十七條第一項ノ規定ニ依リ社債以外ノ債務ヲ承継セシメントスルトキハ當該債務ノ發生ノ原因及年月日、承継セシムベキ額並ニ承継ノ期日ヲ債權者ニ通知スベシ

前二項ノ場合ニ於テハ通信大臣ハ配電株式會社及令第四十七條第一項ノ出資者又ハ讓渡者ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第四十三條 配電株式會社及令第四十七條

第一項ノ出資者又ハ讓渡者ハ前條第三項ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ承継ノ期日迄ニ擔保附社債信託法ニ依ル社債ニ在リテハ受託會社、其ノ他ノ債權ニ在リテハ債權者ト債務ノ承継ニ關シ必要ナル事項ニ付協定ヲ爲スベシ

前項ノ協定ハ配電株式會社及當該出資者又ハ讓渡者並ニ前項ノ受託會社ノ代表者又ハ債權者ノ署名シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スベシ

配電株式會社及當該出資者又ハ讓渡者並ニ第一項ノ受託會社ハ前條第一項ノ承継ノ期日ニ於テ社債ノ承継アリタル旨ヲ遅滞ナク公告スベシ但シ知レタル社債權者又ハ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニハ各別ニ之ヲ通知スベシ

令第四十七條第一項ノ規定ニ依リ配電株式會社擔保附社債信託法ニ依ル社債ヲ承継シタルトキハ同法第三十四條第一項、其ノ他ノ社債ヲ承継シタルトキハ商法第三百五條第一項及第二項ノ規定ニ準ジ登記ヲ爲スベシ但シ登記ノ申請書ニハ非訟事件手續法第九十一條第二項第二號乃至第五號ニ掲グル書類ニ代ヘ社債ノ承継ヲ證スル書面ヲ添付スルノ外當該出資者又ハ讓渡者ノ登記簿ノ原本ヲモ添付スベシ

第四十四條 第二十四條及第二十五條ノ規定ハ令第四十七條第二項ノ規定ニ依ル

定ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十五條 令第四十七條第三項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ債務ノ承継價格其ノ他ノ承継ニ關スル條件ヲ記載シタル申請書ニ説明書ヲ添ヘ當事者連署ノ上之ヲ逕信大臣ニ提出スベシ

第四十六條 令第四十七條ノ規定ニ依リ債務ノ承継アリタルトキハ被承継者ハ當該債務ニ關スル信託證書、發行契約證書其ノ他ノ契約證書及社債原簿ノ原本又ハ原本其ノ他必要ナル書類ヲ配電株式會社ニ引渡スベシ

第四十七條 令第四十八條ノ負擔及制限中逕信大臣ニ於テ公益上支障アリ、相互ニ兩立セズ其ノ他配電株式會社ニ承継セシムルヲ適當ナラズト認め特ニ指定シタルモノニ付テハ配電株式會社之ヲ承継セザルモノトス

第四十八條 第四十三條第一項ノ規定ニ依リ配電株式會社及出資者又ハ讓渡者ガ擔保附社債信託法ニ依ル受託會社ト爲シタル協定ハ信託契約ト同ジク總社債權者ノ爲ニ其ノ效力ヲ生ズ

擔保附社債信託法第二十條、第二十一條及第三十一條ノ規定ハ第四十三條第一項ノ規定ニ依リ配電株式會社及出資者又ハ讓渡者ガ擔保附社債信託法ニ依ル受託會社ト爲シタル協定ニ關スル書面ニ之ヲ準用ス

附則
本令ハ配電統制令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

<p>附則 本令ハ配電統制令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス</p>	<p>配電統制令ニ依リ施行ス</p>
-----------------------------------	--------------------

配電統制令第四十五條ノ規定ニ依ル鐵道抵當及軌道抵當取扱ニ關スル件

(昭和十六年九月十五日)
鐵道省令第十四號

第一條 配電統制令ニ基キ鐵道財團又ハ軌道財團ニ屬スルモノノ一部ガ配電株式會社ニ移轉シタル場合ニ於ケル鐵道抵當又ハ軌道抵當ノ取扱方ニ關シテハ鐵道抵當法施行規則又ハ軌道抵當取扱規則ニ依ルノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 鐵道財團又ハ軌道財團ニ屬スルモノノ一部ヲ配電株式會社ニ移轉シタルトキハ當該財團ニ屬スルモノノ全部ヲ出資者若ハ讓渡者ニ屬スルモノト配電株式會社ニ屬スルモノトニ区分シテ調整シタル財團目錄ヲ提出スベシ

配電株式會社ニ屬スルモノヲ掲ゲタル目錄ニハ鐵道抵當法施行規則第十一條ニ依ルノ外配電株式會社ノ代表者之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

第三條 財團目錄中配電株式會社ニ屬スルモノノ記載事項ニ變更ヲ生ジ又ハ其ノ事

項消滅シタルトキハ配電株式會社ハ遲滞ナク其ノ事由ヲ記載シ其ノ旨當該財團ノ所有者ニ通知スベシ

前項ノ通知書ニハ原目錄ノ様式ニ依リ變更又ハ消滅シタル事項ヲ記載シ舊事項ヲ附記シタルモノヲ添付スベシ

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

<p>官 署 名 氏 名</p>	<p>（此處）</p>
----------------------	-------------

金屬類回收令

(昭和十六年八月三十日)
勅令第八百三十五號

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第八條ノ規定ニ基ク回收物件ノ讓渡其ノ他ノ處分、使用及移動ニ關スル命令竝ニ國家總動員法第五條ノ規定ニ基ク回收物件ノ讓受ニ關スル協力命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ回收物件トハ鐵、銅又ハ黃銅、青銅其ノ他ノ銅合金ヲ主タル材料トスル物資ニシテ閣令ヲ以テ指定スルモノヲ謂フ

第三條 閣令ヲ以テ指定スル施設ニ備附ケタル回收物件(以下指定施設ニ於ケル回收物件ト稱ス)ニシテ閣令ヲ以テ指定スルモノヲ所有シ又ハ權原ニ基キ占有スル者ハ當該回收物件ニ付讓渡其ノ他ノ處分ヲ爲シ又ハ之ヲ移動スルコトヲ得ズ但シ商工大臣ノ指定スル者(以下回收機關ト

稱ス)ニ讓渡スル場合及命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 商工大臣ハ地域ヲ限リ其ノ地域内ノ指定施設ニ於ケル回收物件ニシテ前條ノ規定ニ依リ閣令ヲ以テ指定スルモノ以外ノモノヲ所有シ又ハ權原ニ基キ占有スル者ニ對シ一般約ニ當該回收物件ノ讓渡其ノ他ノ處分又ハ移動ヲ制限スルコトヲ得

第五條 地方長官ハ回收物件ノ所有者ニ對シ期限ヲ指定シテ回收機關ニ當該回收物件ノ讓渡ノ申込ヲ爲スベキコトヲ勸告スルコトヲ得

第六條 指定施設ニ於ケル回收物件ニシテ第三條ノ規定ニ依リ閣令ヲ以テ指定スルモノヲ所有スル者ハ閣令ヲ以テ指定スル期日迄ニ回收機關ニ對シ當該回收物件ノ讓渡ノ申込ヲ爲スベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 商工大臣ハ地域ヲ限リ其ノ地域内ノ指定施設ニ於ケル回收物件ニシテ第三條ノ規定ニ依リ閣令ヲ以テ指定スルモノ以外ノモノヲ所有スル者ニ對シ期限ヲ指定シテ回收機關ニ當該回收物件ノ讓渡ノ

申込ヲ爲スベキコトヲ一般約ニ命ズルコトヲ得

第八條 指定施設ニ於ケル回收物件ノ所有者第五條乃至前條ノ規定ニ依リ讓渡ノ申込ヲ爲シタルトキハ當該所有者又ハ當該回收物件ノ權原ニ基キ占有スル者ハ回收機關ノ請求ニ應ジ遲滞ナク當該回收物件ノ引渡ヲ爲スベシ

前項ノ請求アリタル場合ニ於テ當該回收物件ヲ所有シ又ハ權原ニ基キ占有スル者ハ回收機關ニ對シ當該回收物件ノ撤去又ハ引取ヲ請求スルコトヲ得

回收機關前二項ノ規定ニ依リ當該回收物件ノ引渡ヲ受ケタルトキハ受領證書ヲ作リ引渡ヲ爲シタル所有者又ハ占有者ニ之ヲ交付スベシ

第九條 撤去費其ノ他回收物件ノ引渡ニ要スル費用及修理費ハ回收機關ノ負擔トス

回收物件ノ用途又ハ備附ノ狀況ニ鑑ミ特ニ代替物件ノ備附ヲ必要トスル場合ニ於テ代替物件ノ價額ト其ノ備附ニ要スル費用トノ合計額ガ當該回收物件ノ價額ヲ超ユルトキハ前項ノ費用ノ外其ノ超過分ハ

回收機關ノ負擔トス

前二項ノ規定ニ依リ回收機關ニ於テ負擔スベキ額ハ前條第二項ノ規定ニ依リ撤去又ハ引取アリタル場合ヲ除クノ外第十條ノ規定ニ依リ協議又ハ裁定ニ依リ定マル額トス

第十條 回收機關第五條乃至第七條ノ規定ニ依リ指定施設ニ於ケル回收物件ノ所有者ヨリ讓渡ノ申込ヲ受ケタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該回收物件ノ讓渡價額及前條ノ規定ニ依リ回收機關ニ於テ負擔スベキ額(第八條第二項ノ規定ニ依リ撤去及引取ノ費用ノ額ヲ除ク)ニ付遲滞ナク當該所有者又ハ當該回收物件ノ權原ニ基キ占有スル者ト協議スベシ此ノ場合ニ於テ協議調ハザルトキ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ地方長官ノ裁定ニ依リ

收用法、工場事業場使用收用令、土地工作物管理使用收用令若ハ總動員物資使用收用令ニ依リ使用者ハ收用ノ手續其ノ他此等ノ手續ニ準ズベキモノノ進行中ナルトキハ其ノ進行中ニ限リ當該回收物件ニ關シテハ第三條乃至第七條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十二條 第六條又ハ第七條ノ規定ニ依リ爲シタル回收物件ノ讓渡ハ他ノ法令ニ拘ラズ其ノ效力ヲ有ス

第六條又ハ第七條ノ規定ニ依リ讓渡スベキ回收物件ニ付存シタル擔保權ハ他ノ法令ニ拘ラズ當該回收物件ニ付其ノ讓渡ノ時ヨリ之ヲ行フコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テハ當該擔保權者ハ當該回收物件ノ對價トシテ受クベキ金銭及當該回收物件ニ付第九條第二項ノ超過分トシテ受クベキ金銭ニ對シ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第十三條 回收機關回收物件ヲ讓受ケタルトキハ商工大臣ノ指定スル回收機關ニ對シ讓渡スル場合其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外當該回收物件ニ付讓渡其ノ他ノ處分ヲ爲シ又ハ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十四條 商工大臣ハ個人及法人其ノ他ノ

團體ヲシテ回收機關ノ行フ回收物件ノ讓受其ノ他ニ關聯スル業務ニ協力セシムルコトヲ得

第十五條 商工大臣又ハ地方長官ハ回收物件ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ回收機關及回收物件ノ所有者其ノ他ノ關係人ヨリ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ當該回收物件ノ所在ノ場所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ當該回收物件、書類、帳簿等ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十六條 商工大臣ハ本令ニ規定スル職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第十七條 本令中地方長官トアルハ鑛業又ハ砂鑛業ニ屬スル施設ニ關シテハ鑛山監督局長、電氣事業ニ屬スル施設ニ關シテハ逓信局長、地方鐵道又ハ專用鐵道ニ屬スル施設ニ關シテハ鐵道局長トス

逓信局長又ハ鐵道局長本令ニ規定スル事務ヲ行フ場合ニ於テハ商工大臣ノ指揮監督ヲ承ク

第十一條 回收物件ニ關シ強制讓渡手續、國稅徵收法ニ依リ強制徵收手續又ハ土地

國稅徵收法ニ依リ強制徵收手續又ハ土地

國稅徵收法ニ依リ強制徵收手續又ハ土地

第十八條 本令中商工大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事(電氣事業ニ屬スル施設ニ關シテハ朝鮮總督府通信局長、私設鐵道又ハ專用鐵道ニ屬スル施設ニ關シテハ朝鮮總督府鐵道局長)、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長(電氣事業又ハ私設鐵道ニ屬スル施設ニ關シテハ臺灣總督府交通局長)、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

本令中開令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

附則

本令ハ昭和十六年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

回收物件及施設指定規則

(昭和十六年九月一日
閣令第二十號)

第一條 金屬類回收令第二條ノ規定ニ依リ回收物件ヲ指定スルコト左ノ如シ但シ船舶、航空機及此等ニ準ズルモノニ備附ケタルモノヲ除ク

一 鐵ヲ主タル材料トスルモノ(珪瑯引ノモノヲ除ク)

看板
階段(機械又ハ裝置ト一體ヲ爲シタルモノヲ除ク)
傘立
脚立
喫煙用器具
車渡鐵板
扉入
掲示板
交通標識(信號用ノモノヲ除ク)
廣告板
廣告塔
格子
煙爐
仕切用金物(カウンタースクリーンヲ含ム)
敷板(機械又ハ裝置ト一體ヲ爲シタルモノヲ除ク)
シャンデリヤ
自轉車置
賣箱
石炭用バケツ

洗面器臺
煙房裝置前飾金物
手摺及欄干(機械、裝置又ハ橋梁ト一體ヲ爲シタルモノヲ除ク)
泥拭器
戸棚及ロッカー
ネームプレート、コーションプレート
其ノ他ノ標札類
旗竿
梯子(機械又ハ裝置ト一體ヲ爲シタルモノヲ除ク)
破損 金物
日除用金物(店舗用ノモノヲ除ク)
火鉢
扉
帽子掛スタンド
本立(ブックエンドヲ含ム)
マンホール蓋(機械ト一體ヲ爲シタルモノヲ除ク)
溝蓋
水桶(水鉢ヲ含ム)
門柱
門扉
物干
床下換氣口金物
二 銅又ハ黃銅、青銅其ノ他ノ銅合金ヲ主タル材料トスルモノ

價物
看板
壁張板(炊事場、洗滌又ハ風呂場ノ羽目板ヲ除ク)
階段止
カーテン用金物(線引カーテン用ノモノヲ除ク)
傘立
花器
菓子器
喫煙用器具
扉入
掲示板
敷板
格子
煙爐
扇
仕切用金物(カウンタースクリーンヲ含ム)
シャンデリヤ
洗面器
洗面器臺
欄
煙房裝置前飾金物
痰壺
茶器
吊下洗器
手摺及欄干(機械、裝置又ハ橋梁ト一體

ヲ爲シタルモノヲ除ク)
戸及扉
泥拭器
ネームプレート、コーションプレート其ノ他ノ標札類
軒橋、呼橋及堅橋(内橋ヲ除ク)
破損止金物
番號札
底蓋板
日除用金物(店舗用ノモノヲ除ク)
火鉢
帽子掛スタンド
盆
本立(ブックエンドヲ含ム)
水桶(水鉢ヲ含ム)
門柱
門扉
門、柱、壁、天井又ハ底廻ノ裝飾金物
屋板蓋板
藥籠
郵便受口
第二條 金屬類回收令第三條ノ規定ニ依リ回收物件ヲ指定スルコト左ノ如シ但シ船舶、航空機及此等ニ準ズルモノニ備附ケタルモノヲ除ク

一 鐵ヲ主タル材料トスルモノ(珪瑯引ノモノヲ除ク)
看板
傘立

脚立
喫煙用器具
車渡鐵板
扉入
掲示板
交通標識(信號用ノモノヲ除ク)
廣告板
廣告塔
格子
煙爐
シャンデリヤ
自轉車置
石炭用バケツ
煙房裝置前飾金物
手摺及欄干(機械、裝置又ハ橋梁ト一體ヲ爲シタルモノヲ除ク)
泥拭器
ネームプレート、コーションプレート
其ノ他ノ標札類
旗竿
梯子(機械又ハ裝置ト一體ヲ爲シタルモノヲ除ク)
破損止金物
日除用金物(店舗用ノモノヲ除ク)
扉
帽子掛スタンド
マンホール蓋(機械ト一體ヲ爲シタルモノヲ除ク)
溝蓋

水桶(水鉢ヲ含ム)
門柱
門扉
床下換氣口金物
二 鋼又ハ黃銅、青銅其ノ他ノ銅合金ヲ主タル材料トスルモノ
押板
覆物
看板
壁張板(炊事場、洗場又ハ風呂場ノ羽目板ヲ除ク)
カーテン用金物(線引カーテン用ノモノヲ除ク)
傘立
花器
喫煙用器具
扇入
指示板
鏡板
格子
欄
シャンドリヤ
洗面器
暖房設置前飾金物
吊下洗器
手摺及欄干(機械、設置又ハ橋梁ト一體ヲ爲シタルモノヲ除ク)
泥拭器

ネームプレート、コーションプレート
其ノ他ノ標札類
軒橋、呼橋及堅橋(内橋ヲ除ク)
破損止金物
香號札
庶務板
日除用金物(店舗用ノモノヲ除ク)
帽子掛スタンド
水桶(水鉢ヲ含ム)
門柱
郵便受口
第三條 金屬類回收令第三條ノ規定ニ依リ施設ヲ指定スルコト左ノ如シ但シ北海道地方費、府、縣並ニ市、町、村及此等ニ準ズルモノノ所有又ハ管理ニ屬スルモノヲ除ク
一 常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ノ事業ノ用ニ供スル工場其ノ他ノ施設(當該事業ノ用ニ供スル共同住宅其ノ他ノ住宅及當該事業主ノ所有ニ屬セザル寄宿舎、合宿所其ノ他之ニ準ズルモノヲ除ク以下之ニ準ズ)
二 常時十人以上ノ使用人ヲ使用スル物品販賣業ノ事業ノ用ニ供スル店舗其ノ他ノ施設
三 鑛業又ハ砂鑛業ノ用ニ供スル事業場其ノ他ノ施設
四 銀行、信託會社、保險會社又ハ無擔會社ノ營業所其ノ他ノ施設

五 倉庫業法ノ適用ヲ受ケル倉庫營業、私設保税倉庫營業又ハ農業者倉庫ノ事業ノ用ニ供スル倉庫其ノ他ノ施設
六 取引所ノ市場其ノ他ノ施設
七 地方鐵道、軌道又ハ索道事業ノ用ニ供スル事務所、車輛其ノ他ノ施設及專用鐵道ノ車輛其ノ他ノ施設
八 電氣事業ノ用ニ供スル事務所、電氣工作物其ノ他ノ施設
九 瓦斯事業ノ用ニ供スル事務所、瓦斯工作物其ノ他ノ施設
十 旅客自動車運送事業、旅客自動車運送事業又ハ貨物自動車運送事業ノ用ニ供スル車輛、車輛其ノ他ノ施設
十一 私立學校ノ校舍其ノ他ノ施設
十二 診療所取締規則ニ依ル病院若ハ齒科診療所取締規則ニ依ル齒科病院又ハ其ノ附屬施設
十三 觀客定員二百五十人以上ノ劇場、映畫興行場、演藝場若ハ觀物場又ハ其ノ附屬施設
十四 客席面積ノ合計百平方米以上ノ旅館、料理屋、飲食店、待合若ハ貸座敷又ハ其ノ附屬施設
十五 床面積三百平方米以上ノ建物(シテ區別シテ二以上ノ經營者ノ用ニ供スルモノ又ハ其ノ附屬施設)
十六 水利組合、土地區劃整理組合、酒造組合、産業組合、同業組合、同業組合、造船組合、自動車運送事業組合、海外移住

金屬類回收令施行規則

(昭和十六年九月一日 商工省令第七十七號)

第一條 金屬類回收令(以下令ト稱ス)第三條但書ノ規定ニ依リ回收機關ノ指定ハ當該規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル者以外ノ者ニ付地方長官之ヲ爲スコトヲ得
第二條 令第三條但書及令第六條但書ノ命

組合、健康保險組合其ノ他特別ノ法律ニ基キ設立セラレタル組合又ハ其ノ聯合會ノ事務所其ノ他ノ施設
十七 商工會、農會、醫師會、産業組合中央會、商業組合中央會、産業組合中央會、恩給金庫其ノ他特別ノ法律ニ基キ設立セラレタル法人ノ事務所其ノ他ノ施設
十八 民法第三十四條ノ規定ニ依ル法人ノ事務所其ノ他ノ施設
十九 前各號ニ掲グルモノノ外資本金(出資總額、株金總額又ハ出資總額及株金總額ノ合計額ヲ謂フ)十萬圓以上ノ會社ノ營業所其ノ他ノ施設
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

令ヲ以テ定ムル場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス
一 製鐵事業者ガ其ノ事業場ニ備附ケタル回收物件ニシテ鐵ヲ主タル材料トスルモノヲ當該事業者ノ製鐵用原料トシテ使用スル場合
二 鋼製業者ガ其ノ事業場ニ備附ケタル回收物件ニシテ鋼又ハ鋼合金ヲ主タル材料トスルモノヲ當該事業者ノ製鍊用原料トシテ使用スル場合
三 法令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ基キ回收物件ヲ讓渡スル場合
四 天災其ノ他緊急ノ事由アル場合
五 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合
第三條 商工大臣ノ指定スル地域内ノ指定施設ニ於ケル回收物件(令第三條ノ規定ニ依リ閉令ヲ以テ指定スルモノヲ除ク)ニシテ商工大臣ノ指定スルモノヲ所有シ又ハ權原ニ基キ占有スル者ハ當該回收物件ニ付讓渡其ノ他ノ處分ヲ爲シ又ハ之ヲ移動スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 回收機關ニ讓渡スル場合
二 前條各號ニ掲グル場合

第四條 地方長官ハ指定施設ニ於ケル回收物件(令第三條ノ規定ニ依リ閉令ヲ以テ指定スルモノヲ除ク)ニシテ前條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スルモノ以外ノモノヲ所有シ又ハ權原ニ基キ占有スル者ニ對シ一般ノ當該回收物件ノ讓渡其ノ他ノ處分又ハ移動ヲ制限スルコトヲ得
第五條 第三條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル地域内ノ指定施設ニ於ケル回收物件(令第三條ノ規定ニ依リ閉令ヲ以テ指定スルモノヲ除ク)ニシテ第三條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スルモノヲ所有スル者ハ商工大臣ノ指定スル期日迄ニ回收機關ニ對シ當該回收物件ノ讓渡ノ申込ヲ爲スベシ但シ第二條各號ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第六條 地方長官ハ指定施設ニ於ケル回收物件(令第三條ノ規定ニ依リ閉令ヲ以テ指定スルモノヲ除ク)ニシテ第三條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スルモノ以外ノモノヲ所有スル者ニ對シ期限ヲ指定シテ回收機關ニ當該回收物件ノ讓渡ノ申込ヲ爲スベキコトヲ一般ノ命ズルコトヲ得
第七條 令第十條ノ規定ニ依リ回收機關ガ回收物件ヲ權原ニ基キ占有スル者ト協議ヲ爲スベキ場合ハ當該占有者ガ令第八條

ノ規定ニ依ル請求ノ相手方タル場合ニ於テ當該回收物件ノ撤去費其ノ他引渡ニ要スル費用ニ付協議ヲ爲ストキニ限ル

第八條 令第十條第一項ノ規定ニ依ル決定ヲ申請セントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル決定申請書正副二通ヲ當該回收物件ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ

一 申請人及相手方ノ氏名、名稱又ハ商號及住所

二 申請ノ目的及理由

三 回收物件ノ譲渡又ハ讓受價額、回收機關ニ於テ負擔スベキ費用及超過分位ニ此等ノ算出ノ基礎

四 其ノ他必要ナル事項

第九條 地方長官前條ノ決定申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ副本ヲ相手方ニ送付シ相當ノ期間ヲ指定シテ答辯書ヲ提出セシムベシ地方長官ハ前條ノ決定申請書ヲ受理シタル日ヨリ三週間以内ニ裁定ヲ爲スベシ

第十條 令第十三條ノ命令ヲ以テ定ムル場合トハ左ニ掲グル場合トス

一 令第十三條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル回收機關ニ讓渡スル目的ヲ以

テ回收物件ヲ讓受タル回收機關ニ當該回收物件ヲ讓渡スル場合

二 令第十三條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル回收機關方回收物件ヲ讓渡又ハ委託製鍊スル場合

第十一條 商工大臣ハ土木建築業者及運輸業者竝ニ其ノ團體ヲシテ令第十四條ノ協力ヲ爲サシムルコトアルベシ

第十二條 第二條第五號、第三條第二號又ハ第五條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ當該回收物件ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ

一 回收物件ノ名稱及數量

二 回收物件ノ材料タル鐵、鋼及銅合金ノ物件別種類別推定重量

三 回收物件ノ所在場所及用途

四 許可ヲ受ケントスル事由

第十三條 本則中地方長官トアルハ第一條及第十一條ノ規定スル場合ヲ除クノ外鐵業又ハ砂鑛業ニ屬スル施設ニ關シテハ

鑛山監督局長、電氣事業ニ屬スル施設ニ關シテハ通信局長、地方鐵道又ハ專用鐵道ニ屬スル施設ニ關シテハ鐵道局長トス

附則
本令ハ金屬類回收令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

金屬類回收令第三條ノ規定ニ依ル回收機關指定

(昭和十六年十月十四日) (商工省告示第百三十八號)

- 一 鋼又ハ黃銅、青銅其ノ他ノ銅合金ヲ主タル材料トスル回收物件ノ回收機關
財団法人戰時物資活用協會
日本故銅製煉株式會社
東部故銅集荷協會
西部故銅集荷協會
鐵ヲ主タル材料トスル回收物件ノ回收機關
財団法人戰時物資活用協會
日本鐵屑統制株式會社

- 小樽鐵屑株式會社
合名會社室蘭產銷商會
北海鐵屑株式會社
東北製鋼原料株式會社
群馬鐵業有限會社
川口鐵屑株式會社
關東故鐵株式會社
合名會社白井商店
興忠故鐵商事株式會社
大富故鐵株式會社
岡田榮一
株式會社黒田商店
株式會社小宮山商店
中央鐵屑株式會社
株式會社鈴木徳五郎商店
相山徳夫
東京故鐵株式會社
合資會社高島芳平商店
株式會社東洋工業商會

- 東京鋼鐵商事株式會社
東亞鐵屑株式會社
昭和故鐵株式會社
株式會社中田屋商店
西商事株式會社
三菱商事株式會社
三井物産株式會社
東京第一製鐵原料株式會社
和進故鐵株式會社
合資會社青柳幸一商店
伊藤小太郎
丸信商會堀勝治
横濱鐵屑株式會社
新瀉故鐵株式會社
北陸合同鐵屑有限會社
磯井彦重
東海鐵屑株式會社
名古屋合同鐵屑商會
大辻政市

- 株式會社岡谷商店
中部鐵屑株式會社
伊藤鐵太郎
京都鐵業合資會社
株式會社安宅商會
足立合名會社
株式會社岩井商店
池田鐵屑株式會社
株式會社大阪鐵業會社
風早和夫
金田周藏
片岡文治郎
株式會社木本シャリ
北浦乙次郎
株式會社桑原進商店
株式會社阪口定吉商店
坂口鐵男
關西故鐵株式會社
城東鐵屑株式會社

東洋鐵屑株式會社 同西區南堀江下通三丁目十六番地
 田所商事株式會社 同港區九條南通一丁目七番地
 合資會社玉巻辰藏商店 同天王寺區下寺町三丁目九十八番地
 株式會社多田伊太郎商店 同此花區北安治川通一丁目十三番地
 武田嘉平 同此花區吉野町三番地
 大同鐵屑株式會社 同港區九條南通三丁目二百七十六番地
 津田鐵屑販賣株式會社 同此花區新家町一丁目六十七番地
 合資會社浪華商會 同港區市岡渡通二丁目一番地
 株式會社山口商店 同東成區南中濱町二丁目十一番地
 矢島甲辰始 同港區市岡渡通一丁目三十六番地
 合資會社吉田田松商店 同港區北堀川町三丁目四十六番地
 株式會社渡邊榮一商店 同西區新町通五丁目二十二番地
 近藤正二 堺市之町西五丁目二十二番地
 合資會社上原商店 同港區市岡渡通一丁目五十四番地
 加藤商事株式會社 同兵庫區佐比江町八番地
 神戶鐵屑株式會社 同灘區布引町四丁目一番地
 兵庫鐵屑株式會社 同神戶區海岸通源畔ビル
 合資會社廣田隆商店 同林田區東尻池町五丁目一番地
 伊藤金次郎 同江市新町六十一番地
 佐藤輝夫 同山形市岩田町三十二番地

廣島縣鐵屑株式會社 廣島市西引御堂町百五番地
 田中仁兵衛商店田中信一 山口縣吉敷郡小郡町大字下郷九百八十六番地
 岡田賢吉 新居濱市登り道中三百七十三番地
 土佐鐵屑株式會社 高知市孕東町四十九番地
 合名會社井本孝商店 八幡市北本町一番地
 福西ミヨノ 同枝光金手町千七百六十一番地
 北九州鐵屑株式會社 戶畑市戶畑二千三百五十三番地
 岸川商事株式會社 同築地町二丁目九番地
 藤原岩吉 同大渡通二百六十三番地
 株式會社草野商店 門司市大字小森江三百六十八番地
 廣大商行野田安兵衛 久留米市大石町七十八番地
 株式會社博多金物商會 福岡市廣砂町一丁目二十六番地
 合名會社松本商店 小倉市西本町一丁目二千九百番地
 株式會社宮内商店 同中津口百番地
 山下末松 大牟田市不知火町二丁目七番地
 株式會社橋本商會古線部 長崎市末廣町三丁目一番地
 南九州鐵屑株式會社 熊本市本莊町五百五十四番地
 合資會社井上藤藏商店 鹿兒島市樋之口町四十三番地

金屬類回收令第十條第二項ノ規定ニ依リ回收物件ノ渡價額、並同令第九條第一項ノ費用、並同令第二項ノ代替物件ノ費用ノ基準指定スル費用ノ基準指定

(昭和十六年十月二十二日) 商工省告示第九百五十八號

(一) 回收物件ノ渡價額ノ基準 (單位一應)
 (イ) 鐵 品 價額
 一號品 一一〇
 二號品 九〇
 三號品 八四
 四號品 八〇
 五號品 六八
 六號品 五五
 (ロ) 銅 品 價額
 一號品 九五
 二號品 八〇
 (二) 銅又ハ黃銅青銅其ノ他ノ銅合金 (單位一〇〇近)

品名	價額	品名	價額
(イ) 銅	一三八・七〇	車渡鐵板	〇
(ロ) 黃銅	八七・二〇	層入	〇
(ハ) 青銅	一四四・九〇	揭示板	〇
(ニ) 唐金	八九・〇〇	交通標識	〇
(ホ) 洋銀	一四二・七〇	廣告板	〇
備考 銅ノ一號品、二號品、三號品、四號品、五號品若ハ六號品又ハ鉄ノ一號品若ハ二號品トアルハ夫夫回收物件ヲ銅又ハ鉄ノ層又ハ故ト爲シタル場合ニ於テ銅ノ層若ハ故ノ特級一號品、特級二號品、特級三號品ノ層若ハ故ノ普通層、級外普通層若ハ雜アレスバラ又ハ鉄ノ層若ハ故ノ上鉄若ハ並鉄ニ該當スルモノヲ謂フ		廣告塔	〇
二 金屬類回收令第九條第一項ノ費用並同令第二項ノ代替物件ノ價額及其ノ備付ニ要スル費用ノ基準		格子	〇
(一) 鐵ヲ主タル材料トスルモノ		煙爐	〇
(鐵) 鐵及黃銅青銅其ノ他ノ銅合金一應ニ付		互新煙爐 其ノ他ノモノ	〇
鐵板	九〇以內	仕切用金	〇
階段	六〇以內	物	〇
傘立	〇	敷板	〇
脚立	〇	リヤンデ	〇
喫煙用器	〇	自轉車	〇
具	〇	定著ノモノ 其他ノモノ	〇
看板	九〇以內	書籍	〇
階段	六〇以內	石炭用バケツ	〇
傘立	〇	洗面器	〇
脚立	〇	櫛	〇
喫煙用器	〇	燈房裝置	〇
具	〇	前飾金物	〇
		手摺及欄干	〇
		泥拭器	〇
		戸棚及ロッカー	〇
		ネームプレート	〇

押板	〇	〇	一六六以内
假物	〇	〇	〇
看板	九以内	〇	〇
壁張板	八以内	〇	〇
階段止	二以内	〇	〇
木部ニ取 附ケタル モノ 其ノ他ノ モノ	七以内	〇	〇
カーテン	二以内	〇	〇
用金物	六〇以内	〇	〇
傘立	〇	〇	〇
花器	〇	〇	〇
菓子器	〇	〇	〇
喫煙用器	〇	〇	〇
具	〇	〇	〇
扉入	〇	〇	〇
指示板	二以内	〇	〇
敷板	七以内	〇	〇
格子	八以内	〇	〇
炬燵	〇	〇	〇
欄	三以内	〇	〇
皿	〇	〇	〇
什切用金	六以内	〇	〇
リヤ シャ ンデ	三以内	〇	〇
洗面器	〇	〇	〇
洗面器蓋	〇	〇	〇
櫛	〇	〇	〇
燈房裝 飾金物	〇	〇	〇
前飾金物	〇	〇	〇
痰壺	〇	〇	〇
茶器	〇	〇	〇
吊下 手洗	〇	〇	〇
干 手拭及 巾	〇	〇	〇
戸及 扉	〇	〇	〇
泥拭器	〇	〇	〇
ネーム プレート	〇	〇	〇
コレ クショ ンプレ ット 其ノ他 ノ標札 類	〇	〇	〇
軒 障子 及 障子 類	〇	〇	〇
破損 止金 物	〇	〇	〇
番號 札	〇	〇	〇
庇 笠板	〇	〇	〇
日除 用金	〇	〇	〇
火鉢	〇	〇	〇
帽子 掛 タ ン ド	〇	〇	〇
盆	〇	〇	〇
本立	〇	〇	〇
水桶	〇	〇	〇
門柱	三以内	〇	〇
門扉	一以内	〇	〇
門柱 及 門 扉 ノ 裝 飾 金 物	〇	〇	〇
庇 笠 ノ 裝 飾 金 物	〇	〇	〇
層 根 板	〇	〇	〇
薬 罐	〇	〇	〇
郵便 受 口	〇	〇	〇
木部ニ取 附ケタル モノ 其ノ他ノ モノ	〇	〇	〇
備考	一 前二表ニ掲グル修理費ノ基準ハ代替物 件ノ備附ノ全部又ハ一部ヲ爲サザル場 合ニ於ケル其ノ備附ヲ爲サザル部分ニ 付テノ基準トス 二 代替物件ノ全部又ハ一部ノ備附ヲ爲ス 場合ニ於ケル其ノ備附ヲ爲ス部分ニ付 テノ修理費ノ基準ハ零円トス 三 地方長官回收物件ノ用途又ハ備附ノ状 況ニ鑑ミ特ニ必要アリト認めル場合ニ 於テ前二表ニ掲グル額ト異ル額ヲ定メ タルトキハ其ノ額ヲ以テ基準トス		

金屬類回收令第十三條ノ規定ニ依ル回收機關指定

(昭和十六年十月十四日 商工省告示第九百三十九號)

日本鐵屑統制株式會社 東京市京橋區京橋二丁目八番地京橋ビル
日本故銅統制株式會社 同京橋區築地三丁目十番地聖和會館内

金屬類回收令施行規則

(昭和十六年九月三十日 朝鮮總督府令第二百六十五號)

第一條 金屬類回收令(以下令ト稱ス)第二條ノ規定ニ依リ指定スル回收物件ハ別表第一號表ニ掲グル物表トス
第二條 令第三條ノ規定ニ依リ指定スル回收物件ハ別表第二號表ニ掲グル回收物件トス
第三條 令第三條ノ規定ニ依リ指定スル施設ハ左ニ掲グル施設トス但シ道、府、邑、面、學校費及學校組合ノ所有又ハ管理ニ

國家總動員法—金屬類回收令

屬スルモノヲ除ク
一 常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ノ事業ノ用ニ供スル工場其ノ他ノ施設(當該事業ノ用ニ供スル共同住宅其ノ他ノ住宅及當該事業主ノ所有ニ屬セザル寄宿舎、合宿所其ノ他之ニ準ズルモノヲ除ク以下之ニ準ズ)
二 常時十人以上ノ使用人ヲ使用スル物品販賣業ノ事業ノ用ニ供スル店舗其ノ他ノ施設
三 鑛業ノ用ニ供スル事業場其ノ他ノ施設
四 銀行、信託會社、保險會社又ハ無盡會社ノ營業所其ノ他ノ施設
五 倉庫營業、私設保税倉庫營業又ハ農業倉庫ノ事業ノ用ニ供スル倉庫其ノ他ノ施設
六 取引所ノ市場其ノ他ノ施設
七 私設鐵道又ハ軌道事業ノ用ニ供スル事務所、車輛其ノ他ノ施設及專用鐵道ノ車輛其ノ他ノ施設
八 電氣事業ノ用ニ供スル事務所、電氣工作物其ノ他ノ施設
九 瓦斯事業ノ用ニ供スル事務所、瓦斯工作物其ノ他ノ施設
十 旅客自動車運輸事業、旅客自動車運送事業又ハ貨物自動車運送事業ノ用ニ供スル車庫、車輛其ノ他ノ施設
十一 私立學校ノ校舍其ノ他ノ施設
十二 私立病院取締規則ニ依ル病院又ハ

其ノ附屬ノ施設
十三 觀客定員二百五十人以上ノ劇場、映畫興行場、演藝場若ハ觀物場又ハ其ノ附屬ノ施設
十四 客席面積ノ合計百平方メートル以上ノ旅館、料理屋、飲食店若ハ貸座敷又ハ其ノ附屬ノ施設
十五 床面積三百平方メートル以上ノ建物ニシテ區別シテ二以上ノ經營者ノ用ニ供スルモノ又ハ其ノ附屬ノ施設
十六 水利組合、金融組合、産業組合、商業組合、工業組合、同業組合其ノ他特別ノ法律又ハ制令ニ基キ設立セラレタル組合又ハ其ノ聯合會ノ事務所其ノ他ノ施設
十七 商工會議所、農會其ノ他特別ノ法律又ハ制令ニ基キ設立セラレタル法人ノ事務所其ノ他ノ施設
十八 民法第三十四條ノ規定ニ依ル法人ノ事務所其ノ他ノ施設
十九 前各號ニ掲グルモノノ外資本金(出資總額、株金總額又ハ出資總額及株金總額ノ合計額ヲ謂フ)十萬圓以上ノ會社ノ營業所其ノ他ノ施設
第四條 令第三條ノ規定ニ依ル回收機關ノ指定ハ當該規定ニ依リ朝鮮總督ノ指定スル者以外ノ者ニ付通知事ヲ爲スコトヲ得
第五條 令第三條但書及令第六條但書ノ命令ヲ以テ定ムル場合トハ左ノ各號ノ一ニ

該當スル場合トス
 一 製鐵事業者ガ其ノ事業場ニ備附ケタル回收物件ニシテ鐵ヲ主タル材料トスルモノヲ當該事業者ノ製鐵用原料トシテ使用スル場合
 二 銅製錬業者ガ其ノ事業場ニ備附ケタル回收物件ニシテ銅又ハ銅合金ヲ主タル材料トスルモノヲ當該事業者ノ製鐵用原料トシテ使用スル場合
 三 法令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ基キ回收物件ヲ讓渡スル場合
 四 天災其ノ他緊急ノ事由アル場合
 五 特別ノ事情ニ依リ道知事ノ許可ヲ受ケタル場合
 第六條 朝鮮總督ノ指定スル地域内ノ指定施設ニ於ケル回收物件(別表第二號表ニ掲グルモノヲ除ク)ニシテ朝鮮總督ノ指定スルモノヲ所有シ又ハ權原ニ基キ占有スル者ハ當該回收物件ニ付讓渡其ノ他ノ處分ヲ爲シ又ハ之ヲ移動スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 一 回收機關ニ讓渡スル場合
 二 前條各號ニ掲グル場合
 第七條 道知事ハ指定施設ニ於ケル回收物件(別表第一號表ニ掲グルモノヲ除ク)ニシテ前條ノ規定ニ依リ朝鮮總督ノ指定スルモノ以外ノモノヲ所有シ又ハ權原ニ基キ占有スル者ニ對シ一般ニ當該回收物件ノ讓渡其ノ他ノ處分又ハ移動ヲ制限ス

ルコトヲ得
 第八條 第六條ノ規定ニ依リ讓渡其ノ他ノ處分又ハ移動ニ付制限ヲ受ケタル回收物件ノ所有者ハ朝鮮總督ノ指定スル期日迄ニ回收機關ニ對シ當該回收物件ノ讓渡ノ申込ヲ爲スベシ但シ第五條各號ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 第九條 道知事ハ第七條ノ規定ニ依リ讓渡其ノ他ノ處分又ハ移動ニ付制限ヲ受ケタル回收物件ノ所有者ニ對シ期限ヲ指定シテ回收機關ニ當該回收物件ノ讓渡ノ申込ヲ爲スベキコトヲ一般ニ命ズルコトヲ得
 第十條 令第十條ノ規定ニ依リ回收機關ガ回收物件ヲ權原ニ基キ占有スル者ト協議ヲ爲スベキ場合ハ當該占有者ガ令第八條ノ規定ニ依リ請求ノ相手方タル場合ニ於テ當該回收物件ノ撤去費其ノ他引渡ニ要スル費用ニ付協議ヲ爲ストキニ限ル
 第十一條 令第十條第一項ノ規定ニ依リ裁定ヲ申請セントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル裁定申請書正副二通ヲ當該物件ノ所在地ヲ管轄スル道知事ニ提出スベシ
 一 申請人及相手方ノ氏名、名稱又ハ商號及住所
 二 申請ノ目的及理由
 三 回收物件ノ讓渡又ハ讓受價額、回收機關ニ於テ負擔スベキ費用及超過分並ニ此等ノ算出ノ基礎
 第十二條 道知事前條ノ裁定申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ副本ヲ相手方ニ送付シ相當ノ期間ヲ指定シテ答辯書ヲ提出セシムベシ
 道知事ハ前條ノ裁定申請書ヲ受理シタル日ヨリ三週間以内ニ裁定ヲ爲スベシ
 第十三條 令第十三條ノ命令ヲ以テ定ムル場合トハ左ニ掲グル場合トス
 一 令第十三條ノ規定ニ依リ朝鮮總督ノ指定スル回收機關ニ讓渡スル目的ヲ以テ回收物件ヲ讓受タル回收機關ニ當該回收物件ヲ讓渡スル場合
 二 令第十三條ノ規定ニ依リ朝鮮總督ノ指定スル回收機關ガ回收物件ヲ讓渡又ハ委託製錬スル場合
 第十四條 道知事ハ令第十四條ノ規定ニ依リ朝鮮總督ガ命令ヲ爲ス場合ノ外個人及法人其ノ他ノ團體ヲシテ回收機關ノ行フ回收物件ノ讓受其ノ他之ニ關聯スル業務ニ協力セシムルコトヲ得
 第十五條 第五條第五號、第六條第二號又ハ第八條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ當該物件ノ所在地ヲ管轄スル道知事ニ提出スベシ
 一 回收物件ノ名稱及數量
 二 回收物件ノ材料タル鐵、銅及銅合金ノ物件別種類別推定重量
 三 回收物件ノ所在地及用途

四 其ノ他必要ナル事項
 第十二條 道知事前條ノ裁定申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ副本ヲ相手方ニ送付シ相當ノ期間ヲ指定シテ答辯書ヲ提出セシムベシ
 道知事ハ前條ノ裁定申請書ヲ受理シタル日ヨリ三週間以内ニ裁定ヲ爲スベシ
 第十三條 令第十三條ノ命令ヲ以テ定ムル場合トハ左ニ掲グル場合トス
 一 令第十三條ノ規定ニ依リ朝鮮總督ノ指定スル回收機關ニ讓渡スル目的ヲ以テ回收物件ヲ讓受タル回收機關ニ當該回收物件ヲ讓渡スル場合
 二 令第十三條ノ規定ニ依リ朝鮮總督ノ指定スル回收機關ガ回收物件ヲ讓渡又ハ委託製錬スル場合
 第十四條 道知事ハ令第十四條ノ規定ニ依リ朝鮮總督ガ命令ヲ爲ス場合ノ外個人及法人其ノ他ノ團體ヲシテ回收機關ノ行フ回收物件ノ讓受其ノ他之ニ關聯スル業務ニ協力セシムルコトヲ得
 第十五條 第五條第五號、第六條第二號又ハ第八條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ當該物件ノ所在地ヲ管轄スル道知事ニ提出スベシ
 一 回收物件ノ名稱及數量
 二 回收物件ノ材料タル鐵、銅及銅合金ノ物件別種類別推定重量
 三 回收物件ノ所在地及用途

第四 許可ヲ受ケントスル事由
 第十六條 本令中道知事トアルハ第四條及第十四條ニ規定スル場合ヲ除クノ外電氣事業ニ屬スル施設ニ關シテハ朝鮮總督府通信局長、私設鐵道又ハ專用鐵道ニ屬スル施設ニ關シテハ朝鮮總督府鐵道局長トス
 附則
 本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス(別表)
 第一號表
 一 鐵ヲ主タル材料トスルモノ(炭素引ノモノヲ除ク)
 看板
 階段(機械又ハ裝置ト一體ヲ爲シタルモノヲ除ク)
 傘立
 調理器具
 喫煙用器具
 車渡鐵板
 扉入
 扉入
 揭示板
 交通標識(信號用ノモノヲ除ク)
 廣告板
 廣告塔
 格子
 煤爐
 構
 仕切用金物(カウンスタースクリーンヲ含ム)
 敷板(機械又ハ裝置ト一體ヲ爲シタルモノヲ除ク)
 シャンデリア

自轉車
 石炭用バケツ
 洗面器臺
 煙房裝置前飾金物
 手摺及欄干(機械、裝置又ハ橋梁ト一體ヲ爲シタルモノヲ除ク)
 泥拭器
 戸棚及ロッカー
 ネームプレート、コーションプレート其ノ他ノ標札類
 旗竿
 梯子(機械又ハ裝置ト一體ヲ爲シタルモノヲ除ク)
 破損止金物
 日除用金物(店舗用ノモノヲ除ク)
 火鉢
 帽子掛スタンド
 本立(フックエンドヲ含ム)
 マンホール蓋(機械ト一體ヲ爲シタルモノヲ除ク)
 水筒(水鉢ヲ含ム)
 門柱
 門扉
 物干
 床下換氣口金物
 二 銅又ハ黃銅、青銅其ノ他ノ銅合金ヲ主タル材料トスルモノ
 押板
 置物
 看板
 鐵製板(炊事場、湯場又ハ風呂場ノ羽目板ヲ除ク)
 階段止止
 カーテン用金物(鐵引カーテン用ノモノヲ除ク)
 傘立
 菓子器
 花器
 菓子器
 喫煙用器具
 扉入
 扉入
 揭示板
 煤爐
 構
 仕切用金物(カウンスタースクリーンヲ含ム)
 シャンデリア
 洗面器
 洗面器臺
 煙房裝置前飾金物
 痰壺
 茶器
 吊下手洗器
 手摺及欄干(機械、裝置又ハ橋梁ト一體ヲ爲シタルモノヲ除ク)
 戸及扉
 泥拭器
 ネームプレート、コーションプレート其ノ他ノ標札類
 軒樋、呼樋及堅樋(内樋ヲ除ク)

破損止金物 香錠札 底紙板 日除用金物(店舗用ノモノヲ除ク) 火鉢 帽子掛スタンド 盆 本立(ブツクエンドヲ含ム) 水桶(水鉢ヲ含ム) 門柱 門扉 門、柱、壁、天井又ハ庇過ノ裝飾金物 屋根葺板 藥罐 郵便受口 備考 本表ニ掲グル物資ニシテ船舶、航空機及此等ニ準アルモノニ備附ケタルモノヲ除ク 第二號表 一 鐵ヲ主タル材料トスルモノ(燕窩引ノモノヲ除ク) 看板 傘立 開立 喫煙用器具 車渡鐵板 扉入 掲示板 交通標識(信號用ノモノヲ除ク) 廣告板 廣告塔 格子 花器 シャンデリア	自轉車置 石炭用ベケツ 煙房裝置前飾金物 手摺及欄干(鐵、鍍鍍又ハ欄架ト一體ヲ爲シタルモノヲ除ク) 泥拭器 ネームプレート、コーションプレート其ノ他ノ標札類 旗竿 梯子(機械又ハ裝置ト一體ヲ爲シタルモノヲ除ク) 破損止金物 日除用金物(店舗用ノモノヲ除ク) 扉 帽子掛スタンド マンホール蓋(機械ト一體ヲ爲シタルモノヲ除ク) 溝蓋 水桶(水鉢ヲ含ム) 門柱 門扉 床下換氣口金物 二 銅又ハ黃銅、青銅其ノ他ノ銅合金ヲ主タル材料トスルモノ 押板 置物 看板 壁紙板(炊事場、流湯又ハ風呂場ノ羽目板ヲ除ク) カーテン用金物(簾引カーテン用ノモノヲ除ク) 傘立 花器 喫煙用器具	扉入 掲示板 鐵板 格子 花器 シャンデリア 洗面器 煙房裝置前飾金物 吊下洗器 手摺及欄干(鐵、鍍鍍又ハ欄架ト一體ヲ爲シタルモノヲ除ク) 泥拭器 ネームプレート、コーションプレート其ノ他ノ標札類 軒欄、呼繩及懸繩(内欄ヲ除ク) 破損止金物 香錠札 底紙板 日除用金物(店舗用ノモノヲ除ク) 帽子掛スタンド 水桶(水鉢ヲ含ム) 門柱 門扉 郵便受口 備考 本表ニ掲グル回收物件ニシテ船舶、航空機及此等ニ準アルモノニ備附ケタルモノヲ除ク
---	--	--

港灣運送業等統制令

(昭和十六年九月十七日 勅令第八百六十號)

第一條 國家總動員法第八條ノ規定ニ基クテ港灣運送業ニ於ケル貨物ノ移動ニ關スル命令、同法第十六條ノ二ノ規定ニ基クテ港灣運送業等ニ屬スル設備ノ讓渡其ノ他ノ處分及使用ニ關スル命令、同法第十六條ノ三ノ規定ニ基クテ港灣運送業等ノ開始、委託、共同經營、讓渡若ハ廢止ニ關スル命令又ハ港灣運送業等ヲ營ム會社ノ合併若ハ解散ニ關スル命令及同法第十八條ノ規定ニ基クテ港灣運送業ノ統制ヲ目的トスル團體ノ設立等ニ關スル命令及當該團體ニ關シ必要ナル事項ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ港灣運送業トハ海上運送ニ附隨シテ貨物ノ積積又ハ陸揚ノ荷荷捌、積卸又ハ艀船若ハ艀船ニ依ル運搬ヲ爲ス事業及此等ノ作業ノ請負ヲ爲ス事業ヲ謂フ

第三條 港灣運送業ヲ開始セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ逕信大臣ノ許可ヲ受クベシ

第四條 逕信大臣ハ港灣運送業者ニ對シ事業ノ委託、受託、共同經營、讓渡若ハ讓受又ハ會社ノ合併ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル委託、共同經營、讓渡又ハ合併ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ逕信大臣之ヲ裁定ス

逕信大臣前項ノ裁定ヲ爲サントスルトキハ事業ノ重要ナルモノニ付テハ海事審議會ノ議ヲ經ベシ

第五條 逕信大臣ハ港灣運送業者ニ對シ事業設備ノ讓渡、讓受若ハ貸借ヲ命ジ又ハ事業設備ノ使用ニ關シ其ノ方法ノ改善其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項前段ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條 逕信大臣ハ港灣運送業者ニ對シ貨物ヲ指定シテ其ノ取扱ヲ爲スベキコトヲ命ジ又ハ貨物ノ取扱ノ方法若ハ順位ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七條 港灣運送業者事業ヲ讓渡シ又ハ廢止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ逕信大臣ノ許可ヲ受クベシ

港灣運送業ヲ營ム會社ノ合併又ハ解散ノ決議又ハ總社員ノ同意ハ命令ノ定ムル所ニ依リ逕信大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第八條 第四條、第五條及前條ノ規定ハ港灣運送業ノ用ニ供スル設備ノ貸貸ヲ爲ス事業ヲ營ム者ニ之ヲ準用ス

第九條 逕信大臣ハ港灣荷役ノ總力ヲ最も有效ニ發揮セシムル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ第十二條ノ規定ニ依リ團體員タル資格ヲ有スル者ニ對シ港灣運送業ノ綜合的統制運營業ヲ圖リ且港灣運送業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トスル團體(以下中央團體ト稱ス)ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル中央團體ノ設立ノ命令アリタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ創立總會ヲ開キ之ニ諮リテ定款其ノ他中央團體ノ設立ニ必要ナル事項ヲ定メ逕信大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十條 中央團體ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フ

一 團體員及團體員タル團體ヲ組織スル者ノ海運送業者ニ關スル統制指導

二 海運送業者ノ整備確立

三 能率ノ増進、經理ノ改善其ノ他團體員及團體員タル團體ヲ組織スル者ノ海運送業者ノ發達ニ關スル施設

四 海運送業者ニ關スル調査及研究

五 團體員及團體員タル團體ヲ組織スル者ノ海運送業者ニ關スル検査

六 前各號ニ掲グルモノノ外中央團體ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第十一條 中央團體ノ定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 目的

二 名稱

三 事務所ノ所在地

四 團體員ニ關スル規定

五 事業及其ノ執行ニ關スル規定

六 役員ニ關スル規定

七 會議ニ關スル規定

八 會計ニ關スル規定

第十二條 中央團體ノ團體員タル資格ヲ有スル者ハ左ニ掲グルモノトス

一 海運送業者ニシテ選任大臣ノ指定スルモノ

二 第三十六條ノ規定ニ依リ設立セラルル團體

第十三條 中央團體ハ第九條第二項ノ認可アリタル時又ハ國家總動員法第十八條第三項ノ規定ニ依リ定款ノ作成アリタル時成立ス

前項ノ場合ニ於テハ選任大臣ハ中央團體成立ノ旨及定款ヲ告示スベシ

第十四條 中央團體成立シタルトキハ其ノ團體員タル資格ヲ有スル者ハ總テ中央團體ノ團體員トス

第十五條 中央團體ニハ役員トシテ會長一人、理事長一人、理事若干人、監事若干人及評議員若干人ヲ置クベシ

第十六條 會長ハ中央團體ヲ代表シ團體事務ヲ總理ス

理事長ハ會長ヲ輔佐シ團體事務ヲ掌理シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ會長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ會長及理事長ヲ輔佐シ團體事務ヲ分掌シ豫メ會長ノ定ムル順位ニ依リ會長及理事長共ニ事故アルトキハ會長ノ職務ヲ代理シ會長及理事長共ニ缺員ノトキハ會長ノ職務ヲ行フ

監事ハ中央團體ノ財産ノ狀況ヲ監査ス評議員ハ會長ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ會長ニ對シ意見ヲ具申ス

第十七條 會長、理事長、理事、監事及評議員ハ海運送業者ニ關シ經驗アル者ヲ學識アル者ノ中ヨリ選任大臣ノ任命ス

選任大臣前項ノ規定ニ依リ會長、理事長又ハ理事ヲ任命シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

會長、理事長及理事ノ任期ハ三年、監事及評議員ノ任期ハ二年トス

第十八條 會長、理事長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ選任大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 中央團體ハ海運送業者ニ關スル事項ニ付關係各大臣ノ諮問ニ對シ答申スベシ

中央團體ハ關係各大臣ノ諮問ニ對シ答申スベシ

第二十條 中央團體ハ其ノ團體員及團體員タル團體ヲ組織スル者ニ對シ海運送業者ニ關スル事項ノ調査ヲ爲ス爲ニ必要ナル資料ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ資料ノ提出ヲ求メラレ

クル者ハ選任大臣ノ提出スベシ

第二十一條 中央團體ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ團體員ニ對シ經費ヲ賦課スルコトヲ得

第二十二條 中央團體ハ其ノ事業ヲ行フ爲メ特ニ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ選任大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ團體員ノ全部又ハ一部ニ對シ前條ノ規定ニ依リ賦課金ノ外特別ノ賦課金ヲ課スルコトヲ得

第二十三條 中央團體ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款又ハ統制規程ニ違反シタル團體員ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第二十四條 第二十一條若ハ第二十二條ノ規定ニ依リ賦課金又ハ過怠金ヲ課納スル者アル場合ニ於テ中央團體ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ中央團體ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スベシ

前項ノ規定ニ依リ徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徵收金ニ次ギ其ノ時効ニ付テハ市町村稅ノ例ニ依ル

第二十五條 中央團體ハ其ノ團體員又ハ團體員タル團體ヲ組織スル者ノ海運送業者ニ關スル統制規程ヲ設定スベシ

第二十六條 定款ノ變更並ニ統制規程ノ設定及變更ハ選任大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

選任大臣前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第二十七條 中央團體ノ團體員及團體員タル團體ヲ組織スル者ハ中央團體ノ統制規程ニ依ルベシ

第二十八條 中央團體必要アリト認ムルトキハ中央團體ノ役員又ハ使用人ヲシテ團體員及團體員タル團體ヲ組織スル者ノ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

中央團體ノ團體員及團體員タル團體ヲ組織スル者ハ前項ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミ、妨グ又ハ回避スルコトヲ得ズ

中央團體第一項ノ規定ニ依リ役員又ハ使用人ヲシテ検査セシムル場合ニ於テハ其身分ヲ示ス證據ヲ携帯セシムベシ

第二十九條 通常總會ハ毎年一回會長之ヲ召集ス

會長必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ召集スルコトヲ得

第三十條 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ會長之ヲ決ス

一 定款ノ變更

二 收支豫算

三 第二十一條又ハ第二十二條ノ規定ニ依リ賦課金ノ賦課徵收方法

第三十一條 會長ハ毎年總會ニ中央團體ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ財産ノ狀況ヲ報告セシムベシ

第三十二條 選任大臣海運送業者ノ統制運管上必要アリト認ムルトキハ中央團體ニ對シ必要ナル事業ノ施行ヲ命ジ又ハ定款ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十三條 選任大臣ハ中央團體ニ對シ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

選任大臣必要アリト認ムルトキハ監事ヲシテ監督ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得

第三十四條 選任大臣ハ中央團體ノ役員ノ行爲ガ法令又ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他海運送業者ノ統制運管上役員ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

選任大臣前項ノ規定ニ依リ會長、理事長又ハ理事ヲ解任シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第三十五條 中央團體ハ選信大臣ノ命令ニ因リテ解散ス

選信大臣前項ノ命令ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第三十六條 選信大臣ハ港灣荷役ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ地區ヲ定メ其ノ地區内ニ於テ第三十九條ノ規定ニ依リ團體員タル資格ヲ有スル者ニ對シ當該地區内ニ於ケル港灣運送業ノ統制運營ヲ圖ルコトヲ目的トスル團體(以下地區別團體ト稱ス)ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

第三十七條 地區別團體ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フ

- 一 團體員ノ港灣運送業及之ニ附隨スル事業ニ關スル統制指導
- 二 當該地區内ニ於ケル港灣運送業ノ整備確立
- 三 能率ノ増進、經理ノ改善其ノ他團體員ノ港灣運送業ノ發達ニ關スル施設
- 四 港灣運送業及之ニ附隨スル事業ニ關スル調査及研究
- 五 團體員ノ港灣運送業及之ニ附隨スル

事業ニ關スル検査

六 前各號ニ掲グルモノノ外地區別團體ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第三十八條 地區別團體ノ定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 地區
- 四 事務所ノ所在地
- 五 團體員ニ關スル規定
- 六 事業及其ノ執行ニ關スル規定
- 七 役員ニ關スル規定
- 八 會議ニ關スル規定
- 九 會計ニ關スル規定

第三十九條 地區別團體ノ團體員タル資格ヲ有スル者ハ左ニ掲グルモノトス

- 一 港灣運送業者ニシテ選信大臣ノ指定スルモノ
 - 二 港灣運送業ニ附隨スル事業ヲ營ム者ニシテ選信大臣ノ指定スルモノ
- 第四十條 地區別團體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス
- 前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗ス

ルコトヲ得ズ

第四十一條 第九條第二項、第十三條乃至第十六條、第十七條第一項第三項、第十九條乃至第三十三條、第三十四條第一項及第三十五條第一項ノ規定ハ地區別團體ニ之ヲ準用ス但シ第十九條中關係各大臣トアルハ關係行政官廳トス

第四十二條 選信大臣又ハ選信局長必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ中央團體、地區別團體、港灣運送業者、港灣運送業ニ附隨スル事業ヲ營ム者又ハ港灣運送業ノ用ニ供スル設備ノ貸貸ヲ爲ス事業ヲ營ム者ヨリ其ノ事業ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事務所、營業所、船舶、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ携帯セシムベシ

第四十三條 選信大臣ハ命令ニ定ムル組織ノ一部ヲ選信局長ニ委任スルコトヲ得

第四十四條 選信大臣ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ內務大臣ニ協議スベシ

- 一 第四條第一項、第五條第一項又ハ第八條ノ規定ニ基キ命令ヲ爲サントスル場合ニ於テ港灣運送業者又ハ港灣運送業ノ用ニ供スル設備ノ貸貸ヲ爲ス事業ヲ營ム者ガ其ノ命令事項ノ實施上港灣運河又ハ公有水面ニ關シ許可ヲ必要トスルモノナルトキ
- 二 公共團體ニ對シ第四條第一項、第五條第一項又ハ第八條ノ規定ニ基キ命令ヲ爲サントスルトキ

第四十五條 本令中選信大臣又ハ關係各大臣トアルハ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官トシ選信局長トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ各朝鮮總督府選信局長又ハ臺灣總督府交通局長トス

第二十四條中市町村トアルハ朝鮮ニ在リテハ府邑面、臺灣ニ在リテハ市街庄トシ市町村稅トアルハ朝鮮ニ在リテハ國稅、臺灣ニ在リテハ市街庄稅トシ百分ノ四トアルハ朝鮮ニ在リテハ百分ノ五トス

第四條第三項(第五條第二項及第八條ニ

國家總動員法——港灣運送業等統制令

於テ準用スル場合ヲ含ム)及前條ノ規定ハ朝鮮、臺灣及樺太ニ在リテハ之ヲ適用セズ

第四十六條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外中央團體及地區別團體ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則
本令ハ昭和十六年九月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣及樺太ニ在リテハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

港灣運送業等統制令施行規則

(昭和十六年九月十九日 逓信省令第八十七號)

- 第一條 選信大臣ノ告示ヲ以テ指定スル地域(以下指定地域ト稱ス)以外ニ於テ港灣運送業ヲ開始セントスル者ハ港灣運送業等統制令(以下令ト稱ス)第三條ノ許可ヲ受クルコトヲ要セズ
- 第二條 令第三條ノ許可ハ左ノ場合ニ於テハ之ヲ受クルコトヲ要セズ
 - 一 港灣運送業以外ノ事業ヲ經營スル者ガ其ノ事業ノ專用ニ供スル目的ヲ以テ

港灣運送業(船舶又ハ曳船ニ依リ運搬ヲ爲ス事業ヲ除ク)ヲ開始セントスルトキ

- 一 本籍及住所
 - 二 商號及營業上使用スル記號
 - 三 本店、支店其ノ他ノ店舗ノ所在地
 - 四 事業地
 - 五 開始セントスル業種
 - 六 船舶、曳船、荷役用具、倉庫、上屋、荷役機械設備其ノ他ノ事業設備ノ概要
 - 七 從業者ノ數
 - 八 取扱貨物ノ種類又ハ得意先等ニ限定アル者ニ在リテハ其ノ概要
 - 九 港灣運送業以外ノ事業ヲ兼營スル者ニ在リテハ其ノ兼營事業ノ種類
- 前項ノ申請書ニハ公共團體ニシテ港灣運送業ノ經營ニ付議決機關ノ決議ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ決議要領書、既設會社ニ在リテハ定款、登記簿ノ謄本、最近ノ

營業年度末ニ於ケル財産目録及貸借対照表、會社ヲ設立セントスル者ニ在リテハ定款、其ノ他ノ者ニ在リテハ納稅證明書及戶籍抄本ヲ添附スベシ

第五條 令第四條第一項ノ規定ニ基キテ爲ス命令ハ當事者雙方ニ對シ相手方ノ氏名若ハ名稱及住所若ハ主たる事務所ノ所在地ニ讓渡、委託若ハ共同經營ノ範圍、共同經營若ハ委託ノ期間又ハ讓渡若ハ會社ノ合併ヲ爲スベキ期限其ノ他必要ナル事項ヲ記載シタル令書ヲ發シテ之ヲ爲ス

第六條 令第五條第一項ノ規定ニ基キテ爲ス命令ハ當事者雙方ニ對シ相手方ノ氏名若ハ名稱及住所若ハ主たる事務所ノ所在地、事業設備ノ種類、名稱及所在地ニ讓渡ヲ爲スベキ期限又ハ委託若ハ貸借ノ期間其ノ他必要ナル事項ヲ記載シタル令書ヲ發シテ之ヲ爲ス

第七條 令第四條第二項又ハ第五條第二項ノ規定ニ依リ協同調ヒタルトキハ當事者連署ノ上契約書ノ寫ヲ添ヘ其ノ旨ヲ深信大臣ニ提出スベシ

第八條 令第四條第二項又ハ第五條第二項ノ規定ニ依リ決定ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル正副二通ノ申請書ヲ深信大臣ニ提出スベシ

一 申請者及相手方ノ氏名又ハ名稱及住所又ハ主たる事務所ノ所在地

二 申請ノ目的及事由

三 運信大臣前項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ副本ヲ相手方ニ送付シ其ノ指定スル期間内ニ答辯書ヲ提出サシム

四 前項ノ期間内ニ答辯書ヲ提出サザルトキハ運信大臣ハ申請書ノミニ依リテ決定ヲ爲ス

第九條 運信大臣令第四條第二項又ハ第五條第二項ノ規定ニ依リ決定ヲ爲シタルトキハ裁定書ニ理由ヲ附シ之ヲ當事者雙方ニ送付ス

第十條 左ノ事業ニ付テハ令第七條ノ許可又ハ認可ヲ受ケルコトヲ要セズ

一 指定地域以外ニ於テ營業ム港灣運送業

二 第二條各號ノ港灣運送業

第十一條 令第七條第一項ノ規定ニ依リ事業讓渡ノ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ當事者連署ノ上之ヲ運信大臣ニ提出スベシ

一 讓渡スベキ事業ノ範圍

二 讓渡ノ價格及時期

三 讓渡ヲ必要トスル事由

四 讓受ケントスル者ガ港灣運送業者ニ非ザルトキハ讓受後ニ於ケル前項ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ添附スベシ

一 讓渡契約書ノ寫

二 讓渡價格算出ノ基礎ヲ明ニスル書面

第十二條 港灣運送業ノ讓渡終了シタルトキハ當事者連署ノ上遲滞ナク其ノ旨ヲ運信大臣ニ提出スベシ

第十三條 令第七條第一項ノ規定ニ依リ事業ノ廢止ノ許可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由、範圍及時期ヲ記載シタル申請書ヲ運信大臣ニ提出スベシ

第十四條 令第七條第二項ノ規定ニ依リ合併ノ決議ノ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ當事者連署ノ上之ヲ運信大臣ニ提出スベシ

一 合併ノ方法及條件

二 合併ヲ必要トスル事由

三 合併ノ相手方ガ港灣運送業ヲ營業ム會社ニ非ザルトキハ合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ニ付テハ第四條第一項各號ニ掲グル事項

第十五條 令第四條第一項ノ規定ニ基キテ爲ス命令ハ當事者雙方ニ對シ相手方ノ氏名若ハ名稱及住所若ハ主たる事務所ノ所在地ニ讓渡、委託若ハ共同經營ノ範圍、共同經營若ハ委託ノ期間又ハ讓渡若ハ會社ノ合併ヲ爲スベキ期限其ノ他必要ナル事項ヲ記載シタル令書ヲ發シテ之ヲ爲ス

第十六條 令第五條第一項ノ規定ニ基キテ爲ス命令ハ當事者雙方ニ對シ相手方ノ氏名若ハ名稱及住所若ハ主たる事務所ノ所在地、事業設備ノ種類、名稱及所在地ニ讓渡ヲ爲スベキ期限又ハ委託若ハ貸借ノ期間其ノ他必要ナル事項ヲ記載シタル令書ヲ發シテ之ヲ爲ス

第十七條 令第四條第二項又ハ第五條第二項ノ規定ニ依リ協同調ヒタルトキハ當事者連署ノ上契約書ノ寫ヲ添ヘ其ノ旨ヲ深信大臣ニ提出スベシ

第十八條 令第四條第二項又ハ第五條第二項ノ規定ニ依リ決定ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル正副二通ノ申請書ヲ深信大臣ニ提出スベシ

一 申請者及相手方ノ氏名又ハ名稱及住所又ハ主たる事務所ノ所在地

二 申請ノ目的及事由

三 運信大臣前項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ副本ヲ相手方ニ送付シ其ノ指定スル期間内ニ答辯書ヲ提出サシム

四 前項ノ期間内ニ答辯書ヲ提出サザルトキハ運信大臣ハ申請書ノミニ依リテ決定ヲ爲ス

第十九條 運信大臣令第四條第二項又ハ第五條第二項ノ規定ニ依リ決定ヲ爲シタルトキハ裁定書ニ理由ヲ附シ之ヲ當事者雙方ニ送付ス

第二十條 左ノ事業ニ付テハ令第七條ノ許可又ハ認可ヲ受ケルコトヲ要セズ

一 指定地域以外ニ於テ營業ム港灣運送業

二 第二條各號ノ港灣運送業

第二十一條 令第七條第一項ノ規定ニ依リ事業讓渡ノ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ當事者連署ノ上之ヲ運信大臣ニ提出スベシ

一 讓渡スベキ事業ノ範圍

二 讓渡ノ價格及時期

三 讓渡ヲ必要トスル事由

四 讓受ケントスル者ガ港灣運送業者ニ非ザルトキハ讓受後ニ於ケル前項ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ添附スベシ

一 讓渡契約書ノ寫

二 讓渡價格算出ノ基礎ヲ明ニスル書面

前項ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 合併契約書ノ寫

二 合併ニ關スル株主總會又ハ社員總會ノ決議ノ寫

三 合併後ニ存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ニ付テハ第四條第二項ノ書類ニ準ズル書類

第十五條 合併終了シタルトキハ合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立セラレタル會社ハ登記簿ノ原本ヲ添附シ遲滞ナク其ノ旨ヲ深信大臣ニ提出スベシ

第十六條 令第七條第二項ノ規定ニ依リ解散ノ決議ノ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル申請書ニ株主總會又ハ社員總會ノ決議ノ寫ヲ添附シ之ヲ運信大臣ニ提出スベシ

第十七條 左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク其ノ旨ヲ運信大臣ニ提出スベシ但シ指定地域以外ニ於テ港灣運送業ヲ營業ム場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 許可ヲ受ケ事業ヲ開始シタルトキ

二 氏名又ハ商號ヲ變更シタルトキ

三 本店ノ移轉、支店其ノ他ノ店舗ノ新設又ハ移轉ヲ爲シタルトキ

四 禁止産又ハ準禁止産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

五 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

六 法人ニ在リテハ役員又ハ定款ヲ變更

シタルトキ

七 業務進行ニ關シ重大ナル支障ヲ及ボスベキ事故發生シタルトキ

第十八條 指定地域ニ於テ港灣運送業ヲ營業ム者ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ノ營業ニ付第一號書式ニ依リ營業概況報告書ヲ事業地毎ニ作成シ毎年五月三十一日迄ニ運信大臣ニ之ヲ提出スベシ

會社ニ在リテハ前項ニ依リテ外營業年度毎ニ營業報告書ヲ當該營業年度經過後二月以内ニ提出スベシ

第十九條 令第九條第一項ノ規定スル團體(以下中央團體ト稱ス)ノ設立命令ハ運信大臣其ノ設立ヲ命ズル旨、團體員タル資格及設立ノ認可ヲ申請スベキ期限ヲ告示スルコトニ依リ之ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於テ運信大臣ハ團體員タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ設立委員ヲ命ジ且其ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ告示ス

前項ノ告示アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スベシ

第二十條 創立總會ヲ招集スルニハ團體員タル資格ヲ有スル者ニ對シ會議ノ目的タル事項、日時及場所並ニ前條第一項ノ告示ノ内容タル事項ヲ少クトモ二週間前ニ通知スベシ

第二十一條 左ニ掲グル事項ハ創立總會ニ附リ設立委員之ヲ定ムベシ

一 中央團體ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法

二 初年度ノ收支豫算及初年度ニ於ケル令第二十一條ノ規定ニ依リ課金ノ賦課徵收方法

第二十二條 創立總會終了シタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク中央團體ノ設立認可申請書ヲ運信大臣ニ提出スベシ

前項ノ申請書ニハ定款、事業計畫、創立總會ノ議事録ノ寫並ニ前條第二號及第三號ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ

第二十三條 中央團體令第二十二條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ運信大臣ニ提出スベシ

一 特別ノ賦課金ヲ必要トスル事由

二 特別ノ賦課金ノ收支豫算及賦課徵收方法

前項ノ申請書ニハ前項第二號ノ收支豫算ノ明細書及總會ノ議事録ノ寫ヲ添附スベシ

第二十四條 中央團體定款變更ノ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル申請書ニ總會ノ議事録ノ寫ヲ添附シ之ヲ運信大臣ニ提出スベシ

第二十五條 中央團體統制規程ノ設定又ハ

變更ノ許可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル申請書ヲ逓信大臣ニ提出スベシ

第二十六條 總會ヲ招集スルニハ團體員ニ對シ少クとも二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ通知スベシ

第二十七條 中央團體毎事業年度ノ收支豫算及令第二十一條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徴收方法ヲ定メタルトキハ逓信大臣ニ之ヲ逓信大臣ニ届出ツベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

第二十八條 中央團體ハ毎事業年度ニ於ケル事業報告書(財産目録及貸借對照表ヲ含ム)及收支決算書ヲ作成シ通常總會終了後逓信大臣ニ之ヲ逓信大臣ニ届出ツベシ

第二十九條 中央團體ノ團體員ハ當該港ニ於ケル前旬ノ荷役實績ニ付第二號書式ニ依ル荷役實績報告書ニ通テ作成シ之ヲ毎旬末日迄ニ逓信大臣ニ提出スベシ

第三十條 令第三十六條ニ規定スル團體(以下地區別團體ト稱ス)ヲ設立セシムベキ地區ハ逓信大臣告示ヲ以テ之ヲ指定ス

第三十一條 第十九條乃至第二十八條ノ規定ハ地區別團體ニ之ヲ準用ス

第三十二條 令第四十二條第二項ノ證票ハ

別記様式ニ依ル

第三十三條 令第四十一條ニ於テ準用スル令第三十二條、第二十六條、第三十二條及第三十三條並ニ本令第三十一條ニ於テ準用スル第二十三條乃至第二十五條、第二十七條及第二十八條中逓信大臣トアルハ所轄逓信局長トス

第三十四條 本令ノ規定ニ依リ逓信大臣ニ提出スベキ書類ハ中央團體ヨリ提出スルモノヲ除クノ外所轄逓信局長ヲ經由スベシ

項目	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種
第一種	海運業者又ハ荷主トノ間ノ請負契約ニ基キ船積又ハ陸揚荷捌ノ作業ヲ爲ス事業	海運業者又ハ荷主トノ間ノ請負契約ニ基キ船内荷役作業ヲ爲ス事業	海運業者又ハ荷主トノ間ノ請負契約ニ基キ船内荷役作業ヲ爲ス事業	海運業者又ハ荷主トノ間ノ請負契約ニ基キ船内荷役作業ヲ爲ス事業	海運業者又ハ荷主トノ間ノ請負契約ニ基キ船内荷役作業ヲ爲ス事業

附則

本令ハ昭和十六年九月二十日ヨリ之ヲ施行ス

令施行ノ際現ニ指定地域ニ於テ港灣運送業ヲ営ム者ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ逓信大臣ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ

前項ノ届書ニハ第四條第一項ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

(別記様式省略)

項目	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種
第一種	海運業者又ハ荷主トノ間ノ請負契約ニ基キ船積又ハ陸揚荷捌ノ作業ヲ爲ス事業	海運業者又ハ荷主トノ間ノ請負契約ニ基キ船内荷役作業ヲ爲ス事業	海運業者又ハ荷主トノ間ノ請負契約ニ基キ船内荷役作業ヲ爲ス事業	海運業者又ハ荷主トノ間ノ請負契約ニ基キ船内荷役作業ヲ爲ス事業	海運業者又ハ荷主トノ間ノ請負契約ニ基キ船内荷役作業ヲ爲ス事業

港灣運送業等統制令施行規則第一條ノ地域

- (昭和十六年九月二十日) 逓信省告示第九百八十九號
- 港灣運送業等統制令施行規則第一條ノ地域ヲ左ノ通定メ本日ヨリ之ヲ施行ス
- 小樽市
 - 釧路市
 - 青森市
 - 八戸市
 - 鹽釜市
 - 船川港町
 - 酒田市
 - 東京市
 - 横浜市
 - 新潟市
 - 七尾市
 - 富山市
 - 伏木町
 - 清水市
 - 教賀市
 - 名古屋市
 - 半田市
 - 四日市市
 - 大田市
 - 神戶市
 - 飾磨市
 - 廣畑町
 - 尼崎市
 - 和歌山市
 - 尾道市
 - 廣島市
 - 三原市
 - 下關市
 - 宇部市
 - 小野田市
 - 徳山市
 - 新居濱市
 - 門司市
 - 若松市
 - 福岡市
 - 小倉市
 - 戸畑市
 - 八幡市
 - 大牟田市
 - 唐津市
 - 長崎市
 - 崎戸町

港灣運送業等統制令施行規則第三條ノ業種

- (昭和十六年九月二十日) 逓信省告示第九百九十號
- 港灣運送業等統制令施行規則第三條ノ業種ヲ左ノ通定メ本日ヨリ之ヲ施行ス
- 第一種 海運業者又ハ荷主トノ間ノ請負契約ニ基キ船積又ハ陸揚荷捌ノ作業ヲ爲ス事業
 - 第二種 海運業者又ハ荷主トノ間ノ請負契約ニ基キ船内荷役作業ヲ爲ス事業
 - 第三種 海運業者又ハ荷主トノ間ノ請負契約ニ基キ船内荷役作業ヲ爲ス事業
 - 第四種 海運業者又ハ荷主トノ間ノ請負契約ニ基キ船内荷役作業ヲ爲ス事業
 - 第五種 海運業者又ハ荷主トノ間ノ請負契約ニ基キ船内荷役作業ヲ爲ス事業

港灣運送業等統制令施行規則第三十條ノ規定ニ依ル地區別團體ヲ設立セシムベキ地區

(昭和十六年九月二十日) 逓信省告示第九百九十一號

- 港灣運送業等統制令施行規則第三十條ノ規定ニ依リ地區別團體ヲ設立セシムベキ地區ヲ左ノ通定メ本日ヨリ之ヲ施行ス
- 一 東京地區(東京市)
 - 二 橫濱地區(橫濱市及川崎市)
 - 三 東海地區(名古屋市及四日市市)
 - 四 大阪地區(大阪市、尼崎市及堺市)
 - 五 神戸地區(神戸市、廣畑町及飾磨市)
 - 六 關門地區(門司市、下關市及小倉市)
 - 七 洞海灣地區(若松市、戸畑市及八幡市)

港灣運送業等統制令ニ基ク團體ノ登記及清算ニ關スル件

- (昭和十六年九月十九日) 逓信、司法省令第二號
- 第一章 登記
- 第一條 港灣運送業等統制令第三十六條ノ規定ニ基ク團體(以下地區別團體ト稱ス)成立シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ左ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス
- 一 目的
 - 二 名稱
 - 三 地區
 - 四 事務所

五 成立ノ年月日

六 會長、理事長及理事ノ氏名及住所
前項ニ掲グル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二條 地區別團體ノ成立ノ後新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ事務所ノ所在地ニ於テハ前條第一項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ既ニ存スル事務所ノ所在地ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第三條 地區別團體ガ事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ第一條第一項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スルヲ以テ足ル

第四條 地區別團體ノ解散ノ命令アリタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ解散ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第五條 地區別團體ノ清算人ノ選任アリタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ清算人ノ氏名及住所ヲ登記スルコトヲ要ス

第一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條 地區別團體ノ清算終了シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ清算終了ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第七條 地區別團體ノ登記ニ付テハ其ノ事務所ノ所在地ノ區域裁判所ヲ以テ管轄登記所トス

前項ノ登記ハ統制團體登記簿ニ之ヲ爲ス

第八條 第一條乃至第四條ノ規定ニ依ル登記ハ當該行政官廳ノ囑託ニ因リテ之ヲ爲ス

第五條及第六條ノ規定ニ依ル登記ハ裁判所ノ囑託ニ因リテ之ヲ爲ス

第九條 登記シタル事項ハ裁判所運滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第十條 非訟事件手續法第二百二十五條第一項(第五百十條、第五百十條ノ三及第五百十七條ヲ準用スル部分ヲ除ク)ノ規定ハ地區別團體ノ登記ニ之ヲ準用ス

第二章 清算

第十一條 港灣運送業等統制令第九條第一項ノ規定ニ基ク團體(以下中央團體ト稱ス)ハ解散ノ後ト雖モ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ仍存續スルモノト看做ス

第十二條 逕信大臣中央團體ノ解散ヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ主タル事務所ノ所在地ノ區域裁判所ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任ス

裁判所必要アリト認ムルトキハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第十三條 清算人ハ中央團體ヲ代表シ清算ヲ爲スニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第十四條 清算人ハ清算及財産處分ノ方法ヲ定メ裁判所ノ認可ヲ受クベシ

裁判所必要アリト認ムルトキハ清算人ニ對シ清算及財産處分ノ方法ノ變更其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十五條 中央團體ハ解散ノ後ト雖モ裁判所ノ認可ヲ受ケ其ノ債務ヲ完済スルニ必要ナル金額ヲ賦課徵收スルコトヲ得

港灣運送業等統制令第二十四條及第四十五條第二項ノ規定ハ前項ノ賦課徵收ニ關シ之ヲ準用ス

第十六條 逕信大臣ハ裁判所ニ對シ清算ニ關シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第十七條 中央團體ノ清算終了シタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ逕信大臣ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ逕信大臣ハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第十八條 第十一條、第十二條第一項乃至第四項、第十三條乃至第十六條及第十七條第一項ノ規定ハ地區別團體ニ之ヲ準用ス

ス但シ逕信大臣トアルハ第十二條第一項ニ規定スル場合ヲ除クノ外行政官廳トス

第十九條 民法第七十九條、第八十條及第八十二條第二項、非訟事件手續法第三十五條第二項、第三十六條及第三十七條ノ二ノ規定ハ中央團體及地區別團體ノ清算ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ昭和十六年九月二十日ヨリ之ヲ施行ス

港灣運送業等統制令施行規則

(昭和十六年九月三十日) 朝鮮總督府令第二百六十一號

第一條 朝鮮總督ノ指定スル地域(以下指定地域ト稱ス)以外ノ地域ニ於テ港灣運送業ヲ開始セントスル者ハ港灣運送業等統制令(以下統制令ト稱ス)第三條ノ許可ヲ受クルコトヲ要セズ

第二條 令第三條ノ許可ハ左ノ場合ニ於テハ之ヲ受クルコトヲ要セズ

一 港灣運送業以外ノ事業ヲ經營スル者ガ其ノ事業ノ専用ニ供スル目的ヲ以テ

港灣運送業(艀船又ハ曳船ニ依ル運搬ヲ爲ス事業ヲ除ク)ヲ開始セントスルトキ

二 鐵道又ハ軌道ノ構内又ハ之ニ準ズベキ場所ニ於テ艀船ニ付貨物ノ積卸ヲ爲ス事業ヲ開始セントスルトキ

第三條 令第三條ノ許可ハ朝鮮總督ノ指定スル業種別及事業地毎ニ之ヲ受クベシ

第四條 令第三條ノ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

一 本籍及住所

二 氏名又ハ商號及營業上使スル記號

三 本店、支店其ノ他ノ店舗ノ所在地

四 事業地

五 開始セントスル業種

六 艀船、曳船、荷役用具、倉庫、上屋、荷役機械設備其ノ他ノ事業設備ノ概要

七 従業員ノ數

八 取扱貨物ノ種類又ハ得意先等ニ限定アル者ニ在リテハ其ノ概要

九 港灣運送業以外ノ事業ヲ營業スル者ニ在リテハ其ノ兼營事業ノ種類

前項ノ申請書ニハ公共團體ニシテ港灣運送業ノ經營ニ付議決機關ノ決議ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ決議要領書ヲ、既設會社ニ在リテハ定款、登録簿、啓本、最近ノ營業年度末ニ於ケル財産目録及貸借對照表ヲ、會社ヲ設立セントスル者ニ在リテハ定款ヲ、其ノ他ノ者ニ在リテハ納稅證明書及戶籍抄本ヲ添附スベシ

第五條 令第四條第一項ノ規定ニ依ル命令ハ當事者雙方ニ對シ相手方ノ氏名若ハ名稱及住所若ハ主タル事務所ノ所在地並ニ讓渡、委託若ハ共同經營ノ範圍、共同經營若ハ委託ノ期間又ハ讓渡若ハ會社ノ合併ヲ爲スベキ期限其ノ他必要ナル事項ヲ記載シタル令書ヲ發シテ之ヲ爲ス

第六條 令第五條第一項ノ規定ニ依ル命令ハ當事者雙方ニ對シ相手方ノ氏名若ハ名稱及住所若ハ主タル事務所ノ所在地、事業設備ノ種類、名稱及所在地並ニ讓渡ヲ爲スベキ期限又ハ貸借ノ期間其ノ他必要ナル事項ヲ記載シタル令書ヲ發シテ之ヲ爲ス

第七條 令第四條第二項又ハ第五條第二項ノ協議調ヒタルトキハ當事者連署ノ上契約書ヲ寫ラ添ヘ其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ届出ツベシ

第八條 令第四條第二項又ハ第五條第二項ノ規定ニ依リ裁定ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル正副二通ノ申請書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

一 申請者及相手方ノ氏名又ハ名稱及住所又ハ主タル事務所ノ所在地

二 申請ノ目的及事由

朝鮮總督前項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ副本ヲ相手方ニ送付シ其ノ指定スル期間内ニ答辯書ヲ差出サシム

前項ノ期間内ニ答辯書ヲ差出サザルトキ

ハ朝鮮總督ハ申請書ノミニ依リテ裁定ヲ爲ス

第九條 朝鮮總督令第四條第二項又ハ第五條第二項ノ規定ニ依リ裁定ヲ爲シタルトキハ裁定書ニ理由ヲ附シ之ヲ當事者雙方ニ送付ス

第十條 左ノ事業ニ付テハ令第七條ノ許可又ハ認可ヲ受ケルコトヲ要セズ
一 指定地域以外ノ地域ニ於テ營ム港灣運送業

第十一條 令第七條第一項ノ規定ニ依リ事業ノ讓渡ノ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ當事者連署ノ上之ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

一 讓渡スベキ事業ノ範圍
二 讓渡ノ價格及時期
三 讓渡ヲ必要トスル事由
四 讓受ケントスル者ガ港灣運送業者ニ非ザルトキハ讓受後ニ於ケル第四條第一項各款ニ掲グル事項

前項ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スベシ
一 讓渡契約書ノ寫
二 讓渡價格算出ノ基礎ヲ明ニスル書面
三 讓渡ニ關スル公共團體ノ議決機關、株主總會若ハ社員總會ノ議決書ノ寫又ハ之ニ代リ得ベキ書面
四 讓受ニ要スル資金ノ調達方法ヲ記載シタル書面及讓受後ニ於ケル事業收支目論見書

第十二條 港灣運送業ノ讓渡終了シタルトキハ當事者連署ノ上遲滞ナク其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ届出ツベシ

第十三條 令第七條第一項ノ規定ニ依リ事業ノ廢止ノ許可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由、範圍及時期ヲ記載シタル申請書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

第十四條 令第七條第二項ノ規定ニ依リ合併ノ決議ノ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ當事者連署ノ上之ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ
一 合併ノ方法及條件
二 合併ヲ必要トスル事由
三 合併ノ相手方ガ港灣運送業者ヲ營ム會社ニ非ザルトキハ合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ニ付第四條第二項ノ書類ニ準ズル書類

第十五條 港灣運送業ヲ營ム會社ノ合併終了シタルトキハ合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ニ付第四條第二項ノ書類ニ準ズル書類

第十六條 令第七條第二項ノ規定ニ依リ解散ノ決議ノ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル申請書ニ株主總會又ハ社員總會ノ議決書ノ寫ヲ添付シ之ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

第十七條 左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ届出ツベシ但シ指定地域以外ニ於テ港灣運送業ヲ營ム場合ハ此ノ限ニ在ラス
一 許可ヲ受ケ事業ヲ開始シタルトキ
二 氏名又ハ商號ヲ變更シタルトキ
三 本店ノ移轉又ハ支店其ノ他ノ店舗ノ新設若ハ移轉ヲ爲シタルトキ
四 禁治産又ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
五 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
六 法人ニ在リテハ役員又ハ定款ヲ變更シタルトキ
七 業務運行ニ關シ重大ナル支障ヲ及ボスベキ事故發生シタルトキ

第十八條 指定地域ニ於テ港灣運送業ヲ營ム者ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ノ營業ニ付第一號書式ニ依リ營業概況報告書ヲ事業地毎ニ作成シ毎年五月三十一日迄ニ朝鮮總督ニ之ヲ提出スベシ
會社ニ在リテハ前項ノ規定ニ依リノ外營

了シタルトキハ合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立セラレタル會社ハ登記簿ノ原本ヲ添付シ遲滞ナク其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ届出ツベシ
第十六條 令第七條第二項ノ規定ニ依リ解散ノ決議ノ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル申請書ニ株主總會又ハ社員總會ノ議決書ノ寫ヲ添付シ之ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ
第十七條 左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ届出ツベシ但シ指定地域以外ニ於テ港灣運送業ヲ營ム場合ハ此ノ限ニ在ラス
一 許可ヲ受ケ事業ヲ開始シタルトキ
二 氏名又ハ商號ヲ變更シタルトキ
三 本店ノ移轉又ハ支店其ノ他ノ店舗ノ新設若ハ移轉ヲ爲シタルトキ
四 禁治産又ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
五 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
六 法人ニ在リテハ役員又ハ定款ヲ變更シタルトキ
七 業務運行ニ關シ重大ナル支障ヲ及ボスベキ事故發生シタルトキ
第十八條 指定地域ニ於テ港灣運送業ヲ營ム者ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ノ營業ニ付第一號書式ニ依リ營業概況報告書ヲ事業地毎ニ作成シ毎年五月三十一日迄ニ朝鮮總督ニ之ヲ提出スベシ
會社ニ在リテハ前項ノ規定ニ依リノ外營

業年度毎ニ營業報告書ヲ當該營業年度經過後二月以内ニ提出スベシ
第十九條 令第九條第一項ノ規定スル團體(以下中央團體ト稱ス)ノ設立命令ハ朝鮮總督其ノ設立ヲ命ズル旨、團體員タル資格及設立ノ認可ヲ申請スベキ期限ヲ告示スルコトニ依リ之ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於テ朝鮮總督ハ團體員タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ設立委員ヲ命ジ且其ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ告示ス

前項ノ告示アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スベシ

第二十條 創立總會ヲ招集スルニハ團體員タル資格ヲ有スル者ニ對シ會議ノ目的タル事項、日時及場所並ニ前條第一項ノ告示ノ内容タル事項ヲ少クとも二週間前ニ通知スベシ

第二十一條 左ニ掲グル事項ハ創立總會ニ諮リ設立委員之ヲ定ムベシ
一 定款
二 中央團體ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法
三 初年度ノ收支豫算及初年度ニ於ケル令第二十一條ノ規定ニ依リ賦課金ノ賦課徵收方法

第二十二條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク中央團體ノ設立認可申請書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ
前項ノ設立認可申請書ニハ定款、事業計畫、創立總會ノ議事録ノ寫並ニ前條第二

號及第三號ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面ヲ添付スベシ
第二十三條 中央團體令第二十二條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ
一 特別ノ賦課金ヲ必要トスル事由
二 特別ノ賦課金ノ收支豫算及賦課徵收方法
前項ノ申請書ニハ前項第二號ノ收支豫算ノ明細書及總會ノ議事録ヲ添付スベシ

第二十四條 中央團體定款變更ノ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル申請書ニ總會ノ議事録ノ寫ヲ添付シ之ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

第二十五條 中央團體統制規程ノ設定又ハ變更ノ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル申請書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

第二十六條 總會ヲ招集スルニハ團體員ニ對シ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ少クとも二週間前ニ通知スベシ

第二十七條 中央團體毎事業年度ノ收支豫算及令第二十一條ノ規定ニ依リ賦課金ノ賦課徵收方法ヲ定メタルトキハ遲滞ナク之ヲ朝鮮總督ニ届出ツベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

第二十八條 中央團體ハ毎事業年度ニ於ケル事業報告書(財産目録及貸借對照表ヲ含ム)及收支決算書ヲ作成シ通常總會終了後遲滞ナク之ヲ朝鮮總督ニ届出ツベシ

附則
本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス本令施行ノ際現ニ指定地域ニ於テ港灣運送業ヲ營ム者ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第四條第一項ニ掲グル事項ヲ具シ其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ届出ツベシ
(別記様式及書式省略)

國家總動員法——港灣運送業等統制令

六八九

港灣運送業等統制令施行規則第一條ノ地域指定

(昭和十六年九月三十日 朝鮮總督府告示第五百五十四號)

港灣運送業等統制令施行規則第一條ノ地域昭和十六年十月一日ヨリ左ノ通指定ス

- 一 新義州府 (其ノ地先水面ヲ含ム以下同ジ)
- 二 平安北道龍川郡府羅面元城洞 (多爾島港)
- 三 鐵南浦府
- 四 平安南道江西郡普林面開天里 (保山)
- 五 平安南道龍岡郡貴城面廣梁嶺 (廣梁嶺)
- 六 兼二浦邑
- 七 海州府
- 八 仁川府
- 九 郡山府
- 十 木浦府
- 一一 麗水邑
- 一二 釜山府
- 一三 浦項邑

港灣運送業等統制令施行規則第三十條ノ規定ニ依ル地區別團體ヲ設立セシムベキ地區指定

(昭和十六年九月三十日 朝鮮總督府告示第五百五十六號)

港灣運送業等統制令施行規則第三十條ノ規定ニ依リ地區別團體ヲ設立セシムベキ地區昭和十六年十月一日ヨリ左ノ通指定ス

- 一 鐵南浦地區 (鐵南浦府、江西郡、龍岡郡、兼二浦邑)
- 二 釜山地區 (釜山府)
- 三 清津地區 (清津府)

第四種 解船ノ積卸又ハ上屋ヘノ搬出入ヲ爲ス事業及其ノ下請ヲ爲ス事業

港灣運送業等統制令施行規則第三條ノ業種指定

(昭和十六年九月三十日 朝鮮總督府告示第五百五十五號)

港灣運送業等統制令施行規則第三條ノ業種昭和十六年十月一日ヨリ左ノ通指定ス

- 第一種 海運業者又ハ荷主トノ間ノ請負契約ニ基キ船積又ハ陸揚荷捌ノ作業ヲ爲ス事業
- 第二種 海運業者又ハ荷主トノ間ノ請負契約ニ基キ船内荷役作業ヲ爲ス事業及其ノ下請ヲ爲ス事業
- 第三種 解船又ハ曳船ニ依ル運搬ヲ爲ス事業

總動員物資使用收用令

(昭和十四年十二月十六日 勅令第八百三十八號)

第一條 國家總動員法第十條ノ規定ニ基キ總動員物資ノ使用又ハ收用ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 主務大臣國家總動員上必要ナル需要ヲ充足スル爲メ必要アリト認ムルトキハ軍用ニ供スル總動員物資、其ノ生産又ハ修理ニ要スル總動員物資其ノ他閣令ヲ以テ定ムル總動員物資ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得

主務大臣閣項ノ規定ニ依リ總動員物資ヲ使用又ハ收用セントストキハ内閣總理大臣ニ協議スベシ

第三條 主務大臣總動員物資ヲ使用又ハ收用セントストキハ當該總動員物資ノ所有者ニ對シ使用令書又ハ收用令書ヲ交付スベシ但シ所有者知レザル場合又ハ交付

國家總動員法——總動員物資使用收用令

ニ著シキ日數ヲ要スル場合其ノ他所有者ニ交付スルコト著シク困難ナル場合ニ於テハ權限ニ基キ當該總動員物資ヲ占有スル者(以下管理者ト稱ス)ニ對シ之ヲ交付スルヲ以テ足ル

第四條 主務大臣令書ノ交付ヲ爲シタルトキハ運滞ナク令書ノ交付ノ際ニ於ケル當該總動員物資ノ所有者又ハ管理者(令書ノ交付ヲ受ケタル者ヲ除ク)其ノ他當該總動員物資ニ付權利ヲ有スル者ニシテ知レタルモノニ對シ之ヲ通知スベシ令書ノ交付後當該總動員物資ノ所有者又ハ管理者ト爲リタル者其ノ他當該總動員物資ニ付權利ヲ有スルニ至リタル者ニシテ知レタルモノニ對シ亦同ジ

主務大臣令書ノ交付ヲ爲シタルトキハ前項ノ通知ノ外軍機保護上特ニ支障アル場合ヲ除ク外之ヲ官報ニ公告スベシ
使用又ハ收用スベキ總動員物資ニ付先取特權、質權又ハ抵當權ヲ有スル者ハ第一項ノ通知ヲ受ケタルトキ(通知ヲ受ケザル者ノ中令書ノ交付ノ際權利ヲ有スル者

ニ在リテハ公告アリタル場合ハ公告ノトキ、公告ナカリシ場合ハ令書ノ交付アリタルトキ、令書ノ交付後權利ヲ有スルニ至リタル者ニ在リテハ權利ヲ有スルニ至リタルトキ)ハ運滞ナク當該權利ヲ主務大臣ニ届出ツベシ

- 第五條 使用令書又ハ收用令書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
 - 一 使用又ハ收用スル主務大臣名
 - 二 令書ノ交付ヲ受クベキ者ノ名
 - 三 使用又ハ收用スベキ總動員物資ノ所有者名(所有者知レザルトキハ管理者名)
 - 四 使用又ハ收用スベキ總動員物資ノ名稱、種類及數量並ニ所在ノ場所
 - 五 使用又ハ收用スベキ總動員物資ノ引渡時期
 - 六 使用ノ場合ニ在リテハ使用ノ期間
 - 七 第十一條第二項ノ規定ニ依リ所轄官衙ノ長又ハ地方長官ヲシテ主務大臣ノ職權ヲ行ハシムル場合ニ於テハ其ノ旨
 - 八 其ノ他必要ト認ムル事項

第六條 令書ノ交付又ハ第四條第一項ノ通知ヲ受ケタル者ハ使用又ハ收用ニ支障ヲ及ボス虞ナキ場合ヲ除クノ外主務大臣ノ許可ヲ受ケタルニ非ザレバ當該總動員物資ノ形質若ハ所在ノ場所ヲ變更シ又ハ之ヲ讓渡シ、質貸シ、質權若ハ抵當權ノ目的ト爲シ其ノ他當該總動員物資ニ關シ新ナル處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第七條 令書ノ交付又ハ第四條第一項ノ通知ヲ受ケタル所有者又ハ管理若ハ他ノ者ガ左ノ各號ノ一ニ基キ當該總動員物資ノ所有者又ハ管理者ト爲リタルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ遲滞ナク之ヲ主務大臣ニ報告スベシ
一 令書ノ交付アリタル際現ニ存シタル先取特權、質權又ハ抵當權ニシテ當該總動員物資ヲ目的トスルモノ
二 令書ノ交付アリタル際現ニ存シタル債權ニシテ當該總動員物資ノ讓渡又ハ占有ノ移轉ヲ目的トスルモノ
三 前二號ニ據グルモノノ外令書ノ交付アリタル際現ニ存シタル法律上ノ原因
四 強制執行手續、國稅徵收法ニ依リ強制徵收手續其ノ他此等ノ手續ニ準ズベ

第八條 令書ノ交付又ハ第四條第一項ノ通知ヲ受ケタル者ニシテ第十條ノ規定ニ依リ當該總動員物資ノ引渡義務者タルベキモノ當該總動員物資ニ付滅失、毀損其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ其ノ使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザルニ至ルベキトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ遲滞ナク之ヲ主務大臣ニ報告スベシ
前項ノ規定ハ第六條ノ許可アリタル場合及前條ノ場合ニハ之ヲ適用セズ
第九條 主務大臣令書ヲ交付シタル後使用又ハ收用ノ開始前ニ於テ當該總動員物資ヲ使用又ハ收用セザルモノト決定シタルトキハ第十條ノ規定ニ依リ當該總動員物資ノ引渡義務者タルベキ者ニ對シ其ノ旨ヲ通知スベシ
第四條第一項前段及第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第十條 令書ノ交付又ハ第四條第一項ノ通知ヲ受ケタル者ニシテ令書ニ記載シタル引渡時期ニ於テ當該總動員物資ノ所有者タルモノハ其ノ令書ニ記載シタル引渡時

期ニ當該總動員物資ノ所在場所ニ於テ之ヲ引渡スベシ引渡時期ニ於テ所有者知レザル場合又ハ所有者ヨリ引渡スコト能ハザル場合若ハ引渡スコト著シク困難ナル場合ニ於テハ令書ノ交付又ハ第四條第一項ノ通知ヲ受ケタル者ニシテ令書ニ記載シタル引渡時期ニ於テ當該總動員物資ノ管理若タルモノノ之ヲ引渡スベシ
前項ノ規定ハ當該總動員物資ニ關シ強制執行手續、國稅徵收法ニ依リ強制徵收手續其ノ他此等ノ手續ニ準ズベキモノノ進行中ト雖モ其ノ適用ヲ妨グズ
第十一條 主務大臣ハ當該官吏ヲシテ使用又ハ收用スベキ總動員物資ノ引渡ヲ受ケシムルモノトス
主務大臣必要アリト認ムルトキハ其ノ所轄スル官衙ノ長又ハ地方長官ヲシテ前項ニ規定スル職權ヲ行ハシムルコトヲ得
前二項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ引渡ヲ受ケシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ
第十二條 當該官吏總動員物資ノ引渡ヲ受ケタルトキハ受領證書ヲ作り引渡ヲ爲シ

除クノ外引渡ヲ受ケタル場所トス
第十七條 總動員物資ノ使用權ハ返還通知書又ハ公告ノ返還時期ニ於テ消滅ス
第十八條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ令書ノ交付ノ時ヨリ使用ノ場合ニ在リテハ返還通知書又ハ公告ノ返還時期迄、收用ノ場合ニ在リテハ第十條ノ規定ニ依リ當該總動員物資ノ引渡アリタル時迄ノ間ニ當該總動員物資ニ關シ所有權其ノ他ノ權利ヲ有シタル者ニ付使用又ハ收用ノ處分ニ因リ通常生ズベキ損失トス
損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ使用ノ場合ニ在リテハ使用期間満了又ハ使用廢止ノ後、收用ノ場合ニ在リテハ收用アリタル後之ヲ請求スベシ但シ使用ノ場合ニ在リテハ閣令ヲ以テ定ムル別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコトヲ得
第六條ノ規定ニ違反シテ當該總動員物資ノ形質若ハ所在ノ場所ヲ變更シ又ハ之ヲ讓渡シ、質貸シ、質權若ハ抵當權ノ目的ト

タル所有者又ハ管理者ニ之ヲ交付スベシ
當該官吏前項ノ規定ニ依リ受領證書ヲ管理若シテ交付シタル場合ニ於テハ遲滞ナク所有者ニ其ノ原本ヲ交付スベシ
第十三條 總動員物資ヲ使用スル場合ニ於テハ當該總動員物資ノ引渡アリタル時ニ於テ政府其ノ使用權ヲ取得シ其ノ他ノ權利ハ使用ノ期間其ノ行使ヲ停止セラル但シ使用ヲ妨グザルモノハ此ノ限ニ在ラズ
總動員物資ヲ收用スル場合ニ於テハ當該總動員物資ノ引渡アリタル時ニ於テ政府其ノ所有權ヲ取得シ其ノ他ノ權利ハ消滅ス
第十四條 使用スベキ總動員物資ノ引渡アリタル後當該總動員物資ノ所有者ト爲リタル者ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ遲滞ナク之ヲ主務大臣ニ報告スベシ
第十五條 總動員物資ノ使用期間満了シ又ハ其ノ使用ヲ廢止スルトキハ主務大臣ハ當該總動員物資ヲ所有者ニ返還スベシ但シ返還ノ時期ニ於テ管理者タルコトヲ得

ベキ者ヨリ豫メ請求アリタルトキハ其ノ者ニ返還スルコトヲ得
主務大臣前項ノ規定ニ依リ總動員物資ヲ返還セントスルトキハ豫メ返還通知書ヲ返還ヲ受クベキ者ニ交付スベシ但シ所有者知レザル場合又ハ所有者ニ交付スルコト著シク困難ナル場合ニ於テ前項但書ノ規定ニ依リ請求ナキトキハ其ノ旨及返還通知書ニ記載スベキ事項ノ概要ヲ官報ニ公告スルヲ以テ足ル
第四條第一項前段ノ規定ハ前項ノ場合ニ、同條第二項ノ規定ハ前項本文ノ場合ニ之ヲ準用ス
第十六條 返還通知書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
一 返還官廳名
二 返還ヲ受クベキ者ノ名
三 返還スベキ總動員物資ノ所有者名
四 返還スベキ總動員物資ノ名稱、種類及數量並ニ所在ノ場所
五 返還ノ時期及場所
六 其ノ他必要ト認ムル事項
前項ノ返還場所ハ特別ノ事由アル場合ヲ

除クノ外引渡ヲ受ケタル場所トス
第十七條 總動員物資ノ使用權ハ返還通知書又ハ公告ノ返還時期ニ於テ消滅ス
第十八條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ令書ノ交付ノ時ヨリ使用ノ場合ニ在リテハ返還通知書又ハ公告ノ返還時期迄、收用ノ場合ニ在リテハ第十條ノ規定ニ依リ當該總動員物資ノ引渡アリタル時迄ノ間ニ當該總動員物資ニ關シ所有權其ノ他ノ權利ヲ有シタル者ニ付使用又ハ收用ノ處分ニ因リ通常生ズベキ損失トス
損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ使用ノ場合ニ在リテハ使用期間満了又ハ使用廢止ノ後、收用ノ場合ニ在リテハ收用アリタル後之ヲ請求スベシ但シ使用ノ場合ニ在リテハ閣令ヲ以テ定ムル別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコトヲ得
第六條ノ規定ニ違反シテ當該總動員物資ノ形質若ハ所在ノ場所ヲ變更シ又ハ之ヲ讓渡シ、質貸シ、質權若ハ抵當權ノ目的ト

爲シ其ノ他當該總動員物資ニ關シテ新ナル處分ヲ爲シタル者ニ對シテハ之ニ係ル損失ノ補償ヲ爲サザルコトヲ得

第十九條 使用又ハ收用シタル總動員物資ガ第四條第三項ノ届出アリタル先取特權、質權又ハ抵當權ノ目的タル場合ニ於テハ主務大臣ハ當該總動員物資ニ付交付スベキ補償金ヲ供託スベシ届出ナキ場合ト雖モ知レタル先取特權、質權又ハ抵當權ノ目的タルトキ亦同ジ

先取特權者、質權者又ハ抵當權者ハ前項ノ供託金ニ對シテモ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第二十條 主務大臣ハ使用又ハ收用セントスル總動員物資ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ當該總動員物資ノ所在ノ場所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ當該總動員物資、帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ其ノ所轄スル官衙ノ長又ハ地方長官ヲシテ前項

ニ規定スル職權ノ一部ヲ行ハシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ當該官衙ノ長ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依ル職權ヲ其ノ所屬官衙ノ長ヲシテ行ハシムルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第二十一條 第四條乃至第八條、第十一條、第十二條、第十四條乃至第十六條及前條第四項ノ規定ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 本令中閣令トアルハ軍機保護上其ノ他軍事上特ニ必要アル總動員物資ノ使用又ハ收用ニ關スル場合ニ在リテハ陸軍省令又ハ海軍省令トス

前項ノ場合ヲ除クノ外本令中閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

本令中官報トアルハ軍機保護上其ノ他軍事上特ニ必要アル總動員物資ノ使用又ハ收用ニ關スル場合ヲ除クノ外朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督府官報、臺灣ニ在リテハ臺

灣總督府報、樺太ニ在リテハ樺太廳公報、南洋群島ニ在リテハ南洋廳公報トス

第二十三條 本令中主務大臣トアルハ軍機保護上其ノ他軍事上特ニ必要アル總動員物資ノ使用又ハ收用ニ關シテハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

前項ノ場合ヲ除クノ外本令中主務大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

本令中地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

附則 本令ハ昭和十四年十二月二十日ヨリ之ヲ施行ス

總動員物資使用收用令施行規則

(昭和十四年十二月二十日 閣令第十十五號)

第一條 使用又ハ收用スベキ總動員物資ニ付先取特權、質權又ハ抵當權ヲ有スル者ハ總動員物資使用收用令(以下令ト稱ス)第四條第三項ノ規定ニ依リ左ノ事項ヲ届出ツベシ

- 一 先取特權、質權又ハ抵當權ノ別
- 二 債權者ノ住所及名
- 三 當該權利ノ成立又ハ設定ノ時期
- 四 當該權利ニ依リ擔保セラルル債權ノ額及其ノ履行期
- 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第二條 令第六條ノ規定ニ依リ許可ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ノ各項ノ區別ニ依リ必要事項ヲ記載シタル申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

使用又ハ收用スベキ總動員物資ノ形質ヲ變更スルノ必要アル場合ニ於テハ許可申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 當該總動員物資ノ表示
- 二 形質變更ノ必要アル事由
- 三 形質變更ノ程度
- 四 形質變更ノ時期
- 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

使用又ハ收用スベキ總動員物資ノ所在ノ場所ヲ變更スルノ必要アル場合ニ於テハ許可申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 當該總動員物資ノ表示
- 二 所在場所變更ノ必要アル事由
- 三 變更前及變更後ノ所在場所
- 四 所在場所變更ノ時期
- 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

使用又ハ收用スベキ總動員物資ヲ讓渡シ、質貸シ又ハ質權若ハ抵當權ノ目的ト爲シ其ノ他當該總動員物資ニ關シ新ナル處分ヲ爲スノ必要アル場合ニ於テハ許可申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 當該總動員物資ノ表示
- 二 當該總動員物資ヲ讓渡シ、質貸シ又ハ質權若ハ抵當權ノ目的ト爲シ其ノ他當該總動員物資ニ關シ新ナル處分ヲ爲スノ必要アル事由
- 三 讓受人、質借人、質權者又ハ抵當權者其ノ他新ナル處分ニ依リ權利ヲ有スルニ至ルベキ者ノ住所及名

- 四 讓渡、質貸又ハ質權若ハ抵當權ノ設定其ノ他新ナル處分ノ時期
- 五 讓渡、質貸又ハ質權若ハ抵當權ノ設定其ノ他新ナル處分ノ内容
- 六 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第三條 令第七條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 當該總動員物資ノ表示
- 二 他ノ者ガ當該總動員物資ノ所有者又ハ管理者タルニ至リタル時期
- 三 他ノ者ガ當該總動員物資ノ所有者又ハ管理者タルニ至リタル原因
- 四 新ナル所有者又ハ管理者ノ住所及名
- 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第四條 令第八條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 當該總動員物資ノ表示
- 二 滅失又ハ毀損ノ程度其ノ他使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル狀況
- 三 滅失、毀損其ノ他使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル狀況ニ至リタル事情
- 四 滅失、毀損其ノ他使用又ハ收用ニ應

ズルコト能ハザル狀況ニ至リタル時期
 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
 第五條 令第十一條第三項ノ證票ハ別記第一號様式ニ依ル
 第六條 當該官吏令第十二條第一項ノ規定ニ依リ受領證書ヲ作成スル場合ニ於テハ已ムヲ得ザル場合ノ外當該總動員物資ノ所有者又ハ管理者ヲシテ立會ハシムベシ
 第七條 受領證書ニハ左ノ事項ヲ記載シ之ヲ二通作成シ當該官吏及其ノ作成ニ立會ヒタル所有者又ハ管理者各通ニ記名捺印スベシ
 一 受領官職名
 二 受領シタル總動員物資ノ名稱、種類及數量
 三 受領年月日
 四 受領シタル場所
 五 受領證書ヲ作成シタル年月日
 六 前各號ニ掲グル事項ノ外當該總動員物資ニ關シ主務大臣又ハ令第十一條第二項ノ規定ニ依リ職權ヲ行フ官衙ノ長若ハ地方長官ニ於テ必要ト認ムル事項
 第八條 令第十四條ノ規定ニ依ル報告ニハ使用スベキ總動員物資ノ引渡アリタル後當該總動員物資ノ所有者ト爲リタルコト

ノ證票ヲ具スベシ
 第九條 令第十五條第一項但書ノ規定ニ依リ返還ノ請求ヲ爲サントスル者ハ返還ノ時期ニ於テ管理者タルコトヲ得ベキ證票ヲ具シタル返還請求書ヲ主務大臣ニ提出スベシ
 第十條 損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ使用ノ場合ニ在リテハ使用期間満了又ハ使用廢止ノ後、收用ノ場合ニ在リテハ收用アリタル後六月以内ニ損失補償請求書ヲ主務大臣ニ提出スベシ
 使用ノ場合ニ於テ使用ノ期間一年ヲ超ニルモノナルトキハ一年又ハ其ノ端數ノ期間毎ニ分割シテ損失補償請求書ヲ提出スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ請求書ハ當該期間終了後三月以内ニ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ
 第十一條 損失補償請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
 一 損失補償ノ請求ニ係ル總動員物資ノ名稱、種類、數量其ノ他當該總動員物資ニ關シ必要ナル事項
 二 使用ノ場合ニ在リテハ使用開始ノ時期、使用ノ期間及請求ノ基礎ト爲リタル期間、收用ノ場合ニ在リテハ收用アリタル時期

三 補償請求ノ事由
 四 補償請求額
 五 其ノ他必要ト認ムル事項
 第十二條 損失補償請求書ニハ損失補償額算出明細書ヲ添附スベシ受領證書ノ交付ヲ受ケタル場合ナルトキハ尙其ノ寫ヲ添付スルコトヲ要ス
 第十三條 令第二十條第四項ノ證票ハ別記第二號様式ニ依ル
 附則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 (別記省略)

陸海軍總動員物資使用收用令施行規則

(昭和十五年六月八日 陸軍海軍省令第四號)

第一條 總動員物資使用收用令(以下令ト稱ス)ニ依ル軍機保護上其ノ他軍事上特ニ必要ナル總動員物資又ハ其ノ生産若ハ修理ニ要スル總動員物資ノ使用又ハ收用ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル
 第二條 使用又ハ收用スベキ總動員物資ニ付先取特權、質權又ハ抵當權ヲ有スル者ハ令第四條第三項ノ規定ニ依リ左ノ事項ヲ届出ツベシ
 一 先取特權、質權又ハ抵當權ノ別
 二 債務者ノ住所及名
 三 當該權利ノ成立又ハ設定ノ時期
 四 當該權利ニ依リ擔保セラルル債權ノ額及其ノ履行期
 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
 第三條 令第六條ノ規定ニ依リ許可ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ノ各項ノ區別ニ依リ必要事項ヲ記載シタル申請書ヲ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ提出スベシ
 使用又ハ收用スベキ總動員物資ノ形質ヲ變更スルノ必要アル場合ニ於テハ許可申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 當該總動員物資ノ表示
 二 形質變更ノ必要アル事由
 三 形質變更ノ程度
 四 形質變更ノ時期
 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
 使用又ハ收用スベキ總動員物資ノ所在ノ場所ヲ變更スルノ必要アル場合ニ於テハ許可申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ
 一 當該總動員物資ノ表示
 二 所在場所變更ノ必要アル事由
 三 所在場所變更ノ所在場所
 四 所在場所變更ノ時期
 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
 使用又ハ收用スベキ總動員物資ノ讓渡シ、質貸シ又ハ質權若ハ抵當權ノ目的ト爲シ其ノ他當該總動員物資ニ關シ新ナル處分ヲ爲スノ必要アル場合ニ於テハ許可申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ
 一 當該總動員物資ノ表示
 二 當該總動員物資ヲ讓渡シ、質貸シ又ハ質權若ハ抵當權ノ目的ト爲シ其ノ他當該總動員物資ニ關シ新ナル處分ヲ爲スノ必要アル事由
 三 讓受人、質借人、質權者又ハ抵當權者其ノ他新ナル處分ニ依リ權利ヲ有スルニ至ルベキ者ノ住所及名
 四 讓渡、質貸又ハ質權若ハ抵當權ノ設定其ノ他新ナル處分ノ時期
 五 讓渡、質貸又ハ質權若ハ抵當權ノ設定其ノ他新ナル處分ノ内容
 第六條 令第七條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル報告書ヲ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ提出スベシ

一 當該總動員物資ノ表示
 二 他ノ者ガ當該總動員物資ノ所有者又ハ管理者タルニ至リタル法律上ノ原因及其ノ原因成立ノ時期
 三 他ノ者ガ當該總動員物資ノ所有者又ハ管理者タルニ至リタル時期
 四 新ナル所有者又ハ管理者ノ住所及名
 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
 第五條 令第八條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル報告書ヲ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ提出スベシ
 一 當該總動員物資ノ表示
 二 滅失又ハ毀損ノ程度其ノ他使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル狀況
 三 滅失、毀損其ノ他使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル狀況ニ至リタル事情
 四 滅失、毀損其ノ他使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル狀況ニ至リタル時期
 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
 第六條 令第十一條第三項ノ證票ハ別記第一號様式ニ依ル
 第七條 當該官吏令第十二條第一項ノ規定ニ依リ受領證書ヲ作成スル場合ニ於テハ已ムヲ得ザル場合ノ外當該總動員物資ノ所有者又ハ管理者ヲシテ立會ハシムベシ
 第八條 受領證書ニハ左ノ事項ヲ記載シ之ヲ二通作成シ當該官吏及其ノ作成ニ立會ヒタル所有者又ハ管理者各通ニ記名捺印スベシ
 一 受領官職名
 二 受領シタル總動員物資ノ名稱、種類及數量
 三 受領年月日
 四 受領シタル場所

五 受領證書ヲ作成シタル年月日

六 前各款ニ掲グル事項ノ外當該總動員物資ニ關シ陸軍大臣、海軍大臣又ハ令第十一條第二項ノ規定ニ依リ職權ヲ行フ官衙ノ長ニ於テ必要ト認ムル事項

第九條 令第十四條ノ規定ニ依リ報告ニハ當該總動員物資ノ所有者ト爲リタルコトノ證據ヲ具スベシ

第十條 令第十五條第一項但書ノ規定ニ依リ返還ノ請求ヲ爲サントスル者ハ返還ノ時期ニ於テ管理者タルコトヲ得ベキ證據ヲ具シタル返還請求書ヲ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ提出スベシ

第十一條 損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ使用ノ場合ニ在リテハ使用期間満了又ハ使用廢止(令第九條ノ規定ニ依リ使用セザルコトノ決定アリタルキハ其ノ決定)ノ後、收用ノ場合ニ在リテハ收用(令第九條ノ規定ニ依リ收用セザルコトノ決定)アリタルキハ其ノ決定)アリタル後六月以内ニ損失補償請求書ヲ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ提出スベシ

第十二條 損失補償ノ請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 損失補償ノ請求ニ係ル總動員物資ノ名稱、種類、數量其ノ他當該總動員物資ニ關シ必要ナル事項

二 使用ノ場合ニ在リテハ令第九條ノ規定ニ依リ使用セザルコトノ決定ノ時期及

三 補償請求ノ事由

四 補償請求額

五 其ノ他必要ト認ムル事項

第十三條 損失補償請求書ニハ損失補償額算出明細書ヲ添付スベシ

第十四條 受領證書ノ交付ヲ受ケタル場合ナルトキハ尙其ノ寫ヲ添付スルコトヲ要ス

第十五條 前項ノ添付書類ノ外陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ領收證其ノ他必要ト認ムル書類ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ

第十六條 左ニ掲グル官衙ノ長ハ其ノ所掌ニ係ル總動員物資ニ付令第十一條第一項及令第二十條第一項ノ規定スル職權ヲ行フコトヲ得

一 陸軍ニ在リテハ陸軍航空本部、陸軍兵器本部、陸軍運輸部、陸軍被服本部、陸軍糧秣本部、陸軍衛生材料本部、陸軍製械廠又ハ臨時陸軍東京經理部

二 海軍ニ在リテハ海軍航空本部又ハ水陸部

三 艦政本部、海軍航空本部又ハ水陸部

第十四條 令及本令ノ規定ニ依リ報告、届出及請求並ニ許可ノ申請ニシテ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ提出スベキモノハ第十四條又ハ前條ニ規定スル官衙ノ長ノ所掌ニ

定ニ依リ使用セザルコトノ決定ノ時期及

ハ使用開始ノ時期、使用ノ期間及請求ノ基礎ト爲リタル期間、收用ノ場合ニ在リテハ令第九條ノ規定ニ依リ收用セザルコトノ決定ノ時期又ハ收用アリタル時期

補償請求ノ事由

補償請求額

其ノ他必要ト認ムル事項

損失補償額算出明細書ヲ添付スベシ

受領證書ノ交付ヲ受ケタル場合ナルトキハ尙其ノ寫ヲ添付スルコトヲ要ス

前項ノ添付書類ノ外陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ領收證其ノ他必要ト認ムル書類ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ

左ニ掲グル官衙ノ長ハ其ノ所掌ニ係ル總動員物資ニ付令第十一條第一項及令第二十條第一項ノ規定スル職權ヲ行フコトヲ得

陸軍ニ在リテハ陸軍航空本部、陸軍兵器本部、陸軍運輸部、陸軍被服本部、陸軍糧秣本部、陸軍衛生材料本部、陸軍製械廠又ハ臨時陸軍東京經理部

海軍ニ在リテハ海軍航空本部又ハ水陸部

艦政本部、海軍航空本部又ハ水陸部

令及本令ノ規定ニ依リ報告、届出及請求並ニ許可ノ申請ニシテ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ提出スベキモノハ第十四條又ハ前條ニ規定スル官衙ノ長ノ所掌ニ

係ル總動員物資ニ付テハ之ヲ經由シテ爲スベシ但シ陸軍航空本部長、海軍艦政本部長又ハ海軍航空本部長ノ所掌ニ係ル總動員物資ニ付テハ所管陸軍監督官又ハ海軍監督官ヲ經由スルコトヲ要ス

第十七條 令第二十條第四項ノ證據ハ別記第二號様式ニ依リ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別記 第一號様式(用紙ノ大サハ日本標準規格Aトシ中央部額ノ所ヨリ二折トス)

第一號様式(用紙ノ大サハ日本標準規格Aトシ中央部額ノ所ヨリ二折トス)

(裏面)

第二十條第一項ニ規定スル職權ヲ行フコトヲ

一 陸軍ニ在リテハ陸軍航空本部、陸軍兵器本部、陸軍運輸部、陸軍被服本部、陸軍糧秣本部、陸軍衛生材料本部、陸軍製械廠又ハ臨時陸軍東京經理部

二 海軍ニ在リテハ海軍航空本部又ハ水陸部

三 艦政本部、海軍航空本部又ハ水陸部

官 職 氏 名

昭和 年 月 日交付

陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ發行スル證書ニ在リテハ記載事項中陸軍總動員物資使用收用令施行規則第十四條ノ規定ヲ附加スルコト

二十條 總動員物資使用收用令

陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ發行スル證書ニ在リテハ記載事項中陸軍總動員物資使用收用令施行規則第十四條ノ規定ヲ附加スルコト

第二號様式(用紙ノ大サハ日本標準規格Aトシ中央部額ノ所ヨリ二折トス)

第二號様式(用紙ノ大サハ日本標準規格Aトシ中央部額ノ所ヨリ二折トス)

(裏面)

シテ陸軍航空本部、陸軍兵器本部、陸軍運輸部、陸軍被服本部、陸軍糧秣本部、陸軍衛生材料本部、陸軍製械廠又ハ臨時陸軍東京經理部

一 陸軍ニ在リテハ陸軍航空本部、陸軍兵器本部、陸軍運輸部、陸軍被服本部、陸軍糧秣本部、陸軍衛生材料本部、陸軍製械廠又ハ臨時陸軍東京經理部

二 海軍ニ在リテハ海軍航空本部又ハ水陸部

三 艦政本部、海軍航空本部又ハ水陸部

官 職 氏 名

昭和 年 月 日交付

陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ發行スル證書ニ在リテハ記載事項中陸軍總動員物資使用收用令施行規則第十四條ノ規定ヲ附加スルコト

二十條 總動員物資使用收用令

陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ發行スル證書ニ在リテハ記載事項中陸軍總動員物資使用收用令施行規則第十四條ノ規定ヲ附加スルコト

總動員物資使用收用規程

(昭和十五年十一月二十五日) 海軍省達第二百六十九號

第一條 本規程ハ總動員物資使用收用令(以下令ト稱ス)及陸海軍總動員物資使用收用令施行規則(以下規則ト稱ス)ニ基テ總動員物資又ハ其ノ生産者ハ修理ニ要スル總動員物資(以下總動員物資ト稱ス)ノ使用又ハ收用ニ關スルコトヲ規定ス

第二條 總動員物資ノ使用又ハ收用ハ契約利ナルトキニ限リ行フモノトス

第三條 海軍省ニ於ケル總動員物資ノ使用又ハ收用ニ關スル事務分擔ハ左ノ區分ニ依ル

一 兵備局

(イ) 一般統制ニ關スルコト

(ロ) 法規ニ關スルコト(他局ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク)

(ハ) 令書、通知及公告ニ關スルコト

(ニ) 其他他局ノ所掌ニ屬セザル事項ニ關スルコト

二 經理局

(イ) 使用、收用ノ調査及實施ニ關スルコト

(ロ) 補償ニ關スルコト

(ハ) 供託ニ關スルコト

第四條 各廳長總動員物資ニシテ使用又ハ收用ヲ要スト認ムルモノアルトキハ契約擔任官ノ意見ヲ徵シタル上左ノ事項ヲ具シ海軍大臣ニ具申スベシ

一 令書ノ送達ヲ受ケルべき者令第三條ニ規定スル所有者又ハ管理者ノ住所及名(個人ニ在リテハ氏名以下同ジ)

二 受領スベキ職名

三 當該總動員物資ノ名稱、種類、規格及數量並ニ所在ノ場所

四 使用又ハ收用ノ別

五 使用又ハ收用ヲ要スル事由

六 使用ノ場合ニ在リテハ其ノ方法

七 使用ノ期間又ハ收用ノ時期

八 當該總動員物資ニ付所有權、占有權其ノ他ノ權利ヲ有スル者ニシテ知レタルモノノ住所及名並ニ其ノ權利ノ別

九 補償見込額

十 其ノ他必要ト認ムル事項

第五條 各廳長前條ノ規定ニ依リ具申ヲ爲サントスルトキハ必要ニ應ジ豫メ上級直屬官廳其ノ他部内外ノ關係官廳ト密接ナル連絡ヲ圖ルベシ

第六條 海軍大臣令書ノ送達ヲ爲シタルトキハ當該總動員物資ノ受領應ヲ指定スル廳長(以下具申廳長ト稱ス)令書ノ送達アリタル後使用又ハ收用ノ時期前ニ於テ當該總動員物資ノ全部又ハ一部ノ使用又ハ收用ヲ止ムルヲ要スト認ムルモノアルトキハ滯ナク左ノ事項ヲ具シ海軍大臣ニ具申スベシ使用ノ時期以後其ノ期間滿了前ニ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ止ムルヲ要スト認ムルトキ亦同ジ

一 令書ノ送達ヲ受ケタル者ノ住所及名

二 當該總動員物資ノ名稱、種類、規格及數量並ニ所在ノ場所

三 使用又ハ收用ヲ止ムルヲ要スル事由

四 當該總動員物資ニ付所有權、占有權其ノ他ノ權利ヲ有スル者ニシテ知レタルモノノ住所及名並ニ其ノ權利ノ別

五 其ノ他必要ト認ムル事項

第八條 令第十一條及第十二條ノ規定ニ依ル當該官吏ハ海軍大臣ノ特ニ指定スル場合ヲ除ク外當該受領廳ノ屬スル所ニ從ヒ鎮守府司令長官、要港部司令官、海軍艦政本部長、海軍航空本部長又ハ水路部長ノヲ指定スルモノトス

第九條 當該官吏令第十二條及規則第八條ノ規定ニ依リ受領證書ヲ作成シタルトキハ一通ヲ引渡ヲ爲シタル所有者又ハ管理者ニ交付シ他ノ一通ヲ受領廳長ニ送付スベシ

前項ノ場合當該官吏ハ其ノ寫ヲ海軍大臣、受領廳ノ屬スル所屬長官及具申廳長ニ提出又ハ送付スベシ

第十條 當該官吏前條第一項ノ場合ニ於テ受領證書ヲ管理者ニ交付シタルトキハ令第十二條第二項ノ規定ニ依リ滯滞ナク所有者ニ其ノ寫ヲ送付スベシ

第十一條 受領廳長ハ其ノ屬ノ兵備品會計官吏又ハ通常物品會計官吏ヲシテ使用ニ係ル總動員物資ヲ保管整理セシムベシ

受領廳長ハ其ノ屬ノ兵備品會計官吏又ハ通常物品會計官吏ヲシテ收用ニ係ル總動員物資ヲ元受セシメ其ノ旨ヲ海軍大臣、所屬長官及具申廳長ニ報告スベシ

第十二條 具申廳長ハ使用ニ係ル總動員物資ノ用法ニ關シ其ノ計畫ヲ定メ海軍大臣ノ認許ヲ受クベシ

第十三條 具申廳長使用ニ係ル總動員物資ノ全部又ハ一部ニ付使用令書ニ記載スル使用ノ期間ヲ延長シ又ハ收用ヲ要スト認ムルトキハ滯滞ナク第四條ニ掲グル各號ノ事項ヲ具シ使用滿了期日二月前迄ニ海軍大臣ニ具申スベシ

第十四條 受領廳長使用ノ期間ニ於テ使用ニ係ル當該總動員物資ガ滅失、毀損其ノ他ノ事由ニ依リ使用シ能ハザルニ至リタルトキハ滯滞ナク左ノ事項ヲ具シ海軍大臣ニ報告スベシ

一 使用令書ノ送達ヲ受ケタル者ノ住所

二 當該總動員物資ノ名稱、種類、規格及數量並ニ所在ノ場所

三 使用シ能ハザルニ至リタリ原因及狀況

四 當該總動員物資ニ付所有權、占有權其ノ他ノ權利ヲ有スル者ニシテ知レタルモノノ住所及名並ニ其ノ權利ノ別

五 其ノ他必要ト認ムル事項

第十五條 受領廳長使用ニ係ル總動員物資ノ所在ノ場所ヲ變更セントスルトキハ變更ノ場所及變更ノ事由其ノ他必要ナル事項ヲ具シ豫メ海軍大臣ノ認許ヲ受クベシ

第十六條 令第十五條ノ規定ニ依リ使用ニ係ル總動員物資ヲ返還シタルトキハ受領廳長ハ返還ヲ受ケタル者ヲシテ受領證書ヲ提出セシメ其ノ寫ヲ海軍大臣ニ提出スベシ

總動員物資使用收用令施行規則

(昭和十五年二月二十日) 朝鮮總督府令第十八號

第一條 使用又ハ收用スベキ總動員物資ニ

付先取特權、質權又ハ抵當權ヲ有スル者ハ總動員物資使用收用令(以下單ニ令ト稱ス)第四條第三項ノ規定ニ依リ左ニ掲グル事項ヲ朝鮮總督ニ届出ツベシ

一 先取特權、質權又ハ抵當權ノ別

二 債務者ノ氏名又ハ名稱及其ノ住所又ハ主たる事務所ノ所在地

三 當該權利ノ成立又ハ設定ノ時期

四 當該權利ニ依リ擔保セララルル債權ノ額及其ノ履行期

五 其ノ他參考ト爲ルべき事項

第二條 令第六條ノ規定ニ依リ許可ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ノ各項ノ區別ニ依リ必要事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

使用又ハ收用スベキ總動員物資ノ形質ヲ變更スルノ必要アル場合ニ於テハ許可申請書ニ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 當該總動員物資ノ表示

二 形質變更ノ必要アル事由

三 形質變更ノ程度

四 形質變更ノ時期

五 其ノ他參考ト爲ルべき事項

使用又ハ收用スベキ總動員物資ノ所在ノ場所ヲ變更スルノ必要アル場合ニ於テハ許可申請書ニ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 當該總動員物資ノ表示

二 所在場所變更ノ必要アル事由

- 三 變更前及變更後ノ所在場所
- 四 所在場所變更ノ時期
- 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 六 使用又ハ收用スベキ總動員物資ヲ讓渡シ、質貸シ、質權又ハ抵當權ノ目的ト爲シ其ノ他當該總動員物資ニ關シ新ナル處分ヲ爲スノ必要アル場合ニ於テハ許可申請書ニ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一 當該總動員物資ノ表示
- 二 當該總動員物資ヲ讓渡シ、質貸シ、質權又ハ抵當權ノ目的ト爲シ其ノ他當該總動員物資ニ關シ新ナル處分ヲ爲スノ必要アル事由
- 三 讓受人、質借人、質權者、抵當權者其ノ他新ナル處分ニ依リ權利ヲ有スルニ至ルベキ者ノ氏名又ハ名稱及其ノ住所又ハ主たる事務所ノ所在地
- 四 讓渡、質貸、質權又ハ抵當權ノ設定其ノ他新ナル處分ノ時期
- 五 讓渡、質貸、質權又ハ抵當權ノ設定其ノ他新ナル處分ノ内容
- 六 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

- ハ管理者タルニ至リタル法律上ノ原因及其ノ原因成立ノ時期
- 三 他ノ者ガ當該總動員物資ノ所有者又ハ管理者タルニ至リタル時期
- 四 新ナル所有者又ハ管理者ノ氏名又ハ名稱及其ノ住所又ハ主たる事務所ノ所在地
- 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 第六條 令第八條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲サントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ
- 一 當該總動員物資ノ表示
- 二 滅失又ハ毀損ノ程度其ノ他使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル狀況
- 三 滅失、毀損其ノ他使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル狀況ニ至リタル事情
- 四 滅失、毀損其ノ他使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル狀況ニ至リタル時期
- 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 第五條 令第十一條第三項ノ證票ハ第一號様式ニ依リ
- 第六條 當該官吏令第十二條第一項ノ規定ニ依リ受領證書ヲ作成スル場合ニ於テ已ムヲ得ザル場合ノ外當該總動員物資ノ所有者又ハ管理者ヲシテ立會ハシムベシ
- 第七條 受領證書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一 受領官廳名

- 二 受領シタル總動員物資ノ名稱、種類及數量
- 三 受領年月日
- 四 受領シタル場所
- 五 受領證書ヲ作成シタル年月日
- 六 前各號ニ掲グル事項ノ外當該總動員物資ニ關シ朝鮮總督又ハ令第十一條第二項ノ規定ニ依リ職權ヲ行フ官衙ノ長若ハ道知事ニ於テ必要ト認ムル事項
- 受領證書ハ之ヲ二通作成シ當該官吏及作成ニ立會ヒタル所有者又ハ管理者其ノ各通ニ記名捺印スベシ
- 第八條 令第十四條ノ規定ニ依リ報告ニハ使用スベキ總動員物資ノ引渡アリタル後當該總動員物資ノ所有者ト爲リタルコトノ證據ヲ具スベシ
- 第九條 令第十五條第一項但書ノ規定ニ依リ返還ノ請求ヲ爲サントスル者ハ返還ノ時期ニ於テ管理者タルコトヲ得ベキ證據ヲ具シタル返還請求書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ
- 第十條 損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ使用ノ場合ニ在リテハ使用期間満了又ハ使用廢止ノ後、收用ノ場合ニ在リテハ收用アリタル後六月以内ニ損失補償請求書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ
- 使用ノ場合ニ於テ使用ノ期間一年ヲ超ユルモノナルトキハ一年又ハ其ノ端數ノ期

間毎ニ分割シテ損失補償請求書ヲ提出スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ請求書ハ當該期間終了後三月以内ニ之ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

第十一條 損失補償請求書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 損失補償ノ請求ニ係ル總動員物資ノ名稱、種類、數量其ノ他當該總動員物資ニ關シ必要ナル事項
- 二 使用ノ場合ニ在リテハ使用開始ノ時期、使用ノ期間及請求ノ基礎ト爲リタル期間、收用ノ場合ニ在リテハ收用アリタル時期
- 三 補償請求ノ事由
- 四 補償請求額
- 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第十二條 損失補償請求書ニハ損失補償額算出明細書ヲ添付スベシ受領證書ノ交付ヲ受ケタル場合ナルトキハ其ノ寫ヲモ添付スベシ

前項ノ添付書類ノ外朝鮮總督ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ

第十三條 令第二十條第四項ノ證票ハ第二號様式ニ依リ

附則
本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(様式省略)

總動員物資使用收用令施行規則

(昭和十四年十二月三十日)
臺灣總督府令第五百五十三號

- 第一條 使用又ハ收用スベキ總動員物資ニ付先取特權、質權又ハ抵當權ヲ有スル者ハ總動員物資使用收用令(以下令ト稱ス)第四條第三項ノ規定ニ依リ左ノ事項ヲ届出ツベシ
- 一 先取特權、質權又ハ抵當權ノ別
- 二 債務者ノ住所及名
- 三 當該權利ノ成立又ハ設定ノ時期
- 四 當該權利ニ依リ擔保セララルル債權ノ額及其ノ履行期
- 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 第二條 令第六條ノ規定ニ依リ許可ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ノ各項ノ區別ニ依リ必要事項ヲ記載シタル申請書ヲ臺灣總督ニ提出スベシ
- 使用又ハ收用スベキ總動員物資ノ形質ヲ變更スルノ必要アル場合ニ於テハ許可申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 當該總動員物資ノ表示

- 二 形質變更ノ必要アル事由
- 三 形質變更ノ程度
- 四 形質變更ノ時期
- 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 使用又ハ收用スベキ總動員物資ノ所在ノ場所ヲ變更スルノ必要アル場合ニ於テハ許可申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 當該總動員物資ノ表示
- 二 所在場所變更ノ必要アル事由
- 三 變更前及變更後ノ所在場所
- 四 所在場所變更ノ時期
- 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 使用又ハ收用スベキ總動員物資ヲ讓渡シ、質貸シ又ハ質權若ハ抵當權ノ目的ト爲シ其ノ他當該總動員物資ニ關シ新ナル處分ヲ爲スノ必要アル場合ニ於テハ許可申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 當該總動員物資ノ表示
- 二 當該總動員物資ヲ讓渡シ、質貸シ又ハ質權若ハ抵當權ノ目的ト爲シ其ノ他當該總動員物資ニ關シ新ナル處分ヲ爲スノ必要アル事由
- 三 讓受人、質借人、質權者又ハ抵當權者其ノ他新ナル處分ニ依リ權利ヲ有スルニ至ルベキ者ノ住所及名
- 四 讓渡、質貸又ハ質權若ハ抵當權ノ設定其ノ他新ナル處分ノ時期
- 五 讓渡、質貸又ハ質權若ハ抵當權ノ設

定其ノ他新ナル處分ノ内容
 六 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
 第三條 令第七條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル報告書ヲ臺灣總督ニ提出スベシ
 一 當該總動員物資ノ表示
 二 他ノ者ガ當該總動員物資ノ所有者又ハ管理者タルニ至リタル法律上ノ原因及其ノ他ノ原因成立ノ時期
 三 他ノ者ガ當該總動員物資ノ所有者又ハ管理者タルニ至リタル時期
 四 新ナル所有者又ハ管理者ノ住所及名
 五 其ノ他參考トナルベキ事項
 第四條 令第八條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル報告書ヲ臺灣總督ニ提出スベシ
 一 當該總動員物資ノ表示
 二 減失又ハ毀損ノ程度其ノ他使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル状況
 三 減失、毀損其ノ他使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル状況ニ至リタル事情
 四 減失、毀損其ノ他使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル状況ニ至リタル時期
 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
 第五條 令第十一條第三項ノ證票ハ別記第一號様式ニ依ル
 第六條 當該官吏令第十二條第一項ノ規定ニ依リ受領證書ヲ作成スル場合ニ於テハ已ムラ得ザル場合ノ外當該總動員物資ノ

所有者又ハ管理者ヲシテ立會ハシムベシ
 第七條 受領證書ニハ左ノ事項ヲ記載シタル通作成シ當該官吏及其ノ作成ニ立會ヒタル所有者又ハ管理者各通ニ記名捺印スベシ
 一 受領官職名
 二 受領シタル總動員物資ノ名稱、種類及數量
 三 受領年月日
 四 受領シタル場所
 五 受領證書ヲ作成シタル年月日
 六 前各號ニ掲グル事項ノ外當該總動員物資ニ關シ臺灣總督又ハ令第十一條第二項ノ規定ニ依リ職權ヲ行フ官衙ノ長又ハ知事若ハ廳長ニ於テ必要ト認ムル事項
 第八條 令第十四條ノ規定ニ依ル報告ニハ使用スベキ總動員物資ノ引渡アリタル後當該總動員物資ノ所有者ト爲リタルコトノ證據ヲ具スベシ
 第九條 令第十五條第一項但書ノ規定ニ依リ返還ノ請求ヲ爲サントスル者ハ返還ノ時期ニ於テ管理者タルコトヲ得ベキ證據ヲ具シタル返還請求書ヲ臺灣總督ニ提出スベシ
 第十條 損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ使用ノ場合ニ在リテハ使用期間満了又ハ使用停止ノ後、收用ノ場合ニ在リテハ收用アリタル後六月以内ニ損失補償請求書

ヲ臺灣總督ニ提出スベシ
 使用ノ場合ニ於テ使用ノ期間一年ヲ超ユルモノナルトキハ一年又ハ其ノ端數ノ期間毎ニ分割シテ損失補償請求書ヲ提出スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ請求書ハ當該期間終了後三月以内ニ之ヲ臺灣總督ニ提出スベシ
 第十一條 損失補償請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
 一 損失補償ノ請求ニ係ル總動員物資ノ名稱、種類、數量其ノ他當該總動員物資ニ關シ必要ナル事項
 二 使用ノ場合ニ在リテハ使用開始ノ時期、使用ノ期間及請求ノ基礎ト爲リタル期間、收用ノ場合ニ在リテハ收用アリタル時期
 三 補償請求ノ事由
 四 補償請求額
 五 其ノ他必要ト認ムル事項
 第十二條 損失補償請求書ニハ損失補償額算出明細書ヲ添附スベシ受領證書ノ交付ヲ受ケタル場合ナルトキハ尙其ノ寫ヲ添附スルコトヲ要ス
 前項ノ添附書類ノ外臺灣總督ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ
 第十三條 令第二十條第四項ノ證票ハ別記第二號様式ニ依ル
 附則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 (別記様式省略)

總動員物資使用收用令施行規則

(昭和十五年一月十一日 樺太廳令第一號)

第一條 使用又ハ收用スベキ總動員物資ニ付先取特權、質權又ハ抵當權ヲ有スル者ハ總動員物資使用收用令(以下令ト稱ス)第四條第三項ノ規定ニ依リ左ノ事項ヲ届出ツベシ
 一 先取特權、質權又ハ抵當權ノ別
 二 債務者ノ住所及名
 三 當該權利ノ成立又ハ設定ノ時期
 四 當該權利ニ依リ擔保セラルル債權ノ額及其ノ履行期
 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
 第二條 令第六條ノ規定ニ依リ許可ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ノ各項ノ區別ニ依リ必要事項ヲ記載シタル申請書ヲ樺太廳長官ニ提出スベシ
 使用又ハ收用スベキ總動員物資ノ形質ヲ變更スルノ必要アル場合ニ於テハ許可ノ申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ
 一 當該總動員物資ノ表示

二 形質變更ノ必要アル事由
 三 形質變更ノ程度
 四 形質變更ノ時期
 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
 使用又ハ收用スベキ總動員物資ノ所在ノ場所ヲ變更スルノ必要アル場合ニ於テハ許可申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ
 一 當該總動員物資ノ表示
 二 所在場所變更ノ必要アル事由
 三 變更前及變更後ノ所在場所
 四 所在場所變更ノ時期
 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
 使用又ハ收用スベキ總動員物資ヲ讓渡シ貨貸シ又ハ質權若ハ抵當權ノ目的ト爲シ其ノ他當該總動員物資ニ關シ新ナル處分ヲ爲スノ必要アル場合ニ於テハ許可申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ
 一 當該總動員物資ノ表示
 二 當該總動員物資ヲ讓渡シ、質貸シ又ハ質權若ハ抵當權ノ目的ト爲シ其ノ他當該總動員物資ニ關シ新ナル處分ヲ爲スノ必要アル事由
 三 讓受人、質借人、質權者又ハ抵當權者其ノ他新ナル處分ニ依リ權利ヲ有スルニ至ルベキ者ノ住所及名
 四 讓渡、質貸又ハ質權若ハ抵當權ノ設定其ノ他新ナル處分ノ時期
 五 讓渡、質貸又ハ質權若ハ抵當權ノ設

定其ノ他新ナル處分ノ内容
 六 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
 第三條 令第七條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル報告書ヲ樺太廳長官ニ提出スベシ
 一 當該總動員物資ノ表示
 二 他ノ者ガ當該總動員物資ノ所有者又ハ管理者タルニ至リタル法律上ノ原因及其ノ他ノ原因成立ノ時期
 三 他ノ者ガ當該總動員物資ノ所有者又ハ管理者タルニ至リタル時期
 四 新ナル所有者又ハ管理者ノ住所及名
 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
 第四條 令第八條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル報告書ヲ樺太廳長官ニ提出スベシ
 一 當該總動員物資ノ表示
 二 減失又ハ毀損ノ程度其ノ他使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル状況
 三 減失、毀損其ノ他使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル状況ニ至リタル事情
 四 減失、毀損其ノ他使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル状況ニ至リタル時期
 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
 第五條 令第十一條第三項ノ證票ハ別記第一號様式ニ依ル
 第六條 當該官吏令第十二條第一項ノ規定ニ依リ受領證書ヲ作成スル場合ニ於テハ已ムラ得ザル場合ノ外當該總動員物資ノ

所有者又ハ管理者ヲシテ立會ハシムベシ

第七條 受領證書ニハ左ノ事項ヲ記載シ之ヲ二通作製シ當該官吏及其ノ作成ニ立會ヒタル所有者又ハ管理者各通ニ記名捺印スベシ

一 受領官職名
二 受領シタル總動員物資ノ名稱、種類及數量
三 受領年月日
四 受領シタル場所

五 受領證書ヲ作成シタル年月日
六 前各號ニ掲グル事項ノ外當該總動員物資ニ關シ樺太廳長官ニ於テ必要ト認ムル事項

第八條 令第十四條ノ規定ニ依ル報告ニハ使用スベキ總動員物資ノ引渡アリタル後當該總動員物資ノ所有者ト爲リタルコトノ證據ヲ具スベシ

第九條 令第十五條第一項但書ノ規定ニ依リ返還ノ請求ヲ爲サントスル者ハ返還ノ時期ニ於テ管理者タルコトヲ得ベキ證據ヲ具シタル返還請求書ヲ樺太廳長官ニ提出スベシ

第十條 損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ使用ノ場合ニ在リテハ使用期間満了又ハ使用廢止後、收用ノ場合ニ在リテハ收用

アリタル後六月以内ニ損失補償請求書ヲ樺太廳長官ニ提出スベシ

使用ノ場合ニ於テ使用ノ期間一年ヲ超ユルモノナルトキハ一年又ハ其ノ端數ノ期間毎ニ分割シテ損失補償請求書ヲ提出スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ請求書ハ當該期間満了後三月以内ニ之ヲ樺太廳長官ニ提出スベシ

第十一條 損失補償請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
一 損失補償ノ請求ニ係ル總動員物資ノ名稱、種類、數量其ノ他當該總動員物資ニ關シ必要ナル事項
二 使用ノ場合ニ在リテハ使用開始ノ時期、使用ノ期間及請求ノ基礎ト爲リタル期間、收用ノ場合ニ在リテハ收用アリタル時期

三 補償請求ノ事由
四 補償請求額
五 其ノ他必要ト認ムル事項

第十二條 損失補償請求書ニハ損失補償額算出明細書ヲ添附スベシ受領證書ノ交付ヲ受ケタル場合ナルトキハ尙其ノ寫ヲ添附スル事ヲ要ス

前項ノ添附書類ノ外樺太廳長官ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ

第十三條 令第二條第四項ノ證據ハ別記第一號様式ニ依ル

二號様式ニ依ル

附則

本令ハ昭和十四年十二月二十日ヨリ之ヲ適用ス
(別記様式省略)

總動員物資使用收用令施行規則

(昭和十四年十二月二十日南洋廳令第七十一號)

第一條 使用又ハ收用セラルル總動員物資ニ付先取特權、質權又ハ抵當權ヲ有スル者ハ總動員物資使用收用令(以下使用收用令ト稱ス)第四條第三項ノ規定ニ依リ左ノ事項ヲ届出ツベシ
一 先取特權、質權又ハ抵當權ノ別
二 債務者ノ氏名又ハ名稱及住所
三 當該權利ノ成立又ハ設定ノ時期
四 當該權利ニ依リ擔保セラルル債權ノ額及其ノ履行期
五 其ノ他參考トナルベキ事項

第二條 使用收用令第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ各項ノ區別ニ依リ必要事項ヲ記載シタル申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

第三條 申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
一 當該總動員物資ノ表示
二 形質變更ノ必要ナル事由
三 形質變更ノ程度
四 形質變更ノ時期
五 其ノ他參考トナルベキ事項

使用又ハ收用スベキ總動員物資ノ形質變更スルノ必要アル場合ニ於テハ許可申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ
一 當該總動員物資ノ表示
二 形質變更ノ必要ナル事由
三 形質變更ノ程度
四 形質變更ノ時期
五 其ノ他參考トナルベキ事項

使用又ハ收用スベキ總動員物資ノ所在ノ場所ヲ變更スルノ必要アル場合ニ於テハ許可申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ
一 當該總動員物資ノ表示
二 所在場所變更ノ必要ナル事由
三 變更前及變更後ノ所在場所
四 所在場所變更ノ時期
五 其ノ他參考トナルベキ事項

使用又ハ收用スベキ總動員物資ヲ讓渡シ、質貸シ又ハ質權若ハ抵當權ノ目的ト爲シ其ノ他當該總動員物資ニ關シ新ナル處分ヲ爲スノ必要アル場合ニ於テハ許可申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ
一 當該總動員物資ノ表示
二 當該總動員物資ヲ讓渡シ、質貸シ又ハ質權若ハ抵當權ノ目的ト爲シ其ノ他當該總動員物資ニ關シ新ナル處分ヲ爲スノ必要ナル事由
三 讓受人、質借人、質權者又ハ抵當權者其ノ他新ナル處分ニ依リ權利ヲ有スル

至ルベキ者ノ氏名又ハ名稱及住所
讓渡、質貸又ハ質權若ハ抵當權ノ設定其ノ他新ナル處分ノ時期
讓渡、質貸又ハ質權若ハ抵當權ノ設定其ノ他新ナル處分ノ内容
六 其ノ他參考トナルベキ事項
第三條 使用收用令第七條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル報告書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ
一 當該總動員物資ノ表示
二 他ノ者ガ當該總動員物資ノ所有者又ハ管理者タルニ至リタル法律上ノ原因及其ノ原因成立ノ時期
三 他ノ者ガ當該總動員物資ノ所有者又ハ管理者タルニ至リタル時期
四 新ナル所有者又ハ管理者ノ氏名又ハ名稱及住所
五 其ノ他參考トナルベキ事項

第四條 使用收用令第八條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル報告書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ
一 當該總動員物資ノ表示
二 滅失又ハ毀損ノ程度其ノ他使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル狀況
三 滅失、毀損其ノ他使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル狀況ニ至リタル事由
四 滅失、毀損其ノ他使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル狀況ニ至リタル時期

第五條 其ノ他參考トナルベキ事項
第五條 使用收用令第十一條第三項ノ證據ハ別記第一號様式ニ依ル
第六條 當該官吏使用收用令第十二條第一項ノ規定ニ依リ受領證書ヲ作成スル場合ニ於テハ已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外當該總動員物資ノ所有者又ハ管理者ヲシテ立會ハシムベシ
第七條 受領證書ニハ左ノ事項ヲ記載シ之ヲ二通作成シ當該官吏及其ノ作成ニ立會ヒタル所有者又ハ管理者各通ニ記名捺印スベシ
一 受領官職名
二 受領シタル總動員物資ノ名稱、種類及數量
三 受領年月日
四 受領シタル場所
五 受領證書ヲ作成シタル年月日
六 前各號ニ掲グル事項ノ外當該總動員物資ニ關シ南洋廳長官又ハ使用收用令第十一條第二項ノ規定ニ依リ職權ヲ行フ官衙ノ長ニ於テ必要ト認ムル事項

第八條 使用收用令第十四條ノ規定ニ依リ報告ニハ使用スベキ總動員物資ノ引渡アリタル後當該總動員物資ノ所有者ト爲リタルコトノ證據ヲ具スベシ
第九條 使用收用令第十五條第一項但書ノ規定ニ依リ返還ノ請求ヲ爲サントスル

者ハ返還ノ時期ニ於テ管理者タルコトヲ得ベキ證憑ヲ具シタル返還請求書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

第十條 損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ使用ノ場合ニ在リテハ使用期間満了又ハ使用停止ノ後、收用ノ場合ニ在リテハ收用アリタル後六月以内ニ損失補償請求書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

第十一條 損失補償請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 損失補償ノ請求ニ係ル總動員物資ノ名稱、種類、數量其ノ他當該總動員物資ニ關シ必要ナル事項
- 二 使用ノ場合ニ在リテハ使用開始ノ時期、使用ノ期間及請求ノ基礎ト爲リタル期間、收用ノ場合ニ在リテハ收用アリタル時期
- 三 補償請求ノ事由
- 四 補償請求額
- 五 其ノ他必要ト認ムル事項

第十二條 損失補償請求書ニハ損失補償額算出明細書ヲ添附スベシ受領證書ノ交付

ラテケタル場合ナルトキハ其ノ寫ヲ添付スルコトヲ要ス

南洋廳長官ハ前項ノ書類ノ外必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ
第十三條 使用收用令第二十條第四項ノ證票ハ別記第二號様式ニ依ル
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(各様式省略)

會社經理統制令

(昭和十五年十月十九日 勅令第六百八十號)

改正 昭一六、九、一七、勅令八五九

第一章 總則

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十一條ノ規定ニ依ル會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關スル命令ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 會社ハ國家目的達成ノ爲國民經濟ニ課セラレタル責任ヲ分擔スルコトヲ以テ經營ノ本義トシ其ノ經理ニ關シ左ノ各シムルコト
三 役員、社員其ノ他從業者ノ給與及其ノ支給方法ヲ適正ナラシムルコト
四 利益ノ分配ヲ適正ナラシメ自己資金ノ蓄積ニ努ムルコト
號ニ掲グル事項ノ遵守ヲ旨トスベシ

國家總動員法——會社經理統制令

一 資金ハ之ヲ最モ有益ニ活用シ荷モ人的及物的資源ノ濫費ニ陥ルガ如キコトハ嚴ニ之ヲ避クルコト

二 經費ノ支出及資産ノ償却ヲ適正ナラ

第三條 資本金(出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ以下同ジ)二十萬圓以上ノ會社ハ每

一 配當金總額ガ自己資本ニ對シ年百分ノ八ニ相當スル金額ト爲ル配當率
二 直前ノ事業年度ノ配當率
左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル率ヲ前項第二號ノ率ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス

一 直前ノ事業年度ノ配當率ガ年百分ノ十ニ達セザルトキハ其ノ配當率ニ年百分ノ一(六月ニ非ザル期間ヲ事業年度トスルモノ)ニ在リテハ當該事業年度ノ月數ノ六ニ對スル割合ヲ年百分ノ一ニ乗ジテ得タル率)ヲ加ヘタル率但シ其ノ率ガ年百分ノ六ニ達セザルトキハ年百分ノ六トシ年百分ノ十ヲ超ユルトキ

ハ年百分ノ十トス
二 直前ノ事業年度ニ付利益配當ヲ爲サザリシトキ又ハ設立後最初ノ事業年度ノ利益配當ナルトキハ年百分ノ六

三 資本金二十萬圓未滿タリシ會社資本増加ニ因リ資本金二十萬圓以上ト爲リタル後最初ノ事業年度ニ付爲ス利益配當ナルトキハ第一號ノ規定ニ拘ラズ年百分ノ六

四 配當金總額ガ自己資本ニ對シ年百分ノ五ノ割合ニ相當スル金額ト爲ル配當率ガ前第三號ノ率ヨリ高キトキハ其ノ率但シ其ノ率ガ年百分ノ十ヲ超ユルトキハ年百分ノ十トス
前二項ノ自己資本ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ニ依ル

第四條 主務大臣ハ左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ會社ニ對シ期間ヲ定メ將來ノ配當率ニ付適當ト認ムル率ヲ指定スルコトヲ得
一 當該會社ノ利益ノ實情ニ照シ配當金ガ過大ナリト認メラルルトキ
二 當該會社ノ資金計畫ニ照シ自己資金ノ蓄積ガ必要ナリト認メラルルトキ
會社ハ前項ノ規定ニ依リ配當率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケタルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ當該配當率ヲ超ユル率ニ依リ利

第五條 合併

合併ニ因リテ設立シタル資本金二十萬圓以上ノ會社又ハ合併後存続スル資本金二十萬圓以上ノ會社ハ合併後最初ノ事業年度ニ付利益配當ヲ爲サントストキハ利益配當ノ率ガ年百分ノ六ヲ超エザル場合ヲ除キ前二條ノ規定ニ拘ラス命令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ申請ニ基キ主務大臣ガ從前ノ利益配當其ノ他各會社ノ經理ノ實情ヲ參酌シテ指定シタル率ヲ超エザル利益配當ノ率ニ依ルベシ

第六條 主務大臣ハ會社收買ノ狀況其ノ他

經理ノ實情ニ照シ必要アリト認ムルトキハ當該會社ニ對シ法定準備金ノ外特別ノ積立金ノ積立ヲ命ジ又ハ當該積立金ノ運用方法ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七條 本會社ニ於テ役員ト稱スルハ左ノ各

一 資本金二十萬圓以上ノ會社
二 前號ニ規定スルモノヲ除クノ外役員及社員ノ合計數常時三十人以上ノ會社
第八條 本章ニ於テ役員ト稱スルハ左ノ各

第九條 本會社ニ於テ社員ト稱スルハ船員及

賃金統制令第二條ノ勞務者ヲ除クノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ
一 會社ニ雇傭セララルル者
二 顧問、囑託其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ繼續シテ會社ノ業務ニ從事スル者但シ役員タル者ヲ除ク

第十條 本章ニ於テ給與ト稱スルハ報酬、

給料、手當、賞與、交際費、機密費其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ會社ガ役員又ハ社員ノ職務ノ對價トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

第十一條 役員ノ給與ヲ分チテ左ノ各號ニ

一 報酬(會社ガ役員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給與ニシテ經費トシテ經理スルモノヲ謂フ但シ在勤手當其ノ他第二條各號ニ掲グル社員手當ニ準ズル手當ヲ除ク)
二 賞與(會社ガ役員ニ對シ定期ニ利益金處分ニ依リ支給スル給與ヲ謂フ)

第十二條 會社ハ每事業年度ノ役員報酬ヲ

支給セントスル場合ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ
一 支給セントスル役員報酬ノ合計金額ガ昭和十五年十月二十日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年十一月五日)以後終了シタル各事業年度ニ付支給シタル役員報酬又ハ本條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル役員報酬ノ事業年度毎ノ合計金額(當該事業年度ノ月數ト異ル月數ノ事業年度ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額)ノ中最モ多キ金額(以下最高報酬額ト稱ス)ヲ超ユルトキ
二 昭和十五年十月二十日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年十一月五日)以後終了シタル各事業年度ニ付役員報酬ヲ支給セザリシトキ

第十三條 會社ハ每事業年度ニ付役員賞與

ヲ支給セントスル場合ニ於テ其ノ合計金額ガ左ノ各號ノ金額(百圓未満ノ端數ハ之ヲ百圓ニ切上グ)ノ中少キ金額ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十四條 會社ハ退職シタル役員ニ對シ退

職金ヲ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
一 命令ノ定ムル限度ヲ超エザル退職金ヲ支給セントスルトキ
二 命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル準則ニ依リ退職金ヲ支給セントスルトキ

第十五條 會社ハ役員ニ對シ臨時ノ給與ヲ

支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ
第十六條 會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五條若ハ第二十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニ依リ制定若ハ變更シタル準則ニ依リノ外役員ニ對シ雜給與ヲ支給スルコトヲ得ス

第十七條 社員ノ給與ヲ分チテ左ノ各號ニ

一 基本給料(會社ガ社員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給與ノ中基本ト爲ルベキ固定給ヲ謂フ)
二 手當(基本給料ヲ除クノ外會社ガ社員ニ對シ定期ニ若ハ職務ニ關シ一定ノ事實アル場合ニ一定ノ金額、數量若ハ割合ニ依リ支給スル給與又ハ繼續シテ利用セシムル住居其ノ他ノ施設ヲ謂フ)
三 賞與(前二號ニ掲グル給與ヲ除クノ外會社ガ社員ニ對シ定期ニ支給スル給與ヲ謂フ)
四 退職金(會社ガ退職シタル社員ニ對シ支給スル給與又ハ之ニ相當スル金額

第十八條 會社ハ役員報酬ノ合計金額ガ合併後

存続スル會社ノ最高報酬額ヲ超エザルトキヲ除ク
第十九條 第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當セザリシ會社第七條各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタル後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキ
第二十條 會社ハ每事業年度ニ付役員賞與ヲ支給セントスル場合ニ於テ其ノ合計金額ガ左ノ各號ノ金額(百圓未満ノ端數ハ之ヲ百圓ニ切上グ)ノ中少キ金額ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十一條 會社ハ退職シタル役員ニ對シ退

職金ヲ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
一 命令ノ定ムル限度ヲ超エザル退職金ヲ支給セントスルトキ
二 命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル準則ニ依リ退職金ヲ支給セントスルトキ

第二十二條 會社ハ役員ニ對シ臨時ノ給與ヲ

支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ
第二十三條 會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五條若ハ第二十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニ依リ制定若ハ變更シタル準則ニ依リノ外社員ニ對シ雜給與ヲ支給スルコトヲ得ス

第二十四條 社員ノ給與ヲ分チテ左ノ各號ニ

一 基本給料(會社ガ社員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給與ノ中基本ト爲ルベキ固定給ヲ謂フ)
二 手當(基本給料ヲ除クノ外會社ガ社員ニ對シ定期ニ若ハ職務ニ關シ一定ノ事實アル場合ニ一定ノ金額、數量若ハ割合ニ依リ支給スル給與又ハ繼續シテ利用セシムル住居其ノ他ノ施設ヲ謂フ)
三 賞與(前二號ニ掲グル給與ヲ除クノ外會社ガ社員ニ對シ定期ニ支給スル給與ヲ謂フ)
四 退職金(會社ガ退職シタル社員ニ對シ支給スル給與又ハ之ニ相當スル金額

ニシテ在職中ノ社員ニ對シ前拂スルモ
ノヲ謂フ
五 臨時ノ給與(前四號ニ掲グル給與ヲ
除ク)外會社ガ社員ニ對シ臨時ニ支給
スル給與ヲ謂フ

第十八條 會社ハ開令ノ定ムル限度ヲ超エ
テ社員ノ初任基本給料ヲ支給スルコトヲ
得ズ但シ轉職者(前職ニ於テ役員報酬、社
員基本給料又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル
給與ヲ受ケ居リタル者ヲ謂フ)又ハ特別
ノ經歷若ハ技能ヲ有スル者ニ付主務大臣
ノ許可ヲ受ケテ爲ス初任基本給料ノ支給
ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 會社ハ開令ノ定ムル限度ヲ超エ
テ社員ノ基本給料ノ増加支給(以下昇給
ト稱ス)ヲ爲サントスルトキハ主務大臣
ノ許可ヲ受ケベシ
前項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル昇
給ニハ之ヲ適用セズ

一 入營シタル社員(陸軍衛生部將校ノ
補充及現役期間ノ臨時特例第四條第一
項若ハ陸軍技術部將校ノ補充及現役期
間ノ臨時特例第七條第一項ノ規定ニ依
リ短期現役ニ服スル將校又ハ海軍軍
醫科、藥劑科、主計科、造船科、造機科及

造兵科士官現役期間特例第一條ノ規定
ニ依リ短期現役ニ服スル士官ト爲リタ
ル者ヲ含ム、召集セラレタル社員又ハ
徵用セラレタル社員退營シ又ハ召集若
ハ徵用ヲ解除セラレ會社ノ勤務ニ復シ
タル場合ニ於テ勤務ニ復シタル後一年
以內ニ當該社員ニ付爲ス昇給

第二十條 會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ
主務大臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大臣
ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五條若
ハ第二十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許
可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニ依リ制定
若ハ變更シタル準則ニ依ルノ外社員ニ對
シ左ノ各號ニ掲グル手当ヲ支給スルコト
ヲ得ズ

一 在勤手当、僻地手当其ノ他特殊地域
ニ在勤スルニ因リ支給スル手当
二 危険手当其ノ他生命、健康等ニ關シ
危険又ハ有害ナル特定ノ勤務ニ從事ス
ルニ因リ支給スル手当
三 居残手当、宿直手当其ノ他特定ノ追
加勤務ニ對シ支給スル手当

四 開令ヲ以テ定ムル家族手当
五 食事手当又ハ被服手当
六 歩合ニ依リ支給スル手当
七 現物ヲ以テ支給スル手当
八 其ノ他開令ヲ以テ定ムル手当

第二十一條 會社ガ毎賞與期間ニ付社員ニ
對シ支給スル賞與ノ總額ト前條各號ニ掲
グル手当以外ノ手当ノ當該賞與期間中
於ケル支給總額トノ合計金額ハ開令ノ定
ムル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ開令ノ
定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ規定ニ依リ前項ノ限度ヲ超エ
テ支給スル金額ニ付テハ會社ハ之ヲ經費
トシテ經理スルコトヲ得ズ但シ主務大臣
ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラ
ズ

第二十二條 會社ハ第二十四條ノ規定ニ依
リ主務大臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大
臣ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五條
若ハ第二十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ
許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニ依リ制
定若ハ變更シタル準則ニ依ルノ外社員ニ
對シ退職金ヲ支給スルコトヲ得ズ

明、工場若ハ事業場ニ付其ノ所屬社員ノ
全部若ハ大部分ニ對シ時期ヲ同ジクシテ
臨時ノ給與ヲ支給セントスルトキハ主務
大臣ノ許可ヲ受ケベシ

第二十四條 本令施行ノ際本章ノ規定ノ適
用ヲ受ケル會社ハ國家總動員法第三十一
條ノ規定ニ依リ開令ノ定ムル所ニ從ヒ本
令施行ノ際ニ於ケル役員雜給與、第二十
條各號ニ掲グル社員手当及社員退職金ノ
準則ヲ主務大臣ニ報告スベシ

第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當セザ
リシ會社ニシテ本令施行後第七條各號ノ
一ニ掲グル會社ト爲リタルモノハ役員雜
給與、第二十條各號ニ掲グル社員手当及
社員退職金ノ準則ニ付主務大臣ノ承認ヲ
受ケベシ

第二十五條 會社ハ役員雜給與、第二十條
各號ニ掲グル社員手当又ハ社員退職金ノ
準則ヲ制定シ又ハ變更セントスルトキハ
主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ

第二十六條 主務大臣ハ役員又ハ社員ノ給
與及其ノ支給方法ノ適正ヲ圖ル爲必要ア
リト認ムルトキハ會社ニ對シ役員若ハ社
員ノ給與ノ金額若ハ支給方法ニ關シ必要
ナル命令ヲ爲シ又ハ役員雜給與、役員退
職金、第二十條各號ニ掲グル社員手当若
ハ社員退職金ノ準則ノ制定、變更若ハ廢

止ヲ命ズルコトヲ得
第二十七條(削除)
第二十八條 本章ノ規定ハ裁判所ガ決定ヲ
以テ定メタル報酬ニハ之ヲ適用セズ

第二十九條 昭和十六年九月十六日(朝鮮、
臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年九
月三十日)現在ニ於テ資本金百萬圓以上
ノ會社(第二項後段ノ會社ヲ除ク)ハ國家
總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ開令ノ
定ムル所ニ從ヒ機密費、交際費、接待費又
ハ廣告宣傳費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有
スル支出(利益金處分ニ依ルモノヲ含ム
以下機密費等ト稱ス)ノ基準月額ヲ主務
大臣ニ報告スベシ

昭和十六年九月十七日(朝鮮、臺灣、樺太
及南洋群島ニ在リテハ同年十月一日)以
後設立(合併ニ因リ設立ヲ含ム)以下本項
ニ於テ同ジ)セラレタル資本金百萬圓以
上ノ會社若ハ資本増加(合併ニ因リ資本
増加ヲ含ム)以下本項ニ於テ同ジ)ニ因リ
資本金百萬圓以上ト爲リタル會社又ハ同
年九月十六日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群
島ニ在リテハ同年九月三十日)以前設立
セラレタル資本金百萬圓以上ノ會社若ハ

資本増加ニ因リ資本金百萬圓以上ト爲リ
タル會社ニシテ同日以前其ノ設立後若ハ
資本増加後決算確定シタル事業年度ナキ
會社ハ開令ノ定ムル所ニ依リ機密費等ノ
基準月額ヲ定メ主務大臣ノ承認ヲ受ケベ
シ

ル寄附金其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出(利益金處分ニ依ルモノヲ含ム以下寄附金等ト稱ス)ノ豫定額ヲ主務大臣ニ報告スベシ

前項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル會社ハ其ノ報告シタル金額ヲ超エテ當該事業年度ニ於テ寄附金等ヲ支出セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

前二項ノ規定ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニハ之ヲ適用セズ

第二十九條ノ三 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ機構費等、寄附金等、福利施設費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出(利益金處分ニ依ルモノヲ含ム)又ハ研究費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出(利益金處分ニ依ルモノヲ含ム)ノ金額又ハ其ノ經理ノ方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十條 主務大臣ハ會社ノ經費ノ支出ヲ適正ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ之ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ固定資産ノ償却ヲ爲スベシ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十二條 主務大臣ハ會社ノ經理上必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ資産ノ償却ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十三條 會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事項ニ付主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

一 有價證券ノ取得又ハ處分

二 特許權、營業權又ハ漁業權ノ取得又ハ處分

三 資金ノ貸付又ハ借入

主務大臣ハ會社ニ對シ借入金ノ限度ヲ指定スルコトヲ得

前項ノ指定ヲ受ケタル會社ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ指定ヲ受ケタル限度ヲ超エテ資金ノ借入ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十四條 主務大臣ハ會社ノ經理ヲ適正ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ餘裕資金ノ運用ニ關シ必要ナル制限ヲ爲スコトヲ得

第五章 經理検査

第三十五條 主務大臣ハ會社ノ資産負債及損益ノ内容、利益金ノ處分其ノ他經理ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ携帯セシムベシ

第三十六條 會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ財産目録、貸借對照表、損益計算書及原價計算ニ關スル書類ヲ作成スベシ

前項ノ財産目録ニ記載スベキ財産ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ評價スベシ

會社ハ第一項ノ規定ニ依リ作成スベキ書類ノ調製ニ必要ナル帳簿ヲ備ヘ蓋然且明瞭ニ之ガ記帳ヲ爲スベシ

第三十七條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ勘定科目及帳簿組織ヲ指定シ之ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十八條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シテ決算ニ關シ當該官吏ノ監査ヲ受クベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ決算ニ關シ監査ヲ受クベキ命令ヲ受ケタル會社ハ當該官吏ノ監査ヲ受ケタルコトノ證明ヲ受ケタル後ニ非ザレバ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第六章 雜則

第三十八條ノ二 本令ニ依リ許可又ハ承認ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付申請書

ノ提出アリタル場合ニ於テ命令ヲ以テ定ムル期間内ニ其ノ申請ニ關シ會社ニ對シ指令、照會又ハ通知ノ文書ヲ發セザルトキハ其ノ期間満了ノ日ニ於テ當該申請ニ付許可又ハ承認アリタルモノト看做ス

第三十八條ノ三 會社ハ何等ノ名義ヲ以テスルラ間ハズ本令ニ基ク制限ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十八條ノ四 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社、事項及期間ヲ定メテ本令ニ基ク制限ヲ解除シ又ハ本令ニ基ク義務ヲ免除スルコトヲ得

第三十九條 第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條乃至第三十八條ノ規定ニ依ル許可若ハ承認ニ關スル處分若ハ指定、命令若ハ制限ニシテ重要ナルモノ又ハ前條ノ規定ニ依リ制限ノ解除若ハ義務ノ免除(第三十三條ノ規定ニ依リ制限ニ關スルモノヲ除ク)ハ會社經理審査委員會ノ議ヲ經ベシ

會社經理審査委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十條 第三十三條ノ規定ニ依リ許可ニ關スル處分若ハ指定ニシテ重要ナルモノ又ハ第三十八條ノ四ノ規定ニ依リ制限ノ解除ニシテ第三十三條ノ規定ニ依リ制限ニ關スルモノハ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經ベシ

第四十一條 本令ニ於テ主務大臣トアルハ左ノ各號ニ該當スル場合ニ於テ各其ノ定ムル所ニ依リテ外總テ大藏大臣トス

一 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニ在リテハ當該會社ヲ監督スル所管大臣

二 取引所法、瓦斯事業法、保險業法、自動車製造事業法、工作機械製造事業法、製鐵事業法、輕金屬製造事業法、石油業法、人造石油製造事業法、大正十五年勅令第九號又ハ產金法第三條ノ適用ヲ受ケル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ商工大臣

三 電氣事業法、航空機製造事業法又ハ造船事業法ノ適用ヲ受ケル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ逓信大臣但シ造船事業法施行令第二十九條ノ規定ノ適用ヲ受ケル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテ

ハ逓信大臣及商工大臣

四 地方鐵道法、軌道法又ハ自動車交通事業法ノ適用ヲ受ケル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ鐵道大臣

五 會社ノ營業事業ノ一部ニ付第二號第三號又ハ第四號ニ掲グル法令ノ適用ヲ受ケル會社ニ在リテハ當該所管大臣及大藏大臣

六 第三十三條ノ規定ニ依リ許可ニ關スル處分又ハ指定ニ付テハ前各號ノ規定ニ拘ラス大藏大臣及商工大臣

大藏大臣ハ第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條、第三十八條又ハ第三十八條ノ四ノ規定ノ施行ニ關スル重要事項ニ付關係各大臣ニ協議スベシ

大藏大臣以外ノ主務大臣ハ前項ニ掲グル規定ノ施行ニ關スル重要事項ニ付大藏大臣及關係各大臣ニ協議スベシ

第四十二條 大藏大臣ハ前條第一項第一號乃至第四號ニ掲グル會社以外ノ會社ニ關スル本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ財務局長又ハ財務局出張所長ヲシテ取扱ハ

シムルコトヲ得

大藏大臣ハ財務局長若ハ財務局出張所長ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ財務局長、財務局出張所長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十三條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十四條 本令中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長又ハ南洋廳長官トス但シ日本勸業銀行、北海道殖産銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行及朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ營業所ヲ有シ銀行法又ハ貯蓄銀行法ノ適用ヲ受ケル銀行並ニ南洋拓殖株式會社ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十九條及第四十條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ之ヲ適用セズ

第四十五條 朝鮮總督ハ本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ朝鮮總督府稅務監督局長又ハ朝鮮總督府稅務署長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

朝鮮總督ハ朝鮮總督府稅務監督局長若ハ朝鮮總督府稅務署長ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ朝鮮總督府稅務監督局長、朝鮮總督府稅務署長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

臺灣總督ハ本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ臺灣總督府州知事又ハ臺灣總督府廳長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

臺灣總督ハ臺灣總督府州知事若ハ臺灣總督府廳長ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ臺灣總督府州知事、臺灣總督府廳長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

臺灣總督府州知事ハ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル事務ヲ稅務出張所ヲシテ分掌セシムルコトヲ得

附則

第四十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

第四十七條 會社利益配當及資金融通令及昭和十四年勅令第九十四號ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關

スル罰則ノ適用ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ會社利益配當及資金融通令ハ前項ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年十一月四日迄、會社職員給與臨時措置令ハ同令附則第二項ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年十一月四日迄仍其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第四十八條 會社ノ直前ノ事業年度ノ利益配當ガ會社利益配當及資金融通令第二條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケテ基準配當率ヲ超ユル率ニ依リ爲シタルモノニシテ當該利益配當ノ率ノ中主務大臣ガ其ノ許可ヲ爲スニ際シ基準配當率ニ算入セザル旨ヲ定メタル部分アルトキハ其ノ部分ヲ除キタル率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第四十九條 本令施行前合併ヲ爲シタルニ因リ會社利益配當及資金融通令第三條第一項第三號ノ規定ニ依リ基準配當率ニ付主務大臣ノ認定ヲ受ケタル會社ガ當該合

併後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルトキハ當該基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第五十條 資本金二十萬圓未滿タリシ會社ニシテ本令施行前ノ資本増加ニ因リ資本金二十萬圓以上ト爲リタルニ因リ會社利益配當及資金融通令第三條第一項第四號ノ規定ニ依リ其ノ基準配當率ニ付主務大臣ノ認定ヲ受ケタル會社ガ當該資本増加後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルトキハ當該基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第五十一條 會社利益配當及資金融通令第四條ノ規定ニ依リ其ノ基準配當率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケタル會社ガ指定後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルトキハ其ノ指定ヲ受ケタル基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第五十二條 第三條第二項第一號ノ規定ハ第四十九條乃至前條ノ場合ニ於テ主務大臣ガ基準配當率ノ認定又ハ指定ヲ爲スニ際シ當該認定又ハ指定後ノ最初ノ利益配

當ニ關シ會社利益配當及資金融通令第二條第一號ノ規定ヲ適用セザル旨ヲ定メタルトキハ當該利益配當ニ關シテハ之ヲ適用セズ

前項ノ規定スル場合ヲ除クノ外第三條第一項第一號及第四號ノ規定ハ第四十八條乃至前條ノ規定ニ依リ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做サレタル率ニ付テモ亦之ヲ適用ス

附則(昭一六、九、一七、勅令八五九)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前從前ノ第二十九條第一項ノ規定ニ依リ本令施行後最初ニ終了スル事業年度ニ付同項第一號ニ掲グル支出ノ豫定額ヲ報告シタル會社ガ當該事業年度ニ於テ其ノ豫定額ノ範圍内ニ於テ爲ス機密費等ノ支出ニハ第二十九條第五項ノ改正規定ハ之ヲ適用セズ

本令施行前會社ガ從前ノ第二十九條第一項ノ規定ニ依リ本令施行後最初ニ終了スル事業年度ニ付爲シタル同項第二號ニ掲グル支出ノ豫定額ノ報告ハ之ヲ第二十九條ノ二第

一項ノ改正規定ニ依リ爲シタル報告ト看做ス

本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

會社經理統制令施行規則

(昭和十五年十月十九日 閣令第十三號)

改正 昭一六、九、一七、閣令三二

第一章 利益配當及積立金

第一條 會社經理統制令(以下單ニ令ト稱ス)第三條第一項及第二項ノ自己資本ハ當該事業年度中ニ於ケル左ノ各號ニ掲グル金額ノ日割平均額ノ合計金額ヨリ繰越欠損金額ノ日割平均額ヲ控除シタル金額トス但シ當該決算確定前課稅ノ決定ヲ受ケタル最終ノ事業年度末ニ於ケル固定資産價却ノ累計金額中課稅上損金ニ算入セラレザリシ金額ニ付稅務署長ノ證明ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ハ之ヲ當該事業年度ノ自己資本ニ加算スルコトヲ得

一 拂込資本金額

二 積立金其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ會社ガ各事業年度ノ利益金額中利益金額分ニ依リ留保シタル金額但シ退職積立金及退職手當法ニ依リ積立テタル退職手當積立金及税金引當金ヲ除ク

三 前號ニ該當スルモノヲ除クノ外額面以上ノ額面ヲ以テ株式ヲ發行シタル場合ニ於テ其ノ額面ヲ超スル金額中積立テタル金額

四 第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外合併ニ因リ生ジタル差益金又ハ資本減少ニ因リ生ジタル差益金中積立テタル金額

五 第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外主務大臣ノ命令ニ依リ積立テタル金額主務大臣ガ引當金トシテ必要ナルモノト認定シタル金額又ハ償却ノ不足、評價ノ不適正其ノ他ノ事由ニ因リ會社資産ニ缺陷アルモノト認定シタル金額ハ之ヲ前項ノ金額ヨリ控除スルモノトス

第二條 令第三條第一項ノ規定ニ依リ利益配當ヲ爲スニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第一號様式ニ依リ許可申請書ニ當該事業年度ノ貸借對照表、損益計算書及利益金額分ニ關スル書類ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三條 令第五條ノ規定ニ依リ合併後最初ノ事業年度ノ利益配當ノ率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケントスル會社ハ別表第二號様式ニ依リ指定申請書ニ當該事業年度

ノ貸借對照表、損益計算書及利益金額分ニ關スル書類並ニ合併前ノ各會社ノ合併前ノ事業年度ノ貸借對照表、損益計算書及利益金額分ニ關スル書類ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第四條 令第六條第二項ノ規定ニ依リ積立金ノ使用ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第三號様式ニ依リ許可申請書ニ最近ニ於ケル總勘定元帳殘高表ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二章 役員及社員給與

第五條 令第十二條ニ於ケル當該事業年度ノ月數ト異ル月數ノ事業年度ノ金額ハ其ノ事業年度ニ付支給シタル役員報酬又ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル役員報酬ノ合計金額ヲ其ノ事業年度ノ月數ヲ以テ除シテ得タル金額ニ當該事業年度ノ月數ヲ乘ジテ得タル金額トス

前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未満ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツ

第六條 令第十三條第一項ノ規定ニ依リ役員報酬ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第四號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第七條 令第十三條第一項第一號ノ當該事業年度ノ純益金ハ當該事業年度ノ會社ノ決算上總益金ヨリ總損金ヲ控除シテ得タル金額トス

左ノ各號ニ掲グル金額ハ之ヲ前項ノ總益金ニ算入セザルモノトス

一 直前ノ事業年度ヨリ繰越シタル利益金又ハ積立金ヨリ戻入レタル金額

二 額面以上ノ額面ヲ以テ株式ヲ發行シタル場合ニ於テ其ノ額面ヲ超スル金額

三 合併ニ因リ生ジタル差益金

四 資本減少ニ因リ生ジタル差益金

左ノ各號ニ掲グル金額ハ之ヲ第一項ノ總損金ニ算入セザルモノトス

一 直前ノ事業年度ヨリ繰越シタル損金

二 會社ガ當該事業年度ニ於テ納付シタル又ハ納付スベキ法人税、臨時利得税、第一種所得税、第一種所得税附加税及法人税法施行規則第二十九條ニ規定スル租税

當該事業年度ノ利益金額分ニ基キ資産償却ニ充テタル金額ハ之ヲ第一項ノ總損金ニ算入ス

第八條 令第十三條第一項第一號ノ割合ハ會社ノ當該事業年度ニ於ケル拂込資本金額ノ日割平均額ニ應ジ左ニ掲グル割合トス

拂込資本金二十萬圓以下ナルトキ 百分ノ一〇・四五

拂込資本金二十萬圓ヲ超ス三十萬圓以下ナルトキ 百分ノ九・三五

拂込資本金三十萬圓ヲ超ス五十萬圓以下ナルトキ 百分ノ八・一〇

拂込資本金五十萬圓ヲ超ス七十萬圓以下ナルトキ 百分ノ七・四〇

下ナルトキ 百分ノ七・四〇

拂込資本金七十萬圓ヲ超ス百萬圓以下ナルトキ 百分ノ六・七〇

拂込資本金百萬圓ヲ超ス二百五十萬圓以下ナルトキ 百分ノ六・〇〇

拂込資本金二百五十萬圓ヲ超ス五百萬圓以下ナルトキ 百分ノ五・五〇

拂込資本金五百萬圓ヲ超ス七百五十萬圓以下ナルトキ 百分ノ四・九五

拂込資本金七百五十萬圓ヲ超ス一億圓以下ナルトキ 百分ノ四・四五

拂込資本金一億圓ヲ超ス二億圓以下ナルトキ 百分ノ四・三〇

拂込資本金二億圓ヲ超ス三億圓以下ナルトキ 百分ノ四・一五

拂込資本金三億圓ヲ超ス四億圓以下ナルトキ 百分ノ四・〇〇

拂込資本金四億圓ヲ超ス五億圓以下ナルトキ 百分ノ三・九〇

拂込資本金五億圓ヲ超ス七億圓以下ナルトキ 百分ノ三・五五

拂込資本金七億圓ヲ超ス十億圓以下ナルトキ 百分ノ三・一五

拂込資本金十億圓ヲ超ス二十億圓以下ナルトキ 百分ノ二・九〇

拂込資本金二十億圓ヲ超ス五十億圓以下ナルトキ 百分ノ二・七五

拂込資本金五十億圓ヲ超ス七十五億圓以下ナルトキ 百分ノ二・六〇

拂込資本金七十五億圓ヲ超ス百億圓以下ナルトキ 百分ノ二・四〇

拂込資本金百億圓ヲ超ス二百億圓以下ナルトキ 百分ノ二・二五

拂込資本金二百億圓ヲ超ス三百億圓以下ナルトキ 百分ノ二・一〇

拂込資本金三百億圓ヲ超ス五百億圓以下ナルトキ 百分ノ二・〇五

拂込資本金七千萬圓ヲ超ス一億圓以下ナルトキ 百分ノ一・八五

拂込資本金一億圓ヲ超ス一億五千萬圓以下ナルトキ 百分ノ一・六五

拂込資本金一億五千萬圓ヲ超ス二億圓以下ナルトキ 百分ノ一・五五

拂込資本金二億圓ヲ超ス二億五千萬圓以下ナルトキ 百分ノ一・四五

拂込資本金二億五千萬圓ヲ超ス三億圓以下ナルトキ 百分ノ一・四〇

拂込資本金三億圓ヲ超ス四億圓以下ナルトキ 百分ノ一・二五

拂込資本金四億圓ヲ超ス五億圓以下ナルトキ 百分ノ一・一〇

拂込資本金五億圓ヲ超ス七億圓以下ナルトキ 百分ノ一・〇〇

第九條 令第十三條第一項第二號ニ於ケル當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ニ於ケル金額ハ直前ノ事業年度ニ付支給シタル役員報酬ノ合計金額ヲ直前ノ事業年度ノ月數ヲ以テ除シテ得タル金額ニ當該事業年度ノ月數ヲ乘ジテ得タル金額トス

第五條第二項ノ規定ハ前項ノ月數ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第十條 令第十三條第一項ノ規定ニ依リ役員報酬ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第五號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十一條 令第十四條第一號ノ限度ハ會社

ガ退職金ヲ支給セントスル當該退職役員ニ對シ其ノ退職前一年間ニ支給シタル報酬金額ニ當該退職役員ノ在職年數(會社ガ當該退職役員ニ對シ退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ退職金支給後ニ於ケル在職年數)ノ二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額トス

前項ノ年數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一年未満ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一年トス

第十二條 令第十四條第二號ノ規定ニ依リ役員ノ退職金ノ準則ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第六號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

主務大臣ノ許可ヲ受ケタル役員ノ退職金ノ準則ヲ變更セントスル會社ニ付亦同ジ

第十三條 令第十四條ノ規定ニ依リ退職シタル役員ニ對スル退職金ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第七號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十四條 令第十五條ノ規定ニ依リ役員ニ對スル臨時ノ給與ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第八號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十五條 令第十八條ノ限度ハ別表ニ掲グル金額ヲ月額(年俸者ニ付テハ年俸額ノ十二分ノ一、週給者ニ付テハ週給額ノ七分ノ三十、日給者ニ付テハ日給額ノ三十

倍トス以下同ジ)トシタル金額トス但シ左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル金額トス

一 特別ノ經歷若ハ技能又ハ特別ノ學歷ヲ有スル者ニ付其ノ初任基本給料ノ準則ニ關シ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルキハ其ノ金額

二 轉職者ニ付前職ニ於テ最後ニ受ケタル役員報酬、社員基本給料又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル給與ノ月額ノ百分ノ百ニ相當スル金額ガ別表ニ掲グル金額ヲ超ユルトキハ其ノ金額但シ前號ニ該當スル場合ヲ除ク

第十六條 前條第一號ノ規定ニ依リ特別ノ經歷若ハ技能又ハ特別ノ學歷ヲ有スル者ノ初任基本給料ノ準則ニ付主務大臣ノ承認ヲ受ケントスル會社ハ別表第九號ノ様式ニ依リ承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十七條 令第十九條ノ規定ニ依リ轉職者又ハ特別ノ經歷若ハ技能ヲ有スル者ノ初任基本給料ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第九號ノ様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十八條 令第十九條ノ規定ニ依リ社員ノ基本給料ノ増加支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十號ノ様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十九條 令第二十條第四號ノ家族手當ハ基本給料月額百圓以下ノ者ニ對シ其ノ扶養家族一人ニ付月二圓ノ割合ニ依リ計算シタル金額(其ノ金額ガ十圓ヲ超ユルトキハ十圓)ヲ超ユザル金額ニ依リ支給スルモノニ限ル

前項ノ扶養家族ハ左ニ掲グル者ニシテ主トシテ當該社員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ヲ謂フ

一 配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係保同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)

二 滿六十歳以上ノ父母ニシテ本人ト同

給料月額ノ昇給額ノ總額ニ付各昇給該當者ノ當該昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ各昇給該當者ノ直前ノ昇給日(初メテ昇給スル者ニ付テハ採用ノ日)後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計金額ニ平均昇給率百分ノ七ヲ乘ジテ得タル金額トス

前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ十五日ヲ超ユルトキハ之ヲ一月トシ十五日以下ナルトキハ之ヲ切捨ツ

第十七條 令第十九條第二項第二號ノ金額ハ別表ニ掲グル金額ヲ月額トシタル金額トス

第十八條 令第十九條ノ規定ニ依リ社員ノ基本給料ノ増加支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十號ノ様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十九條 令第二十條第四號ノ家族手當ハ基本給料月額百圓以下ノ者ニ對シ其ノ扶養家族一人ニ付月二圓ノ割合ニ依リ計算シタル金額(其ノ金額ガ十圓ヲ超ユルトキハ十圓)ヲ超ユザル金額ニ依リ支給スルモノニ限ル

前項ノ扶養家族ハ左ニ掲グル者ニシテ主トシテ當該社員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ヲ謂フ

一 配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係保同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)

二 滿六十歳以上ノ父母ニシテ本人ト同

- 一 戶籍内ニ在ル者
 - 三 滿十八歳未滿ノ子ニシテ本人ト同一戶籍内ニ在ル者
 - 四 不具備該等ニシテ本人ト同一戶籍内ニ在ル者
- 第二十條 令第二十條第八號ノ手當ハ左ノ各號ニ掲グル手當トス
- 一 傷病手當
 - 二 休職者ニ對スル手當
 - 三 應召者又ハ入替者ニ對スル手當
 - 四 集金手當、出納手當、出札手當等金錢取扱ニ對スル手當
 - 五 特殊地域通勤手當
 - 六 交通費ニ從事スル社員ニ對スル無事故手當又ハ乗務手當
 - 七 電力供給業又ハ瓦斯供給業ニ從事スル社員ニ對スル電力又ハ瓦斯ノ盗用防止手當
 - 八 保險料ノ補給
 - 九 繼續シテ利用セシムル住居其ノ他ノ施設又ハ便益
 - 十 其ノ他前各號ニ準ズルモノ
- 第二十一條 令第二十一條第一項ノ限度ハ會社ガ當該賞與期間ニ於テ社員ニ支給シタル基本給料ノ合計金額ノ四分ノ三ニ相當スル金額トス
- 第二十二條 令第二十一條第一項ノ賞與期間ハ各事業年度ノ期間トス但シ會社ガ之ト異ル期間ヲ定メテ主務大臣ニ届出デテ

ルトキハ其ノ期間ニ依ル

第二十三條 前條但書ノ届出ハ本令施行ノ際令第三章ノ規定ノ適用ヲ受ケル會社ニ在リテハ本令施行後三十日以内ニ、其ノ他ノ會社ニ在リテハ令第三章ノ規定ノ適用ヲ受ケルニ至リタル後三十日以内ニ別表第十一號ノ様式ニ依リ届書ヲ主務大臣ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

會社ハ前條ノ賞與期間ヲ變更セントスルトキハ別表第十一號ノ様式ニ依リ届書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十四條 令第二十一條第一項但書ノ場合ハ左ノ各號ニ掲グル場合トス

一 當該賞與及手當ノ合計金額中令第二十一條第一項ノ限度ヲ超ユル部分ヲ左ノ方法ニ依リ支給スルトキ但シ其ノ超過金額ハ當該賞與期間中ニ於ケル基本給料ノ支給總額ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

(甲) 國債證券、貯蓄債券若ハ報國債券ヲ以テ支給シ又ハ郵便貯金、銀行ヘノ預金若ハ信託會社ヘノ金錢信託ト爲サシメ當該會社ニ於テ當該國債證券、貯蓄債券若ハ報國債券又ハ當該郵便貯金、銀行預金若ハ金錢信託ノ通帳若ハ證書ヲ本人又ハ家族ノ病氣其ノ他已ムラ得ザル事由ヲ生ジタル場合ノ外當該社員ノ退職ニ至ル迄保管スルモノ

(乙) 當該會社ニ於ケル國民貯蓄組合ノ轉讓ニ依リ貯蓄(國債證券、貯蓄債券若ハ報國債券)ノ買入又ハ郵便貯金、銀行ヘノ預金若ハ信託會社ヘノ金錢信託ニシテ組合規約ノ定ムル所ニ依リ當該國債證券、貯蓄債券若ハ報國債券ノ賣却又ハ當該郵便貯金、銀行預金若ハ信託シタル金額ノ拂戻ニ付組合長ノ承認ヲ要スルモノニ限ル)ト爲サシムルモノ

(丙) 甲)又ハ(乙)ニ規定スルモノノ外主務大臣ノ承認ヲ受ケタル方法

前項第一號(丙)ノ規定ニ依リ主務大臣ノ承認ヲ受ケントスル會社ハ別表第十二號ノ様式ニ依リ承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十五條 前條第一項第二號ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十三號ノ様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十六條 令第二十一條第二項但書ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十四號ノ様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十七條 令第二十三條ノ規定ニ依リ社員ニ對スル臨時ノ給與ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十五號ノ様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十八條 令第二十四條第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケル會社ハ本令施行後三十日以内ニ別表第十六號ノ様式、第十七號ノ様式又ハ第十八號ノ様式ニ依リ役員報酬、社員手當又ハ社員退職金ノ準則ノ報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十九條 令第二十四條第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケル會社ハ別表第十六號ノ様式、第十七號ノ様式又ハ第十八號ノ様式ニ依リ役員報酬、社員手當又ハ社員退職金ノ準則ノ承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三十條 令第二十五條ノ規定ニ依リ役員報酬、社員手當又ハ社員退職金ノ準則ノ制定又ハ變更ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十六號ノ様式、第十七號ノ様式又ハ第十八號ノ様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三章 經費及資金

第三十一條 令第二十九條第一項ノ基準月額トハ昭和十六年九月十六日以前最終ニ決算確定シタル二事業年度(同日以前決算確定シタル事業年度ニ以上ナキ會社ニ在リテハ一事業年度)ニ於テ支出シタル機密費等ノ合計金額ヲ其ノ二事業年度(同日以前決算確定シタル事業年度)以上ナキ會社ニ在リテハ一事業年度)ノ月數ヲ以テ除シテ得タル金額トス

前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未

滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツ
令第二十九條第一項ノ規定ニ依リ機密費
等ノ基準月額ヲ主務大臣ニ報告スベキ會
社ハ昭和十六年十月十六日迄ニ別表第十
九號様式ニ依ル報告書ヲ主務大臣ニ提出
スベシ

第三十二條 令第二十九條第二項ノ規定ニ
依リ機密費等ノ基準月額ニ付主務大臣ノ
承認ヲ受クベキ會社ハ昭和十六年九月十
七日以後設立セラレタル會社又ハ合併ニ
因リ設立セラレタル會社ニ在リテハ其ノ
設立又ハ合併後、資本増加又ハ合併ニ因
リ資本金百萬圓以上ト爲リタル會社ニ在
リテハ其ノ資本増加又ハ合併後三十日
以内ニ、同月十六日以前設立セラレタル
會社若ハ合併ニ因リ設立セラレタル會社
又ハ資本増加若ハ合併ニ因リ資本金百萬
圓以上ト爲リタル會社ニシテ同日以前其
ノ設立後、資本増加後又ハ合併後決算確
定シタル事業年度ナキ會社ニ在リテハ同
年十月十六日迄ニ別表第二十號様式ニ依
ル承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ
第三十三條 令第二十九條第三項ノ規定ニ
依リ機密費等ノ基準月額ノ増額ニ付主務
大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第
二十號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣
ニ提出スベシ

第三十四條 令第二十九條第五項ノ規定ニ
依リ同項ニ規定スル金額ヲ超ユル機密費
等ノ支出ヲ爲スニ付主務大臣ノ許可ヲ受
ケントスル會社ハ別表第二十一號様式ニ
依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベ
シ

第三十四條ノ二 令第二十九條ノ二第一項
ノ規定ニ依リ寄附金等ノ確定額ヲ主務大
臣ニ報告スベキ會社ハ每事業年度開始ノ
三十日以前迄(設立又ハ合併ニ因リ設立後
最初ノ事業年度ニ在リテハ其ノ事業年度
開始後三十日以内)ニ別表第二十二號様
式ニ依ル報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ
但シ昭和十六年八月十九日以後同年十一
月十六日以前ニ開始スル事業年度(同年
九月十七日以後ノ設立又ハ合併ニ因リ設
立後最初ノ事業年度ヲ除ク)ニ關スル報
告書ハ同年十月十六日迄ニ之ヲ提出スベ
シ
會社ガ前項ノ報告ヲ爲シタル後當該事業
年度終了前他ノ會社ヲ合併シタル爲寄附
金等ノ確定額ニ變更ヲ生ジタル場合ニ於
テ合併後三十日以内ニ變更シタル確定額
ヲ別表第二十二號様式ニ依リ主務大臣ニ
報告シタルトキハ其ノ變更シタル確定額
ヲ以テ前項ノ規定ニ依リ報告シタル金額
ト看做ス

第三十四條ノ三 令第二十九條ノ二第二項
ノ規定ニ依リ報告額ヲ超ユル寄附金等ノ
支出ヲ爲スニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケン
トスル會社ハ別表第二十三號様式ニ依ル
許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三十五條 資本金二十萬圓以上ノ會社ハ
左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ令第三十
三條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可
ヲ受クベシ
一 額面總額五萬圓以上ノ外國ニ本店ヲ
有スル會社ノ株式ヲ取得シ又ハ處分セ
ントスルトキ
二 株式二萬株以上ノ株式ヲ取得シ又ハ
處分セントスルトキ
三 一會社ノ總株數ノ三分ノ一以上ニ相
當スル株式ヲ取得セントスルトキ
四 株式ノ取得ニ因リ會社ノ現ニ所有ス
ル株式ト合シテ一會社ノ株式ノ三分ノ
一以上ニ相當スル株式ヲ所有スルニ至
ルベキトキ
五 一會社ノ總株數ノ三分ノ一以上ニ相
當スル株式ヲ所有スル場合ニ於テ當該
株式ノ處分ニ因リ會社ノ所有スル株式
ガ當該會社ノ總株數ノ三分ノ一以下ト
ナルベキトキ
前項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場
合ニ於テハ之ヲ適用セズ
一 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社

ノ株式ノ引受ヲ爲サントスルトキ
二 臨時資金調達法其ノ他ノ法令ニ依リ
設立ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免
許ヲ受ケタル會社ノ發起人トシテ株式
ノ引受ヲ爲ストキ
三 臨時資金調達法其ノ他ノ法令ニ依リ
資本増加ニ付行政官廳ノ認可、許可又
ハ免許ヲ受ケタル會社ノ株式ヲ所有ス
ル場合ニ於テ當該資本増加ニ依ル株式
ノ割當ヲ受ケタルトキ
四 臨時資金調達法其ノ他ノ法令ニ依リ
合併ノ認可ヲ受ケタル會社ノ株式ヲ所
有スル場合ニ於テ當該合併ニ因リ合併
ニ因リテ設立シタル會社又ハ合併後存
続スル會社ノ株式ノ割當ヲ受ケタルト
キ
五 合併ニ因リ自己ノ株式ヲ取得スルト
キ
六 株式ノ消却ヲ爲ス爲自己ノ株式ヲ取
得スルトキ
七 債權ノ實行ニ因リ會社ガ當該債權ノ
擔保タル株式ヲ取得スルトキ
八 株式ノ取得又ハ處分ニ付特別ノ法令
ニ依リ行政官廳ノ認可、許可若ハ承認
ヲ受ケ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ株式
ヲ取得シ又ハ處分スルトキ
九 清算中ノ會社ガ株式ヲ處分スルト
キ
會社ハ其ノ株式總數ノ半數以上ヲ所有ス
ル株主タル他ノ會社ノ株式ヲ取得セント

スルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ主務大
臣ノ許可ヲ受クベシ
第一項及前項ノ規定ハ左ノ各號ニ掲グル
會社ニ付テハ之ヲ適用セズ
一 銀行
二 信託會社
三 保險會社
四 無資會社
五 有價證券引受業法第一條ノ規定ノ適
用ヲ受ケタル會社
六 有價證券取扱法第一條ノ規定ノ適
用ヲ受ケタル會社
七 有價證券ノ買賣取引ヲ業務トスル取
引所
八 有價證券ノ買賣取引ヲ業務トスル取
引所ノ會員又ハ取引員タル會社
九 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會
社
第三十六條 前條ノ規定ニ依リ株式ノ取得
又ハ處分ニ付許可ヲ受ケントスル會社ハ
別表第二十四號様式ニ依ル許可申請書ヲ
日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣
ニ提出スベシ
前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ
添付スベシ
一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計
算書
二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試
算表

三 會社ノ所有スル有價證券ノ種類、數
量及價額ニ關スル明細書
第三十七條 資本金二十萬圓以上ノ會社ハ
特許權、營業權又ハ漁業權(以下無體財產
權ト總稱ス)ヲ取得シ又ハ處分セントス
ルトキハ令第三十三條第一項ノ規定ニ依
リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各
號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラ
ズ
一 取得シ又ハ處分セントスル無體財產
權ノ價額ガ一件五萬圓未満ナルトキ
二 臨時資金調達法其ノ他ノ法令ニ依リ
會社ノ設立、資本増加又ハ第二回以後
ノ株金ノ拂込ニ付行政官廳ノ認可又ハ
許可ヲ受ケタル場合ニ於テ當該拂込株
金、出資金又ハ現物出資ニ依リ無體財
產權ヲ取得スルトキ
三 社債收入金ニ依リ無體財產權ヲ取得
スルトキ
四 行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受
ケ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ無體財產
權ヲ取得シ又ハ處分スルトキ
五 行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受
ケ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ事業設備
ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル
場合ニ於テ當該事業設備ノ新設、擴張
又ハ改良ヲ爲スニ付必要ナル無體財產
權ヲ取得スルトキ

六 清算中ノ會社ガ無體財產權ヲ處分スルトキ
前項ノ規定ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニ付テハ之ヲ適用セズ
第三十八條 前條ノ規定ニ依リ無體財產權ノ取得又ハ處分ニ付テハ受ケントスル會社ハ別表第二十五號様式ニ依リ許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表
三 無體財產權ノ取得ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書
第三十九條 令第三十三條第三項ノ規定ニ依リ資金ノ借入ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十六號様式ニ依リ許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表
三 資金ノ借入ニ伴フ事業計畫明細書及

事業收支目録見書
四 會社ノ現在ノ借入金ノ借入先、種類、金額、使途其ノ他ニ關スル明細書
第四章 諸報告
第四十條 資本金二十萬圓以上ノ會社又ハ資本金二十萬圓未滿ノ相互會社ハ本令施行後十五日以内ニ別表第二十七號様式ニ依リ會社概況報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ
前項ニ於テ本令施行後十五日以内トアルハ本令施行後設立セラレタル會社、本令施行後合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ本令施行後資本増加若ハ合併ニ因リ資本金二十萬圓以上トナリタル會社ニ在リテハ設立、合併又ハ資本増加後三十日以内トス
第四十一條 本令施行ノ際現ニ資本金十五萬圓以上二十萬圓未滿ノ會社(相互會社ヲ除ク)ハ本令施行後三十日以内ニ別表第二十八號様式ニ依リ會社概況報告書ニ最終ノ貸借對照表ヲ添ヘテ主務大臣ニ提出スベシ
第四十二條 資本金二十萬圓以上ノ會社又ハ資本金二十萬圓未滿ノ相互會社ハ本令施行後三十日以内ニ別表第二十九號様式ニ依リ其ノ業務規程ヲ主務大臣ニ報告スベシ
前項ニ於テ本令施行後三十日以内トアルハ本令施行後設立セラレタル會社、本令

施行後合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ本令施行後資本増加若ハ合併ニ因リ資本金二十萬圓以上ノ會社トナリタル會社ニ在リテハ設立、合併又ハ資本増加後三十日以内トス
前二項ノ會社業務規程ノ變更ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ報告スベシ但シ變更シタル部分ガ業務規程ノ大部分ニ互ルトキハ變更後ノ業務規程ヲ別表第二十九號様式ニ依リ主務大臣ニ報告スベシ
第四十三條 令第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當スル會社ハ毎事業年度ノ決算確定後三十日以内ニ別表第三十號様式ニ依リ會社經理狀況報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ
前項ノ會社經理狀況報告書ニハ左ノ各號ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
一 別表第三十一號様式ニ依リ自己資本計算書
二 別表第三十二號様式ニ依リ利益配當金及給與狀況調書
三 別表第三十三號様式ニ依リ特殊支出調書
四 財産目録、貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類
第五章 雜則
第四十三條ノ二 令第三十八條ノ二ノ許可又ハ承認ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス
一 令第二十四條第二項ノ規定ニ依リ承

認ニシテ令第二十條第四號又ハ第二十二條第一號乃至第三號ニ掲グル手當ノ準則ニ關スルモノ
二 令第二十五條ノ規定ニ依リ許可ニシテ令第二十條第四號又ハ第二十二條第一號乃至第三號ニ掲グル手當ノ準則ノ制定又ハ變更ニ關スルモノ
令第三十八條ノ二ノ期間ハ財務局出張所ヲ經テ申請書ヲ提出スベキ許可又ハ承認ニ付テハ財務局出張所長其ノ申請書ヲ受理シタル後、其ノ他ノ許可又ハ承認ニ付テハ主務大臣其ノ申請書ヲ受理シタル後十日トス
第四十四條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シ其ノ本令ニ依リ提出スベキ許可、指定若ハ承認ノ申請書、報告書又ハ届書及之ニ添付スベキ書類ニ關シ別段ノ指示ヲ爲スコトヲ得
主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シ本令ニ定ムルモノノ外必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得
第四十五條 本令(第三十六條、第三十八條及第三十九條ヲ除ク)ニ依リ會社ノ提出スベキ申請書、報告書又ハ届書ハ左ノ各號ニ該當スル場合ニ於テ各其ノ定ムル所ニ依リノ外之ヲ一通作成シ會社ノ本店又ハ主たる事務所ノ所在地ヲ所轄スル財務

局出張所ヲ經テ提出スベシ
一 令第四十一條第一項第一號、第二號、第三號又ハ第四號ニ該當スル會社ハ之ヲ一通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ
二 令第四十一條第一項第五號ニ該當スル會社ハ之ヲ同號ニ定ムル主務大臣連名宛ニ主務大臣ノ數ニ相當スル通數作成シ同條第一項第二號、第三號又ハ第四號ニ掲グル主務大臣(同條第一項第二號、第三號又ハ第四號ニ掲グル主務大臣)以上アルトキハ會社ノ營業事業ノ中主たるモノニ關スル主務大臣)ニ直接提出スベシ
三 前號ノ場合ヲ除ク外銀行、信託會社、無業會社及有價證券引受業法ノ證券引受會社ハ之ヲ一通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ
四 前三號ニ掲グル會社以外ノ會社ニシテ資本金五百萬圓以上ノモノ又ハ主務大臣ノ指定シタルモノハ之ヲ一通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ
五 前四號ニ掲グル會社以外ノ會社第三十一條乃至第三十四條ノ三ノ規定ニ依リ報告書又ハ申請書ヲ提出セントスルトキハ之ヲ一通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ

附則
本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス
附則(昭一六、九、一七、附令二二)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前ニ爲シタル行為ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第四號様式ノ二(第六條)

Table for Form No. 4 (Type 2) with columns for '最近の事業年度' and '其の他参考事項'. Includes sub-tables for '平均繰込資本' and '役員給与'.

(日本製紙株式会社 B5 182 x 257 ㎞)

第五號様式ノ一(第十條)

Table for Form No. 5 (Type 1) with columns for '役員賞與支給許可申請書' and '役員賞與支給内額'. Includes a detailed breakdown of '賞與支給内額'.

(日本製紙株式会社 B5 182 x 257 ㎞)

第五號様式ノ二(第十條)

Table for Form No. 5 (Type 2) with columns for '事業年度' and '役員賞與支給内額'. Includes sub-tables for '平均繰込資本' and '役員給与'.

(日本製紙株式会社 B5 182 x 257 ㎞)

第六號様式(第十二條)

Table for Form No. 6 (Type 12) with columns for '役員退職金申則(要項)許可申請書' and '役員退職金申則(要項)'. Includes a detailed breakdown of '役員退職金申則'.

(日本製紙株式会社 B5 182 x 257 ㎞)

第七號樣式(第十三款)

役員退職金支給許可申請書

大臣	股	會社/本店/所在地住所(1)	(株名)	
昭和 年 月 日		商 號(2)		
		資本金(3)		
		代表者氏名(4)		
		電話番号(5)		
		設立年月日		
		工場又ハ事業場ニ付シテ又ハ工場又ハ事業場ニ付シテ管理ヲ受ケルノ者(6)		
會社ノ營業主(7)	姓名(8)	職名(9)	職階(10)	職別(11)
氏名(12)	年 齡(13)	在職年數(14)	退職年數(15)	退職理由(16)
退職金ノ支給ノ要否(17)	退職金ノ支給ノ時期(18)	退職金ノ支給ノ方法(19)	退職金ノ支給ノ事由(20)	其ノ他参考事項(21)

(日本經濟團體協會 B5 182 x 257 號)

第八號樣式(第十四款)

役員臨時給與支給許可申請書

大臣	股	會社/本店/所在地住所(1)	(株名)	
昭和 年 月 日		商 號(2)		
		資本金(3)		
		代表者氏名(4)		
		電話番号(5)		
		設立年月日		
		工場又ハ事業場ニ付シテ又ハ工場又ハ事業場ニ付シテ管理ヲ受ケルノ者(6)		
會社ノ營業主(7)	姓名(8)	職名(9)	職階(10)	職別(11)
氏名(12)	年 齡(13)	在職年數(14)	退職年數(15)	退職理由(16)
退職金ノ支給ノ要否(17)	退職金ノ支給ノ時期(18)	退職金ノ支給ノ方法(19)	退職金ノ支給ノ事由(20)	其ノ他参考事項(21)

(日本經濟團體協會 B5 182 x 257 號)

第九號樣式(第十六款)

社員初任基本給料準則承認申請書

大臣	股	會社/本店/所在地住所(1)	(株名)	
昭和 年 月 日		商 號(2)		
		資本金(3)		
		代表者氏名(4)		
		電話番号(5)		
		設立年月日		
		工場又ハ事業場ニ付シテ又ハ工場又ハ事業場ニ付シテ管理ヲ受ケルノ者(6)		
會社ノ營業主(7)	姓名(8)	職名(9)	職階(10)	職別(11)
氏名(12)	年 齡(13)	在職年數(14)	退職年數(15)	退職理由(16)
退職金ノ支給ノ要否(17)	退職金ノ支給ノ時期(18)	退職金ノ支給ノ方法(19)	退職金ノ支給ノ事由(20)	其ノ他参考事項(21)

(日本經濟團體協會 B5 182 x 257 號)

第九號ノ二樣式(第十六款ノ二)

社員初任基本給料支給許可申請書

大臣	股	會社/本店/所在地住所(1)	(株名)	
昭和 年 月 日		商 號(2)		
		資本金(3)		
		代表者氏名(4)		
		電話番号(5)		
		設立年月日		
		工場又ハ事業場ニ付シテ又ハ工場又ハ事業場ニ付シテ管理ヲ受ケルノ者(6)		
會社ノ營業主(7)	姓名(8)	職名(9)	職階(10)	職別(11)
氏名(12)	年 齡(13)	在職年數(14)	退職年數(15)	退職理由(16)
退職金ノ支給ノ要否(17)	退職金ノ支給ノ時期(18)	退職金ノ支給ノ方法(19)	退職金ノ支給ノ事由(20)	其ノ他参考事項(21)

(日本經濟團體協會 B5 182 x 257 號)

第十四號様式(第二十六條)

社員賞與經費支出許可申請書				
大臣 股	會社/本店/所在地(1)			
	商 號(2)			
	資本金(3)	(拂込) 圓		
	代表者氏名(4)			
	電話番號	擔當者氏名		
昭和 年 月 日	會社/設立年月日			
會社ノ營業主タル事業(5)			工場又ハ事業場ニ付労働又ハ管理ノ受ケタル有無(6)	
當該賞與期間	自 至	年 月 日現在	役員數(7)	社員數(7)
今第二十一條ノ規定(8)			監督トシテ監視セントスル期間	
限度超過額(9)			賞與期間中ニ於ケル基本給料支給額	
評定標準額(10)				
賞與期間中ノ賞與手當ノ算出方法及ビ其ノ前二年度ノ平均手當ノ算出方法	賞與期間	當該賞與期間	自 至	自 至
	賞與手當			
	賞與手當ノ合計			
	同上金額中監督トシテ監視シタル金額(イ)			
	基本給料(ロ)			
(イ)ノ(ロ)ニ對スル割合				
賞與期間中ノ平均手當ノ算出方法及ビ其ノ前二年度ノ平均手當ノ算出方法	事業年度	當該事業年度	自 至	自 至
	平均拂込資本金			
	利益率			
	償還率			
其他事項				

(日本標準規格B5 182x257 純)

第十三號様式(第二十五條)

社員賞與支給許可申請書								
大臣 股	會社/本店/所在地(1)							
	商 號(2)							
	資本金(3)	(拂込) 圓						
	代表者氏名(4)							
	電話番號	擔當者氏名						
昭和 年 月 日	會社/設立年月日							
會社ノ營業主タル事業(5)			工場又ハ事業場ニ付労働又ハ管理ノ受ケタル有無(6)					
當該賞與期間	自 至	年 月 日現在	役員數(7)	社員數(7)				
不規則施行規則第二十一條ノ規定(8)			算出ノ基礎					
申請額(9)			算出ノ基礎					
申請事由								
申請事由	賞與區分	基本給料	令第二十條各款ノ手當	其他ノ手當(イ)	賞與(ロ)	(イ)ト(ロ)ノ計(ハ)	合計	(ハ)ノ基本給料ニ對スル割合
	當該期中ノ賞與支給額							
	支給額中施行規則第二十四條第一項第一號ノ方法ニ依ル貯蓄額							
	直前期中ノ賞與支給額							
	支給額中施行規則第二十四條第一項第一號ノ方法ニ依ル貯蓄額							
前期中ノ賞與支給額								
支給額中施行規則第二十四條第一項第一號ノ方法ニ依ル貯蓄額								
賞與方法(10)								

(日本標準規格B5 182x257 純)

第十五號様式(第二十七條)

社員臨時給與支給許可申請書			
大區 股	會社/本店/所在場所(1)		
	商 號(2)	(株) 〇	
	資本金(3)	〇	
	代表者氏名(4)	〇	
	電話番號	請書者氏名	
昭和 年 月 日	會社/設立年月日		
會社/資本金事業(5)			工場又ハ事業場ニ付給與又ハ管理ヲ受ケルノ有無(6)
支給ノ條件(7)	支給額/決定方法(8)		
支給人員	支給金額		
支給者/勤務場所(9)	申請ノ月/前月中ニ支給シタル支給者/基本給料		
支給者ト同一場所ニ勤務スル社員數目	同上ニ對スル支給金額/割合		
會社/社員數目	申請ノ月/前月以前一年間ニ支給者ニ支給シタル實額手當/合計額		
支給ノ決定時期	當該臨時/給與ノ屬スル事業年度		
支給ノ事由(10)			
支給ノ方法及支出科目(11)			
居住ニ於ケル臨時給與支給ノ有無(12)	支給年月日	支給事由	支給ヲ受ケタル員數
			支給額(イ)
			基本給料月額(ロ)
			(イ)/(ロ)ニ對スル割合

(日本標準規格B5 169x257 純)

第十六號様式(第三十九條)

役員臨時給與申請書	
大區 股	會社/資本金事業(5)
昭和 年 月 日	工場又ハ事業場ニ付給與又ハ管理ヲ受ケルノ有無(6)
會社/本店/所在場所(1)	
商 號(2)	
資本金(3)	
代表者氏名(4)	
電話番號	
設立年月日	
支給ノ條件(7)	
支給人員	
支給者/勤務場所(9)	
支給者ト同一場所ニ勤務スル社員數目	
會社/社員數目	
支給ノ決定時期	
支給ノ事由(10)	
支給ノ方法及支出科目(11)	

(日本標準規格B5 169x257 純)

第十七號様式(第三十九條)

社員手當申請書	
大區 股	會社/資本金事業(5)
昭和 年 月 日	工場又ハ事業場ニ付給與又ハ管理ヲ受ケルノ有無(6)
會社/本店/所在場所(1)	
商 號(2)	
資本金(3)	
代表者氏名(4)	
電話番號	
設立年月日	
支給ノ條件(7)	
支給人員	
支給者/勤務場所(9)	
支給者ト同一場所ニ勤務スル社員數目	
會社/社員數目	
支給ノ決定時期	
支給ノ事由(10)	
支給ノ方法及支出科目(11)	

(日本標準規格B5 169x257 純)

第二十五號様式(第三十八條)

貸付可申請書

日本郵政銀行B(357x304号)

大蔵大臣
大蔵工大臣
昭和 年 月 日提出

本行/所在地
東京 代 表 者

資本金
払込資本金
電匯番號 (貸付部)

種 類 (1)	無償財産権ノ内容 (2)	取得ノ種類	氏名又ハ商號	住 所	申請者トノ關係
		取得ノ種類			
無償財産権ノ取得ニ伴フ事業計畫ノ大要 (3)					
無償財産権ノ取得ニ要スル資金ノ調達方法 無償財産権ノ処分ニ因リ得ル代リ金					
申請者ノ營業ノ概要					
其ノ他参考事項 (4) (5)					

第二十六號様式(第三十九條)

資金借入許可申請書

日本郵政銀行B(357x304号)

大蔵大臣
大蔵工大臣
昭和 年 月 日提出

本行/所在地
東京 代 表 者

資本金
払込資本金
電匯番號 (貸付部)

借入金額(1)	借入先(2)	申請者ニ關スル事項
借入ノ時期	住 所	事業ノ概要
借入ノ方法(3)	資本金	申請者ノ營業ノ概要
利率	最近ノ事業年度ニ於 ケル利益金及配當額	資本金 昭和 年 月 日現在
返済ノ時方(4)	申請者トノ關係	固定資産 流動資産
擔保其ノ他ノ條件(4)	事業ノ概要	投資資産 其ノ他
借入金ノ使途(5)	借入ノ必要トスル理由	株主資本 外部資本
		固定資産ノ残高
		借入金ノ總額 (6)
		昭和 年 月 日現在
		直前事業年度末
		全額借入金額
		其ノ他
		合 計
		主務大臣ノ指定ヲ受ケ ル借入金ノ限度

第二十七號様式(第四十條)

會社概況報告書(甲)				
大臣 昭和 年 月 日	會社/本店/ 所在場所(1)			
	商 號(2)	(拂込) 圓		
	資 本金(3)			
	代表者氏名(4)	持當者氏名		
電話番號		會社/設立年月日		
大臣 昭和 年 月 日	會社/營業主たる事業(5)			
	役員其ノ他従業者數(年 月 日現在)(7)			
	區 分	男	女	計
	役 員	機 關 其ノ他		
	社 員	技 術 者 事務者 嘱託者等(8)		
工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無(6)		船 員 勞 務 者		
最近三年間ニ於ケル資本金異動(9)				
主 名 株 式 數	主 名 株 式 數	主 名 株 式 數	計	
氏	氏	氏	圓	
主 年			總計	
主 月			株式數	
主 日			ニ合	
主 名			株式數	
主 現在			圓	

(日本標準規格B5 189×257 純)

第二十八號様式(第四十一條)

會社概況報告書(乙)				
大臣 昭和 年 月 日	會社/本店/ 所在場所(1)			
	商 號(2)	(拂込) 圓		
	資 本金(3)			
	代表者氏名(4)	持當者氏名		
	電話番號		會社/設立年月日	
大臣 昭和 年 月 日	會社/營業主たる事業(5)			
	役員其ノ他従業者數(7)			
	區 分	男	女	計
	役 員	機 關 其ノ他		
	社 員	技 術 者 事務者 嘱託者等(8)		
工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無(6)		船 員 勞 務 者		
最近三年間ニ於ケル資本金異動(9)				
主 名 株 式 數	主 名 株 式 數	主 名 株 式 數	計	
氏	氏	氏	圓	
主 年			總計	
主 月			株式數	
主 日			ニ合	
主 名			株式數	
主 現在			圓	

(日本標準規格B5 189×257 純)

第二十九號様式(第四十二條)

資費規程報告書				
大臣 昭和 年 月 日	會社/本店/ 所在場所(1)			
	商 號(2)	(拂込) 圓		
	資 本金(3)			
	代表者氏名(4)	持當者氏名		
	電話番號		會社/設立年月日	
大臣 昭和 年 月 日	會社/營業主たる事業(5)			
	資費規程(6)			
	區 分	男	女	計
	役 員	機 關 其ノ他		
	社 員	技 術 者 事務者 嘱託者等(8)		
工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無(6)		船 員 勞 務 者		
最近三年間ニ於ケル資本金異動(9)				
主 名 株 式 數	主 名 株 式 數	主 名 株 式 數	計	
氏	氏	氏	圓	
主 年			總計	
主 月			株式數	
主 日			ニ合	
主 名			株式數	
主 現在			圓	

(日本標準規格B5 189×257 純)

第三十三號様式(第四十三條)

商號		特殊支出調査(第 期 目 至)			
備 考(3)					
分	當該事業年度	直前事業年度	當該事業年度	直前事業年度	
金 額	支 出 實 績	支 出 實 績	支 出 實 績	支 出 實 績	
経費支出					
利益金處分					
其ノ他(4)					
寄 附 金 等					
分	當該事業年度	直前事業年度	當該事業年度	直前事業年度	備 考(6)
金 額	寄附金支出	寄附金支出	寄附金支出	寄附金支出	
経費支出					
利益金處分					
其ノ他(4)					
福利施設費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出					
分	當該事業年度	直前事業年度	當該事業年度	直前事業年度	備 考
金 額	支 出 實 績	支 出 實 績	支 出 實 績	支 出 實 績	
経費支出					
利益金處分					
其ノ他(4)					
研究費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出					
分	當該事業年度	直前事業年度	當該事業年度	直前事業年度	備 考
金 額	支 出 實 績	支 出 實 績	支 出 實 績	支 出 實 績	
経費支出					
利益金處分					
其ノ他(4)					
其ノ他	備考事項				

(日本標準規格 B5 162x217mm)

- 第一號様式(利益配當許可申請書)記載心得
- 會社ノ本店ノ所在地
相互會社ニ在リテハ主たる事務所ノ所在地ノ記載スルコト
 - 商號
相互會社ニ在リテハ其ノ名稱ヲ記載スルコト
 - 資本金
合名會社、合資會社及有限會社ニ在リテハ出資總額、株式會社ニ在リテハ、株金總額、株式合資會社ニ在リテハ、出資總額及株金總額ノ合計額、相互會社ニ在リテハ、基金總額ヲ記載スルコト
 - 代表者氏名
會社ニ於ケル役名ヲ記載スルコト
 - 會社ノ營業主たる事業
(イ)會社ガ現實ニ經營スル事業ニシテ其ノ主たるモノヲ主たるモノノ順ニ記載スルコト
(ロ)物品販賣ヲ主たる事業トスルモノニ在リテハ主たる取扱商品名ヲ明ナラシムルコト
 - 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受タルノ有無
陸軍ノ管理ヲ受タルモノアルトキハ「陸」ト記載シ海軍ノ管理ヲ受タルモノアルトキハ「海」ト記載シ陸軍海軍雙方ノ管理ヲ受タルモノアルトキハ「陸海」ト記載シ何レノ管理モナキトキハ「無し」ト記載スルコト
 - 豫定配當率、豫定配當金
- 當該事業年度ニ於テ許可ヲ受ケテ配當セントスル配當率及配當金ヲ記載スルコト
 - 自己資本
第一號様式ノ二自己資本計算ノ差引合計ノ金額ト一致セシムルコト
 - 一號配當率
令第三條第一項第一號ノ配當率ヲ記載スルコト
 - 二號配當率
令第三條第一項第二號ノ配當率ヲ記載スルコト
 - 申請ノ事由
許可ヲ受ケテ配當ヲ爲スノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ之ヲ別紙ニ記載ノ上添付スルコト
 - 平均拂込資本
當該事業年度ニ於ケル拂込資本金額ノ日割平均額ヲ記載スルコト
 - 利益率
利益金前期繰越金及積立金ヨリ戻入レタル金額並ニ利益金處分ニ依ル資産償却金及税金引當金ヲ含マザルモノトスノ平均拂込資本金ニ對スル割合ヲ年率ニテ記載スルコト
 - 留保率
(13)ノ利益金ヨリ利益金處分ニ依リ社外ニ流出シタル金額ヲ差引タル金額ノ(13)ノ利益金ニ對スル割合ヲ記載スルコト
 - 會社ノ經歷
設立年月日、最近三年間ニ於ケル資本ノ増加又ハ減少、合併、商號變更等ヲ簡記スルコト
 - 科目
(イ)會社ノ勘定科目ニ依リ記載スルコト
(ロ)稅務局長ノ證明ヲ受ケタル金額
第一條但書ノ規定ニ依リ固定資産償却累計金額中稅務局長ノ證明ヲ受ケテ自己資本ニ加算シタル金額ヲ記載スルコト
 - 第一條第二項ノ認定金額
第一條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ガ自己資本ヨリ控除スベキモノト認定シタル金額ヲ記載スルコト
 - 金額
(イ)當該事業年度中ニ於ケル日割平均額ヲ記載スルコト
(ロ)直前事業年度ノ利益金處分ニ依ル積立金ハ當該事業年度初ヨリ計算スルコト
 - 計算基礎
(16)及(17)ニ記載シタル金額ノ中當該事業年度中ニ於テ金額ニ異動ヲ生ジタル科目ニ付テ其ノ異動前ト異動後ノ金額及日數ヲ併記シテ日割計算ヲ明ニスルコト
 - 本様式ニ依リ雜キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二號様式(配當率指定申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營業主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
- (7) 第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (8) 自己資本
 - 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
 - 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (9) 一號配當率
 - 當該事業年度ニ於テ指定ヲ受ケテ配當セントスル配當率及配當金ヲ記載スルコト
 - 第二號様式ノ二自己資本計算ノ差引合計ノ金額ト一致セシムルコト
- (10) 申請ノ事由
 - 令第三條第一項第一號ノ配當率ヲ記載スルコト
 - 決定配當率ニ依ルベキ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添附スルコト
- (11) 被合併會社名
 - 合併ニ因リ解散シタル會社ノ商號又ハ名稱ヲ記載スルコト
 - 合併ニ因リ解散シタル會社ノ商號又ハ名稱ヲ記載スルコト
- (12) 拂込資本金以外ノ株主資本
 - 拂込資本金以外ノ株主資本其ノ他之ニ準ズベキ者ニ關スルベキ負債額ノ合計額ヲ記載スルコト

役員數

- (13) 合併ニ因リ受入計算
 - (イ) 受入資産ノ價額
 - 合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ合併後存続スル會社ガ合併ニ際シ繼承シタル純資産額ヲ記載スルコト
 - (ロ) 交付株式ノ拂込金額及金額ノ總額
 - 合併ニ因リ解散シタル會社ノ株主又ハ之ニ準ズベキ者ニ割當テラレタル株式ノ拂込金額及之ニ交付セル金額ノ總額ヲ記載スルコト(合併ニ因リ解散シタル會社ノ利益配當金ニ相當スル部分アルトキハ其ノ金額ヲ内書スルコト)
 - (ハ) 合併差益金
 - (イ) 受入資産ノ價格ヨリ(ロ)ノ交付株式ノ拂込金額及金額ノ總額ヲ差引キタル差額ヲ記載スルコト
 - (ニ) 合併債務金等
 - 合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ合併後存続スル會社ガ合併契約ニ依リ解散手當、退職金、慰勞金其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ合併ニ際シ社外ニ支出シタル金額(ロ)ノ交付セル金額ノ額ヲ含マザルモノトス)ヲ記載スルコト(合併ニ因リ解散シタル會社ガ合併契約ニ依リ合併前ニ於テ此ノ支出ヲ爲シタル場合ハ其ノ他參考事項欄ニ其ノ金額ヲ記載スルコト)

配當率

- (14) 合併前ノ各會社ノ合併直前事業年度ノ利益率、配當率、留保率、利益率及留保率ハ夫々第一號様式記載心得(13)及(14)ニ依リ記載スルコト
- (15) 自己資本計算
 - 第一號様式記載心得(1)乃至(13)ニ依リ記載スルコト
 - 本様式ニ依リ離キトキハ別紙ニ記載スルコト
- (16) 本様式ニ依リ離キトキハ別紙ニ記載スルコト
- (17) 第三號様式(積立金使用許可申請書)記載心得
 - (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 - (2) 商號
 - (3) 資本金
 - (4) 代表者氏名
 - (5) 會社ノ營業主タル事業
 - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
 - (7) 積立金ノ現在額
 - 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
 - 令第六條ノ規定ニ依ル積立金
 - 令第六條ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命令ニ依リ積立テタル積立金ヲ記載スルコト
 - (8) 其ノ他ノ積立金ハ會社ノ勘定科目ニ依リ記載スルコト
 - (9) 本様式ニ依リ離キトキハ別紙ニ記載スルコト

第四號様式(役員報酬支給許可申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營業主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
- (7) 第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (8) 當該事業年度ノ役員報酬ノ總額
- (9) 許可ヲ受ケテ支給セントスル報酬ノ屬スル最初ノ事業年度ヲ記載スルコト
- (10) 役員數、社員數
 - 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
 - 中階級員數
 - 當該事業年度ニ付支給セントスル報酬ノ總額ヲ記載スルコト(事業年度ノ中途ヨリ増額支給セントスルモノナルトキハ事業年度ノ初ヨリ増額支給スルモノト假定シタル場合ノ金額及其ノ計算ノ基礎ヲ其ノ他參考事項欄ニ記載スルコト)
 - 會社ノ定ニ依ル最高限度額
 - 定款、株主總會ノ決議等ニ依リ定メタル最高限度ノ金額ヲ記載スルコト
- (11) 不要許可額
- (12) 不要許可額ノ屬スル事業年度

不要許可額ノ屬スル事業年度ニ以上アルトキハ最終ノ事業年度ヲ記載スルコト

- (13) 報酬支給内訳
 - (イ) 役員
 - 社長、副社長、事務取銷役、常務取締役、取締役、監査役等ノ役名別ニ記載スルコト
 - 但シ常勤非常勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスル者アルトキハ之ヲ區分スルコト
 - (ロ) 貯蓄額
 - 規約貯金、組合貯金、賞與國債支給運動ニ依ル國債支給等支給スル報酬ヨリ天引シテ貯蓄セシメ又ハ國債ヲ支給スル金額ヲ記載スルコト
 - (ハ) 備考(社員業務役員ノ社員給與)
 - 當該事業年度又ハ不要許可額ノ屬スル事業年度ニ於テ役員ニシテ社員ヲ業務シ社員トシテノ給與ヲ受クル者アルトキハ其ノ事業年度別ニ其ノ各役員ノ役名、社員トシテノ役職名及社員トシテ受ケタル給與ノ種類別金額(當該事業年度ニ付テハ豫定額)ヲ記載スルコト
 - (14) 申請ノ事由
 - 報酬ヲ増額スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添附スルコト
 - 當該事業年度前終了シタル最近ノ三事業年度
 - (イ) 平均拂込資本金
 - (15) 當該事業年度前終了シタル最近ノ三事業年度

第一號様式記載心得(1)ニ依リ記載スルコト

- (16) 合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トノ役員及役員報酬比較對照
 - 合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トニ付各役員ヲ合併ニ際シ退職シタル者、留任シ又ハ引續キ合併後ノ會社ノ役員ト爲リタル者及新ニ就任シタル者ニ區分シテ其ノ役名及役員報酬額(事業年度ノ一部ニ付支給スルモノナルトキハ事業年度ノ全部ニ付支給スルモノト假定シタル場合ノ金額及其ノ計算ノ基礎ヲ附記スルコト)ヲ記載スルコト
 - 本様式ニ依リ離キトキハ別紙ニ記載スルコト
- (17) 第五號様式(役員賞與支給許可申請書)記載心得
- (18) 會社ノ本店ノ所在場所
- (19) 商號

(3) 資本金
 (4) 代表者氏名
 (5) 會社ノ營業主タル事業
 (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受タルノ有無
 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
 (7) 申請賞與額
 當該事業年度ニ付支給セントスル賞與ノ總額ヲ記載スルコト
 (8) 會社ノ定ニ依ル最高限度額
 定款、株主總會ノ決議等ニ依リ定メタル最高限度ノ金額ヲ記載スルコト
 (9) 同上ノ定ノ沿革
 定款、株主總會ノ決議等ノ要點ヲ記載スルコト
 (10) 不要許可額
 (イ) 法定賞與額
 第七條ノ規定ニ依ル純益金ニ第八條ノ率ヲ乗ジテ得タル金額ヲ記載スルコト
 (ロ) 算出ノ基礎
 右ノ計算ノ手續ヲ記載スルコト
 (ハ) 前期賞與額
 當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ハ第九條ノ規定ニ依リ算出セラルル金額ヲ記載スルコト
 (ニ) 算出ノ基礎
 右ノ計算ノ手續ヲ記載スルコト

(ホ) 令第十三條第二項ノ規定ニ依ル金額
 令第十三條第二項各號ノ一ニ掲グル場合ニ該當スルトキ其ノ金額ヲ記載スルコト
 (ハ) 算出ノ基礎
 右ノ計算ノ手續ヲ記載スルコト
 (11) 當該事業年度ノ純益金計算
 會社ノ決算上ノ利益ヨリ第七條第二項又ハ第三項ニ掲グル項目ヲ加減シテ純益金ノ計算ヲ示スコト
 (12) 賞與支給内詳
 (イ) 役名
 社長、副社長、事務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ役名別ニ記載スルコト
 但シ常勤、非常勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスル者アルトキハ之ヲ區分スルコト
 (ロ) 貯蓄額
 規約貯金、組合貯金、賞與國債支給運動ニ依ル國債支給等支給スル賞與ヨリ天引シテ貯蓄セシメ又ハ國債ヲ支給スル金額ヲ記載スルコト
 (13) 申請ノ事由
 令第十三條ノ限度ヲ超エテ役員賞與ヲ支給スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添付スルコト
 (14) 當該事業年度及其ノ前三年事業年度
 (イ) 平均拂込資本金

第一號様式記載心得(1)ニ依リ記載スルコト
 (ロ) 役員數
 期末現在ニ依リ記載スルコト
 (ハ) 雜給與總額
 金錢ニ依ル給與ノミヲ記載スルコト
 (15) 合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前二年事業年度
 合併後ノ最初ノ事業年度ノ役員賞與ニ付許可ヲ受ケントスル會社ノ外ハ記載スルニ及バズ
 (16) 合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トノ役員及役員賞與比較對照
 合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トニ付各役員ヲ合併ニ際シ退職シタル者、留任シ又ハ引續キ合併後ノ會社ノ役員ト爲リタル者及新ニ就任シタル者ニ區分シテ其ノ役名及役員賞與額(常業年度ノ一部ニ付支給スルモノアルトキハ常業年度ノ全部ニ付支給スルモノト假定シタル場合ノ金額及其ノ計算ノ基礎ヲ附記スルコト)ヲ記載スルコト
 (17) 本様式ニ依リ離キトキハ別紙ニ記載スルコト
 第六號様式(役員退職金準則(變更)許可申請書)記載心得
 (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 (2) 商號

(3) 資本金
 (4) 代表者氏名
 (5) 會社ノ營業主タル事業
 (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受タルノ有無
 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
 (7) 受給者ノ資格
 社長、副社長、事務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ別ニ依リ支給條件ヲ異ニスルトキハ其ノ資格ノ別ヲ記載スルコト
 (8) 支給ノ條件
 役員退職金支給ノ有無又ハ其ノ金額若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
 (9) 金額又ハ割合
 退職金ノ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載スルコト
 (10) 支給ノ方法
 一時金、年金、分割拂等ノ別及現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依リカノ別ヲ記載スルコト
 (11) 最近一年間ニ於ケル役員報酬賞與支給内詳
 (イ) 役名
 社長、副社長、事務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ役名別ニ記載スルコト
 但シ常勤、非常勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスルモノアルトキハ之ヲ區分スルコト

(ロ) 金額
 最近一年間ニ於テ支給シタル金額ヲ記載スルコト但シ其ノ金額ガ役員ノ事業年度中途ヨリノ就任等ノ事由ニ依リ一年間ニ付支給シタルモノニ非ザルトキハ之ヲ一年間ニ付支給スルモノト假定シタル場合ノ金額及其ノ計算ノ基礎ヲ備考欄ニ記載スルコト
 (12) 備考
 (イ) 會社ガ役員退職金ニ關シ内規ヲ有シ會社員給與臨時措置令施行規則第五條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告シタルモノアルキハト其ノ旨記載スルコト
 (ロ) 主務大臣ノ許可ヲ受ケタル役員退職金ノ準則ヲ變更セントスルトキハ變更ノ事由ヲ記載スルコト此ノ場合ニ在リテハ變更前ノ準則ト變更後ノ準則トヲ傍註、括弧其ノ他適宜ノ方法ニ依リ對照セシムルコト
 (13) 既往ノ賞與
 (イ) 退職役員氏名
 最近十年間ニ於テ退職シタル役員ノ氏名(甲、乙、丙、丁等ノ假稱ヲ以テ代フルコト)ヲ得テ記載スルコト
 (ロ) 退職當時ノ役名
 退職シタル役員ノ退職當時ノ役名ヲ記載スルコト
 (ハ) 在職中各種ノ役員ニ就任シタルトキハ各種ノ役名(社長、副社長、事務取締役、常務

取締役、監査役等ノ別)ヲ記載スルコト
 (ニ) 二回以上役員退職金ノ支給ヲ受ケタル者ニ付テハ各支給期毎ニ記載スルコト
 (14) 其ノ他備考事項
 功勞顯著ナル等ノ事由ニ依リ特ニ多額ノ退職金ヲ支給シタル者ニ付テハ其ノ事由ヲ記載スルコト
 (15) 役員退職金準則許可申請書ナルトキハ(變更)ヲ抹消シ、役員退職金準則變更許可申請書ナルトキハ括弧ヲ抹消スルコト
 (16) 本様式ニ依リ離キトキハ別紙ニ記載スルコト
 第七號様式(役員退職金支給許可申請書)記載心得
 (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 (2) 商號
 (3) 資本金
 (4) 代表者氏名
 (5) 會社ノ營業主タル事業
 (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受タルノ有無
 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
 (7) 在職年數
 會社ガ當該退職役員ニ對シ退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ退職金支給後ニ於ケル在職年數トス
 (8) 不要許可額
 第十一條ノ規定ニ依リ算出セラルル金額

又ハ第十二條ノ規定ニ依リ、許可ヲ受ケタル準則ニ依リ算出セラルル金額ヲ記載スルコト

(9)申請額
支給セントスル退職金ノ金額ヲ記載スルコト

(10)在職中ノ報酬支給額、在職中ノ賞與支給額、在職中ニ當該退職役員ニ支給シタル報酬又ハ賞與ノ累計金額ヲ記載スルコト但シ會社ガ當該退職役員ニ對シ退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ支給後ニ於ケルモノヲ記載スルコト

(11)支給ノ方法、時期及支出科目
一時金、年金、分割拂等ノ別、現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別及當期ノ經費トシテ支出スルカ利益金處分ヨリ支出スルカ退職積立金ヨリ支出スルカ等ノ別ヲ記載スルコト

(12)申請ノ事由
許可ヲ受ケテ支給スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト

(13)其ノ他参考事項
會社ガ役員退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ支給ヲ受ケタル役員ノ氏名(甲、乙、丙、丁等ノ假稱ヲ以テ代フルコトヲ得、其ノ在職中在任シタル役名別勤続年數、在職中ノ報酬總額及賞與總額並ニ支給シタル退職金及其ノ支給年月日ヲ記載スルコト

(14)本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第八號様式(役員臨時給與支給許可申請書)記載心得

(1)會社ノ本店ノ所在場所

(2)商號

(3)資本金

(4)代表者氏名

(5)會社ノ營業主タル事業

(6)工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受ケタルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7)役員數、社員數
最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト

(8)支給内譯
役名ハ社長、副社長、專務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ別ニ記載スルコト但シ常勤非常勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスル者アルトキハ之ヲ區分スルコト

(9)支給ノ方法及支出科目
現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別及當期ノ經費トシテ支出スルカ利益金處分ニヨリ支出スルカ積立金ヨリ支出スルカ等ノ別ヲ記載スルコト

(10)申請ノ事由
臨時ノ給與ノ支給ヲ爲スノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト

(11)本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第九號様式(社員初任基本給料準則承認申請書)記載心得

(1)會社ノ本店ノ所在場所

(2)商號

(3)資本金

(4)代表者氏名

(5)會社ノ營業主タル事業

(6)工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受ケタルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7)職務
特別ノ經歷若ハ技能又ハ學歷ヲ有スル者ノ就クベキ職務ヲ記載スルコト

(8)現在人員
申請當時ニ於テ特別ノ經歷若ハ技能又ハ學歷ニ該當スル者アルトキハ其ノ現在人員ヲ記載スルコト

(9)現在人員ノ初任基本給料
初任基本給料ニ差異アルトキハ各初任基本給料及各初任基本給料別ノ人員ヲ記載スルコト

(10)申請ノ事由
承認ヲ受ケテ社員初任基本給料準則ヲ定ムルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載スルコト

(11)本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第九號ノ二様式(社員初任基本給料支給許可申請書)記載心得

(1)會社ノ本店ノ所在場所

(2)商號

(3)資本金

(4)代表者氏名

(5)會社ノ營業主タル事業

(6)工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受ケタルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7)役職名
當該初任基本給料ノ支給ヲ受ケル時ノ役名(理事、參事、書記等ノ別)及職名(支店長、部長、課長等ノ別)ヲ記載スルコト

(8)氏名
甲、乙、丙、丁等ノ假稱ヲ以テ代フルコトヲ得

(9)年齢
數ハ年ニ依リ記載スルコト

(10)學歷
最後ニ卒業シタル學校名ヲ記載スルコト

(11)勤務先
勤務先並ニ其ノ勤務先ニ於ケル最後ノ役職名及勤務地ヲ記載スルコト

(12)最後ニ受ケタル報酬又ハ基本給料
前職ニ於テ最後ニ受ケタル役員報酬、社員基本給料又ハ之と同様ノ性質ヲ有スル給與ノ月額ヲ記載スルコト

(13)申請初任基本給料
支給セントスル初任基本給料ヲ記載スルコト

(14)前職ト採用後トノ給與比較對照
前職ニ於ケル一定期間ノ給與ノ總額及種類(基本給料、手當賞與等ノ金額ト採用後ニ於ケル一定期間ノ給與ノ總額及種類別金額(豫定)ヲ比較對照スルコト但シ申請初任基本給料ノ支給ヲ受ケベキ社員ガ轉職者ニ非ザルトキハ記載スルニ及バズ

(15)本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第十號様式(社員昇給許可申請書)記載心得

(1)會社ノ本店ノ所在場所

(2)商號

(3)資本金

(4)代表者氏名

(5)會社ノ營業主タル事業

(6)工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受ケタルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7)許可ヲ受ケントスル昇給
(イ)昇給金額
各昇給該當者ニ付昇給セシメントスル金額(月額)ノ合計金額ヲ記載スルコト

(ロ)昇給限度
第十七條ノ規定ニ依リ算出セラルル當該昇給期ニ於ケル限度ヲ記載スルコト

(ハ)昇給前ノ基本給料

各昇給該當者ノ當該昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ各昇給該當者ノ直前ノ昇給日(初メテ昇給スル者ニ付テハ採用ノ日)後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計金額ヲ記載スルコト

(8)既往ノ昇給實績
(イ)昇給前ノ基本給料
(7)ノハニ依リ記載スルコト

(9)昇給回数以上アルトキハ各昇給期毎ニ記載スルコト

(ハ)令第十九條第二項各號ノ昇給ニ付テハ記載セザルコト

(9)申請ノ事由
許可ヲ受ケテ昇給ヲ爲サシムルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト

(10)社員ノ學歷年齡別員數
(イ)各學歷區分ニ該當セザル者ハ其ノ他ノ欄ニ記載スルコト但シ其ノ數ガ多數ニ上ルトキハ適宜區分シテ記載スルコト

(ロ)年齡ハ數ハ年ニ依リ記載スルコト

(ハ)本表ハ過去一年間ニ於テ爲シタル昇給許可申請ニ際シテ提出シタルコトアルトキ又ハ昇給該當者數ガ全社員數ノ五分ノ一以下ナルトキハ提出スルニ及バズ

(11)本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第十一號様式(賞與期間(變更)屆書)記載心得
 (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 (2) 商號
 (3) 資本金
 (4) 代表者氏名
 (5) 會社ノ營業主タル事業
 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(5)ニ依リ記載スルコト
 (6) 役員及社員數
 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
 (7) 會社ノ定メタル賞與期間及支給期
 各曆年中最初ニ支給期ノ到來スル期間ヲ第一期トスルコト
 (8) 變更前ノ賞與期間及支給期
 賞與期間ノ變更ヲ爲サントスルモノノ外ハ記載スルニ及バズ
 (9) 備考
 (イ) 賞與期間ノ變更ヲ爲サントスルモノニ在リテハ變更ノ事由ヲ記載スルコト
 (ロ) 支給スベキ賞與金ノ計算方法ニ特別ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコト
 (10) 賞與期間屆書ナルトキハ(變更)ヲ抹消シ、賞與期間變更屆書ナルトキハ括弧ヲ抹消スルコト
 第十二號様式(社員賞與支給方法承認申請書)記載心得
 (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 (2) 商號
 (3) 資本金

(1) 代表者氏名
 (5) 會社ノ營業主タル事業
 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(5)ニ依リ記載スルコト
 (6) 管理方法
 支給後ノ管理ノ方法ヲ記載スルコト
 第十三號様式(社員賞與支給許可申請書)記載心得
 (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 (2) 商號
 (3) 資本金
 (4) 代表者氏名
 (5) 會社ノ營業主タル事業
 (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受ケルノ有無
 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
 (7) 役員數、社員數
 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
 (8) 不要許可限度
 (イ) 施行規則第二十一條ノ限度
 當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ノ四分ノ三ニ相當スル金額ヲ記載スルコト
 (ロ) 施行規則第二十四條第一項第一號ノ限度
 當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ記載スルコト
 (ハ) 算出ノ基礎
 不要許可限度計算ノ手續ヲ記載スルコト

(9) 申請額
 支給セントスル賞與ト令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當トノ合計金額ヲ記載スルコト但シ第二十四條第一項第一號ニ掲グル方法ヲ以テ支給スルモノアルトキハ其ノ金額ヲ内書スルコト
 (10) 當該事業年度ノ貯蓄ノ方法
 貯蓄セシムル金額ノ支給方法及其ノ管理方法ヲ記載スルコト
 (11) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
 第十四號様式(社員賞與經費支出許可申請書)記載心得
 (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 (2) 商號
 (3) 資本金
 (4) 代表者氏名
 (5) 會社ノ營業主タル事業
 (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受ケルノ有無
 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
 (7) 役員數、社員數
 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
 (8) 令第二十一條ノ限度
 當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ノ四分ノ三ニ相當スル金額ヲ記載スルコト
 (9) 限度超過額
 當該賞與期間ノ賞與ト令第二十條各號ニ

掲グル手當以外ノ手當トノ合計金額中令第二十一條ノ限度ヲ超過スル金額ヲ記載スルコト
 (10) 經費トシテ經理セントスル額
 限度超過額中經費支出ヲ爲サントスル金額ヲ記載スルコト
 (11) 經費トシテ經理スルノ要アル事由
 限度超過額ヲ經費トシテ經理スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト
 (12) 當該賞與期間及其ノ前二賞與期間ノ賞與手當ノ經理ノ方法
 (イ) 手當
 令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當ノ當該賞與期間ニ於ケル支給總額ヲ記載スルコト
 (ロ) 基本給料
 當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ヲ記載スルコト
 (ハ) 同上金額中經費トシテ經理シタル金額
 當該賞與期間ニ付テハ許可アリタルモノト假定シタル場合ノ豫定ヲ記載スルコト
 (13) 賞與手當ヲ經費トシテ經理セントスル事業年度及其ノ前二事業年度
 (イ) 平均拂込資本金
 第一號様式記載心得(12)ニ依リ記載スルコト
 (ロ) 利益率、留保率

第一號様式記載心得(13)及(14)ニ依リ記載スルコト
 (ハ) 賞與手當ヲ經費トシテ經理セントスル事業年度ニ付テハ許可アリタルモノト假定シタル場合ニ於ケル豫定ヲ記載スルコト
 (14) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
 第十五號様式(社員臨時給與支給許可申請書)記載心得
 (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 (2) 商號
 (3) 資本金
 (4) 代表者氏名
 (5) 會社ノ營業主タル事業
 (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受ケルノ有無
 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
 (7) 支給ノ條件
 支給ヲ受タベキ者ノ範圍ニ關スル基準ヲ記載スルコト
 (8) 支給額ノ決定方法
 各支給額ノ受タベキ臨時ノ給與ノ金額ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
 (9) 受給者ノ勤務場所
 事務所、工場、事業場等勤務ノ場所ヲ限リ臨時ノ給與ヲ支給スル場合ニ於テ其ノ場所ノ種類及名稱ヲ記載スルコト
 (10) 受給者ト同一場所ニ勤務スル社員數
 前號ニ該當スル場合ニ於テ申請當時ノ同一場所勤務社員數ヲ記載スルコト

(11) 會社ノ社員數
 申請ノ當時ニ於ケル社員總數ヲ記載スルコト
 (12) 申請ノ月ノ前月以前一年間ニ受給者一支給シタル賞與手當ノ合計額
 算入スベキ手當ハ令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當トスルコト
 (13) 支給ノ事由
 (イ) 臨時ノ給與ヲ支給スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト
 (ロ) 同一事由ニ依リ役員又ハ勞務者ニ臨時ノ給與ヲ支給スルトキハ其ノ旨附記スルコト
 (14) 支給ノ方法及支出科目
 (イ) 現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別及經費トシテ支出スルカ利社金處分ニ依リ支出スルカ積立金ヨリ支出スルカ等ノ別ヲ記載スルコト
 (ロ) 臨時ノ給與ヲ支給セシムル爲メ既往事業年度ニ於テ積立金、引當金等ヲ留保シタル場合ハ當該積立金、引當金等ノ名稱及金額ヲ記載スルコト
 (15) 既往ニ於ケル臨時給與支給ノ有無
 (イ) 許可ヲ受ケテ支給セントスル臨時ノ給與ト同様ノ事由ニ依リ既往ニ於テ支給シタルモノヲ記載スルコト
 (ロ) 基本給料月額
 當該臨時ノ給與ノ支給ヲ受ケタル者ニ

簿記帳心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營業主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受ケルノ有無
- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 會社ノ總額
- 最近三年間ニ於ケル資本ノ増加又ハ減少、合併等ヲ簡記スルコト
- (8) 申請基連月額
- 承認ヲ受ケントスル基連月額又ハ増額ノ許可ヲ受ケテ新ニ定メントスル基連月額ヲ記載スルコト
- (9) 申請當時ノ基連月額
- 基連月額ノ承認申請ナルトキハ記載スルニ及バズ
- (10) 申請ノ事由
- 當該金額ヲ基連月額ト爲スノ要アル事由又ハ基連月額ヲ増額スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添付スルコト
- (11) 支店、工場等及其ノ所在地
- 支店、工場、事業場等ニ付特ニ機密費等ノ支出ヲ要スル場合ニ於テ其ノ支店、工場、事業場等ノ小主ナルモノヲ記載スルコト
- (12) 合併前ノ各會社ノ合併前最終ノ事業年度

- (イ) 申請ノ日ノ屬スル事業年度又ハ其ノ直前ノ事業年度ニ於テ爲サレタル合併ニ付記載スルコト
- (ロ) 基連月額ナキ會社ニ在リテハ機密費等ノ支出ノ實額ヲ記載スルコト
- (3) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第二十一號様式(機密費等基連月額超過支出許可申請書)記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營業主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受ケルノ有無
- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 申請額
- 當該事業年度ニ於テ支出セントスル機密費等ノ合計金額ヲ記載スルコト
- (8) 不要許可額
- 基連月額ニ當該事業年度ノ月數(曆ニ從ヒ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月ニ切上グ)ヲ乘ジテ得ベキ金額ヲ記載スルコト
- (9) 同上算出ノ基連
- 不要許可額計算ノ手續ヲ記載スルコト

- (10) 申請額ノ内額
- 機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費等ノ區分不明ナルトキハ適宜之ヲ區分シテ記載スルコト
- (11) 申請ノ事由
- 不要許可額ヲ超エテ機密費等ヲ支出スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添付スルコト
- (12) 利益率
- 第一號様式記載心得(13)ニ依リ記載スルコト
- (13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第二十二號様式(寄附金等支出豫定額(變更)報告書)記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營業主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受ケルノ有無
- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 支出豫定額中主ナルモノ
- 寄附金等ノ支出先ノ豫定アルモノノ主ナルモノニ付記載スルコト
- (8) 豫定額ノ屬スル事業年度
- 報告セントスル支出豫定額ノ屬スル事業年度ヲ記載スルコト

- (9) 寄附ヲ爲スノ要アル事由
- (イ) 寄附先別ニ寄附金等ヲ爲スノ要アル事由ヲ記載スルコト
- (ロ) 該事業年度ニ分割シテ支出スルモノアルトキハ其ノ總額及支出濟額等ヲ附記スルコト
- (10) 報告ノ日ノ屬スル事業年度
- (イ) 報告書提出ノ日ノ屬スル事業年度ヲ記載スルコト
- (ロ) 報告書提出ノ日ノ屬スル事業年度ガ豫定額ノ屬スル事業年度ト同一ナル場合ハ記載スルニ及バズ
- (11) 其ノ他
- 資產中假勘定ニ計上スルモノ、其ノ他資產ニ計上スルモノヲ記載スルコト
- (12) 其ノ他參考事項
- 第三十四條ノ二第二項ノ規定ニ依リ寄附金等ノ豫定額ノ變更報告ナルトキハ合併ニ因リ解散シタル會社ノ商號又ハ名稱、本店又ハ主タル事務所ノ所在場所並ニ合併直前ニ於ケル資本金及繰込資本金ヲ記載スルコト
- (13) 寄附金等支出豫定額報告書ナルトキハ(變更)ヲ抹消シ、寄附金等支出豫定額變更報告書ナルトキハ括弧ヲ抹消スルコト
- (14) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第二十三號様式(寄附金等豫定超過支出許可申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營業主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受ケルノ有無
- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 申請額
- 支出ノ屬スル事業年度ニ於テ支出セントスル寄附金等ノ合計金額ヲ記載スルコト
- (8) 不要許可額
- 第三十四條ノ二第一項ノ規定ニ依リ報告シタル當該事業年度ノ寄附金等ノ豫定額又ハ同條第二項ノ規定ニ依リ報告シタル當該事業年度ノ寄附金等ノ變更豫定額ヲ記載スルコト
- (9) 寄附金ノ種類
- 第三十四條ノ二第一項若ハ第二項ノ規定ニ依リ寄附金等ノ豫定額報告ノ際豫定シタル金額ヲ超エテ支出セントスル寄附金等又ハ同條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依リ寄附金等ノ豫定額報告ノ際豫定セザル寄附金等ニ付テハ一件毎ニ之ヲ記載シ其ノ他ノ寄附金等ニ付テハ一括シテ之ヲ記載スルコト
- (10) 豫定額
- 第三十四條ノ二第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ寄附金等ノ豫定額報告ノ際ノ豫定額ヲ記載スルコト

- (11) 其ノ他
- 資產中假勘定ニ計上スルモノ、其ノ他資產ニ計上スルモノヲ記載スルコト
- (12) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第二十四號様式(株式取得許可申請書)記載心得
- 一 株式取得許可申請書ノ場合ニハ「處分」ヲ、株式處分許可申請書ノ場合ニハ「取得」ヲ各抹消スルコト
- 二 取得セントスル株式ニ關スル事項
- (1) 「銘柄」ハ何々株式會社株式ノ如ク記載スルコト、同一會社ノ株式ニシテ拂込金額ヲ異ニスル二種類以上ノ株式アル場合ニ於テハ「新株」第一新株、第二新株等ノ區分ヲ記載シ優先株、後配株アル場合ハ優先株、普通株又ハ後配株ノ區分ヲ記載スルコト
- (2) 「取得ノ價額」ハ取得又ハ處分セントスル株式ノ賣却又ハ買入價額ヲ記載スルコト、價額不明ナルモノハ大體ノ豫想價額ヲ記載シ價額ノ表示困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ヲ記載スルコト
- (3) 「株式總數ニ對スル割合」ハ取得又ハ處分セントスル株式ノ當該株式ヲ發行スル會社ノ總株式數ニ對スル割合ヲ記載スルコト
- (4) 「會社ノ記帳價額」ハ株式ヲ處分セントスル場合ニ於テ當該株式ノ最近ニ於ケル帳簿價額ヲ記載スルコト
- (5) 「取得ノ方法」ハ仲介者ヲ經テ買入又ハ賣

却スルモノナリヤ、又其ノ仲介者ノ住所氏名、設立セラルル會社ノ株式ニ應募スルモノナリヤ、關係會社ヨリ又ハ關係會社ニ對シテ關係スルモノナリヤ、株主ニ對シテ關係スルモノナリヤ、又其ノ割當ノ方法等ヲ記載スルコト

三 譲渡先ニ關スル事項

(6) 株式取得許可申請書ナル場合ハ「譲渡先」ヲ、株式處分許可申請書ナル場合ニハ「譲受先」ヲ各抹消スルコト

不特定ノ者若ハ多數ノ者ニ對シテ株式ヲ讓渡スル場合又ハ不特定ノ者若ハ多數ノ者ヨリ株式ヲ譲受タル場合ニ於テハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

(7) 申請者トノ關係ハ申請者ト讓渡先又ハ譲受先トノ資本關係、役員關係、取引關係等ノ關係ヲ記載スルコト

四 取得セントスル株式ヲ發行スル會社ニ關スル事項

(8) 申請者ノ所有株式數及所有率ハ當該會社ノ株式中現ニ申請會社ノ所有スル株式數及其ノ當該會社ノ總株式數ニ對スル割合ヲ記載スルコト

(9) 申請者トノ關係ハ當該會社ト申請會社トノ資本關係、役員關係、取引關係、最近ニ於ケル取引關係等ヲ記載スルコト

(10) 主たる事業ハ會社ノ定款ノ目的如何ニ拘ラズ會社ガ現ニ營ミツツアル主たる事業ヲ記載スルコト

(11) 「生産高又ハ売上高」ハ最近ニ終了シタル

五 本業年度ニ於ケルモノヲ記載スルコト

株式取得ニ要スル資金ノ調達方法
株式處分ニ因リテ得タル資金ノ使途

(12) 株式取得許可申請書ノ場合ニハ「株式處分」ニ因リテ得タル資金ノ使途ヲ、株式處分許可申請書ノ場合ニハ「株式取得ニ要スル資金ノ調達方法」ヲ各抹消スルコト

「株式取得ニ要スル資金ノ調達方法」ハ株式取得ニ要スル資金ヲ増資、株金拂込等ニ依ルモノナリヤ及増資、株金拂込等ノ金額並ニ之ニ關スル臨時資金調轉法其ノ他ノ法令ニ依ル許可ノ有無、許可ノ年月日、借入金ニ依ルモノナリヤ及其ノ金額、借入先、擔保ノ有無、利率其ノ他ノ條件、手許除金ニ依ルモノナリヤ及其ノ金額ヲ記載スルコト

「株式處分ニ因リテ得タル資金ノ使途」ハ株式處分ニ依ル代リ金ヲ借入金ノ返済、運轉資金ノ補充、固定設備ノ新設、擴張、銀行預金、他ノ有價證券等ニ投資スルモノナリヤ及其ノ金額、事業設備ノ新設、擴張等ニ必要ナル資金ニ充ツルモノナルトキハ事業設備ノ新設、擴張ノ概要並ニ許可ノ有無、借入金ヲ返済スル場合ニハ借入金ノ返済先及金額、運轉資金補充ノ場合ニハ運轉資金(原材料、製品、半製品等)ノ現在高、借入金總額ト運轉資金トノ割合、他ノ投資ニ充ツルモノナル場合ハ其ノ金額、投資ノ種類、有價證券ノ明細等ヲ記載スルコト

六 申請ニ關スル事項

(13) 本業ノ概要ハ會社ノ現ニ營ミツツアル主たる事業ノ種類、主要生産品名、最近本業年度ニ於ケル生産高、販賣高、主要販賣先、主要設備ノ概要、其ノ他會社ノ營業ノ種類及規模ノ概要ヲ知ルニ足ル事項ヲ記載スルコト

(14) 「所有株式總額」ハ單一金額(會社ノ帳簿價額)ノミヲ記載スルコト

(15) 所有株式數ノ現在高ハ最近ノ殘高ニ依ルコト

(16) 「子會社」ハ資本關係、役員關係等ニ依リ實質上會社ガ支配權ヲ有スル會社ヲ謂ヒ「親會社」ハ資本關係、役員關係等ニ依リ實質上會社ガ支配ヲ受クル會社ヲ謂フ

(17) 外國株式ノ取得又ハ處分ナルトキハ外貨證券取得ニ關スル爲善管理法上ノ許可ノ有無ヲ記載スルコト

(18) 其ノ他許可ニ關シ調査上ノ參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

(19) 記載事項ナキモノ又ハ記載困難ナルモノハ其ノ欄ヲ斜線ニ依リテ抹消スルコト

(20) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十五號様式(特種取得許可申請書)記載心得

一 一般ノ記載方法ニ付テハ第二十四號様式記載心得ニ準ズルコト

二 取得セントスル無體財產

(1) 「種類」ハ特許權、商標權又ハ漁業權ノ内容ヲ表示スル名稱、種類ヲ記載スルコト

(2) 「無體財產權ノ内容」ハ如何ナル方法ニ依リ如何ナル製品ヲ製造スル特許權ナリヤ、商標權ノ設定地域、標識標物ノ種類及推定價值、現在ノ出產量等ヲ詳細ニ記載スルコト

(3) 無體財產權ノ取得ニ伴フ事業計畫ノ大要ハ特許權、商標權等ヲ取得スルコトニ依リ實施スベキ事業計畫ニ付主要事業設備ノ大要、主要生産品名及生産高、原材料入手ノ方法並ニ事業收支ノ豫算等事業計畫ノ大要ヲ知ルニ足ル事項ノ概要ヲ記載スルコト

(4) 其ノ他參考事項

(5) 外國ヨリ特許權ヲ買入レントスル場合ニハ買入先ノ國別爲善管理法上ノ許可ノ有無、支拂ノ方法等ヲ記載スルコト

(6) 無體財產權ノ處分セントスル場合ニ於テ無體財產權ノ處分ニ伴ヒ之ト同時ニ事業設備ヲ處分スルモノナルトキハ處分スベキ主要事業設備等ヲ記載スルコト

(7) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十六號様式(資金借入許可申請書)記載心得

一 一般ノ記載方法ニ付テハ第二十四號様式記載心得ニ準ズルコト

二 借入ニ關スル事項

(ロ) 報告書提出ノ日ノ屬スル本業年度ガ豫定額ノ屬スル本業年度ト同一ナル場合ハ記載スルニ及バズ

營業所名ヲ記載シ、借入ノ方法ノ欄ニ證書交付手形交付又ハ當座貸越契約ニ依ル旨ヲ記載シ、當座貸越契約ニ依ル場合ニ於テハ「借入金額」ノ欄ニ極度金額ヲ記載スルコト

(2) 借口ニ互リ借入ヲ爲ス場合ニハ「借入金額」ノ欄ニ互リ借入額ヲ、「借入ノ方法」ノ欄ニ借口ニ互リ借入ル旨及其ノ毎回ノ借入ノ豫定額ヲ記載スルコト

(3) 「返済ノ時期及返済ノ方法」ニハ返済資金ノ調達ニ關スル見込ヲ記載スルコト

(4) 擔保其ノ他ノ條件ナキ場合ハ「擔保其ノ他ノ條件」ノ欄ニ「無し」ト記載スルコト

(5) 借入金ヲ以テ事業設備ノ新設、擴張等ヲ爲サントスルトキハ其ノ事業計畫ノ大要、所要資金ノ總額並ニ資金ノ調達方法、主要生産品名及豫想生産高等ノ大要ヲ記載スルコト

(6) 資金ガ借入金ノ返済ニ充當セラルルモノナル場合ニ於テハ返済先及其ノ金額等ヲ記載スルコト

(7) 運轉資金ニ充當スルモノナル場合ニハ單一金額ノミヲ表示スルコト

(8) 借入金ニ依リ有價證券ヲ取得セントスルモノナル場合ニハ取得セントスル有價證券ノ銘柄、數量、取得價額等ヲ記載スルコト

四 借入先ニ關スル事項

(9) 金融機關ヨリ借入ヲ爲サントスルモノナル場合ニ於テハ本欄ハ全部斜線ニ依リテ抹消スルコト

申請者ニ關スル事項

(10) 「資產及資本構成」ノ欄中

(イ) 「固定資產」ハ土地、建物、機械、設備、什器等ヲ謂ヒ、建設勘定等ノ未納資產アルトキハ其ノ額ヲ之ニ加算シ特ニ其ノ旨ヲ記載スルコト

(ロ) 「流動資產」ハ會社ノ資產中「固定資產」以外ノモノヲ謂ヒ、「投資資產」ハ所有有價證券、關係會社ニ對シテ貸付金及預金、現金ノ合計金額ヲ謂フコト

(ハ) 「株主資本」ハ最終ノ貸借對照表ニ於ケル拂込資本金ト、積立金トノ合計金額ヲ謂ヒ、外部資本ハ最終ノ貸借對照表ノ貸方ニ於ケル其ノ他ノ科目(當期利益金ヲ含マズ)ノ合計金額ヲ謂フコト

(11) 「借入金ノ總額」ハ借入金ト支拂手形トノ總高ノ合計金額ニ依ルコト但シ假受金其ノ他ノ名義ニ依リ實質上關係會社等ヨリ資金ノ借入ヲ爲シ居ルモノニ付テハ之ヲ加算シ特ニ其ノ額ヲ内書スルコト

(12) 「金融機關」トハ銀行、信託會社、保險會社、商工組合中央金庫、產業組合中央金庫ヲ謂フコト

六 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十七號様式(會社概況報告書)記載心得